
市 政 概 要

令和7年版

松本市議会

松本市民憲章

(昭和 52 年 10 月 24 日議決)

松本市は、北アルプスの山なみと城の風姿に象徴される美しいまちです。

私たちは、このふるさとに誇りをもち、幸せで豊かなまちづくりをめざして、つぎの三つの願いを貫きます。

- 1 松本市民は、おたがいの連帯感をつよめ、自由と自治を尊重しましょう。
- 1 松本市民は、人間性をつちかう教育を重んじ、文化をたいせつにしましょう。
- 1 松本市民は、自然を愛し、まちの緑とすんだ川を守りましょう。

目次

松本市民憲章

1 市勢

1	沿革	1
2	位置・面積	1
3	市制施行	1
4	人口	2
5	合併等の状況	5
6	都市宣言	5
7	姉妹都市・友好都市等	7

2 議会

1	議員定数	11
2	党派・会派別議員	11
3	本会議	11
4	委員会構成及び所管事項	12
5	委員会開催状況	12
6	その他の会議開催状況	12
7	請願・陳情審査件数	13
8	議員報酬等	13
9	行政視察旅費	13
10	政務活動費	13
11	議員研修会	14
12	姉妹都市交流	14
13	政策提言	14
14	議会報告会	14
15	議会発行の刊行物	15
16	会議等の放送	15
17	行政視察受入状況	16
18	議会図書室	16
19	本会議・委員会会議録	16
20	議会事務局の組織	16
21	歴代正副議長	17

3 総合戦略

1	歴代三役・名誉市民	19
2	松本の「シンカ」をめざして	22
3	庁議の運営	24

4	地元県議会議員への要望	24
5	過疎及び辺地対策	24
6	市役所新庁舎建設計画の推進	25
7	民間との共創の推進	25
8	広域行政	25
9	広域連合	26
10	広報	27
11	D X ・デジタル化の推進	27
12	えきしろ空間活性事業	30
13	松本城三の丸エリア整備事業	30
14	歴史的風致維持向上計画	31
15	世界に冠たる山岳リゾートの実現	31
16	観光地利用者数	32
17	観光関係団体補助	33
18	いがやレクリエーションランド	33
19	乗鞍高原湯けむり館	34
20	上高地アルペンホテル	34
21	上高地食堂	35
22	徳沢ロッジ	35
23	焼岳小屋	36
24	アクティブプラザ・アルプスの郷	36
25	白骨温泉公共野天風呂	37
26	長野県乗鞍自然保護センター	37
27	野麦峠スキー場	37
28	奈川高ソメキャンプ場	38
29	奈川ウッディ・もっく	39
30	野麦峠オートキャンプ場	40
31	乗鞍観光センター	40
32	岳都・松本「山岳フォーラム」	41
33	「山の日」四方山祭り i n 上高地	42
34	乗鞍ゼロカーボンパーク推進事業	43
35	中部山岳国立公園南部地域 広域観光推進事業	43
36	上高地対策事業	44
37	上高地保存活用推進事業	44
38	上高地焼岳火山対策事業	45
39	ふるさと起業家応援事業	46
40	まつもと住まい誘致プロジェクト	46
41	ふるさとまつもと寄附金推進事業	47

4 住民自治

目

1	地域づくりの推進	49
2	町会	50
3	地区福祉ひろば事業	51
4	防犯灯設置等及び管理補助事業	52
5	市民協働の推進	53
6	市民生活総合相談窓口	54
7	消費生活政策	55
8	広聴事業	56
9	オンライン窓口の利用推進	57
10	戸籍・住民票関係事務処理件数	57
11	社会保障・税番号制度関係事業	57
12	年金の概要	58
13	人権啓発推進事業	58
14	男女共同参画推進事業	59
15	多文化共生推進事業	60

5 総務

1	松本市組織表	61
2	行政改革	64
3	包括外部監査	67
4	平和推進事業	67
5	行政不服審査制度	68
6	情報公開制度	69
7	松本市文書館	70
8	職員定数と配置数	71
9	特別職の職員等の給料・報酬	72
10	職員給与	74
11	職員旅費	75
12	職員研修	75
13	公共施設等マネジメントの推進	77
14	選挙	77

6 財政

1	令和7年度会計別歳入歳出予算額	79
2	令和7年度一般会計歳入歳出予算額	80
3	令和5年度決算状況	83
4	松本市の財務諸表(令和5年度決算)	86
5	財産	88
6	市役所庁舎	88
7	工事請負契約及び物品購入契約	88

次

8	市税	89
9	納税意識の高揚と期限内納税の促進	92

7 危機管理

1	防災	94
2	国民保護	97
3	防犯	98

8 健康福祉

1	介護保険事業計画・高齢者福祉計画	99
2	介護保険事業	102
3	高齢者福祉事業	104
4	老人福祉施設等	107
5	市で設置している介護老人保健 施設及び通所介護施設	108
6	総合社会福祉センター	109
7	生活保護	109
8	生活困窮者自立支援事業	110
9	障がい者福祉事業 (健康福祉部関係予算分)	111
10	障がい者(児)の状況	113
11	障害福祉サービス	114
12	障がい者施設	115
13	医療費助成制度(福祉医療)	116
14	見舞金支給事業	116
15	手当等の概要	117
16	国民健康保険事業	117
17	後期高齢者医療制度	120
18	松本市小児科・内科 夜間急病センター	121
19	診療所管理運営	122
20	救急医療	123
21	災害医療	124
22	松本大北地域出産・子育て 安心ネットワーク	125
23	予防接種	125
24	保健衛生	126
25	医療の安全確保	131

目次

26	保健予防	132
27	食品・生活衛生	133
28	地域福祉事業	136
29	民生委員・児童委員	139
30	社会福祉協議会	139
31	社会福祉法人及び 社会福祉施設等の指導監査	141

9 こども若者

1	心身障がい児福祉事業 (こども部関係予算分)	142
2	障がい児の状況 (令和7年3月31日現在)	143
3	心身障害児施設	143
4	保育園・幼稚園・認定こども園 ・地域型保育施設	143
5	児童館・児童センター	146
6	放課後児童対策	148
7	児童遊園	149
8	地域子育て支援センター	150
9	病児・病後児保育事業	152
10	ながの子育て家庭優待パスポート事業、 多子世帯応援プレミアムパスポート事業	153
11	ファミリー・サポート・センター事業	154
12	子育てサポーター訪問事業	154
13	子育てクーポン事業	155
14	産後ママ家事支援サービス事業	155
15	安心子育て応援事業	155
16	こんにちは赤ちゃん事業	156
17	松本市インクルーシブセンター事業	156
18	教育相談	157
19	児童手当等給付事業	158
20	母子・父子・低所得世帯福祉事業	159
21	母子生活支援施設	159
22	医療費助成制度(福祉医療)	160
23	こども家庭センター	161
24	ヤングケアラー支援事業	162
25	青少年の健全育成	162
26	子どもの権利推進事業	163
27	青少年育成センター	165

28	子どもの支援・相談スペース はぐルッポ設置・運営事業	166
29	若者の地域・社会参画の推進	166
30	ハタチの記念式典開催事業	167
31	結婚支援事業	167
32	結婚新生活支援事業補助金	167
33	奨学金返還支援事業補助金	168
34	青少年ホーム事業	168

10 環境エネルギー

1	環境基本計画	170
2	ゼロカーボン推進事業	170
3	食品ロス削減事業	172
4	環境教育事業	173
5	e c o オフィスマつもと認定事業	174
6	環境保全対策	174
7	葬祭事業	176
8	霊園	177
9	広域葬祭センター	178
10	ポイ捨て防止及び不法投棄防止対策	178
11	環境衛生事業	179
12	清掃事業	180
13	廃棄物処理施設	184
14	産業廃棄物処理業等の許認可	188
15	一般廃棄物処理業等の許認可	189
16	使用済自動車の再資源化等に 関する法律による許可及び登録	189
17	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の 処分に関する指導	189
18	監視指導	189
19	鳥獣被害対策事業	190
20	森林造成事業	190
21	森林再生活活用事業	191
22	市民の森整備事業	191
23	木材利用推進事業	192
24	森林環境譲与税と森林経営管理制度	192
25	林道整備事業	193
26	林業関係施設一覧	193
27	森林組合	194
28	行政事務組合	194

目

次

11 産業振興

1	商工業の状況	195
2	商工業振興助成事業	198
3	商店街の活性化	199
4	創業支援事業	199
5	空き店舗活用事業	201
6	大型店対策	202
7	中小企業金融対策	203
8	計量	205
9	市営松本城大手門駐車場	205
10	市営中央西駐車場	206
11	市営中央駐車場	207
12	工業ビジョンの推進・(一財)松本 ものづくり産業支援センター	208
13	製造業等活性化支援事業	209
14	製造業等販路拡大支援事業	209
15	製造業等人材育成事業	210
16	地場産業振興事業	210
17	ものづくり伝承事業	210
18	産学官連携事業	210
19	スタートアップ推進事業	211
20	松本商工会議所	211
21	健康産業の推進・ (一財)松本ヘルス・ラボ	211
22	工業団地	213
23	土地利用計画	213
24	農家戸数	214
25	経営耕地面積(農業経営体)	214
26	経営所得安定対策	215
27	農業生産振興事業	215
28	中山間地域等直接支払事業	216
29	利用権設定等促進事業	216
30	土地利用型経営規模拡大 奨励金交付事業	216
31	新規就農者育成対策事業	217
32	新規就農者育成総合対策(旧農業 次世代人材投資事業)	218
33	新規就農住宅支援事業	218
34	梓川果樹産地新規就農者支援事業	219
35	集落営農活性化プロジェクト促進事業	219

36	松本市未来を担う 農業経営者支援事業	219
37	経営継承・発展支援事業	220
38	スマート農業推進事業	221
39	鳥獣被害対策事業	222
40	農畜産物販売促進事業	222
41	松本市遊休荒廃農地対策事業	223
42	健康生きがい市民農園事業	224
43	農業課題等の解決に向けたプラットフォーム 「活かす農まつもと」の設置・運営	224
44	クライנגルテン事業	225
45	農業協同組合	226
46	公設地方卸売市場の概要	226
47	土地改良事業(県営・団体営)	226
48	多面的機能支払交付金事業	227
49	農業関係施設一覧	228
50	行政事務組合	230
51	労働者の現況	230
52	技能功労者褒賞	232
53	職業・労働相談	232
54	勤労者心の健康相談	232
55	若者職業なんでも相談	232
56	労働相談支援事業	232
57	勤労者資金融資	233
58	雇用対策事業	233
59	ものづくり人材育成事業	234
60	(一財)松本市勤労者共済会	234
61	松本市勤労者福祉センター	235
62	松本市勤労会館	235
63	農業委員会事務局	236

12 文化観光

1	観光戦略の取組み	237
2	観光関係団体補助	242
3	(一社)松本観光 コンベンション協会	242
4	日本アルプス観光連盟	242
5	城下町松本フェスタ事業	243
6	観光地利用者数	244
7	松本駅客数	245
8	三城いこいの広場	245

目次

9	美ヶ原温泉駐車場	245
10	美ヶ原温泉テニスコート	245
11	浅間温泉会館（ホットプラザ浅間）	246
12	ふれあい山辺館	247
13	長野県美ヶ原自然保護センター	247
14	梓川地域休養施設（松香寮）	248
15	梓水苑	249
16	竜島温泉せせらぎの湯	249
17	まつもと市民芸術館	250
18	音楽文化ホール	250
19	鈴木鎮一記念館	251
20	波田文化センター	252
21	世界遺産登録推進事業	252
22	東アジア文化都市事業	254
23	国際音楽祭事業	254
24	美術館	258
25	博物館	261
26	松本城の管理・活用	269
27	松本城の整備	271
28	松本市内の指定・登録等文化財状況	275

13 スポーツ

1	社会体育	276
2	市民体育施設	280

14 交通

1	信州まつもと空港	286
2	自転車の利用促進	287
3	交通安全対策	288
4	自転車の安全利用対策	289
5	交通安全施設の整備	291
6	都市計画道路の見直し	292
7	松本市総合交通戦略の推進	292
8	公共交通	293
9	渋滞対策事業	295

15 建設

1	市道の状況	296
2	市道認定等取扱路線数	296
3	私道舗装整備状況	296

4	市営住宅の概要	297
5	国道19号松本拡幅の整備促進	297
6	中部縦貫自動車道 及び国道158号の整備促進	298
7	地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路の整備促進	300
8	歩行空間あんしん事業	300
9	幹線道路の整備推進	301
10	奈良井川流域河川整備	302
11	土地利用	302
12	緑の基本計画	304
13	グリーンインフラ推進事業	305
14	空き家対策	305
15	住まいのゼロカーボン推進事業	306
16	都市公園	307
17	市街地整備事業	307
18	景観形成事業	308
19	建築確認	309
20	都市計画法に基づく開発許可件数	310
21	道路構造物定期点検事業	310
22	道路構造物長寿命化修繕事業	311
23	村井駅周辺整備事業	311
24	波田駅周辺整備事業	312
25	林道整備事業	312

16 上下水道

水道

1	上水道事業の沿革	313
2	事業の概要	314
3	取水状況	314
4	有収水量及び原価等	314
5	水道事業比較損益計算書	315
6	水道料金及び分担金	315
7	松本地区水道施設耐震化事業	316
8	マイクロ水力発電事業	316

下水道

9	下水道事業の沿革	317
10	事業の概要	318
11	下水道事業比較損益計算書	318
12	水洗化状況	318

目

13	下水道受益者負担金 及び受益者分担金……	319
14	水洗便所等築造資金 融資あっせん事業……	319
15	下水道使用料……	320
16	浄化センター……	322
17	農業集落排水事業・ 小規模集合排水事業の概要……	322
18	農業集落排水事業比較損益計算書…	323
19	施設使用料……	323

17 病院

1	病院管理運営……	324
---	----------	-----

18 教育

「学都松本」	……	327
--------	----	-----

学校教育

1	市立学校……	327
2	市立以外の学校……	327
3	児童・生徒数等の推移……	328
4	特色ある学校づくり……	328
5	学都松本寺子屋事業……	329
6	中学校部活動地域移行推進事業 ……	330
7	学校施設整備事業……	330
8	松本市美ヶ原少年自然の家……	332
9	特別支援学級……	332
10	私立学校補助……	332
11	不登校児童生徒支援事業……	333
12	「自立支援教員・学力向上推進教員」 配置事業 ……	334
13	特別支援教育支援員配置事業……	334
14	A L T（英語指導助手）配置事業…	334
15	トライやるエコスクール事業……	335
16	学校教育情報化推進事業……	335
17	市立特別支援学校設置検討事業……	337
18	学校給食……	337

社会教育

19	社会教育関連施設……	340
20	教育文化センター……	341

次

21	生涯学習推進事業……	343
22	あがたの森文化会館……	344
23	池上百竹亭……	345
24	ふれあいパーク乗鞍……	346
25	公民館……	346
26	町内公民館支援……	347
27	中央図書館……	349

19 広域消防

1	消防の概要……	352
2	火災の概要……	353
3	救急活動状況……	353
4	ドクターカー運用状況……	353
5	危険物施設数……	354
6	防火対象物数・消防同意数……	354
7	消防水利の状況……	354
8	中高層建築物状況……	355

1 市 勢

1 沿 革

日本の中央に位置する本市は、古代には信濃の国の国府が設けられ、深志と呼ばれた時代から当地方の政治、経済、文化の中心地として栄えました。松本の名称は、天正 10 年に小笠原貞慶が深志城へ入城し、松本城と名を改めた時から始まったといわれています。

松本城天守閣は、文禄から慶長の初め（約 430 年前）に石川数正・康長父子によって築城され、以来小笠原、戸田、松平、堀田、水野及び戸田（再）の城主を経て、明治維新に及びました。

また、産業の町としても古く、繊維、木工業が盛んで、当地方の産業の中心でした。戦前は、生糸がその主力を占めていましたが、戦後は、機械製造業、食品加工業及び木工業が主力となり、昭和 39 年 3 月に内陸唯一の松本諏訪地区新産業都市の指定を受けて以来、特に電機関連産業が急成長しました。

行政面では、明治 4 年 7 月の廃藩置県後、同年 11 月に筑摩県の県庁が置かれ、南深志町、北深志町に分かれていました。その後明治 9 年 8 月に長野県に合併されました。明治 22 年 4 月に松本町となり、明治 40 年 5 月に市制を施行し、その後周辺の村々との合併を経て、平成 17 年 4 月 1 日に四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の 4 村と、平成 22 年 3 月 31 日に波田町と合併を行い、平成 29 年 5 月には、市制施行 110 周年を迎えました。

そして、令和 3 年 4 月 1 日に中核市へ移行し、県から多くの権限を受ける中、新たなスタートを切りました。

2 位置・面積（平成 26 年 10 月 1 日現在）

- (1) 位 置 東経 137° 58' 19" 北緯 36° 14' 17"
- (2) 面 積 978.47 km²
- (3) 広 さ 東西 52.2 km 南北 41.3 km
- (4) 標 高 592.21m（基準：松本市役所）

3 市制施行

明治 40 年 5 月 1 日

4 人口

(1) 人口・世帯の推移

各年10月1日現在

年次	面積 km ²	世帯数 世帯	人				一 当 た り 人 口 帯口	人口密度 (1 km ² 当 た り)	現市域から見た		備 考
			総 数	男	女	男 女 比 (女=100)			人 口	人 口 増加率	
大正 9	12.17	10,256	49,999	24,456	25,543	95.7	4.88	4,108.4	134,337	-	第1回国勢調査
14	18.80	12,973	63,427	31,379	32,048	97.9	4.89	3,373.8	145,423	8.3	第2回国勢調査
昭和 5	18.80	14,485	72,141	35,129	37,012	94.9	4.98	3,837.3	155,152	6.7	第3回国勢調査
10	18.80	14,851	73,353	36,030	37,323	96.5	4.94	3,901.8	156,752	1.0	第4回国勢調査
15	18.80	15,174	72,795	34,490	38,305	90.0	4.80	3,872.1	155,477	△ 0.8	第5回国勢調査
22	19.87	18,655	84,258	39,879	44,379	89.9	4.52	4,240.5	184,334	18.6	第6回国勢調査
25	19.87	19,336	86,005	41,329	44,676	92.5	4.45	4,328.4	185,664	0.7	第7回国勢調査
30	214.85	30,925	145,228	71,047	74,181	95.8	4.70	676.0	189,783	2.2	第8回国勢調査
35	226.14	34,800	148,710	71,631	77,079	92.9	4.27	657.6	190,179	0.2	第9回国勢調査
40	226.20	39,789	154,131	73,840	80,291	92.0	3.87	681.4	196,940	3.6	第10回国勢調査
45	226.20	45,421	162,931	78,710	84,221	93.5	3.59	720.3	203,684	3.4	第11回国勢調査
50	264.30	55,007	185,595	89,886	95,709	93.9	3.37	702.2	214,735	5.4	第12回国勢調査
55	264.30	60,594	192,085	93,731	98,354	95.3	3.17	726.8	223,637	4.1	第13回国勢調査
56	264.30	61,159	192,769	94,075	98,694	95.3	3.15	729.4	224,381	0.3	
57	264.60	61,854	193,139	94,405	98,734	95.6	3.12	729.9	224,989	0.3	
58	264.60	62,529	193,829	94,850	98,979	95.8	3.10	732.5	225,959	0.4	
59	264.60	63,896	194,807	95,329	99,478	95.8	3.05	736.2	227,045	0.5	
60	264.60	64,192	197,340	96,803	100,537	96.3	3.07	745.8	229,917	1.3	第14回国勢調査
61	264.60	64,926	198,496	97,499	100,997	96.5	3.06	750.2	231,159	0.5	
62	264.60	65,765	199,211	97,875	101,336	96.6	3.03	752.9	232,011	0.4	
63	264.60	67,063	199,950	98,122	101,828	96.4	2.98	755.7	232,868	0.4	
平成 元	264.60	68,007	200,698	98,572	102,126	96.5	2.95	758.5	233,840	0.4	
2	265.86	69,060	200,715	98,851	101,864	97.0	2.91	755.0	233,756	△ 0.0	第15回国勢調査
3	265.86	70,457	202,011	99,642	102,369	97.3	2.87	759.8	235,244	0.6	
4	265.86	71,460	202,998	100,141	102,857	97.4	2.84	763.6	236,473	0.5	
5	265.86	72,510	203,707	100,498	103,209	97.4	2.81	766.2	237,397	0.4	
6	265.86	73,962	204,879	101,352	103,527	97.9	2.77	770.6	238,803	0.6	
7	265.87	75,899	205,523	101,764	103,759	98.1	2.71	773.0	239,539	0.3	第16回国勢調査
8	265.87	77,003	206,335	102,285	104,050	98.3	2.68	776.1	240,508	0.4	
9	265.87	78,086	206,801	102,508	104,293	98.3	2.65	777.8	241,117	0.3	
10	265.87	79,246	207,741	102,947	104,794	98.2	2.62	781.4	242,281	0.5	
11	265.87	80,379	208,377	103,212	105,165	98.1	2.59	783.8	243,010	0.3	
12	265.87	81,196	208,970	103,534	105,436	98.2	2.57	786.0	243,465	0.2	第17回国勢調査
13	265.87	82,384	209,816	104,058	105,758	98.4	2.55	789.2	244,560	0.4	
14	265.87	82,690	209,649	103,838	105,811	98.1	2.54	788.5	244,603	0.0	
15	265.87	83,223	209,147	103,417	105,730	97.8	2.51	786.7	244,194	△ 0.2	
16	265.87	83,603	208,599	103,151	105,448	97.8	2.50	784.6	243,743	△ 0.2	
17	919.35	89,266	227,627	112,083	115,544	97.0	2.55	247.6	242,541	△ 0.5	第18回国勢調査
18	919.35	90,017	227,580	112,056	115,524	97.0	2.53	247.5	242,548	0.0	
19	919.35	90,590	227,394	111,891	115,503	96.9	2.51	247.3	242,365	△ 0.1	
20	919.35	91,183	227,188	111,839	115,349	97.0	2.49	247.1	242,078	△ 0.1	
21	919.35	91,541	226,546	111,457	115,089	96.8	2.47	246.4	241,478	△ 0.2	
22	978.77	97,303	243,037	119,271	123,766	96.4	2.50	248.3	243,037	0.6	第19回国勢調査
23	978.77	98,346	243,439	119,473	123,966	96.4	2.48	248.7	243,439	0.2	
24	978.77	99,695	243,310	119,481	123,829	96.5	2.44	248.6	243,310	△ 0.1	
25	978.77	99,842	242,870	119,144	123,726	96.3	2.43	248.1	242,870	△ 0.2	
26	978.47	100,121	242,086	118,640	123,446	96.1	2.42	247.4	242,086	△ 0.3	
27	978.47	100,173	243,293	119,479	123,814	96.5	2.43	248.6	243,293	0.5	第20回国勢調査
28	978.47	100,867	242,848	119,306	123,542	96.6	2.41	248.2	242,848	△ 0.2	
29	978.47	101,619	242,065	118,903	123,162	96.5	2.38	247.4	242,065	△ 0.3	
30	978.47	102,404	241,132	118,463	122,669	96.6	2.35	246.4	241,132	△ 0.4	
令和 元	978.47	103,007	240,276	117,999	122,277	96.5	2.33	245.6	240,276	△ 0.4	
2	978.47	104,934	241,145	118,271	122,874	96.3	2.30	246.5	241,145	0.4	第21回国勢調査
3	978.47	105,619	240,226	117,874	122,352	96.3	2.27	245.5	240,226	△ 0.4	
4	978.47	106,608	239,460	117,537	121,923	96.4	2.25	244.7	239,460	△ 0.3	
5	978.47	107,412	238,559	117,168	121,391	96.5	2.22	243.8	238,559	△ 0.4	
6	978.47	108,185	237,304	116,474	120,830	96.4	2.19	242.5	237,304	△ 0.5	

⇒ DX推進本部 「国勢調査報告」「毎月人口異動調査結果報告」
 注 (1) 昭和55年以降の人口は国勢調査年を除き、自然増減及び社会増減から割り出される推計人口です。
 (2) 「現市域から見た人口」とは現在の市域に組み替えたときの数値です。

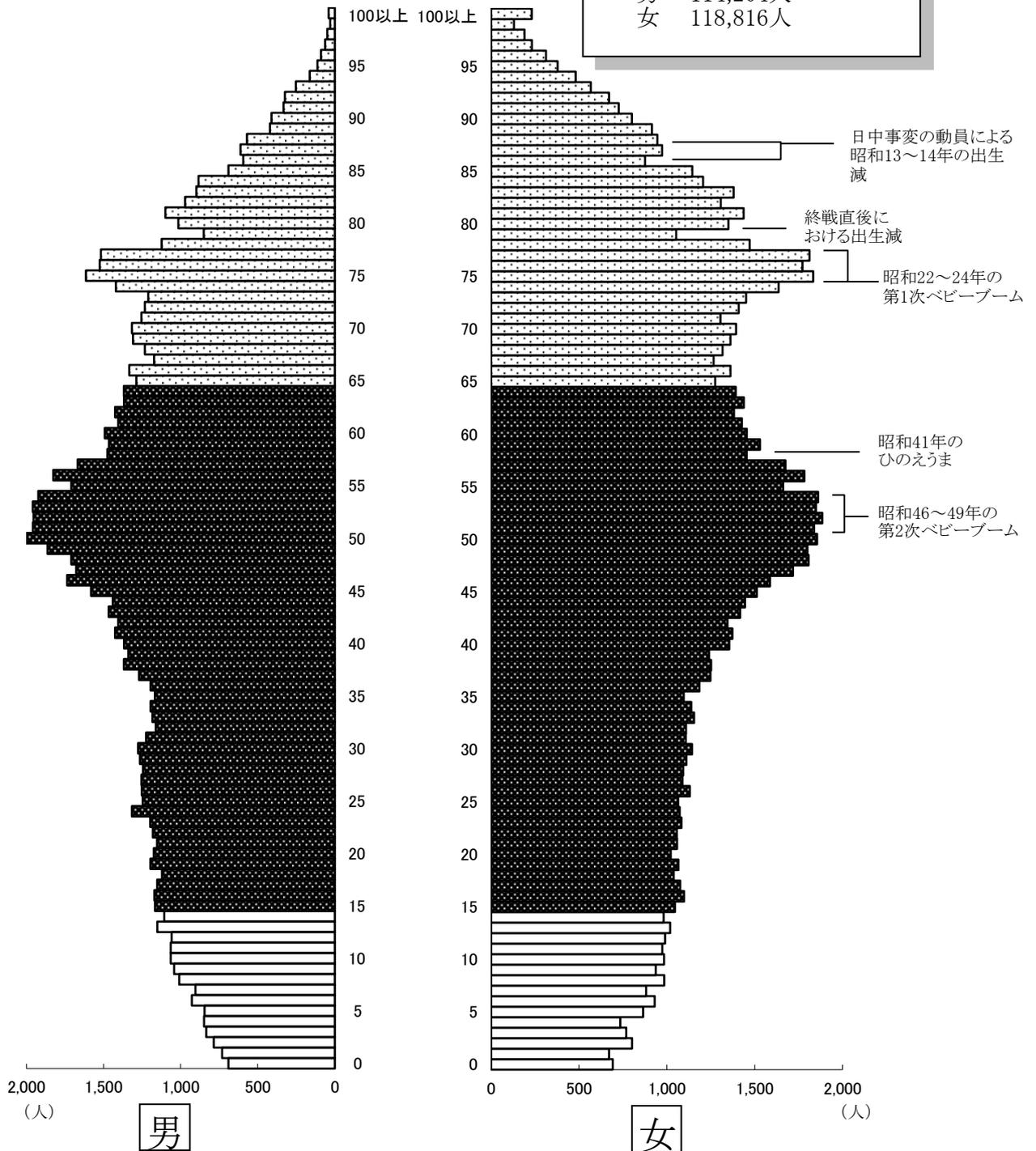
(2) 年齢別人口

老年人口 (65歳以上の人口)
 生産年齢人口 (15~64歳の人口)
 年少人口 (15歳未満の人口)

(歳)

松本市の年齢別人口
 (令和7年4月1日現在 登録人口)

総数 233,020人
 男 114,204人
 女 118,816人



(3) 人口動態

年次 月次	月間増加数 (年間) (a)+(b)+(c)	自然動態				社会動態			その他 (c)	推計人口 12月31日 現在
		出生	死亡	増 (a)	減	転入	転出	増 (b)		
31/元	△ 896	1,815	2,667	△ 852	9,762	9,683	79	△ 123	240,178	
2	△ 767	1,619	2,616	△ 997	9,547	9,188	359	△ 129	240,864	
3	△ 1,002	1,588	2,692	△ 1,104	9,175	9,004	171	△ 69	239,862	
4	△ 520	1,651	2,913	△ 1,262	10,075	9,246	829	△ 87	239,342	
5	△ 973	1,447	2,921	△ 1,474	9,742	9,161	581	△ 80	238,369	
6	△ 1,364	1,457	2,931	△ 1,474	9,389	9,208	181	△ 71		
R6 1月	△ 153	128	285	△ 157	564	553	11	△ 7		
2	△ 192	104	283	△ 179	563	567	△ 4	△ 9		
3	△ 709	118	252	△ 134	1,994	2,565	△ 571	△ 4		
4	319	114	251	△ 137	1,603	1,148	455	1		
5	△ 27	148	235	△ 87	603	538	65	△ 5		
6	△ 49	111	205	△ 94	572	520	52	△ 7		
7	△ 40	123	230	△ 107	685	609	76	△ 9		
8	△ 128	132	210	△ 78	550	595	△ 45	△ 5		
9	△ 86	122	230	△ 108	622	595	27	△ 5		
10	△ 27	119	229	△ 110	678	582	96	△ 13		
11	△ 140	136	250	△ 114	439	464	△ 25	△ 1		
12	△ 132	102	271	△ 169	516	472	44	△ 7		

→ DX推進本部「松本市人口統計」、長野県総合政策課「毎月人口異動調査結果報告」

(4) 産業別就業者人口

	平成22年国勢調査		平成27年国勢調査		令和2年国勢調査	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
第一次産業	農業	7,042		6,630	5,901	
	林業	141		152	152	
	漁業	8		12	8	
	小計	7,191	5.9	6,794	5.6	6,061
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	23		20	30	
	建設業	8,893		8,509	7,919	
	製造業	19,261		19,859	18,974	
	小計	28,177	23.1	28,388	23.4	26,923
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	621		625	551	
	情報通信業	2,031		2,018	2,282	
	運輸業	—		—	—	
	運輸業、郵便業	5,868		5,454	5,456	
	卸売業、小売業	22,226		19,656	19,495	
	金融業、保険業	3,042		2,820	2,638	
	不動産業	—		—	—	
	不動産業、物品賃貸業	1,979		2,115	2,346	
	学術研究、専門・技術サービス業	3,258		3,214	3,188	
	飲食店、宿泊業	—		—	—	
	宿泊業、飲食サービス業	9,241		8,730	7,861	
	生活関連サービス業、娯楽業	4,474		4,159	4,080	
	医療、福祉	14,155		16,106	17,201	
	教育、学習支援業	5,688		5,819	6,074	
	複合サービス事業	1,035		1,296	1,231	
サービス業(他に分類されないもの)	6,394		6,325	6,177		
公務(他に分類されるものを除く)	3,751		3,699	3,748		
小計	83,763	68.6	82,036	67.5	82,328	69.2
分類不能	2,920	2.4	4,334	3.6	3,577	3.0
合計	122,051	100.0	121,552	100.0	118,889	100.0

→ DX推進本部「国勢調査結果報告」

5 合併等の状況

合併前面積	合併状況				合併後面積
	合併年月日	編入町村名	面積	人口	
12.17 km ²	大正 14 年 2 月 1 日	松 本 村	6.63 km ²	3,839 人	18.80 km ²
18.80	昭和 18 年 4 月 1 日	中 山 村 神 田	1.07	-	19.87
19.87	昭和 29 年 4 月 1 日	島内村・中山村・島立村	41.84	13,564	61.71
61.71	昭和 29 年 8 月 1 日	新 村 他 9 か 村	153.14	39,037	214.85
214.85	昭和 35 年 4 月 1 日	塩尻市片丘区北内田	11.29	1,531	226.14
226.14	昭和 36 年 4 月 1 日	塩尻市片丘区崖の湯	0.06	36	226.20
226.20	昭和 49 年 5 月 1 日	本 郷 村	38.10	12,801	264.30
264.30	昭和 57 年 4 月 1 日	塩尻市との境界変更	0.30	160	264.60
264.60	平成元年 11 月 10 日	国 土 地 理 院 の 公 告	1.26	-	265.86
265.86	平成 5 年 10 月 1 日	地形図修正による変更	0.01	-	265.87
265.87	平成 17 年 4 月 1 日	四賀村・安曇村・奈川村・梓川村	653.48	20,520	919.35
919.35	平成 22 年 3 月 31 日	波 田 町	59.42	15,355	978.77
978.77	平成 26 年 10 月 1 日	国 土 地 理 院 の 公 告	△0.3	-	978.47

注 新村他 9 か村とは和田村、神林村、笹賀村、芳川村、寿村、岡田村、入山辺村、里山辺村、今井村です。
また、人口は必ずしも合併月日当日のものではありません。

6 都市宣言

○ 安全都市宣言

[昭和 37 年 3 月 29 日 宣言]

最近の我国産業経済活動は、経済の高度成長にともない、いちじるしい伸長を示しているが、これにともなって、交通災害、家庭災害、水、火災等各種災害は非常な勢いで増加しつつあり、大きな社会問題として真に憂慮すべきものがある。

特に、本市は、中部経済圏の有力な産業都市として発展期を迎えつつあるが、一方各種災害も年ごとに増加の一途をたどり、市民生活をおびやかしつつある現状で、今後益々激増するものと思われ、人命の尊重、経済的損失等市民経済の健全な発展の見地から看過できない現状である。

かかる事態に適切な対処をなし、交通、産業等各種災害の脅威から市民を守り安全を確保するため、市民における、安全組織の連けいのもとに、市民の総力を結集し、安全意識を高め、各種災害に対する安全施策を講じ、明るく住みよい都市建設を目標としてここに、松本市「安全都市」とすることを宣言する。

○ 公明選挙都市宣言

[昭和 38 年 3 月 7 日 宣言]

民主政治の基盤は選挙である。

従ってこの健全な発展を期するためには選挙が公明適正に行われなければならない。

しかるに、近時における選挙の在り方は、その理想に反し真に寒心に堪えないものがある。

このときにあたり、市民の代表である本市議会は、ここに決意を新たにするとともに、市民すべての熱意と希望を結集して、これが実現を期するために、松本市を公明選挙都市とすることを宣言する。

○ 心身障害者福祉都市宣言

[昭和 49 年 6 月 28 日 宣言]

松本市は、社会連帯の理念に基づき、心身障害者の福祉を増進することを目標として住みよい環境づくりを行い、ここに「心身障害者福祉都市」とすることを宣言する。

- 1 すべての公共団体及びその機関は、心身に障害のある人々が安心して明るい生活が送れるよう積極的な施策を講じ、各種制度の新設や、施設、設備等の改善に努めるものとする。
- 2 すべての市民は、心身に障害のある人々に対する理解と認識を深めるとともに、親切心をもって福祉の増進に協力するよう努めるものとする。
- 3 すべての企業は、心身に障害のある人々の生活を容易にするため、施設、設備等の改善、雇用機会の増進等に努めるものとする。
- 4 すべての心身障害者は、その有する機能を積極的に活用することにより、障害をのりこえ、自ら進んで社会経済活動に参加するよう努めるものとする。

○ 部落解放都市宣言

[昭和 51 年 9 月 28 日 宣言]

人はだれでも自由と平等を願い健康で豊かな生活を求めている。そうであるのに、この当然の願いが因習や偏見のためにゆがめられ、いまなお差別されている人々や差別されている地域が存在している。部落差別があるかぎり松本に正しい意味の幸福は無い。未解放地区があるかぎり松本に正しい意味の文化は無い。われわれひとりひとりの正しい認識と理解と実践によって、部落の完全解放を実現しよう。部落問題の解決こそ人間のまことのはじまりであり、全市民のつとめである。

ここに、同和対策事業特別措置法の趣旨を守り、差別をなくして明るい住みよい松本市を築くために「部落解放都市」の宣言をする。

○ 音楽とスポーツ都市宣言

[昭和 60 年 9 月 26 日 宣言]

松本市民は、教育を重んじ、文化を尊ぶ長い伝統とすぐれた風土をもっている。

いま、健康でやすらぎとうるおいのある市民生活が強くとめられているとき、私たち市民は、この伝統と風土のもとに、音楽を愛し、スポーツに親しみ、真に活力と魅力ある郷土づくりを進めるため、ここに松本市を「音楽とスポーツ都市」とすることを宣言する。

○ 平和都市宣言

[昭和 61 年 9 月 25 日 宣言]

世界の恒久平和は人類共通の願いである。

われわれは、平和を愛するすべての人々とともに、核兵器の廃絶と戦争のない明るい住みよいあすの郷土を願い、ここに「平和都市」の宣言をする。

○ 暴力追放都市宣言

[昭和 63 年 2 月 24 日 宣言]

松本市民は、教育と文化を尊ぶ長い伝統とすぐれた風土にはぐくまれ、幸せで豊かなくらしとまちづくりをめざしている。

特に、暴力団の不法行為により、善良な市民生活が脅かされ、ふるさとの平和と安全がそこなわれることは断じて許されることではない。

私たち市民は、暴力団の反社会的行為をはじめとするすべての暴力の根絶をはかるため、全市民の総意により、ここに松本市を「暴力追放都市」とすることを宣言する。

○ <献血・献眼・献腎>三献運動推進都市宣言

[平成 9 年 3 月 13 日 宣言]

健康は、私たちすべての願いである。

病気やけがで、輸血を必要としている人がたくさんいる。また、視覚障害で視力を失った人や人工透析を続けている人がいる。これらの人々の根本的治療法は、角膜移植であり、腎臓移植である。

そのため、多くの人があたたかい善意の申出を待ち続けている。こうした願いをかなえるためには、献血・献眼・献腎の運動、三献運動の輪を大きく広げることが必要である。

私たち市民は、健康と生命を守る三献運動を推進し、共に支え合うあたたかいまち、健康で明るいまちを目指し、ここに松本市を「<献血・献眼・献腎>三献運動推進都市」とすることを宣言する。

○ 健康寿命延伸都市宣言

[平成 25 年 3 月 14 日 宣言]

健やかでいきいきと暮らすことは、私たちの共通の願いです。

そのためには、自らの心と体、そして、私たちが暮らす松本のまちが健康であることが大切です。

私たち松本市民は、一人ひとりの「いのち」と「暮らし」を尊重し、「健康寿命」の延伸につながる人と社会の「健康づくり」をめざし、ここに松本市を「健康寿命延伸都市」とすることを宣言します。

7 姉妹都市・友好都市等

□ ソルトレークシティ（昭和 33 年 11 月 29 日姉妹都市提携）

アメリカ合衆国ユタ州の州都で、人口約 20 万人、西部高原地帯の政治・経済・文化の中心都市です。気候、風景など自然環境が松本市と似ています。

(1) 提携への経過

戦前よりソルトレークシティと関係が深かった故村山有氏（ジャパン・タイムス渉外部長：旧制松本中学卒）が両市を仲介し、戦後、姉妹提携運動が盛んになるにしたがって、両市の姉妹提携の機運

も次第に醸成され、提携に至りました。国内では13番目（長野県内の市町村では初）の海外姉妹都市提携となりました。

(2) 交流主体

松本市ソルトレークシティ姉妹提携委員会（事務局：松本商工会議所内）

□ カトマンズ市（平成元年11月17日姉妹都市提携）

ネパール連邦民主共和国の首都で、人口約170万人、ヒマラヤ山脈の中部にある都市です。産業は観光産業、商業及び家内工業に代表されます。

(1) 提携への経過

昭和51年8月、B. P. シュレスタ氏（当時の駐日大使）が来松した際、北アルプスを背景とした松本平の風景がカトマンズ盆地に似ており、岳都同志の縁を感じたことから、姉妹都市提携の打診がされました。その後、S. P. バタライ・カトマンズ市長と市議会代表等が来松し、姉妹提携実現について要望されました。こうした中で、松本市民の中にもアジア圏との海外姉妹都市提携を望む声が強くなり、また、アジアの都市との提携が全国的な傾向であったことから提携に至りました。

(2) 武道館の建設

松本市カトマンズ市姉妹都市提携10周年の記念事業として、外務省など関係機関の支援、町会など全市民的な取り組みにより平成14年1月カトマンズ市に武道館が建設され、現在、両市のスポーツ・文化交流の核として活用されています。

(3) 交流主体

松本市海外都市交流委員会 カトマンズ部会（事務局：松本市移住交流推進室内）

□ 廊坊市（平成7年3月21日友好都市提携）

中国北部河北省の都市で、人口約492万人、北は首都北京市、南を天津市に接しており、どちらの都市へも約60kmの距離にあります。産業は情報産業、ビッグデータ産業に代表されます。

(1) 提携への経過

中国との友好都市提携の機運は、地道に進められていた民間交流を基礎に、昭和58年以来12都市から友好都市提携の申込みを受けたこと、市民団体の積極的な取り組みがみられたことなどの経過を踏まえ、市としても善隣友好を考える時期にきているとの判断に立ち、市と市議会合同の調査団を派遣し、友好都市提携の可能性を調査しました。

調査団は、12都市の中から河北省廊坊市、遼寧省葫蘆島市、山東省平度市の3都市を実際に訪問し調査を行い、長野県と友好県・省の関係にある河北省の廊坊市を選定、この結果を受けて、市は友好都市提携を実施しました。

(2) 研修生の受入れ

友好都市交流促進のため、平成9年度に締結した松本市と廊坊市との研修生受入事業に関する協定書に基づき、平成10年度から研修生受入事業を行っています。

(3) 交流主体

松本市海外都市交流委員会 廊坊部会（事務局：松本市移住交流推進室内）

□ グリンデルワルト村（平成17年5月16日姉妹都市交流継続合意）

スイス連邦ベルン州にある小さな村で、有名なアイガーとヴェッターホルンの麓に広がる人口約4000人の村です。スイスを代表するアルペンリゾートの中でも人気の高い地域です。姉妹都市に関する合併

調整方針（相手都市の意向を確認し、新市の姉妹都市とする）に基づき、先方の意向を確認した結果、旧安曇村の姉妹村であるグリンデルワルト村と姉妹都市交流事業を継続していくことになりました。

(1) 旧安曇村との提携年月日

昭和 47 年 4 月 20 日

(2) 提携への経過

冬季札幌オリンピックの際、スイスのノルディック種目の監督として来日したローランド・ルーディン氏（グリンデルワルト村のリフト会社社長）の意向を受けた当時の日本交通公社副社長 兼松学氏の仲介が縁で、ともに雄大なアルプスを抱え、スキー技術の交流や観光政策等で相互に協力することに合意し提携となりました。

(3) 交流主体

松本市海外都市交流委員会 グリンデルワルト部会（事務局：松本市移住交流推進室内）

□ 高雄市（平成 27 年 7 月 14 日覚書締結）

台湾高雄市は、人口約 273 万人の台湾第二の都市で、台湾随一の工業都市であり、また、台湾最大の国際港を有する都市として知られています。

本市では、台湾高雄市にトップセールスを行い、高雄市長と懇談する中で、両市の交流を進めることで合意し、「健康・福祉・教育分野の交流に関する覚書」を締結しました。覚書締結以来、両市の健康福祉施策の情報交換、青少年の音楽交流など様々な交流を進めています。

□ 藤沢市（昭和 36 年 7 月 29 日姉妹都市提携）

神奈川県、人口 444,833 人（R7.4.1 現在）、湘南・江の島が有名な海のまちで、東洋のマイアミビーチと呼ばれています。海と山を代表する観光都市という共通点から姉妹都市になりました。毎年「海と山との市民交歓会」を開催するなどの交流を行っています。

□ 姫路市（昭和 41 年 11 月 17 日姉妹都市提携）

兵庫県、人口 521,074 人（R7.4.1 現在）、播磨工業地帯の中核都市です。世界文化遺産に登録された国宝姫路城（白鷺城）をシンボルとしており、春の観桜会・お花見太鼓は有名です。国宝に指定されているお城が縁で姉妹都市になりました。

□ 高山市（昭和 46 年 11 月 1 日姉妹都市提携）

岐阜県、人口 81,810 人（R7.4.1 現在）、飛騨地方の中央部に位置する静かな都市です。かつて松本市とともに筑摩県に属していた縁で姉妹都市になりました。

平成 17 年 4 月 1 日には、高山市と境を接する安曇村、奈川村が松本市に編入合併したため、北アルプスの槍ヶ岳～穂高岳～焼岳～安房峠～乗鞍岳～野麦峠～鎌ヶ峰の稜線で姉妹都市が隣接することとなりました。

□ 金沢市（平成 20 年 7 月 16 日文化・観光交流都市協定）

石川県、人口 441,290 人（R7.4.1 現在）、加賀百万石で知られる前田家の城下町として発展し、今も往時の風情が残り、近年は 21 世紀美術館に代表されるアートも盛んで、古き良き日本の情緒と新しい感性がミックスされた魅力ある都市です。城下町としての歴史と伝統に育ま

れた両市の誇る薫り高い文化を通じた交流を促進し、さらに東海北陸自動車道の全線開通を機に、両市の特色を活かしながら国内外からの一層の誘客を図ることを目的に交流都市協定を締結しました。

□ 札幌市（平成 22 年 9 月 6 日観光・文化交流都市協定）

北海道、人口 1,953,181 人（R7.4.1 現在）、北海道の政治・経済の中心都市で、さっぽろ雪まつりや時計台、大通公園、日本ではじめて冬季オリンピックが開催された都市として有名です。空路の札幌・松本線のさらなる充実を契機とした市民等の交流を一層促進することにより、両市の交流人口の増大を図り、さらに産業・経済が発展していくことを目的に交流都市協定を締結しました。

□ 鹿児島市（平成 24 年 9 月 16 日文化・観光交流協定）

鹿児島県、人口 588,583 人（R7.4.1 現在）、世界有数の活火山の「桜島」や世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成遺産である「旧集成館」「寺山炭窯跡」「関吉の疎水溝」など、自然・文化あふれる都市です。九州新幹線鹿児島ルート全線開通を契機に、城下町としての歴史と恵まれた自然環境を有する両市が、新幹線と空路の福岡・松本線を活用し、交流人口の増加を図るとともに、両市の文化振興と地域経済の活性化に寄与することを目的に交流協定を締結しました。

2 議 会

1 議員定数

- (1) 定 数 31人 (定数条例の一部を改正する条例 H22.7.20可決 34人→31人)
 (2) 現員数 30人 (平均年齢 59.6歳 (R7.5.1現在)、男性18人、女性12人)

2 党派・会派別議員

党 派 別		会 派 別	
公 明 党	4人	誠 の 会	7人
日 本 共 産 党	3人	政 友 会	7人
立 憲 民 主 党	1人	開 明 党	5人
日 本 維 新 の 会	1人	松 本 市 議 会 公 明 党	4人
無 所 属	21人	ま つ も 都 市 議 団	4人
		日 本 共 産 党 松 本 市 議 団	3人

(令和7年5月1日現在)

3 本会議

- (1) 議会開会状況 (令和6年1月～令和6年12月)

回	会 別	会 期	会期日数	本会議日数	傍聴人数
1	2月定例会	R 6.02.8～R 6.03.05	27	5	65
2	第1回臨時会	R 6.04.12	1	1	0
3	第2回臨時会	R 6.05.15	1	1	1
4	6月定例会	R 6.06.10～R 6.06.27	18	5	93
5	第3回臨時会	R 6.07.30	1	1	0
6	9月定例会	R 6.09.02～R 6.09.20	19	5	43
7	第4回臨時会	R 6.10.29	1	1	0
8	12月定例会	R 6.12.02～R 6.12.19	18	5	76
合 計			86	24	278

- (2) 議案審議状況 (令和6年1月～令和6年12月)

○は臨時会

回	市長提出議案				議会案			議案合計	審議結果				継続審査
	予算	条例	その他	計	条例	その他	計		可決等	可決 継続中	否決等	審議未了	
1	37	42	23	102	1	1	2	104	104				
②		2	2	4				4	4				
③	3	1		4				4	4				
4	8	12	10	30		9	9	39	38		1		
⑤	1		2	3				3	3				
6	4	7	19	30		2	2	32	28				4
⑦	1		3	4				4	4	4			
8	10	25	28	63				63	63				
計	64	89	87	240	1	12	13	253	248	4	1		4

4 委員会構成及び所管事項

区分	委員会名	定数	所管事項
常任委員会	総務委員会	8人	総合戦略局、総務部、財政部、危機管理部、会計課、選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項、他の委員会に属さない事項
	厚生委員会	8人	健康福祉部、こども若者部、福祉事務所、病院局の所管に属する事項
	経済文教委員会	8人	住民自治局、産業振興部、文化観光部、スポーツ部、教育委員会、農業委員会の所管に属する事項
	建設環境委員会	7人	環境エネルギー部、交通部、建設部、上下水道局の所管に属する事項
議会運営委員会		10人	議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項
特別委員会	市役所新庁舎建設特別委員会	15人	市役所新庁舎の建設に関する事項
	市立病院建設特別委員会	16人	市立病院の移転改築及び管理運営に関する事項

(令和7年5月14日現在)

5 委員会開催状況(令和6年1月～令和6年12月)

区分	委員会名	常任委員会				特別委員会				議会運営委員会	計	
		総務	厚生	経済文教	建設環境	計	新庁舎建設	市役所 市立病院 建設	決算			予算
委員会		15	19	18	8	60	3	7	5	8※	27	110
協議会		16	14	15	12	57	-	-	-	-	-	57
計		31	33	33	20	117	3	7	5	8	27	167

※分科会含む。

6 その他の会議開催状況(令和6年1月～令和6年12月)

議員協議会	議会だより編集班会議	こどもだより編集班会議	議会基本条例施策推進組織		
			政策部会	広報部会	交流部会
4	8	4	12	10	10

7 請願・陳情審査件数(令和6年1月～令和6年12月)

区 分	2月定例会	6月定例会	9月定例会	12月定例会	計
請 願	2	7	1	1	11
陳 情			3	1	4

8 議員報酬等

(1) 報酬（適用年月日:平成27年4月1日）

議 長	617,000 円
副 議 長	554,000 円
議 員	497,000 円

(2) 期末手当（適用年月日:令和7年6月20日）

支給月	支 給 額
6月	報酬月額×145/100（期末手当基礎額）×172.5/100
12月	報酬月額×145/100（期末手当基礎額）×172.5/100
合 計	報酬月額×145/100（期末手当基礎額）×345/100

(3) 会議出席費用弁償

片道2km以上の場合、公共交通機関利用者には運賃(バス代、電車賃)の実費を、自家用車、バイク利用者には自宅から市役所までの往復経路1kmにつき37円の車賃を支給

9 行政視察旅費

- | | | |
|-------------|---------|---------------------------|
| (1) 常任委員会 | 1人当たり年額 | 90,000円 |
| (2) 特別委員会 | 1人当たり年額 | 60,000円（隔年） |
| (3) 議会運営委員会 | 1人当たり年額 | 90,000円 |
| (4) 日当・宿泊料 | 日 当 | (県外) 3,000円 |
| | 宿泊料 | (県外) 14,800円、(県内) 11,800円 |

10 政務活動費

会派(所属議員1人の場合を含む。)に対し、所属議員1人当たり年額250,000円を4月に交付

- (1) 収支報告
政務活動費収支報告書に活動報告書、領収書の写しを添付し議長に提出
- (2) 透明性の確保
ホームページに政務活動費収支報告と活動報告、領収書の写しを公開
議会情報閲覧制度により公表（議会事務局又は議会図書室で閲覧）

11 議員研修会

(1) 議員研修会

令和 6年 8月26日 「能登半島地震から改めて考える松本市の防災」

講師：松本市危機管理部危機管理課 防災専門官 中村文彦 氏

令和 6年11月20日 「スモールビジネス、個性で町に賑わいを」

講師：辰野町産業振興課商工振興係長、内閣府地域活性化伝道師
野澤 隆生 氏

：信州アーツカウンシルゼネラルコーディネーター

野村 政之 氏

(2) 経済懇談会（年1回、地元に関わりの深い経済動向等についての有識者による講演・懇談会）

令和 7年 1月27日 「2025年経済見通し」

講師：株式会社八十二銀行 頭取 松下 正樹 氏

(3) 中信四市議会議員研修会（年1回、松本・塩尻・大町・安曇野の各市で持回り開催）

令和 6年11月 1日 「～自然から学ぶ～」

講師：一般社団法人安曇野市観光協会 会長

株式会社燕山荘 代表取締役 赤沼 健至 氏

12 姉妹都市交流

(1) 姫路市議会

毎年交互に議員の半数が訪問（令和6年11月7、8日 姫路市を訪問）

(2) 藤沢市議会

任期の2、3年目に交互に全議員が訪問（令和6年8月8日、9日 藤沢市が来松）

(3) 高山市議会

任期の2、3年目に交互に半数の議員が訪問（令和6年10月3日、4日 高山市を訪問）

13 政策提言

常任委員会ごとにテーマを設定し、調査研究した結果を、全議員参加の議会政策討論会で議論し、議会として政策提案・提言を行う。（平成22年度から実施）

○ 令和6年度政策提言

中心市街地のまちづくりに関する提言書（総務委員会）

身寄りなき老後の支援に関する提言書（厚生委員会）

史跡松本城の桜の管理に関する提言書（経済文教委員会）

A I を活用した水道管路診断の実施に関する提言書（建設環境委員会）

14 議会報告会

(1) 目的 議会の活動を広く市民に広報し、参加者から意見をいただくために実施

(2) 実施方法

交流部会で企画

平成30年度までは、市内の各会場に議員が分かれて分散開催

令和3年度以降は、各種団体を対象に不定期で開催

(3) 相手方

松本大学学生（令和6年11月27日）

いきいき百歳体操参加者（令和7年2月3日、4日）
松本青年会議所（令和7年3月18日）

15 議会発行の刊行物

名 称	発行時期	発行部数	配布先等
まつもと市議会だより	年4回	88,000部×4回	全世帯
// 点字版	年4回	58部	視覚障害者
// 音声版	年4回	CD25枚 テープ4本	視覚障害者
// アプリ	年4回	—	マチイロ SideBooksちいき本棚 カタログポケット
まつもと市議会こどもだより	年2回	5月 3,200部 12月 13,200部	市内小学校5年生 ～中学校3年生
本会議会議録	年4回	19部×4回	理事者等
委員会会議録	年5回	2部×5回	配布していない
市政概要 (PDFデータ配布)	年1回	—	議員
市議会のあらまし	随時	80部	傍聴者、部会交流事業等
松本市の概要 (PDFデータ配布)	随時	—	議員、視察者等
松本市議会提要 (PDFデータ配布)	4年に1回	—	議員

16 会議等の放送

(1) 本会議

ホームページで録画配信

市民課ロビーのテレビで放送

松本市行政チャンネル（テレビ松本ケーブルビジョン）でライブ中継

インターネット動画共有サービス（YouTube）でライブ中継

(2) 当初予算説明会・予算特別委員会・決算特別委員会

ホームページで録画配信

(3) 委員会レポート

各定例会後に委員長等が、委員会の審査状況や議会活動等を伝える60分番組をテレビ松本ケーブルビジョンで放送（放送後ホームページで録画配信）

17 行政視察受入状況

年度	件数 (人数)	視察形態別				地方公共団体種類別						
		委員会	会派	個人	その他	国・県	広域 議長会	市	区	町	村	その他
4	11 (104)	7 (79)	1 (7)	2 (2)	1 (16)	-	1 (16)	10 (88)	-	-	-	-
5	30 (199)	16 (139)	9 (43)	3 (3)	2 (14)	2 (23)	-	26 (161)	-	-	1 (5)	1 (10)
6	42 (318)	27 (266)	11 (34)	3 (7)	1 (11)	2 (22)	1 (11)	35 (249)	-	3 (27)	1 (9)	-

※令和4年度（10月まで）は新型コロナウイルス感染拡大防止のため受入を制限

18 議会図書室

(1) 蔵書数 1,316冊 (令和7年4月1日現在)

地方自治	法律・政治	財政・経済	社会・労働・ 産業・工学	統計・年鑑	辞典	教育	歴史	文学	その他
440	284	31	66	43	13	79	219	4	137

(2) 購読新聞等

新聞 信濃毎日新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、
日本経済新聞、中日新聞、市民タイムス、自治日報
その他 官報、地方議会人、地方行政、全国市議会旬報 等

19 本会議・委員会会議録

(1) 発行部数----- 本会議会議録 76部（19部×4回）
委員会会議録 10部（2部×5回）

(2) 閲覧場所

議会事務局、行政情報コーナー、市の各図書館等

(3) ホームページ公開

ア 平成14年4月1日から定例会・臨時会会議録（平成元年2月定例会以降）を公開

イ 平成16年11月から常任及び特別委員会会議録（平成10年2月定例会以降）を公開

ウ 平成20年2月から議会運営委員会、議員協議会及び委員協議会会議録（平成19年12月以降）を公開

エ 平成30年4月から定例会・臨時会会議録（明治40年から昭和63年まで）の議案件名と明治40年から昭和63年までの会議録を公開

20 議会事務局の組織

定数 11人 事務局長 ——— 事務局次長 ——— 議会担当（11人）
現員数 13人
(会計年度任用職員含む。)

21 歴代正副議長

(1) 議長

順位	氏名	就任年月	退任年月
初代	森山儀文治	明40. 7	明40. 8
2	折井隆一	// 40. 9	// 43. 6
3	蒔田直吉	// 43. 7	大 2. 6
4	堅石由十	大 2. 7	// 4.10
5	森山儀文治	// 4.10	// 10. 7
6	百瀬興政	// 10. 7	// 14. 7
7	唐沢長十	// 14. 7	昭 4. 6
8	岩附修一郎	昭 4. 7	// 12.12
9	吉沢正雄	// 13. 1	// 14. 5
10	小池弥平	// 14. 5	// 15. 3
11	石田覚義	// 15. 5	// 20.12
12	太田政徳	// 21. 5	// 22. 3
13	松岡文七郎	// 22. 5	// 26. 3
14	木下喜一郎	// 26. 5	// 28. 5
15	山岸留男	// 28. 5	// 30. 5
16	中村戊子	// 30. 5	// 32. 5
17	赤羽栄司	// 32. 5	// 32. 9
18	永井瑞穂	// 32.10	// 34. 4
19	山口久四郎	// 34. 5	// 36. 5
20	山岡守二	// 36. 5	// 38. 4
21	芦田嘉貴	// 38. 5	// 42. 4
22	上條大輔	// 42. 5	// 44. 5
23	下条寛一	// 44. 5	// 46. 4
24	大久保泰一	// 46. 5	// 48. 5
25	津田和太郎	// 48. 5	// 49. 2
26	倉沢進	昭 49. 2	昭 52. 5

順位	氏名	就任年月	退任年月
27	赤羽駿郎	// 52. 5	// 54. 4
28	百瀬常雄	// 54. 5	// 56. 5
29	大槻政彦	// 56. 5	// 58. 4
30	矢崎徳納	// 58. 5	// 62. 4
31	窪田稔	// 62. 5	平元. 5
32	大槻政彦	平元. 5	// 3. 4
33	小笠原栄一	// 3. 5	// 5. 5
34	百瀬常雄	// 5. 5	// 7. 4
35	窪田稔	// 7. 5	// 9. 5
36	百瀬常雄	// 9. 5	// 11. 4
37	高山政彦	// 11. 5	// 12. 4
38	田口敏子	// 12. 4	// 13. 5
39	酒井正志	// 13. 5	// 15. 4
40	上條洋幹	// 15. 5	// 16. 2
41	小原仁	// 16. 2	// 17. 5
42	渡辺聰	// 17. 5	// 19. 4
43	大久保真一	// 19. 5	// 21. 5
44	赤羽正弘	// 21. 5	// 23. 4
45	柿澤潔	// 23. 5	// 25. 5
46	太田更三	// 25. 5	// 27. 4
47	犬飼信雄	// 27. 5	// 29. 5
48	上條俊道	// 29. 5	// 31. 4
49	村上幸雄	令元. 5	令 3. 5
50	芝山稔	// 3. 5	// 5. 4
51	上條温	// 5. 5	// 7. 4
52	阿部功祐	// 7. 5	在任中

(2) 副議長

順位	氏名	就任年月	退任年月
初代	折井隆一	明40.7	明40.8
2	住山伊右工門	// 40.9	大7.3
3	池上慎人	大7.3	// 10.6
4	唐沢長十	// 10.7	// 11.8
5	松原広	// 11.8	// 14.7
6	松崎尚忠	// 14.7	昭4.6
7	小池弥平	昭4.7	// 8.6
8	増田要次郎	// 8.7	// 12.6
9	吉沢正雄	// 12.7	// 13.1
10	相沢曾兵衛	// 13.4	// 14.7
11	太田政徳	// 14.7	// 17.5
12	清水豊一	// 17.6	// 22.4
13	木下喜一郎	// 22.5	// 26.4
14	山岸留男	// 26.5	// 28.5
15	中村篤衛	// 28.5	// 30.4
16	赤羽栄司	// 30.5	// 32.5
17	永井瑞穂	// 32.5	// 32.10
18	赤羽長治	// 32.12	// 34.4
19	塩原国男	// 34.5	// 36.5
20	下条寛一	// 36.5	// 38.4
21	降幡源信	// 38.5	// 40.5
22	倉沢進	// 40.5	// 42.4
23	上條密門	// 42.5	// 44.5
24	小野重幸	// 44.5	// 45.8
25	山田正	// 45.10	// 46.4
26	津田和太郎	昭46.5	昭48.5
27	赤羽駿郎	// 48.5	// 50.4

順位	氏名	就任年月	退任年月
28	大槻政彦	// 50.5	// 52.5
29	上條加寿馬	// 52.5	// 54.4
30	田中次郎	// 54.5	// 56.5
31	矢崎徳納	// 56.5	// 58.4
32	滝沢祐一	// 58.5	// 60.5
33	小原仁	// 60.5	// 62.4
34	亀井正	// 62.5	平元.5
35	船津由嗣	平元.5	// 3.4
36	中沼浜司	// 3.5	// 5.5
37	小林恒雄	// 5.5	// 7.4
38	高山政彦	// 7.5	// 9.5
39	松田弘	// 9.5	// 11.4
40	田口敏子	// 11.5	// 12.4
41	酒井正志	// 12.4	// 13.5
42	武井福夫	// 13.5	// 15.4
43	赤羽正弘	// 15.5	// 17.5
44	平林軍次	// 17.5	// 19.4
45	芦田勝弘	// 19.5	// 21.5
46	小林繁男	// 21.5	// 23.4
47	白川延子	// 23.5	// 25.5
48	宮坂郁生	// 25.5	// 27.4
49	近藤晴彦	// 27.5	// 29.5
50	小林弘明	// 29.5	// 31.4
51	阿部功祐	令元.5	令3.5
52	上條美智子	// 3.5	// 5.4
53	中島昌子	// 5.5	// 7.4
54	吉村幸代	// 7.5	在任中

3 総合戦略

1 歴代三役・名誉市民

(1) 歴代市長

令和7年4月現在

代	氏名	就任年月	退任年月
初代	小里頼永	明40.7	昭12.8
2	百瀬興政	昭12.8	// 14.4
3	百瀬渡	// 15.4	// 19.4
4	平林盛人	// 19.5	// 20.3
5	平山泰	// 20.7	// 21.3
6	赤羽幾一	// 21.6	// 21.12
7	筒井直久	// 22.4	// 26.4
8	松岡文七郎	// 26.4	// 32.1
9	降旗徳弥	// 32.3	// 44.3
10	深沢松美	// 44.3	// 51.3
11	和合正治	// 51.3	平4.3
12	有賀正	平4.3	// 16.3
13	菅谷昭	// 16.3	令2.3
14	臥雲義尚	令2.3	在職中

(2) 歴代助役

令和7年4月現在

代	氏名	就任年月	退任年月
初代	深澤栄三	明40.8	大2.8
2	藤原光蔵	大2.8	// 6.5
3	一志金平	// 6.9	// 10.9
4	石川矩担	// 10.9	昭4.9
5	赤羽九市	昭4.11	// 20.11
6	赤羽幾一	// 20.12	// 21.6
7	筒井直久	// 21.8	// 22.3
8	須山文吾	// 22.6	// 24.12
9	赤尾武芳	// 24.12	// 29.3
10	下条寛一	// 29.3	// 33.3
11	北沢安生	// 34.1	// 42.1
12	早崎茂春	// 37.12	// 44.3
13	杉山治人	// 42.2	// 44.3
14	和合正治	// 44.5	// 51.3
15	高木杲吉	// 51.5	// 53.4

16	上	村	長	// 53. 5	// 55. 5
17	小	林	清 完	// 55. 5	// 59. 5
18	大	友	博 幸	// 59. 7	平 4. 3
19	松	村	好 雄	平 4. 7	// 12. 6
20	萩	原	寿 郎	// 12. 7	// 16. 6
21	坪	田	明 男	// 16. 7	// 19. 3

(3) 歴代副市長

令和7年4月現在

代	氏 名	就任年月	退任年月
初代	坪 田 明 男	平 19. 4	令 2. 3
2	嵯 峨 宏 一	令 2. 4	令 6. 4
3	宮 之 本 伸	// 2.10	令 7. 3
4	中 野 嘉 勝	// 6. 4	在職中
5	伊 佐 治 裕 子	// 7. 4	在職中

(4) 歴代収入役

令和7年4月現在

代	氏 名	就任年月	退任年月
初代	服 部 築 膳	明 40. 8	大 9.10
2	川 合 康 午 臘	大 9.11	昭 3. 9
3	都 築 真 菊	昭 3. 9	// 19. 9
4	真 島 善 三 郎	// 19.10	// 21. 8
5	深 沢 権 重 郎	// 22.10	// 26. 3
6	真 島 長 一 郎	// 26. 6	// 34. 5
7	杉 山 治 人	// 34. 7	// 42. 2
8	岩 崎 鉄 男	// 42. 2	// 44. 3
9	上 村 長	// 44. 6	// 53. 5
10	小 林 清 完	// 53. 5	// 55. 5
11	赤 羽 誠	// 55. 5	// 59. 5
12	窪 田 登	// 59. 7	// 62. 8
13	小 平 靖 彦	// 62.10	平 4. 3
14	新 井 計 夫	平 4. 7	// 12. 6
15	坪 田 明 男	// 12. 7	// 16. 6
16	市 川 博 美	// 16.10	// 19. 3

(5) 名誉市民

(令和7年4月1日現在)

No	氏名	生年月日	推戴年月日	主要経歴等	備考
1	J・ブラッケン・リー	1891年 1月 7日	昭和40年10月3日	米国ワシントン州知事 米国ワシントン州市長	1996年10月20日逝去
2	アルバート・レイ・オルビン	1898年 6月 1日	〃	米国ワシントン州大学名誉総長	1983年 3月 7日逝去
3	アール・J・グレード	1885年12月 2日	〃	米国ワシントン州市長	1966年 9月13日逝去
4	笠井喜彦	1890年 9月25日	〃	米国ワシントン州市民 保険会社支社長	1966年 1月29日逝去
5	寺澤国子	1896年 7月 8日	〃	米国ワシントン州市民 ワシントン日報社長	1991年 8月 2日逝去
6	金子 小一郎	明治28年 2月19日	〃	藤沢市長	昭和58年10月16日逝去
7	戸田 康英	明治44年 4月30日	昭和43年11月 3日	東宮侍従長	昭和52年 4月 2日逝去
8	吉田 豊信	明治44年 4月30日	〃	姫路市長	昭和59年 7月21日逝去
9	鈴木 雅次	明治22年 3月 6日	昭和44年11月 3日	日本大学名誉教授	昭和62年 5月28日逝去
10	降旗 徳弥	明治31年 9月18日	昭和49年11月 1日	松本市長 通信大臣	平成7年 9月 5日逝去
11	元 仲辰郎	明治44年 4月17日	〃	高山市長	昭和50年 2月11日逝去
12	葉山 峻	昭和 8年 5月 1日	〃	藤沢市長	平成22年 3月13日逝去
13	エドウィン・ジャコブ・ガーン	1932年10月12日	〃	米国ワシントン州市長 上院議員	
14	鈴木 鎮一	明治31年10月18日	昭和54年11月 1日	才能教育研究会会長	平成10年 1月26日逝去
15	テッド・L・ウイルソン	1939年 5月18日	昭和63年11月 2日	米国ワシントン州市長	令和 6年 4月11日逝去
16	パルマー・A・デポーリス	1945年 1月17日	〃	米国ワシントン州市長	
17	戸谷 松司	大正10年 6月30日	〃	姫路市長	平成11年 6月26日逝去
18	平田 吉郎	大正 9年 2月 1日	〃	高山市長	平成29年4月20日逝去
19	和合 正治	大正 6年 2月27日	平成 5年 7月16日	松本市長	平成16年 3月 7日逝去
20	ディーディー・コラディニ	1944年 4月11日	〃	米国ワシントン州市長	2015年 3月 1日逝去
21	プレム・ラル・シン	1942年 3月23日	〃	ネパールの王国カトマンズ市長	
22	日下部 尚	昭和 4年 8月26日	平成 6年 7月19日	高山市長	平成 6年 7月19日逝去
23	堀川 和洋	昭和17年 7月 8日	平成 8年 7月27日	姫路市長	平成16年 8月 4日逝去
24	上條 周一(信山)	明治40年 9月20日	平成 8年 8月22日	書家	平成 9年 2月12日逝去
25	小澤 征爾	昭和10年 9月 1日	平成 8年 9月 8日	指揮者	令和 6年 2月 6日逝去
26	田村 一男	明治37年12月 4日	平成 9年 3月 8日	洋画家	平成 9年 7月10日逝去
27	山本 捷雄	昭和19年 7月 9日	平成 9年11月 1日	藤沢市長	
28	ロス・C・アンダーソン	1951年 9月 9日	平成14年 2月 8日	米国ワシントン州市長	
29	石見 利勝	昭和16年 8月14日	平成18年11月 2日	姫路市長	
30	有賀 正	昭和 6年 4月29日	平成20年11月 1日	松本市長	平成29年4月22日逝去
31	草間 彌生	昭和 4年 3月22日	〃	前衛芸術家	
32	海老根 靖典	昭和30年 8月17日	平成21年11月 1日	藤沢市長	
33	十八代目 中村 勘三郎	昭和30年 5月30日	平成24年12月 5日	歌舞伎俳優	平成24年12月 5日逝去
34	ラルフ・ベッカー	1952年 5月30日	平成25年 7月22日	米国ワシントン州市長	
35	鈴木 恒夫	昭和25年 1月 3日	平成25年11月 1日	藤沢市長	
36	清元 秀泰	昭和39年 1月 1日	令和 2年11月 1日	姫路市長	

2 松本の「シンカ」をめざして

人口減少社会においても持続可能な、松本の地域特性を最大限にいかした、松本らしい循環型社会を実現するためのまちづくりの方針を定める総合計画を令和3年8月に策定しました。

(1) 基本構想 2030（令和3年2月定例会 議決）

ア 概要

基本構想は、松本市民が目指す基本理念と、実現に向けた行動目標を示し、市民と行政が共に取り組む、まちづくりの方針を示すものです。

50年先、100年先の将来を見据え、これまでの慣例や固定観念にとらわれることなく、「何のために、何をやる」を意識し、社会情勢の変化に柔軟に対応していくとともに、改めて「人」を中心としたまちづくりのあり方を考え、人と自然や都市との関係をつなぎ直し、松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会を実現することを目指します。

イ 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）

ウ 基本理念

岳 自然豊かな環境に感謝し

楽 文化・芸術を楽しみ

学 共に生涯学び続ける

ことにより、三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」（進化・深化）させる。

エ 行動目標

基本理念の実現に向けて、市民と行政が共に取り組む、5つの行動目標

- ・ みとめる
自分らしく生き、支え合う
- ・ まなぶ
共にはぐくみ、学ぶ
- ・ いかす
自然・歴史・文化の恵みを受け継ぎ、磨く
- ・ つなぐ
人・街・自然をつなぎ直し、未来に贈る
- ・ いどむ
新たな価値を創造し、常に進化する

オ キャッチフレーズ

豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都

(2) 第11次基本計画

ア 概要

基本構想で定めた基本理念の下、この5年で「何のために何をやる」のかを明らかにし、具体的な政策の方向性や基本施策を体系的に示す、基本構想 2030 の実現を目指す前期計画として策定しました。

イ 計画期間

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

ウ 計画策定の視点と構成

(7) 「何のために」・・・第11次基本計画の目的

- ・ 一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまちをつくる。
- ・ 松本の地域特性を活かした循環型社会を実現する。
- ・ 三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」させる。
- ・ 市民の具体的な行動(アクション)を支える。

(イ) 「何をする」・・・政策の方向性と重点戦略及び基本施策

【政策の方向性】

「人」を中心としたまちづくりのあり方を3つの階層に分けて整理し、これを「政策の方向性」として、松本のまちのシンカに挑む。

- ・ まちの土台になる「安全・安心」のシンカ
安全・安心で健やかに暮らし続けるために、未来に続く、しなやかなまちをつくる。
- ・ まちの主役になる「ひと・地域」のシンカ
ひとや地域の新たなチャレンジを後押しするために、共に育み、支え、学び続けることのできるまちをつくる。
- ・ まちの豊かさになる「価値・魅力」のシンカ
新たな価値や魅力を創出するために、ひとや地域のポテンシャルを最大限に活かしたまちをつくる。

【重点戦略】

「ゼロカーボン」と「DX・デジタル化」を重点戦略として位置付け、政策を推進する。

- ・ ゼロカーボン
地球規模の最重要課題であり、まちづくりの大原則となるゼロカーボンを推進
- ・ DX・デジタル化
まちのシンカを加速するためのDX・デジタル化

【基本施策】

5年間で注力すべき主要な取組み(47施策)

- ・ 政策の方向性を全ての施策に共通する横串として位置付け
- ・ 組織としてより実行力を持って取り組むため、7つの政策分野に整理

(3) 地方創生の取組み

ア 松本版地方創生総合戦略

第2期松本版地方創生総合戦略は、まちづくりをより総合的かつ効果的に行うために、第11次基本計画に包含する計画としています。第11次基本計画を推進することで、松本市の地方創生の実現を図ります。

イ 地方創生事業の推進

「新しい地方経済・生活環境創生交付金(旧 デジタル田園都市国家構想交付金)」や「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」の活用を一層図り、地方創生の取組みを推進します。

【令和6年度の取組状況】

- ・ デジタル田園都市国家構想交付金活用事業

(地方創生推進タイプ)

アートでまちなか「進化」プロジェクト (R3~7)

体験・体感まつもと インバウンドを含む観光客の周遊及び長期滞在促進事業 (R5~7)

「人」「仕事」「投資」が集まる、魅力あふれる“デジタルシティ松本”プロジェクト (R5~7)

・地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税)

2社

ウ 進行管理

成果指標による適切な進行管理を行います。

3 庁議の運営

(1) 機能

市政の円滑な運営を図るための庁内の最高協議機関としています。

(2) 定例庁議

原則毎月第1・3火曜日に開催。令和6年度開催回数22回

(3) 臨時庁議

必要に応じて開催。令和6年度開催回数2回

4 地元県議会議員への要望

(1) 目的

地元選出の県議会議員に対し、市政の重点事業に係る喫緊の課題等について要望を行い、県政における進捗及び要望事項の実現を目指すものです。

※特に進捗を目指す事項について、より効果的に県政の場において施策の推進が図られるよう、令和4年度まで実施していた地元県議会議員との懇談会を見直し、実施したものです。

(2) 実施状況

ア 実施日 (要望書の郵送日)

令和6年8月19日 (月)

イ 要望事項 6件

ウ その他

要望書提出後、必要に応じて各県議に対し、個別に要望内容の説明を行いました。

5 過疎及び辺地対策

(1) 目的

過疎及び辺地の自立支援を目的に、計画策定及び進行管理等を実施しました。

(2) 主な実施内容

ア 松本市過疎地域持続的発展計画 (令和3~令和8年度) の進行管理

6 市役所新庁舎建設計画の推進

(1) 趣 旨

老朽化、狭あい化等の問題を抱える市役所庁舎について、新庁舎の建設計画を推進するものです。

(2) 主な経過

平成 27 年度	新庁舎建設検討庁内委員会を設置し、庁舎建設の検討を開始
平成 28 年度	総合計画（第 10 次基本計画）に新庁舎建設を位置付け
平成 29 年度	市議会の了承を得て、現在地を新庁舎の建設場所に選定
平成 30 年度	新庁舎建設基本構想を策定
令和 元年度	新庁舎建設基本計画を策定
令和 2 年度	市議会新庁舎建設特別委員会に建設計画見直しの考え方等について協議
令和 3 年度	市議会議員協議会に基本的な考え方及び具体的な案について協議
令和 4 年度	市議会議員協議会からの付言等を踏まえた考え方及び進め方について協議
令和 5 年度	市議会議員協議会に再度市の考え方及び今後の進め方について協議
令和 6 年度	市議会議員協議会に市民に身近な市役所づくりという視点を持って基本計画を見直すことについて協議。以降、市議会新庁舎建設特別委員会において、新庁舎の規模や（仮称）松本市役所保健所庁舎の整備計画等について協議

(3) 今後の取組み

市役所新庁舎の建設について、新庁舎建設基本計画の見直しに向けて議会へ協議するとともに、新庁舎での新しい働き方を見据えた業務改善が必須であるため、庁内調整を図りつつ検討を進めます。

7 民間との共創の推進

(1) 趣 旨

民間の持つ活力やアイデアを生かし、市政課題の解決や市民サービスの向上につながる事業の創出を図ります。

(2) 主な実施内容

民間企業と連携協定を締結し、事業の創出に向けた協議を実施

8 広域行政

(1) 広域市町村圏

ア 圏域の名称	松本地域広域市町村圏
イ 指定年月日	昭和 46 年 7 月 15 日
ウ 構成市町村	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村

(3市5村 計8市村)

エ 面 積 1,869.14 m² (東西 52 km、南北 73 km)
オ 人 口 423,668 人 (令和 2 年国勢調査数値)

(2) 圏域内の広域行政組織 (松本市加入分)

- ア 松本広域連合 (後記 9 に記載のとおり)
- イ 松本市・山形村・朝日村中学校組合 (中学校の設置等に関する事務。1市2村)
- ウ 松塩筑木曾老人福祉施設組合 (老人福祉施設の設置等に関する事務。3市3町8村)
- エ 安曇野市・松本市山林組合 (山林の管理経営に関する事務。2市)
- オ 松塩地区広域施設組合 (ごみ処理施設及びし尿処理施設の設置等に関する事務。2市2村)
- カ 安曇野松筑広域環境施設組合 (火葬場の設置等に関する事務。2市4村)
- キ 松塩安筑老人福祉施設組合 (老人福祉施設の設置等に関する事務。3市5村)
- ク 安曇野・松本行政事務組合 (広域排水路の維持管理等に関する事務。2市)

9 広域連合

- (1) 名 称 松本広域連合
- (2) 設置年月日 平成 11 年 2 月 1 日
- (3) 構成団体 松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
(3市5村 計8市村)

(4) 共同処理する事務

- ア 松本地域の広域行政の推進に関する事務
- イ 松本地域ふるさと基金を活用する事業の実施に関する事務
- ウ 広域的な観光振興に関する事務
- エ 旧伝染病舎跡地の管理に関する事務
- オ 消防に関する事務
- カ 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関する事務
- キ 液化石油ガス設備工事の届出に関する事務
- ク 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務
- ケ 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務
- コ 職員の共同研修及び派遣研修に関する事務
- サ 次に掲げる事項についての調査研究に関する事務
 - (ア) 地方分権に関すること。
 - (イ) 広域的な地域情報化に関すること。
 - (ウ) 広域的な保健福祉に関すること。 等

10 広報

区分	回数・部数	規格	内容	令和7年度 予算(千円)
広報まつもと	毎月1回(1日)、 90,200部	A4版平均24頁	市政の概要、課題、できごと、お知らせを掲載するもの	40,380
〃(点字版)	毎月1回	〃平均30頁	点字の読める視覚障がい者への広報ダイジェスト版	782
声の広報	毎月1回	カセットテープ、CD	点字の読めない視覚障がい者への広報ダイジェスト版	489
ラジオ放送	週2回	15分番組	市政の概要、課題、できごと、お知らせを放送するもの	3,476
	年28本	5分番組		
	週5日、1日2回	1分番組		
松本市行政チャンネル	毎日	24時間	市政ニュース、市長記者会見、議会中継など	12,130

11 DX・デジタル化の推進

(1) 「DX・デジタル化推進に関する骨太の方針」に基づくデジタル化推進

デジタル革新を構造変革の原動力として、市民の幸福度の最大化を目指し、人口の定常化につなげる“「デジタルシティ・松本」のシンカ”を使命に掲げ、デジタル化を推進しています。

(2) オンライン窓口の整備

「市民に身近な市役所づくり」の一環として、これまで本庁舎に行かなければできなかった申請や相談を、身近な場所で対面と同じような感覚でできるオンライン窓口の整備に向けて、実証実験に取り組んでいます。令和7年度は、これまでの実績や市民アンケートの結果を踏まえ、市民側の拠点及び職員側の対応窓口の設置場所を見直すとともに、取扱いサービスを拡充することで利便性の向上を図ります。

(3) 電子申請の推進

手続の電子化を推進することで「来庁不要」、「待ち時間ゼロ」、「24時間対応可能」な市役所を目指しています。また、電子申請の推進に加え、オンライン窓口、コンビニ交付、書かない窓口などによる多様化・充実化についても検討を進めます。

(4) 電子クーポンシステムの導入

令和5年度に導入した電子クーポンシステムの庁内での活用を拡大し、各種紙クーポンや紙チケットの電子化を推進します。

(5) 庁内システム等の運用

ア 業務システムの管理運用

市民の個人情報を取扱う基幹系業務システム、職員が利用する内部事務システムの安定運用に努めています。

イ 庁内ネットワークの運用

本庁舎と支所・出張所や市内の公共施設を結ぶ松本市自治体ネットワーク等を管理し、安定運用に努めています。

(6) 業務システムの標準化

国は自治体の基幹系システム（住民・税・福祉等の20業務）の仕様を標準化し、令和7年度末までに全国で実施するよう法律に定めていますが、令和6年度に基本方針を改定し、概ね5年以内の延長が示されました。本市は移行時期を令和7年10月14日と定め準備を進める中、一部システム期限内の移行が困難となっています。事業者との情報交換を密に行い、市民へ悪影響を及ぼすことがない安定的な稼働を目指します。

(7) 情報セキュリティ対策の強化

ア 仮想化技術を利用した情報セキュリティ対策

住民記録、市税、福祉業務等に利用する業務系端末及び財務会計等内部事務で利用している情報系端末からの情報漏えい防止のため、端末に情報を残さない技術を活用し情報漏えいのリスクを軽減しています（令和6年10月更新）。

イ 自治体システム強靱化への対応

国が示す「自治体システム強靱化モデル」を参考に、自治体セキュリティアクラウドの運用等、情報セキュリティ対策に取り組んでいます。

ウ 情報セキュリティポリシーの見直し

令和6年度、国の情報セキュリティポリシーガイドラインの改定に伴い、情報セキュリティポリシー対策基準の見直しを行いました。

エ ICTガバナンスの強化

平成27年度から採用している情報政策幹（CIO補佐官）を中心に、マネジメント体制を再構築し、ICTガバナンスの取組みを進めています。

(8) 社会保障・税番号制度への対応

社会保障・税番号制度は、平成29年11月から本格運用が始まり、毎年標準レイアウトの改版等が予定されていることから、必要なシステム改修等を行うとともに、マイナンバーカードを利用した新たなサービス等の検討を行います。

番号法で定められている適切な安全管理措置を講じるため、法令で定められている座学研修のほか、安全な運用ができるよう担当課で業務フローの点検及び見直しを行いました。

(9) AI/RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用推進

AI議事録、RPA、AI-OCRなどのAI技術を活用し、作業時間の削減や業務の効率化に取り組んでいます。令和7年度には独自利用できる生成AIを導入し、定型作業の効率化や職員からの問合せに活用するとともに、職員の業務負担を軽減し、重要な業務に人手や時間を集中させる基盤を整備します。

(10) テレワークの普及推進

新しい働き方のスタイルを定着させ、ワークライフバランスの向上につなげるため、引き続き、テレワークデイズなどの取組みを通じて、更なるテレワークの普及促進を図ります。

(11) テレビ会議の充実

本庁舎、大手事務所及び情報創造館にテレビ会議室5か所を設置するとともに、出先機関所属の部課長に対してタブレットを配備するなど、庁内会議のテレビ会議化による円滑なコミュニケーションを促進しています。

(12) 行政情報のオープンデータ化の取組み

行政情報をオープンデータ化し、市民や事業者等が活用できる環境を構築することで、市民の利便性向上や経済の活性化、行政の透明性向上等につなげることを目的としています。

令和6年度は、新たに2件のデータを掲載しました。

(13) 公共Wi-Fi環境の整備

ICTを利活用した市民の安全安心の確保に向け、公共施設への公共Wi-Fi（公衆無線LAN環境）を整備し、運用を行っています。

ア これまでの整備状況

地区公民館35館及び勤労者福祉センター（平成30年度）、総合体育館ほか3体育館（中央、西部、南部）、駅前会館、浅間温泉文化センター（令和元年度）、梓川支所、梓川保健センター、中央保健センター、西部保健センター（令和3年度）

イ アクセスポイントの更新と増設

令和7年度は、平成30年度に設置した地区公民館35館及び勤労者福祉センターのアクセスポイントの更新と施設利用の快適化を目的としたアクセスポイントの増設を行います。

(14) デジタル格差対策

ア 奈川地区における通信環境の改善

奈川地区へテレビ放送・インターネットを提供しているCATV設備について、インフラとしての維持と通信速度の地域間格差の是正を図るため、光化（FTTH化）を行います。

(ア) 令和6年度

加入者各戸引込み工事（サービス供用開始）

(イ) 以降の予定

令和7年度 既存施設撤去工事

イ デジタル活用支援人材の育成

デジタル活用を考え、持続的にデジタル弱者を支えていくための環境を地域につくるため、公民館主事等をスマホ相談員として育成しました。

(15) 地元企業のデジタル化推進

ア デジタル利活用促進業務委託

情報創造館庁舎内にデジタル実装促進拠点「デジベース松本」を開所し、令和4年10月から個別相談やIT企業とのマッチング支援を行っています。令和7年度は、昨年度に引き続き初期段階のデジタル実装の支援を継続しつつ、企業の新たなデジタルの利活用の取組創出を促進し、引き続き地元企業の競争力向上を目指します。

イ デジタルシティ松本フォーラム

令和5年10月、国の定める「デジタル月間」に合わせ、地域全体のDX・デジタル化に向けた取組みを加速させるため、フォーラムを開催しました。フォーラムの中で、DX・デジタル化に向けた取組みを地域全体に広げていくため、これからDX・デジタル化に取り組んでいく地元企業のモデルケースとなる優良企業を選定し、表彰を行いました。令和7年度も開催予定です。

(16) デジタルシティ松本推進事業

令和5年4月に「デジタルシティ松本」を推進する産学官の連携組織「デジタルシティ松本推進機構」を設立しました。機構では、本市をフィールドに事業意欲と実行力を持つメンバーが連携し、市民が恩恵を実感できるデジタルサービスの創出や地域デジタル人材の育成を行います。

(17) デジタル化人材の確保・育成

第11次基本計画の重点戦略「DX・デジタル化」で掲げる「デジタル人材の育成」に向けて、デジタル技術を駆使した松本の未来をデザインする研究室「D-L a b（ディー・ラボ）@まつもと」を設立し、職員のデジタル・マインド向上とデジタル化に関する職員間の活発な発言の場の提供に取り組んでいます（令和7年4月現在、17人）。

12 えきしろ空間活性事業

(1) 目的

松本市中心市街地再設計検討会議からの提言を受け、松本駅周辺から松本城までの「えきしろ空間」の活性化に向けた取組みを行うものです。

(2) 主な経過

令和6年7月 松本市中心市街地再設計検討会議を設置し、第1回検討会議を開催（以降、令和7年3月まで3回開催）

令和7年3月 市長が松本市中心市街地再設計検討会議から提言書を受領

令和7年4月 市長が市議会から中心市街地のまちづくりに関する提言書を受領

(3) 今後の取組み

ア 提言書を踏まえ、えきしろ空間のうち松本城三の丸エリアを除く範囲（えきまえエリア）の活性化に向けた将来像を定め、民間開発等やパブリックスペースを再設計するための市の方針を明確化します。

イ 公民学連携によるまちづくり推進の母体となる（仮称）えきしろ空間活性協議会を設置し、協議を行います。

13 松本城三の丸エリア整備事業

(1) 目的

市民や各分野の専門家を交えて策定した「松本城三の丸エリアビジョン」を具現化するため、二つの国宝を有する松本城三の丸及び旧開智学校周辺において、公民が連携して、「誰かに語りたくなる暮らし」をつくり、ビジョンの実現を目指します。

(2) 主な経過

令和3年度 松本城三の丸エリアビジョンを策定

令和4年度 公民連携の推進組織「三の丸エリアプラットフォーム」を設立

令和5年度 6界限で6団体が社会実験等のプロジェクトを実施し、その成果等を報告

令和6年度 7界限で7団体が社会実験等のプロジェクトを実施し、その成果等を報告
プロジェクトの定常化を目指すための行動指針「松本城三の丸エリアビジョンアクションプラン（以下、アクションプラン）」を策定

(3) 今後の取組み

- ア 令和5年度から6年度にかけて実施した社会実験（試行、検証、改善）を踏まえ、エリアの魅力向上に資するプロジェクトを定常化し、「誰かに語りたくなる暮らし」の実現を目指します。
- イ アクションプランに基づき、イベント的な取組みから日常の暮らしのシーンとなる取組みへつなげていくため、更なる民間プロジェクトの改善、必要な行政ルールの変更、ハード整備等に反映することなどに取り組みます。
- ウ 令和7年度から10年度にかけて、大名町通りを人中心のシンボルロードとするための道路高質化工事を実施します。

14 歴史的風致維持向上計画

(1) 目的

松本市では、地理的特徴を活かし、暮らしてきた人々の知恵によって生み出され、引き継がれてきた活動が、城下町の町割や歴史的建造物と相まって歴史的風致を形成しています。

しかし、効率を優先した都市基盤整備により、歴史的街並み、伝統的文化の消失や、住民のつながりの弱体化により、伝統文化の継承が困難になってきています。

郷土の歴史や、地域の文化を保存活用し、次代へ引き継ぐことが重要であり、歴史的建造物は、積極的な活用をすることが求められています。

このため、松本市固有の歴史的風致の維持向上を図ることを目的に、「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定しました。

(2) 主な経過

- | | | |
|--------|-----|----------------------------|
| 平成20年 | 11月 | 「歴史まちづくり法」が施行 |
| 平成22年度 | | 「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定 |
| 平成23年 | 6月 | 「松本市歴史的風致維持向上計画」を国が認定 |
| 令和2年度 | | 「松本市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定 |
| 令和3年 | 5月 | 「松本市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を国が認定 |

(3) 今後の取組み

- ア 引き続き歴史的風致の維持・向上を図るため、計画に記載した各種事業を進めるとともに、歴史的風致と調和した景観の形成に努めます。
- イ 松本市近代遺産の保存活用に向けて、所有者等への啓発活動やヒアリング、現地確認等を行います。

15 世界に冠たる山岳リゾートの実現

(1) 趣旨

旅行者の満足度を高め、リピート化や滞在型に繋げるため、世界基準の観光資源を活かし、上質で安心・安全な山岳リゾートの実現を目指すものです。

(2) 主な経過

- | | |
|-------|--------------------|
| 昭和50年 | 県道上高地線マイカー規制（夏季のみ） |
|-------|--------------------|

平成 8 年		県道上高地線マイカー規制（通年）
平成15年	5月	県道乗鞍岳線マイカー規制
平成28年	8月	第1回「山の日」記念全国大会開催（上高地）
令和 3 年	3月	環境省が松本市と高山市を結ぶ「Big Bridge構想」を練りこんだ、利用推進プログラム2025を策定
	3月	乗鞍高原ビジョン「のりくら高原ミライズ」を策定し、脱炭素、脱プラスチックを明記し宣言
	3月	環境省が乗鞍高原をゼロカーボンパーク全国第1号に認定
	4月	アルプスリゾート整備本部を設置
令和 4 年	4月	環境省「脱炭素先行地域」に乗鞍高原が採択
	10月	松本・高山 高付加価値な観光地づくり推進協議会設立
令和 5 年	3月	地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業に採択
令和 6 年	8月	上高地について、文化庁が松本市を文化財保護法に基づく管理団体に指定
	10月	中部山岳国立公園（南部地域）の乗鞍岳・乗鞍高原・白骨温泉・さわんど温泉地区が環境省事業「国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業」の利用拠点として選定

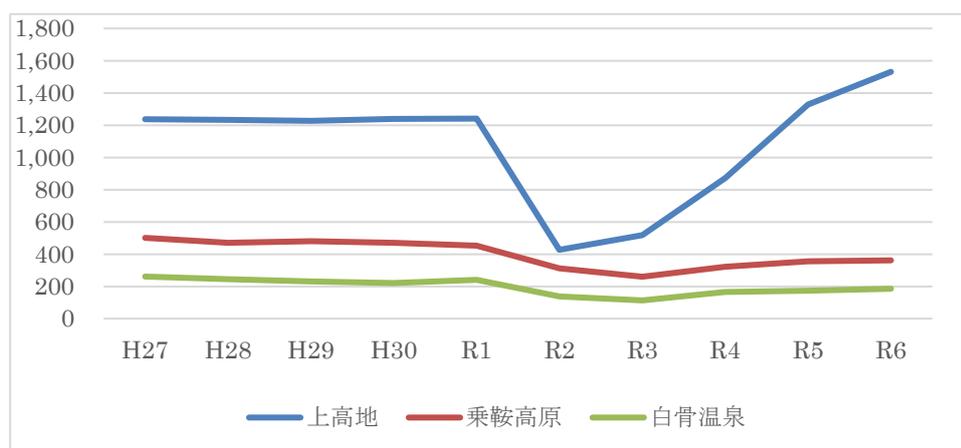
(3) 今後の取組み

- ア 松本市と高山市を繋ぐ、多彩で上質な体験と滞在ができる魅力的な観光ルートの創出
- イ 岳都・松本ブランディングの推進のため、山や自然をキーワードに幅広い世代に魅力発信とコンテンツの磨き上げの実施
- ウ ゼロカーボンパーク第1号の乗鞍から始動し、エリア全体でもゼロカーボンの取組みを推進
- エ 持続可能な観光地のために、利用と保全の両輪の観点から自然保護に配慮した観光の推進
- オ 国立公園として自然環境や景観の保全を図りつつ、防災・減災対策及び適切な管理道路の整備
- カ 環境配慮型の施設整備の推進
- キ 安全で快適な滞在のための施設整備及び交通アクセスの充実化等のインフラ整備の推進

16 観光地利用者数

（単位：千人、延べ人数）

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
奈川温泉	36	34	32	30	33	22	21	27	27	26
奈川高原	97	85	94	92	86	66	67	95	86	81
上 高 地	1,237	1,233	1,226	1,238	1,241	427	517	873	1,328	1,531
乗鞍高原	501	471	481	470	453	311	260	321	355	361
白骨温泉	261	244	231	220	241	137	113	166	173	186
小 計	2,132	2,067	2,064	2,050	2,054	963	978	1,482	1,969	2,185



17 観光関係団体補助

(主なもの)

名称	構成	団体の予算額 (R6)	市の負担金 又は補助金
(一社) 松本市アルプス山岳郷	1市8団体20企業	35,543 ^{千円}	6,340 ^{千円}
(株) ふるさと奈川	5部門9役員18社員	10,196	3,500

18 いがやレクリエーションランド

乗鞍地域が抱える観光の課題を解決する拠点、また、地域の観光産業を支援し活性化するための施設として平成30年度にリニューアルオープンしました。

- (1) 位置 松本市安曇 3994 番地 21
- (2) 面積 15.2ha
- (3) 施設内容
 - ・建物 レストラン、レンタルハウス、施設管理棟、野外ステージ、浄化槽棟、便所棟、器具庫、駐車場等
 - ・施設 マウンテンバイクコース、マレットゴルフ場、キャンピングカー専用駐車サイト、オートキャンプ場、アドベンチャーパーク
- (4) 事業費 5億300万円
- (5) 工期 平成28年9月1日～平成30年3月16日
- (6) 運営内容
 - ・開場期間 4月下旬～11月下旬
 - ・開場時間 午前9時～午後5時
 - ・休場日 火曜日（休日の場合は翌日）
 - ・使用料

区分		金額
マウンテンバイクコース		無料
マレットゴルフ	市民1人 1ラウンド	中学生以上 100円 小学生 100円

	市民以外 1 人 1 ラウンド	中学生以上 700 円 小学生 100 円
キャンピングカー 専用駐車サイト	1 台 1 泊、4 人まで	5,000 円
	5 人目以降 1 人泊	1,000 円
	デイキャンプ	3,000 円
オートキャンプ場	1 台 1 泊、4 人まで	10,000 円
	5 人目以降 1 人泊	1,000 円
アドベンチャーパーク	1 人 1 回	4,500 円
キャンピングカー専用駐車サイト及びオートキャンプ場のキャンセル料	・当日のキャンセル 利用料金の全額 ・3 日前から前日までのキャンセル 利用料金の 50%	

- (7) 管理運営 指定管理（共同体乗鞍時間）
 (8) 利用状況 4 年度 17,140 人、5 年度 20,933 人、6 年度 16,252 人

19 乗鞍高原湯けむり館

入浴による観光の振興及び市民福祉の向上を図るために設置された日帰り温泉入浴施設です。老朽化による建替工事が行われ、平成 25 年度から供用開始となりました。

- (1) 位置 松本市安曇 4306 番地 4
 (2) 敷地面積 7,233 ㎡
 (3) 延床面積 693.71 ㎡（建築面積 785.29 ㎡）
 (4) 構造 木造平屋
 (5) 事業費 2 億 5,000 万円
 (6) 工期 平成 24 年 9 月 14 日～平成 25 年 3 月 25 日
 (7) 営業時間 午前 9 時 30 分～午後 9 時
 (8) 休館日 第 3 火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）
 (9) 施設内容 男女各浴室 63.48 ㎡
 個室浴室 9.66 ㎡
 レストラン 104.03 ㎡
 (10) 源泉名 湯川源泉
 (11) 泉質 単純硫黄温泉
 (12) 使用料 大人 900 円、小人 400 円、回数券（大人・11 枚綴）7,500 円
 (13) 管理運営 指定管理（一般社団法人信州・乗鞍グリーンツーリズム）
 (14) 利用状況 4 年度 40,592 人、5 年度 44,965 人、6 年度 43,614 人

20 上高地アルペンホテル

昭和 29 年に村営ホテルとして供用開始した上高地アルペンホテルは、河童橋、ウエストーン碑に隣接した宿泊施設です。平成 27 年度より木のぬくもりを全館に施し、利用者が快適に過ごせるようベッド室や段差のないユニバーサルルームの整備、ロビー等の改修工事を 3 期に分けて行い、平成 30 年 4 月にリニューアルオープンしました。

- (1) 位置 松本市安曇 4469 番地 1
 (2) 敷地面積 3,529.88 ㎡
 (3) 延床面積 3,220.55 ㎡（建築面積 2,252 ㎡）

- (4) 構造 R C造 3階建て（一部地下）
- (5) 事業費 3億9,760万円
- (6) 工期 平成27年11月5日～平成30年4月25日
- (7) 供用開始 平成5年6月（昭和29年7月オープン、平成5年度改修、平成30年度リニューアルオープン）
- (8) 営業期間 4月23日～11月15日
- (9) 施設内容
 - ・和室 8室 ・洋室 10室 ・和洋室 5室 ・ハイカーズベット 4室
 - ・会議室 ・売店 ・ロビー ・食堂
 - 収容人員 135名
- (10) 利用状況 4年度 8,216人、5年度 9,971人、6年度 9,973人

21 上高地食堂

昭和40年に供用開始後、平成16年度に改修工事を実施し、平成17年度から新施設で供用を開始しました。上高地の観光の拠点となる上高地バスターミナルを兼ねた上高地観光センター内に開設されている施設です。

- (1) 位置 松本市安曇 4468番地
- (2) 敷地面積 1,154.07㎡
- (3) 延床面積 444.91㎡
- (4) 構造 鉄骨造 2階建て
- (5) 事業費 2億800万円
- (6) 供用開始 平成17年（昭和40年にオープン、平成17年度から新施設で供用開始）
- (7) 営業期間 4月17日～11月15日（午前6時～午後4時）
（繁忙期7月13日～8月末日（午前5時30分～午後5時））
- (8) 施設内容
 - ・食堂 ・売店
 - 収容人員 100名
- (9) 利用状況 4年度 79,262人、5年度 117,121人、6年度 137,886人

22 徳沢ロッヂ

昭和31年に村が購入し、「徳沢山荘」として供用開始後、奥上高地を訪れる観光客や、登山客に親しまれている歴史ある宿泊施設です。平成27年度には、耐震補強・松本民芸家具を使用したラウンジや入浴施設を充実させる等の改修工事を実施し、平成28年4月にリニューアルオープンしました。

- (1) 位置 松本市安曇 4470番地
- (2) 敷地面積 1,618.04㎡（国有地）
- (3) 延床面積 818.97㎡（建築面積 573㎡）
- (4) 構造 鉄骨造 2階建て
- (5) 事業費 9,660万円
- (6) 供用開始 昭和54年
- (7) 営業期間 4月26日～11月4日

- (8) 施設内容 ・和室 3 室 ・洋室 4 室 ・相部屋 5 室
収容人員 80 名
- (9) 利用状況 4 年度 4,294 人、5 年度 5,051 人、6 年度 5,105 人

23 焼岳小屋

南北に長野と岐阜の県境に沿い西穂高岳から焼岳へ至る縦走路と、東方の上高地からのルート、西方は奥飛騨温泉郷（岐阜県高山市）からのルートが交差する、標高 2,090m の山域の交通の要所に立地する焼岳山域唯一の山小屋であり、登山者の宿泊及び立ち寄り場所、また、遭難防止や救助などにおいて重要な役割を担う施設です。

- (1) 位 置 高山市奥飛騨温泉郷字外ノ谷中尾 4 番地国有林 186 ホ林小班
- (2) 敷地面積 310 m²（国有地）
- (3) 延床面積 65 m²（建築面積 46 m²）
- (4) 構 造 木造 2 階建て
- (5) 事業費 570 万円
- (6) 供用開始 昭和 43 年
- (7) 営業期間 6 月 20 日～10 月 18 日
- (8) 施設内容 ・和室 1 室 ・売店
収容人員 25 名
- (9) 利用状況 4 年度 124 人、5 年度 474 人、6 年度 227 人

24 アクティブプラザ・アルプスの郷

安曇エリアへ訪れる観光客等に対する観光情報の提供や、地場産品を販売等する施設です。地域要望により、旧安曇村が、旧安曇村商工会との二者共同で建設し、松本市と松本商工会議所が、専有面積により所有権保存登記をしています。

- (1) 位 置 松本市安曇 209 番地 1
- (2) 敷地面積 3,536.97 m²
- (3) 延床面積 1,339.68 m²
- (4) 構 造 鉄骨造 地下 1 階地上 2 階
- (5) 施設内容 ・地下 多目的集会場
・1 階 事務所（一般社団法人松本市アルプス山岳郷）、
便益施設（地場産品販売展示コーナー、食堂）
・2 階 商工会館（松本商工会議所安曇支所）
- (6) 事業費 4 億 7,037 万円
- (7) 工 期 平成 9 年 6 月 20 日～平成 10 年 3 月 25 日
- (8) 供用開始 平成 10 年 4 月 1 日
- (9) 施設使用者 ・事務所 一般社団法人松本市アルプス山岳郷

25 白骨温泉公共野天風呂

白骨温泉を訪れる観光客等に、温泉を提供する施設です。白骨温泉の湯川の河原に設けられた石置屋根の素朴な雰囲気野天風呂で、毎年多くの観光客に利用されています。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 位置 | 松本市安曇 4197 番地 4 |
| (2) 敷地面積 | 220.40 m ² |
| (3) 床面積 | 54.28 m ² |
| (4) 建築面積 | 94.42 m ² |
| (5) 構造 | 切妻板葺き（石置屋根） |
| (6) 事業費 | 3,370 万円 |
| (7) 工期 | 平成 5 年 9 月 8 日～平成 6 年 5 月 20 日 |
| (8) 供用開始 | 平成 6 年 7 月 1 日 |
| (9) 使用料 | 大人 800 円、小人 400 円 |
| (10) 施設管理 | 指定管理（白骨温泉公共野天風呂 湯守の会） |
| (11) 営業時間 | 午前 10 時～午後 4 時 |
| (12) 営業期間 | 4 月下旬～11 月上旬 |
| (13) 利用状況 | 4 年度 16,180 人、5 年度 15,841 人、6 年度 15,777 人 |

26 長野県乗鞍自然保護センター

乗鞍高原を訪れる観光客等に、乗鞍高原の動植物や文化、地理をわかりやすく解説している施設です。自然保護の普及・啓発を目的として長野県が建設し、松本市が委託を受け、管理運営を行っています。

- | | |
|----------|--|
| (1) 位置 | 松本市安曇 4306 番地 5 |
| (2) 構造 | 鉄筋コンクリート造平屋建て |
| (3) 施設内容 | 展示室、管理人室、レクチャールーム、事務室、工作室 |
| (4) 建物面積 | 延床面積 995.39 m ² |
| (5) 開館期間 | 4 月中旬～11 月中旬 |
| (6) 開館時間 | 午前 9 時～午後 5 時 |
| (7) 休館日 | 水曜日 |
| (8) 利用料 | 無料 |
| (9) 利用状況 | 4 年度 7,676 人、5 年度 7,759 人、6 年度 8,234 人 |

27 野麦峠スキー場

野麦峠スキー場は、地域の活性化や雇用の創出、市民のウィンタースポーツの振興を図るための施設です。スキー場は、鉢盛山麓の奈川地区内西向き斜面に縦長にレイアウトされ、ゲレンデは標高 1,400 m から 2,130 m に位置し、2 本の高速リフトにより標高差約 700 m の山頂まで 11 分で到着できます。

山頂からのコース全長は 4,000 m あり、間近に見える乗鞍岳、穂高連峰や御嶽山、遠くに加賀白山を望みながらの滑降は、初心者から上級者まで楽しませてくれる変化に富んだゲレンデです。

- | | |
|--------|-----------------|
| (1) 位置 | 松本市奈川 1173 番地 1 |
|--------|-----------------|

(2) 面積 スキー場 80ha (ゲレンデ面積 40ha)
12 コース (コース平均斜度 19.5 度)、全長 4,000m、標高差 730m

(3) 索道

ア 第1ペアリフト 640.15m (2人乗り)
イ 第5ペアリフト 300.27m (2人乗り)
ウ 第7高速クワッドリフト (スカイライナー) 1,579.91m (4人乗り)
エ 第8高速ペアリフト (スカイラビット) 1,066.25m (2人乗り)

(4) 付帯施設

ア 駐車場 約1,400台
イ スキーセンター 管理事務所・チケット売り場・無料休憩所・広間・レンタルスキー・スキー学校・スノーマシン待機室・更衣室・パトロール室
ウ スノーマシン施設 4系統 (固定式 19台、自走式 6台)

(5) 利用状況 4年度 25,768人、5年度 21,818人、6年度 30,827人

(6) 供用開始 昭和56年12月

(7) 営業期間 12月中旬～3月末

(8) 営業時間 午前8時30分～午後4時

(9) 使用料 (リフト料)

種別	シーズン券	1日券	4時間券	1回券
大人	26,000円	4,000円	2,800円	300円
小人	13,000円	2,000円	1,000円	200円
シニア	26,000円	3,500円	2,800円	300円

(10) 管理運営 指定管理 (株)岳都リゾート開発

28 奈川高ソメキャンプ場

市民等の福祉の増進と森林の多目的機能の向上を図るために設置されたキャンプ場です。

(1) 位置 松本市奈川 2212 番地 16

(2) 敷地面積 80,150 m² (内、釣り池 7,622 m²)

(3) 事業費 1億5,266万円

(4) 供用開始 昭和63年4月

(5) 開場期間 4月第2土曜日から11月第3日曜日

(6) 施設内容 オートキャンプ場、デイキャンプ、ログハウス(6畳、8畳)、釣り池

(7) 利用状況 4年度 11,718人、5年度 10,668人、6年度 11,046人

(8) 管理運営 指定管理 (株式会社ふるさと奈川)

(9) 使用料

区分	利用単位	金額
入場料 (以下に掲げる施設を利用しない者に限る。)	1人	300円

施設等	オートキャンプ場	1人1泊	中学生以上 1,600～2,000円 小学生 800～1,000円
	区画サイト料		1人1泊 500円 2人以上1泊 1,000円
	デイキャンプ	1人	中学生以上 1,000円 小学生 500円
	ログハウス(6畳タイプ) (5名まで)	1棟1泊	8,000～10,000円
	ログハウス(8畳タイプ) (5名まで)	1棟1泊	10,400～13,000円
	釣り池	1時間	中学生以上 600円 小学生 300円
オートキャンプ、デイキャンプ及びログハウスのキャンセル料		当日のキャンセル 3日前から前日まで	利用料金の80% 利用料金の50%

※未就学児は、無料

29 奈川ウツディ・もっく

市民等の福祉の増進と森林の多目的機能の向上を図るために設置された観光施設です。

- (1) 位 置 松本市奈川 1044 番地 344
- (2) 敷地面積 5,945 m² (駐車場合む。)
- (3) 構 造 本館：木造平屋
- (4) 事業費 3億4,586万円
- (5) 供用開始 平成元年4月
- (6) 開場期間 通年
- (7) 施設内容 本館(イベントホール、準備室、展示室、休養室、浴室)、ログキャビン、マレットゴルフ場
- (8) 管理運営 指定管理(株式会社ふるさと奈川)
- (9) 利用状況 4年度 7,170人、5年度 7,454人、6年度 9,792人
- (10) 使用料

ア 本館

区 分	午 前	午 後	午前～午後	夜 間
	8:00～12:00	12:00～17:00	8:00～17:00	17:00～21:00
イベントホール	2,740円	2,740円	5,500円	3,300円
準備室	540円	540円	1,100円	660円
展示室	880円	880円	1,760円	1,100円
休養室	2,200円	2,200円	4,400円	2,640円
全館	3,300円	3,300円	6,600円	3,960円

イ その他

区 分	利用単位	金 額
浴室	1 人	一般 550 円
		小学生以下 350 円
ログキャビン	1 棟 1 泊	13,000～16,000 円
マレットゴルフ場(18 ホール)	1 人 1 ラウンド	310 円

※3 歳未満は、無料

30 野麦峠オートキャンプ場

市民等の福祉の増進と森林の多目的機能の向上を図るために設置されたキャンプ場です。

- (1) 位 置 松本市奈川 29 番地 1
- (2) 敷地面積 32,589 m²
- (3) 事業費 2 億 4,474 万円
- (4) 供用開始 平成 9 年
- (5) 開場期間 4 月第 2 土曜日から 11 月第 3 日曜日
- (6) 施設内容 オートキャンプ場、コテージ
- (7) 管理運営 指定管理（株式会社ふるさと奈川）
- (8) 利用状況 4 年度 2,255 人、5 年度 2,077 人、6 年度 2,098 人
- (9) 使用料

オートキャンプ場

区 分	利用単位	金 額
入場料（次項の施設を利用しない者に限る。）	1 人	300 円
施 設	区画サイト	1 人 1 泊 500 円
		2 人以上 1 泊 1,000 円
	オートキャンプ場	中学生以上 1,600～2,000 円
		小学生 800～1,000 円
	コテージ(5 人用)	1 棟 1 泊 14,000 円
バリアフリーコテージ(7 人用)	1 棟 1 泊 17,000～21,000 円	
デイキャンプ	1 人	中学生以上 1,000 円
		小学生 500 円
オートキャンプ、デイキャンプ及びコテージのキャンセル料	当日のキャンセル	利用料金の 80%
	3 日前から前日まで	利用料金の 50%

※未就学児は、無料

31 乗鞍観光センター

地域住民の生活文化の向上と観光事業の振興に寄与するために設置された観光センターです。

- (1) 位 置 松本市安曇 4306 番地 5

- (2) 敷地面積 1,551.00 m²
- (3) 事業費 2億8,184万円
- (4) 供用開始 昭和61年12月
- (5) 開場期間 通年
- (6) 施設内容 観光案内所、小会議室、中会議室、イベントホール等
- (7) 管理運営 指定管理（一般社団法人信州・乗鞍グリーンツーリズム）
- (8) 使用料（市民利用の場合）

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	全 日
	8:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	8:00～17:00	8:00～22:00
小会議室	1,570円	1,570円	3,140円	2,820円	4,710円
中会議室	3,140円	3,140円	6,390円	5,760円	9,530円
イベントホール	9,530円	9,530円	13,400円	17,280円	24,930円
全 館	12,780円	12,780円	17,910円	23,040円	33,310円

32 岳都・松本「山岳フォーラム」

山岳環境の保護や山岳文化の継承と安全な登山の啓発、登山や山岳高地環境での健康づくり、全世代への登山の振興、さらに山岳利用の次世代への継続、国民の祝日「山の日」の意義を周知する等、岳都・松本から広く発信することを目的としています。

令和6年度は、岳都・山岳リゾートにふさわしい山岳観光の安全対策や登山道等環境整備を周知し、多くの人に誇るべき松本市の山岳を楽しんでいただくため、実行委員会事業のシンカを図りました。

「山の道しるべ」とテーマを掲げ、実行委員会の実施する事業が初心者には山の入り口となり、中級者は新しい挑戦ができ、上級者は今一度原点に返り山への恩返しができるような、誰でも楽しめ、学ぶことができ、再び山を訪れようと思う事業を行いました。

1 プログラムの開催

「山ゼミ」事業を通年で実施

- (1) 実施期間：令和6年5月～令和7年3月に計41回（中止も含む）実施
- (2) 実施内容：参加者数：実施内容は以下のとおり・参加者数合計519名

開催月	講座名	参加者数
5月	野麦峠トレッキング&山菜取り	17名
	日本山岳会と歩く独鈷山	7名
6月	山岳医療の現状と外来植物除去活動	11名
	座学講習 はじめてのテント泊登山	16名
7月	山岳医療講習1「疲労と排泄」	26名
	登山道整備や災害時に使えるチェーンソー講習	11名
	登山道整備や災害時に使える倍力システム講習	14名
	テント泊登山（小梨平）	8名

	芥子坊主山	13名
	山岳医療実技1「山の歩き方と排泄」	2名
8月	山岳医療座学2「バランス能力と目の力」	34名
	防災デイキャンプ 基礎編	11名
	大音寺山整備	6名
	防災デイキャンプ 実践編	22名
	芥子坊主山	1名
	山岳医療実技2「山でのバランス能力」	6名
9月	山の歩き方&読図(中止・延期)	0名
	登山道整備や災害時に使えるチェーンソー講習	16名
	登山道整備や災害時に使える倍力システム講習	15名
	山岳医療講習3「登山前の疲労度チェックと自分に合う速度」	23名
	テント泊登山(横尾)	13名
	防災デイキャンプ(火起・シグナリング)	20名
	山岳医療実技3「登山前の疲労度チェックと自分に合う速度」	4名
10月	信飛トレイル(雨天中止)	0名
	山の歩き方&読図	9名
	防災デイキャンプ(シェルター生活)	27名
	大音寺山整備	6名
	山岳医療講習4「水分補給と食事管理」	22名
	日本山岳会と歩く古道高峯山	1名
	山岳医療実技4「水分補給と食事管理」	4名
11月	山岳医療講習5「危機予知能力を鍛える」(座学)	26名
	山岳医療実技5「危機予知能力を鍛える」(長峰山)	3名
	古地図で歩く松本城下町	12名
12月	山岳医療講習6「急登をあるくコツと食事管理」(座学)	19名
	山岳医療実技6「急登をあるくコツと食事管理」(坊主山)	11名
	日本山岳会と歩く剣ヶ峰	9名
1月	信大防災キャンプ	350名
2月	自分で巻けるセルフテーピング講習	20名
	イグルーづくり体験講習会	29名
3月	雪山講習会@西穂山荘(天候により中止)	0名
	イグルーづくり体験講習会	25名
	合計	519名

33 「山の日」四方山祭り i n 上高地

第1回「山の日」記念全国大会の理念を継承するため、祝日「山の日」に、上高地において「山の日」四方山祭り i n 上高地を開催し、観光客や登山者に対して、全国大会の第1回目開催地が上高地

であることや大会理念の浸透、また、山岳に関する課題等の周知を図りました。

- (1) 主催 環境省、林野庁、国土交通省、長野県、松本市、(一財)全国山の日協議会、
上高地町会
- (2) 開催日 8月3日～18日(16日間)
- (3) 会場 上高地インフォメーションセンター
- (4) 内容 パネル展示、パンフレット・ノベルティの配付、クイズラリーの実施

34 乗鞍ゼロカーボンパーク推進事業

(1) 経過と現状

将来ビジョン「のりくら高原ミライズ(乗鞍高原ビジョン)」に基づき、持続可能な観光地づくりのために乗鞍高原のゼロカーボン化を推進します。

(2) 主な事業内容

乗鞍高原のゼロカーボン化の推進

(3) 今後の取組み

ア のりくら高原ミライズ構想協議会を通じ、地域の観光事業者、住民等の関係者と密に連携し、各事業を推進します。また、乗鞍で暮らす住民と地域外で環境に関心のある方を対象に、持続可能な観光地づくりとゼロカーボン化についての普及啓発事業を行います。

イ 案内・誘導・交通拠点等の要所であり、観光拠点である松本市乗鞍観光センターについて、ZEB化や太陽光発電設備の設置など乗鞍地域の脱炭素化に資する整備を率先的に進めるべく、令和6年度に基本設計を実施しました。今後は、実施設計及び工事を順次行い、令和10年度の竣工(一部外構は令和11年度)を目指します。

ウ 「脱炭素先行地域」に選定された乗鞍高原についてゼロカーボンパークの具現化を推進します。特に、滞在意欲の高い新たな来訪者層を獲得するため、乗鞍観光センターをハブとした世界水準のサステナブルツーリズムモデルの形成を目指します。

35 中部山岳国立公園南部地域広域観光推進事業

(1) 経過と現状

中部山岳国立公園南部地域を世界水準のナショナルパークとするために取組みを進めてきた「中部山岳国立公園南部地域利用推進協議会」が、松本高山間の横断ルートの設定と、両市の連携強化を目的として、協議会内に松本高山Big Bridge構想実現プロジェクトを発足し事業を推進しています。令和5年には、松本高山両市にまたがるルート名称が「北アルプス・トラバースルート」と決定されました。

令和4年より本事業の一環として松本高山間の歩くルートの検討が行われ、令和5年にルートの名称やトレイル憲章、具体的なルートが決定しました。ルートの名称は信州と飛騨のそれぞれ頭文字をとり、「信飛トレイル」となりました。現在は実施主体として発足した一般社団法人信飛トレイル準備委員会が、信飛トレイルの開通に向けて準備を進めています。

(2) 事業名

松本高山ロングトレイル整備推進事業

(3) 今後の取組み

令和6年度は、一般社団法人信飛トレイル準備委員会の事業マネージャーとして地域おこし協力隊を配置しました。今後は、引き続き地域おこし協力隊によるトレイルの推進を図るとともに、信飛トレイル準備委員会が主体となって道標や注意看板のトレイルルート上への設置を行います。

36 上高地対策事業

上高地において、自然環境や景観の保全を図りつつ河床上昇対策や適切な管理用道路整備等に取り組むことにより、自然景観や生物多様性の保全と安全な利用環境が両立した山岳観光地の形成を図ります。

(1) 主な経過

平成25年	12月	「上高地の当面の課題に関する松本市の対応方針」を策定
平成26年	7月	環境省を主体とした上高地に関係する行政機関及び団体による「中部山岳国立公園上高地連絡協議会」が、「上高地ビジョン2014」を策定
	9月	国土交通省松本砂防事務所が、土砂移動のモニタリング調査を開始
平成27年	3月	「松本市上高地対策短期・中長期計画」を策定
平成27年度		管理用道路整備に係る調査、検討に着手
令和2年度		松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会が管理用道路整備計画を承認
令和3年度	11月	上高地管理用道路整備工事に着手
	3月	中部山岳国立公園上高地連絡協議会上高地河床上昇検討部会が「上高地における河床上昇対策の基本的な考え方と実施方針」を取りまとめ
令和4年度		クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用した寄附金の募集を実施（以降毎年度実施）
		中部山岳国立公園上高地連絡協議会が上高地ビジョンの改定作業に着手 新村橋架替え工事に着手
令和6年度	12月	新村橋上部工工事契約（工期令和10年12月まで）

(2) 今後の取組み

ア クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用するなど、情報発信を強化しつつ、財源確保を進めます。

イ 河床上昇対策については、環境省と本市が中心となり、自然環境保護と防災の両立が図られた対策が進むよう調整を図ります。

37 上高地保存活用推進事業

国指定の特別名勝及び特別天然記念物である上高地について、保存と活用の調和がとれた管理の推進を図るために、本市が文化庁から文化財保護法に基づく管理団体の指定を受け、保存活用計画の策定や管理運営のあり方に関する研究を進めています。

(1) 経過及び現状

ア 経過

平成 22 年 2 月	松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存
平成 22 年 2 月	管理計画（以下「保存管理計画」という。）を策定
平成 25 年 3 月	県教委から管理団体の指定について提案
平成 27 年 3 月	松本市上高地対策「短期・中長期計画」を策定 管理団体指定の研究に取り組むことを明記
平成 31 年 4 月	改正文化財保護法施行。保存活用計画が制度化
令和 3 年 12 月	文化庁、環境省及び林野庁と合同協議
平成 22 年 2 月	本市が管理団体となることが望ましいとの意見
令和 5 年 2 月	市議会総務委員協議会で管理団体指定について協議
令和 6 年 2 月	市教委から文化庁に管理団体指定について意見具申
8 月	文化庁が松本市を管理団体に指定
10 月	保存活用計画の策定に着手
令和 7 年 1 月	上高地の管理運営体制に関する研究会を設置

イ 現状

文化財保護法では所有者が管理者と規定されていますが、上高地の大部分を所管している林野庁には、森林法及びその他関連法に基づく管理を超え、「文化財としての管理」を行うことは制度上困難です。

このため現在の上高地では「文化財としての管理者」が実質不在となっており、次のような問題が生じています。

- (ア) 行われるのは規制のみで、管理者が実施できる「保存活用に資する事業」が実施されていない。
- (イ) 管理者が策定すべき保存活用計画が策定されない。
- (ウ) 保存活用計画が策定されないことにより、保存活用の方針が明確になっていないため、必要な事業であっても実現までに時間を要する。
- (エ) 来訪者の増加・多様化、自然災害の激甚化等の急速な変化や、予算・人員の不足、複雑な管理体制等の管理上の課題に対して、根本的な課題対策を講じる必要性がある。

(2) 今後の取組み

ア 保存活用計画の策定を進めます。

イ 特に国立公園管理者である環境省と連携を密にし、国立公園であり文化財でもある上高地の保護と利用、保存と活用の調和と充実を図ります。

ウ 上高地の管理運営の在り方に関する研究会において、目指すべき管理の仕組みや実現に必要な財源等について研究を進めます。

38 上高地焼岳火山対策事業

活火山である焼岳の噴火災害に備えるため、避難施設の整備や注意喚起情報の発信などの火山防災対策を進めていきます。

(1) 主な経過

- 平成 30 年 2 月 関係機関・地元自治体等で構成される焼岳火山防災協議会が「焼岳火山防災避難計画」を策定
- 令和 6 年 6 月 地震の増加により気象庁が臨時開設情報発表。登山者に対し登山自粛の呼びかけを実施
- 令和 7 年 3 月 焼岳の噴火警戒レベルが 2 に引き上げられたことに伴い、登山道の通行規制を実施
- 4 月 焼岳の噴火警戒レベルが 1 に引き下げられたことに伴い、登山道の通行規制を解除

(2) 今後の取組み

- ア 焼岳における避難壕の設置に向け、現地測量・設計、関係機関との協議等を実施します。
- イ 避難壕の設置に加え、収容機能を備えた避難舎の設置について検討します。

39 ふるさと起業家応援事業

安曇・奈川地区の経済活性化、雇用促進を図るため、地域課題の解決を目的とした起業や新規事業に要する経費に対し、クラウドファンディング型ふるさと納税で募った寄附金を財源に補助金を交付し起業家を支援します。令和 6 年度は制度設計を実施し補助金交付要綱等を整備しました。令和 7 年度より補助制度の運用を開始します。

40 まつもと住まい誘致プロジェクト

(1) 目的

大都市圏（首都圏・中京圏・関西圏）をはじめとする、都会からの移住定住を促進するため、松本市の魅力を発信するとともに、移住希望者の相談・受入体制の充実を図るものです。

また、大都市圏に進学した学生等を対象に、本市の魅力や暮らし、仕事に関する情報を発信することで、U I J ターンの促進を図るものです。

(2) 主な経過

- 平成 18 年度 政策課（現総合戦略室）に移住相談窓口を設置
- 19 年度 移住セミナーや個別移住相談など、大都市圏での情報発信を開始
- 令和 元年度 転職支援会社と連携した移住者支援を開始（転職セミナーや転職個別相談等実施）
ふるさと回帰支援センター（東京）に松本市の移住情報発信ブースを常設（7 月～）
移住推進課 L I N E 公式アカウントによる情報発信を開始
- 2 年度 移住相談希望者の利便性向上を図るためオンラインによる移住相談業務を開始
若者の移住促進を図るため信州大学寄付講義「松本市の魅力発見ゼミ」を開講
移住推進課公式 Y o u T u b e チャンネル及び I n s t a g r a m による情報発信を開始
- 7 年度 移住交流推進室を設置

(3) 実績

- ア 移住相談件数（直近 5 年間）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
--	-------	-------	-------	-------	-------

窓口相談	100	128	188	202	195
オンライン相談	60	83	52	41	41
対面セミナー	0	18	137	201	211
オンラインセミナー	181	267	179	120	56
電話・メール等	199	275	263	241	194
現地案内ツアー	1	0	0	0	0
合 計	541	771	819	805	697

イ 移住者数（直近5年間）

(ア) 行政サポートを受けて移住した者の把握分

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
世帯数	22	39	45	51	57
人 数	50	85	90	107	133

(イ) 県把握分

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
世帯数	37	31	143	175	161
人 数	49	58	263	293	295

ウ U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金

U I J ターンにより市内で就業・創業する方を応援するため、国、県、市が共同で補助金を交付しています。（令和6年度：83件）

(4) 今後の取組み

ア 年少人口や生産年齢人口が減少傾向にある中、仕事や住まいに対する考え方が多様化し、地方移住への関心が高まっていることから、働き盛り世代の移住促進に重点を置きます。

イ オンラインによる移住相談や、YouTube、LINE等による情報発信など、ICTを活用した松本市の魅力発信を行うことで、移住相談体制のさらなる充実と、U I J ターンの促進強化を図ります。

41 ふるさとまつもと寄附金推進事業

(1) 目 的

ふるさと納税制度を活用して、松本市の取組みや事業を発信し、本市を応援する方々から「ふるさとまつもと寄附金」を募るものです。また、ふるさと納税制度を有効に活用することで、寄附額の増加と地元農・商工業の活性化を図ります。

(2) 主な経過

平成20年度 ふるさと納税制度の創設に伴い「ふるさとまつもと寄附金」の募集を開始

26年度 返礼品として地元農産物の贈呈を開始

27年度 寄附者の利便性向上を目的に、寄附金のクレジットカード決済を導入
ワンストップ特例制度（申告手続きの簡素化）の創設

令和3年度 返礼品を民間事業者から広く公募し、ラインナップを大幅に拡充（10月～）

複数のふるさと納税サイト（ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税）を活用した

寄附の募集を開始（10月～）

4年度 ガバメントクラウドファンディング（上高地「再生と安全」プロジェクト）

5年度 ふるさと納税ポータルサイトを追加（JRE MALL、一休.com）

6年度 新たな中間事業者へ委託し、返礼品の開拓を強化

ガバメントクラウドファンディング（上高地、動物愛護）

7年度 ふるさと納税ポータルサイトを追加（ふるなび）

ガバメントクラウドファンディング（上高地、動物愛護、アルプスリゾート起業家応援プロジェクト）

(3) 実績

	寄附金額
R2年度	20,466,200円
R3年度	253,989,000円
R4年度	410,993,308円
R5年度	293,513,000円
R6年度	522,636,113円

(4) 今後の取組み

ふるさと納税制度の趣旨を尊重しつつ、引き続き返礼品の公募を行い、松本ならではの魅力ある返礼品を多数設定して、寄附額の増加に取り組めます。

4 住民自治

1 地域づくりの推進

(1) 趣旨

35 地区の特色を生かした魅力ある地域づくりを推進するため、「第 3 次松本市地域づくり実行計画」に基づき、地域、行政、NPO・市民活動団体、大学等の多様な主体の協働によって地域課題を解決していく地域づくりの基盤強化や地域力の向上等に取り組みます。

(2) 主な経過

平成 17 年	12 月	松本市地域づくり推進検討委員会を設置
20 年	5 月	松本市地域づくり推進基本方針を策定
	6 月	市内 3 地区をモデル地区に指定し、各地区が主体的な取組みを実施
	7 月	松本市地域づくり推進委員会を設置
22 年	6 月	松本市地域づくり推進行動計画を策定
23 年	4 月	市民環境部に地域づくり課を新設
	7 月	松本市地域づくり市民委員会を設置
24 年	3 月	第 1 次松本市地域づくり実行計画を策定
25 年	3 月	松本大学、信州大学経済学部と地域づくりに係る連携協定等締結
26 年	3 月	松本市地域づくりを推進する条例を制定（26.4.1 施行）
	4 月	35 地区に地域づくりセンターを開設
27 年	4 月	松本市地域づくり推進交付金、松本市地域振興事業補助金制度を創設 地域づくりインターンシップ戦略事業を開始
29 年	5 月	第 2 次松本市地域づくり実行計画を策定
30 年	2 月	地域づくりヤングマイスター認定制度を創設
令和 3 年	4 月	市内 4 地区を地域づくりセンター強化のモデル地区に設定
4 年	3 月	第 3 次松本市地域づくり実行計画を策定
	4 月	地域づくりセンター強化モデルを 8 地区に拡大
5 年	4 月	松本市若者チャレンジ応援事業補助金制度を創設
6 年	4 月	地域づくり課に地域支援担当（機動支援職員）を配置

(3) 令和 6 年度の取組状況

ア 35 地区の地域づくりに対する支援

(ア) 地域づくりセンターと緩やかな協議体等の関係団体、機関等とが連携し、地域課題の解決や地域活性化に向けた取組みを促進

(イ) 地域づくりセンターと地域づくり課、その他の関係課等とが連携し、地域資源を生かした地域おこしや課題解決に向けた住民主体の活動を支援

イ 地域づくりセンター強化モデル事業

(ア) モデル地区

寿、岡田、里山辺及び奈川の 4 地区

(イ) 取組内容

- a 地域づくりセンター長補佐の増員による重点課題への取組み支援強化
- b 従前の交付金等を一括化かつ拡充した地域自治支援交付金の試行
- c 地区担当保健師の駐在化（週3日程度）

ウ 地域づくりへの財政支援

- (ア) 地域づくり推進交付金
交付 19,350 千円（31 地区）
- (イ) 地域自治支援交付金
交付 9,102 千円（モデル4 地区）
- (ウ) 地域振興事業補助金
交付 20,000 千円

エ 地域づくりの研究、意識啓発等

- (ア) 松本市地域づくり市民委員会の開催 3 回
- (イ) 松本市地域づくり研究連絡会
 - a 構成機関 松本市、松本大学、信州大学経法学部
 - b 実施内容 地域づくりに関する研究事業、学習会・研究集会の開催等
- (ウ) 「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い（第40回公民館研究集会・令和6年度地域づくり市民活動研究集会）」の開催
 - a 期 日 令和7年2月16日
 - b 場 所 松本市中央公民館 他
 - c 内 容 パネルディスカッション及びテーマ別分科会（5分科会）
 - d 参加者 約330人

オ 地域支援担当（機動支援職員）の配置

地域づくりセンター強化モデル事業の検証を踏まえ、地域づくり課に地域支援担当（機動支援職員）4人を配置し、35地区の課題の把握や解決に向けた支援

(4) 今後の取組み

- ア 第3次松本市地域づくり実行計画（令和4年度～8年度）の基本方針に基づき、地域づくりの基盤強化、地域力の向上及び地域の課題解決を図る取組みを推進します。
- イ 地域づくりセンター、地域づくり支援課、本庁関係課等が連携した一体的な地区支援体制の更なる強化を図ります。
- ウ 新たに創設した地域重点プロジェクト事業補助金及び地域チャレンジ応援事業補助金の効果的な運用を図り、各地区の課題解決や人材発掘・育成を支援します。
- エ 住民自治局内に自治組織活性化プロジェクトを立上げ、従来よりも一歩踏み込んだ町会支援を展開します。
- オ 地域づくり市民活動研究集会や各種学習会、研修会等の実施を通じて、地域づくり人材の育成や意識啓発、職員の資質向上等を図ります。

2 町 会

住民の自治組織である町会は、住民自らが地域でより良い生活を送るために、住民同士の絆づくりや環境美化、子どもや高齢者の見守り活動等様々な活動を行っています。

また、市では、町会を市政運営の重要なパートナーとして、協働により地域づくりを推進することとしてしています。

町会は、市内に 485 町会あり、35 地区では地区町会連合会を組織し、全市では松本市町会連合会を組織しています。

(1) 市政協力事項

- ア 広報の配布及び周知事項の伝達
- イ 各種の調査及び行政事務の連絡調整
- ウ その他

(2) 町会組織（令和 7 年 4 月 1 日現在）

- ア 町会数 485 町会
- イ 地区町会連合会数 35 地区町会連合会
- ウ 町会加入世帯数 80,333 世帯（加入率 73.1%）

(3) 町会関係予算（令和 7 年度）

- ア 単位町会長報償費 78,330 千円
- イ 地区町会連合会長報償費 4,400 千円
- ウ 単位町会運営活動費交付金 43,850 千円
- エ 地区町会連合会運営活動費交付金 9,080 千円
- オ 市町会連合会運営費補助金 6,660 千円

(4) 今後の対応

- ア 町会連合会と協働して、安全・安心で、住民が支えあう良好な地域社会の構築に向け、町会に対する市民の理解を広げます。
- イ 町会連合会等と連携しながら、役員の担い手不足の解消や町会への加入促進に一層力を入れるとともに、地域の誰もが参加できる町会運営を目指し、町会長初任者等研修会やブロック別研修会の開催など必要な支援を行います。
- ウ 町会長をはじめとする町会役員の負担軽減を図るため、市が町会へ依頼する業務の見直し等を行います。

3 地区福祉ひろば事業

(1) 地区福祉ひろば

地区福祉ひろばは、福祉を中心とした地域づくりの拠点として、共に支え合う地域社会の実現に向け、健康・福祉・生きがいづくりを住民主体で進めます。施設の所管及び福祉ひろばの目的などは健康福祉部福祉政策課が担いますが、令和 3 年度より地域づくりを一体的に推進する体制により、地区福祉ひろばの維持管理及び運営は住民自治局が所管します。

(2) 地区福祉ひろば管理運営事業

ア 運営体制

地区福祉ひろば事業は、地域住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会への委託などにより運営しています。

・令和 6 年度地区福祉ひろば利用実績 延べ 213,934 人

イ 送迎ボランティア活動費補助事業

地区福祉ひろばの利用者を送迎する地域のボランティア組織に対し、その保険料を補助しています。

・令和6年度実施地区数 17地区

ウ 地区福祉ひろば利用拡大事業

本市が「健康寿命延伸製品」に認定している「生活総合機能改善機器（エルダーシステム）」を令和元年度以降、順次、全福祉ひろばに設置し、地域の多様な担い手が主体的に活動する環境を整え、「地域福祉の拠点」である福祉ひろばの「福祉の担い手づくり」を進めます。

（令和6年度 全37館に設置）

エ 事業効果及び課題

交流機会の拡大、生きがいづくり、閉じこもり・介護予防のための場づくりが進んでいます。

福祉は住民自らがつくるという意識が醸成されつつあり、福祉を切り口とした地域づくりが推進されています。

一方では、利用者の固定化や男性の地域の居場所づくりが課題となっています。

4 防犯灯設置等及び管理補助事業

(1) 目的

暗い道路における犯罪及び事故の発生を防止するため、町会等が行う防犯灯の設置等及び管理事業に係る経費の一部を補助するとともに、補助対象の防犯灯は原則としてLEDに限定することで、CO²の削減及び、省エネルギー化、長寿命化による維持管理の負担軽減、電気料金の削減を推進しています。

(2) 内容

ア 設置等補助（工事費）

令和6年度に防犯灯の修繕及び移設に対する補助区分を追加しました。

(ア) 一般（防犯灯1灯につき柱1本）

補助率 10/10 限度額 38,500円（柱を新設する場合）

限度額 18,000円（既存の柱を使用する場合）

(イ) 特設（防犯灯1灯につき柱2本以上）

補助率 2/3 限度額 42,000円

(ウ) 更新（老朽化等による照明器具の全面更新）

補助率 10/10 限度額 15,000円

(エ) 移設（既存の照明器具の移設）

補助率 10/10 限度額 15,000円

(オ) 修繕（故障した照明器具を正常に点灯する状態に戻す修繕）

補助率 10/10 限度額 5,000円

イ 管理補助（電気料金）

補助率 1灯（上限60W）につき、当該年度の8カ月分程度の電気料金

(3) 令和6年度実績

ア 設置等補助

(ア) 一般 139灯 3,050千円

(イ) 特 設	0 灯	0 千円
(ウ) 更 新	169 灯	2,532 千円
(エ) 移 設	3 灯	45 千円
(オ) 修 繕	15 灯	75 千円
合 計	326 灯	5,702 千円
イ 管理補助	23,284 灯	27,117 千円

5 市民協働の推進

「市民活動と協働を推進するための基本指針」に基づき、市民自らが地域課題や社会的課題の解決を目指す市民活動を支援し、協働を推進することにより、「松本らしい地域づくり」を進めます。

(1) 主な経過

平成 17 年	9 月	市民活動サポートセンターの開設
18 年	3 月	「市民と行政の協働推進のための基本指針」の策定
	11 月	市民活動推進委員会の設置、市民協働事業提案制度の創設
19 年	4 月	市民活動団体金融対策事業（NPO 夢バンクへの融資原資の貸付）の開始
22 年	6 月	市民労力提供に対する原材料支給事業の開始
	10 月	プラチナ世代相談窓口「とまり木」開設
24 年	11 月	市民活動推進委員会が「市民と行政の協働推進のための基本指針」見直しに向けた提言書を市長に提出
25 年	4 月	「プラチナサポーターズ松本」との協働により毎月 1 回「プラチナサロン」開催
27 年	12 月	「市民活動と協働を推進するための基本指針」の策定 市内 4 ライオンズクラブと連携協定を締結
令和 2 年	3 月	松本市市民活動推進委員会が第 6 期の活動をまとめたレポートを市に提出
	7 月	松本市市民活動推進委員会を廃止し松本市地域づくり市民委員会と統合
5 年	2 月	サポセン通信 100 号(記念号)発行

(2) 令和 6 年度の取組状況

ア 協働の推進

(ア) 市民の無償労力提供に対する原材料等支給事業の実施

(イ) 市民活動団体金融対策事業の実施

(ウ) 協働推進のための啓発活動（市広報・ホームページ・研修会による市職員の意識啓発）

イ 市民活動の支援・促進

(ア) 市民活動サポートセンターの管理・運営及び利用促進

年度	開館日数 (日)	利用者数 (人)	専用利用件数 (件)	登録団体累計数 (団体)
R4	336	12,324	821	239
R5	337	11,243	888	233
R6	337	12,740	780	227

- (イ) 市民活動サポートセンター各種自主事業の実施（プラチナサロン、ふれあいサロン、市民活動フェスタ、市民活動セミナー、プラチナ支援事業講演会）
 - (ウ) 広報・啓発活動（松本市市民活動サポートセンターホームページ、SNSを使った情報発信、「サポートセンター通信」の発行、YouTubeを活用した動画配信）
 - (エ) 市民活動団体の立ち上げや運営の支援及び相談対応、プラチナ世代の生きがいや社会貢献活動に関する相談対応
- (3) 今後の取組み
- ア 社会情勢の変化とともに地域の担い手不足が叫ばれるなか、ニーズの把握や新たな人材の発掘及び財政的支援を行い、地域と市民活動団体が協働で地域課題を解決していく取組みを推進します。
 - イ 「何か活動を始めたい」という方の相談支援及び市民の自主的な営利を目的としない社会に貢献する団体の活動拠点として市民活動サポートセンターの機能の充実を図ります。

若者参画課へ業務移管

6 市民生活総合相談窓口

(1) 目的

一般相談、専門相談、消費生活相談の窓口を一体化し、複雑化・多様化する市民の困りごとに寄り添い、総合的に対応します。

(2) 相談窓口の経過

- 平成 27 年度 市民相談課を新設し、広報国際課所管の一般相談、専門相談と市民生活課所管の消費生活相談を移管して、相談窓口の充実を図りました。
- 平成 28 年度 広報広聴課から広聴部門、障害・生活支援課から生活困窮相談を移管して、「市民生活総合相談窓口」を新設することにより、総合的な相談体制を構築しました。
- 令和 5 年度 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（国が示す「重層的支援体制整備事業」）を構築する中で、生活困窮相談について生活保護制度との更なる連携強化を図るため、生活福祉課へ移管しました。

(3) 内容

ア 一般相談

特別相談員等を配置し、市民からの相談に対応します。

イ 専門相談（予約制）

弁護士相談、司法書士相談、税理士相談等の専門相談を定期的に無料で実施します。また、オンライン窓口システムの端末を利用して、司法書士オンライン相談を毎月実施しています。

ウ 消費生活相談（松本市消費生活センター）

デジタル社会の複雑化・多様化を背景とした契約トラブルや悪質商法等の消費生活相談に対し、消費生活相談員等により消費者への助言やアドバイス、消費者と事業者のトラブル解決のためのあっせん、市民への消費生活情報の提供などを行います。

エ 相談件数の推移

区 分	R4	R5	R6
一 般 相 談	3,385	3,175	2,619
専 門 相 談	670	724	710
消費生活相談	1,093	1,189	1,118
計	5,148	5,088	4,447

※一般相談は、窓口、電話等の対応件数

※専門相談、消費生活相談は、相談案件の件数

7 消費生活政策

(1) 目的

市民が、安心して豊かな消費生活を営むことができるように、啓発、情報発信を行い、市民を消費者被害から守るとともに、消費者市民社会の構築に向けた取組みを進めます。

(2) 令和6年度事業実績

ア 消費者被害防止の啓発活動

(ア) 広報まつもと、市ホームページ、新聞情報紙・情報冊子等への掲載やラジオ出演等

(イ) 注意喚起のための情報提供（ホームページ、LINE、松本安心ネット等）

実施回数 21 回

(ウ) 啓発冊子の配布

(エ) 街頭啓発

松本山雅ホームゲーム開催時のアルウィン周辺での啓発活動のほか、「ハタチの記念式典」、「新社会人激励のつどい」で若者への消費者被害防止の啓発を実施

(オ) ぐるっとまつもとバス広告

車体広告 5 台

(カ) アルピコ交通上高地線電車内サインージ広告

イ 消費者問題協議会の運営

ウ 消費者教育の推進

地域等への出前講座の開催

開催回数 24 回

エ 多重債務者無料弁護士相談会の開催

開催回数 2 回

オ 長野県中信消費生活センター等との連携

(3) 今後の取組み

消費者行動の自立を支援するため、各世代にあわせた消費生活情報の発信や消費者被害防止の啓発を推進します。地域等での出前講座も積極的に実施し、子どもから高齢者までのあらゆる世代に向けた消費者教育を引き続き展開します。また、身近に相談できる消費生活センターの周知にも努

めます。

県消費生活センターなど他の消費生活センターと連携を図り、国民生活センターと全国の消費生活センターを結ぶ全国消費生活情報ネットワークシステム（通称：P I O - N E T）による消費生活相談情報の収集・活用など消費生活相談の対応力の向上を図ります。

8 広聴事業

(1) 目的

さまざまな広聴制度を通じて、市民のニーズや意見・提言を的確に把握し市政へ反映していきます。

(2) 令和6年度事業実績

ア 多事争論会

設定したテーマに基づき、市民からの要望や意見、提言など幅広く聴き、多様なニーズや課題を把握するとともに、それらを市政に反映させるための政策的な広聴事業として開催しました。

・実施回数 1回

テーマ「子育て」～松本市は子育てしやすいまちなのか？

イ ジモトで座談会

市長が地域に赴き、住民主体の地域づくりの取組みや、地域独自の課題をとらえ、総合計画の施策である「住民自治支援の強化」を具現化するための参考にするため、各地区で設定したテーマについて、地区代表者 20 名程度と市長が意見交換を行う「ジモトで座談会」を、開催しました。

・実施地区 9 地区

ウ 松本若者ブレスト

若者世代が市政を身近に感じ、まちづくりや地域づくりへ積極的に参画していくことを目的に、市長と若者が気軽に意見交換できる場として、高校生から 20 代の若者 5～10 人程度のグループが決めたテーマで市長と意見交換を行いました。

・実施回数 2回

エ 市長への手紙

広く市民からの建設的な意見・提言等を聴き、直接市長が目を通し、指示にあたっています。

・受付通数 138 件

※ 専用のはがきは市の各施設に常時設置しており、電子メールや Fax でも受け付けています。

(3) 令和7年度事業計画

ア 多事争論会

実施予定回数 3回

イ ジモトで座談会

実施予定地区 11 地区

ウ 松本若者ブレスト

実施予定回数 6回

9 オンライン窓口の利用推進

(1) 目的

「身近な市役所づくり」の一環として、支所・出張所等のブースから本庁担当課と対面と同程度の相談・手続きができる体制を整備します。

(2) 設置状況

ブース設置箇所 5 箇所 オンライン窓口対応課 18 課
 利用状況 158 件

10 戸籍・住民票関係事務処理件数

(1) 有料分

(単位：件)

区分 年度	戸籍関係	住民票関係	印鑑関係	合計
R4	67,899	108,681	73,738	250,318
R5	72,075	101,708	73,446	247,229
R6	69,958	104,232	73,230	247,420

* 戸籍関係（戸籍謄・抄本、除籍、原戸籍、附票、身分証明、戸籍証明）

* 住民票関係（住民票、除票、記載事項証明、閲覧）

* 印鑑関係（印鑑登録・再登録、印鑑登録証明書）

(2) 無料分

(単位：件)

区分 年度	戸籍届	住民異動及び 国保年金得喪	公用交付	住民基本台帳 関係通知
R4	10,380	48,371	26,263	21,583
R5	10,117	45,279	26,775	21,422
R6	10,283	43,434	28,391	21,843

11 社会保障・税番号制度関係事業

平成 28 年 1 月からマイナンバーカードを交付しています。

また、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアの各店舗に設置されているマルチコピー機から各種証明書を取得できるサービスを実施しています。

(1) マイナンバーカード交付状況

区分 年度	年度内 交付枚数(枚)	総交付枚数 (枚)	交付率 (%)
R4	62,215	155,696	65.70
R5	24,402	180,098	76.17

R6	17,731	197,829	84.01
----	--------	---------	-------

(2) 証明書のコンビニエンスストア交付数 (単位：枚)

区分 年度	戸籍	住民票	印鑑証明	所得証明	合計
R4	4,680	19,703	14,281	2,969	41,633
R5	7,904	27,062	22,115	3,601	60,682
R6	6,934	30,001	24,587	4,151	65,673

12 年金の概要

(1) 国民年金加入状況 (単位：人)

区 分	R 5. 3. 31	R 6. 3. 31	R 7. 3. 31
第 1 号被保険者数	24,916	24,619	24,371
任意加入被保険者数	325	336	341
第 3 号被保険者数	13,578	12,891	12,050
計	38,819	37,846	36,762

(2) 年金保険料免除状況 (単位：人)

区 分	R 5. 3. 31	R 6. 3. 31	R 7. 3. 31
法 定 免 除	2,474	2,613	2,628
全 額 免 除	3,666	3,476	3,428
一 部 免 除	462	489	584
学 生 特 例 納 付	2,613	2,616	2,588
納 付 猶 予	945	925	985
計	10,160	10,119	10,213

(3) 資格適用異動受付状況 (単位：件)

区 分	R4	R5	R6
資格取得・喪失件数	4,661	4,689	4,809
付加年金受付件数	157	150	195
手帳番号登録等	725	647	655
計	5,543	5,486	5,659

13 人権啓発推進事業

昭和 44 年の「同和対策事業特別措置法」施行以来、本市では人権問題の早期解決に向け取り組んできました。平成 14 年に国の特別対策事業は終了しましたが、人権問題にはまだ多くの課題が残されており、平成 28 年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

また、平成 12 年施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」により、人権が尊重される社会の実現に努めることが求められています。人権をめぐる課題は、インターネット上の誹謗・中傷、セクシャルマイノリティに対する差別など大きく変化しています。このような変化に対応するため、令和 3 年に「松本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を施行し、令和 4 年度に既存条例を改正し「差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例」を施行しました。令和 6 年度には、「松本市犯罪被害者等支援条例」を施行し、相談体制や支援金の整備などを行いました。

松本市男女共同参画・人権に関する意識調査の結果を基に、市民一人ひとりが人権の意義を正しく理解し、お互いの個性を認め合い、人権尊重の行動をとれるために必要な施策を見極め、効果的な人権施策を推進します。

(1) 人権啓発主要事業

- ア 人権啓発活動
- イ 人権擁護委員推薦
- ウ 地区人権啓発推進連絡協議会
- エ 企業人権啓発推進連絡協議会
- オ 運動団体との協調
- カ 人権問題総合相談窓口
- キ 性の多様性理解促進事業
- ク 犯罪被害者等支援事業

14 男女共同参画推進事業

本市では昭和 61 年に「松本市婦人行動計画」、平成 4 年に「女性プランまつもとⅡ」、平成 10 年に「男女共生プランまつもと」、平成 15 年には「松本市男女共同参画計画」を策定し施策を総合的かつ効果的に進めてきました。

以降、5 年毎に計画を見直し、令和 4 年度に「第 5 次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画」(R5～R9)を策定しました。多様性の視点を加え、新たに「自分らしく生きる ジェンダー平等のまち」とキャッチコピーをつけました。計画年度の前年には市民意識調査を実施し、結果を計画に反映しています。

令和 6 年度に「松本市女性センター」「トライあい・松本」を統合し、「松本市ジェンダー平等センター」を開設、ジェンダー平等社会の実現に向けて男女共同参画の更なる推進を図っていきます。

(1) 「松本市男女共同参画推進条例」の概要

- ア 施行 平成 15 年 6 月 26 日
- イ 基本理念
 - ・男女の基本的人権の尊重
 - ・性別による固定的な役割分担に基づく制度、慣行の見直し
 - ・政策、方針決定の場への男女の対等な参画機会の確保
 - ・男女の家庭生活と他の社会的活動の両立
 - ・男女の健康な生活を営む権利の尊重
 - ・男女共同参画に関する国際社会の動向への配慮

(2) 団体等支援

ジェンダー平等に向けて活動する団体や女性活躍推進を図る企業等との連携・支援を行います。

(3) ジェンダー平等に関わる事業について

ジェンダー平等施策を進めるため、「松本市ジェンダー平等センター“パレア松本”」を拠点として、年代や性差にとらわれないジェンダー平等を主眼にした事業の一層の充実を図っていきます。

(4) 松本市ジェンダー平等センター“パレア松本”

- ア 位置 松本市中央 1 丁目 18 番 1 号 (Mウイング南 3 階)

- イ 規 模 738.81 m²
- ウ 施設内容 相談室、ネットワーク室1・2、ワーキングルーム、交流フロアー、情報資料・図書コーナー、キッズコーナー、授乳室
- エ 利用対象 一般市民、男女共同参画社会づくりに向けた活動をしている団体（ネットワーク室、ワーキングルーム）
- オ 事業内容
 - ・女性の就業支援、社会参画の促進にかかわる各種講座の開催
 - ・男女を取り巻く諸問題解決のための支援及び相談
 - ・男性相談
 - ・男女共同参画等の学習に関する情報の収集及び提供
 - ・登録団体等の活動支援

15 多文化共生推進事業

本市では、国籍や文化、価値観の違いを超え安心して暮らせる地域づくりを多文化共生の側面からも推進していくため、平成23年に「松本市多文化共生推進プラン」を策定しました。平成24年には、多文化共生社会の実現に向けた拠点施設として多文化共生プラザを設置し「松本市多文化共生推進プラン」に基づいた事業を推進してきました。

令和3年度策定の「第3次松本市多文化共生推進プラン」(R3～R7)を推進し、誰もが地域社会の一員として活躍することができる多文化共生社会の実現をめざします。

(1) 多文化共生4つの基本理念

- ア 地域づくりにつなげる
- イ 「人権」の視点から考える
- ウ 「同じ」を共有し「ちがひ」を認め合う
- エ 「多様性」を活力に変える

(2) 多文化共生プラザ

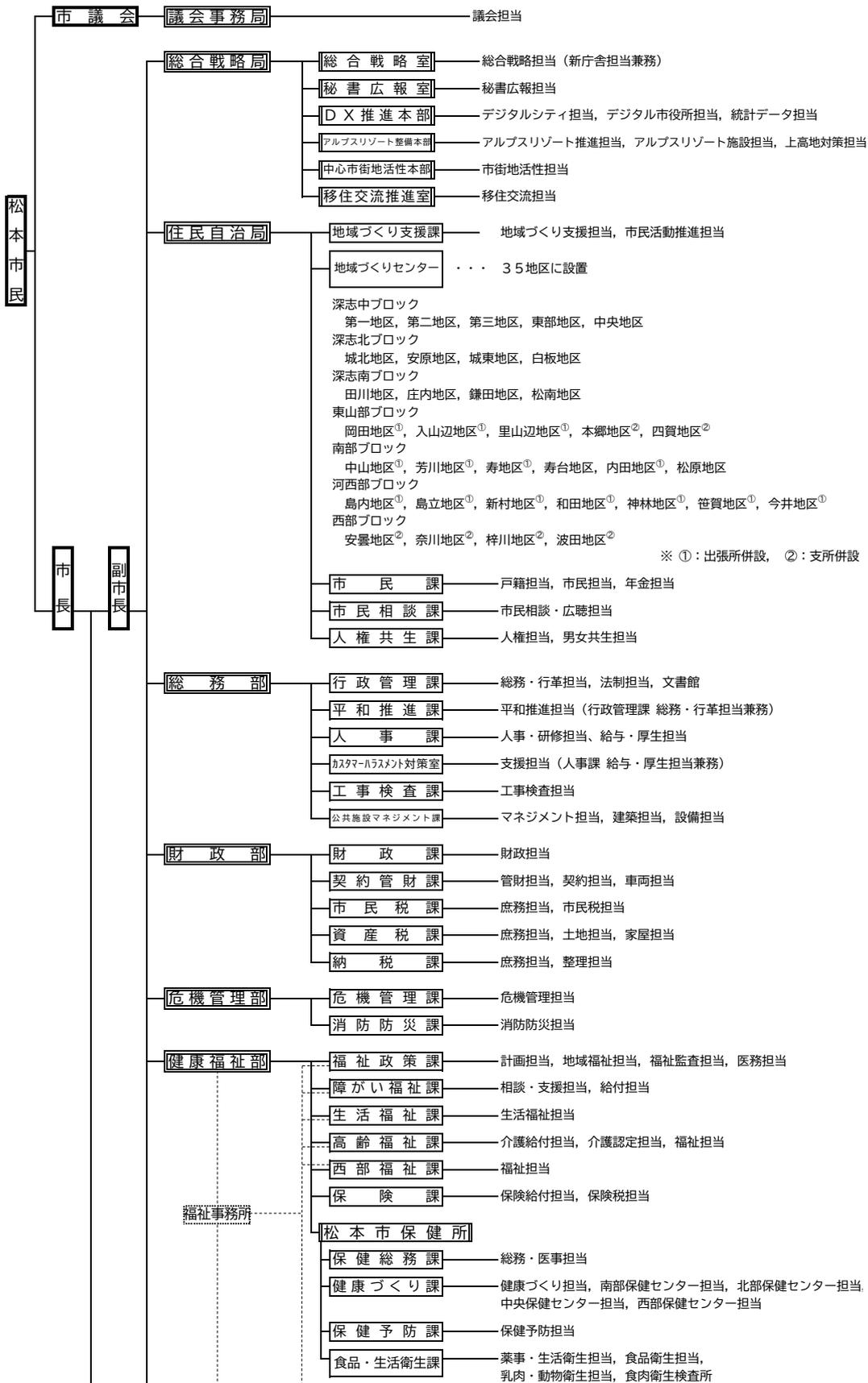
- ア 位置 松本市中央1丁目18番1号（Mウイング南3階）
- イ 事業内容
 - ・外国人住民の自立及び社会参画の促進のための啓発
 - ・多文化共生に関する情報の収集及び提供
 - ・外国人住民を取り巻く諸問題に係る相談
 - ・外国人住民の生活支援
 - ・支援団体の活動支援及び人材育成
 - ・多文化共生を推進するための交流活動

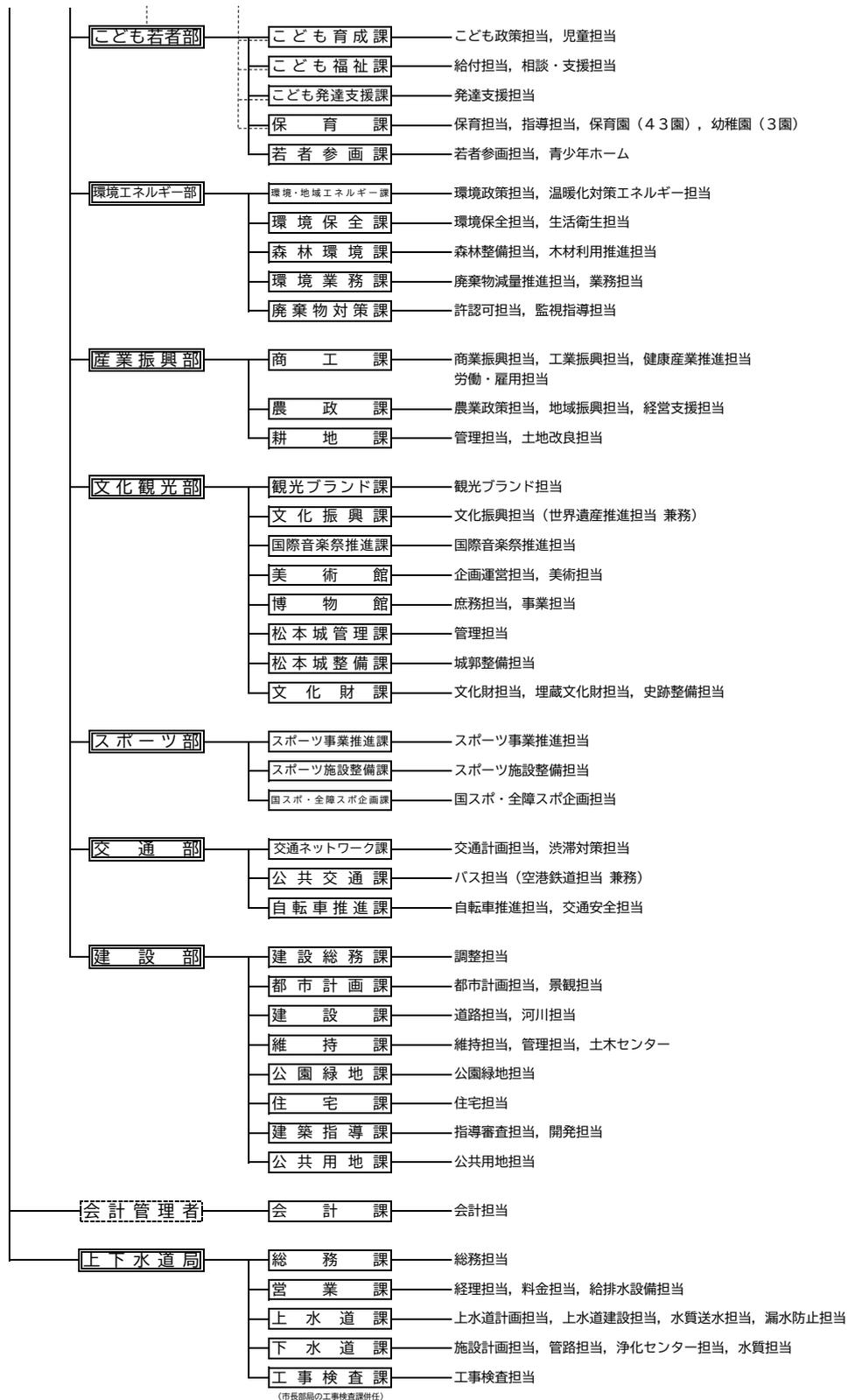
(3) 経常事務

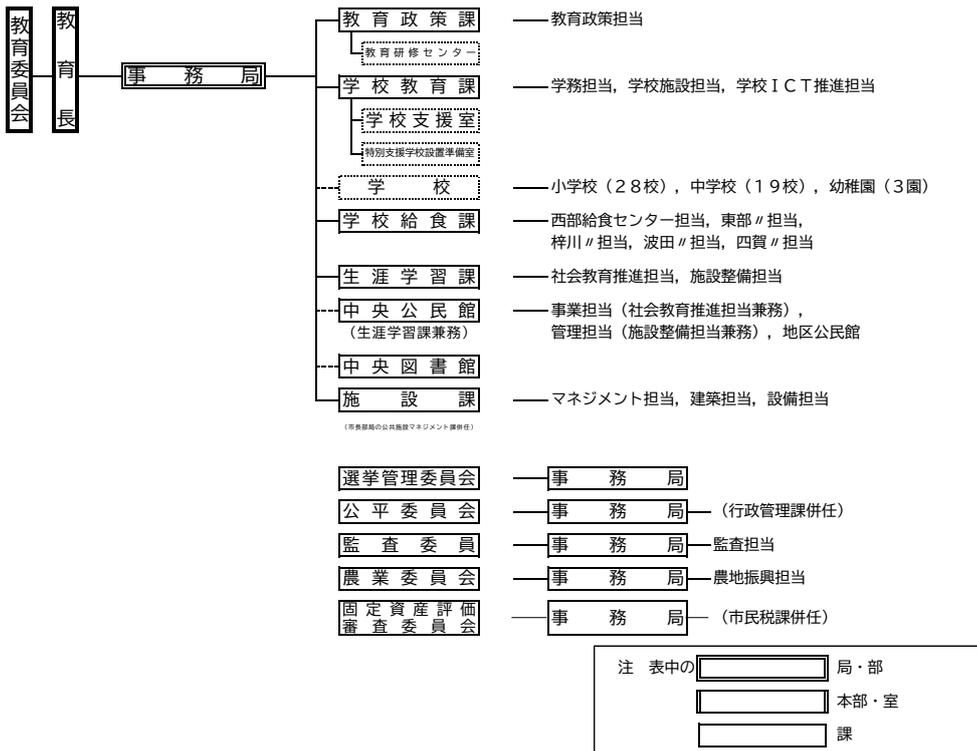
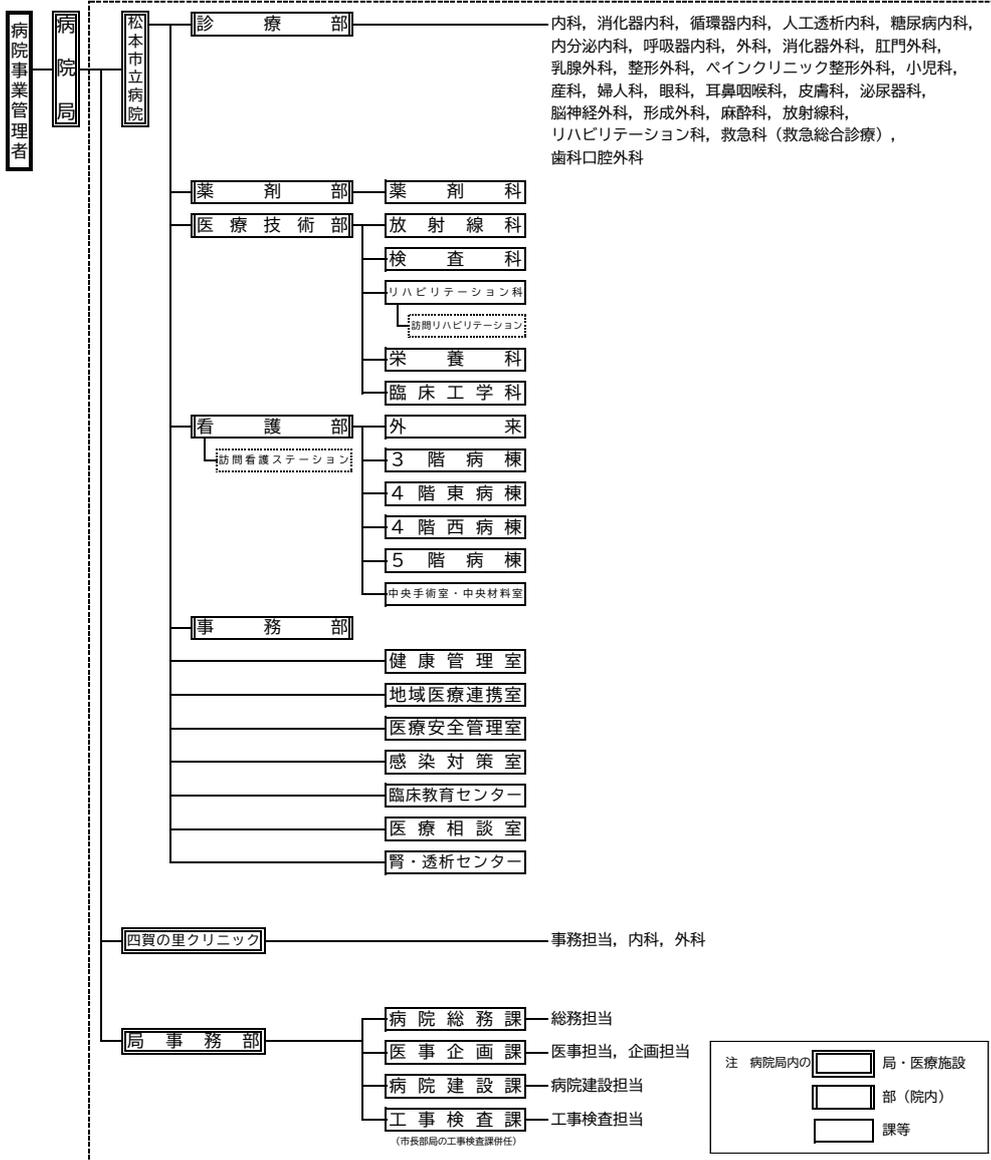
- ア ポルトガル語相談員の配置
月～金の週5日、午前9時30分から午後3時30分
- イ 多言語生活相談及び文書の翻訳等
- ウ 多言語生活ガイドブック等の作成（やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語、ネパール語）
- エ 多文化共生キーパーソン登録の推進

5 総務

1 松本市組織表 (令和7年4月1日)







2 行政改革

(1) 本市では、行政改革に取り組み、不断の見直しを強力に推進してきました。

ア これまでの取組み

	計 画	期 間	重点取組事項	増減職員数	主な事務事業見直し
行政改革大綱	第1次	H5～7	組織・要員・事務事業の見直し	△61人	印鑑登録証明等のオンライン化等
	第2次	H8～11	行政診断の実施、提案制度の創設	△76人	葬祭センター等の業務委託、戸籍のOA化等
	第3次	H12～14	職員の資質の向上、市民との協働	△100人	行政評価制度の導入、ごみ収集業務委託化等
	第4次	H15～17	市民との連携による協働の市政、高質・効率・快適な市政、行政システムの充実と成果重視の市政	△102人	指定管理者制度の導入、市民活動サポートセンター開設等
	第5次	H18～21	市民と行政の協働のまちづくり、行財政運営の効率化、人材育成と定員管理	△132人	指定管理者制度の導入拡大、こども部の設置等
	第6次	H22～26	多様な担い手との協働によるまちづくりの推進、時代の変化に応じた持続可能な行財政運営基盤の確立、「選択と集中」による行政サービスの再構築	△75人	合併5支所機能の見直し、地域づくり部の設置、危機管理部の設置等
	第7次	H27～29	超少子高齢型人口減少社会に備えた持続可能な行財政基盤の基礎づくり、「選択」と「集中」によるスピード感を持った行政サービスの提供	—	子ども子育て安心ルームの設置、公共施設等総合管理計画の策定、介護保険認定調査業務の委託化等
行政経営指針2020		H30～R2	ICT化と業務改革による持続可能な行財政運営の確立、待機児童解消に向けた保育士の充実、中核市移行を見据えた組織の見直し	44人	情報システムの最適化推進、個別施設計画の策定等

イ 行政行動指針 2021－2025（令和3年度～令和7年度）

新型コロナウイルスの流行や、進展する超少子高齢型の人口減少社会の中にあっても、「豊かさと幸せに挑み続ける 三ガク都」の実現に向けて、計画策定や業務執行に当たって踏まえるべき市役所組織の指針（方向性）を示したもので、全ての職員に関わる5つの指針、「1 デジタル市役所への変革」「2 公民ネットワークの充実」「3 情報共有の高度化」「4 持続可能な財政基盤の確立」「5 多様で柔軟な働き方への移行」を選定しました。

(2) 取組結果（平成5年度～令和7年度）

ア 組織数の推移

区 分	部	本 部	課	係	合 計
平成5年4月1日	12	8	72	206	298
平成16年4月1日	10	1	67	182	260
平成17年4月1日（4村合併）	10	6	94	251	361
平成21年4月1日	12	4	77	217	310
平成22年4月1日（波田町合併後）	13	6	88	276	383
平成25年4月1日	14	1	84	257	356
平成26年4月1日	14	2	114	244	374
平成27年4月1日	16	1	116	245	378
平成28年4月1日	16	2	115	250	383
平成29年4月1日	16	1	116	252	385
平成30年4月1日	16	1	117	253	387
平成31年4月1日	16	2	116	255	389
令和2年4月15日	16	2	118	255	391
令和3年4月1日	16	6	117	267	406
令和4年4月1日	16	6	117	268	407
令和5年4月1日	16	7	118	267	408
令和6年4月1日	16	7	119	265	407
令和7年4月1日	17	7	121	264	409

イ 職員数の推移

区 分	職員数
平成 5 年 4 月 1 日	1,799 人
平成 16 年 4 月 1 日	1,529 人
平成 17 年 4 月 1 日 (4 村合併)	1,802 人
平成 21 年 4 月 1 日	1,655 人
平成 22 年 4 月 1 日 (波田町合併後)	2,028 人
平成 25 年 4 月 1 日	1,968 人
平成 26 年 4 月 1 日	1,958 人
平成 27 年 4 月 1 日	1,953 人
平成 28 年 4 月 1 日	1,953 人
平成 29 年 4 月 1 日	1,953 人
平成 30 年 4 月 1 日	1,953 人
平成 31 年 4 月 1 日	1,966 人
令和 2 年 4 月 1 日	1,997 人
令和 3 年 4 月 1 日	2,073 人
令和 4 年 4 月 1 日	2,081 人
令和 5 年 4 月 1 日	2,080 人
令和 6 年 4 月 1 日	2,084 人
令和 7 年 4 月 1 日	2,097 人

ウ 事務事業

区 分	内 容
委 託 化	介護認定業務、市立病院給食調理業務、未特定家屋調査業務等
○ A 化	業務システム最適化、公金収納サービス、キャッシュレス決済、電子申請化の推進等
会計年度任用職員の活用	給食調理、学校等施設管理、学校事務、図書館、博物館、保育園、上下水道業務等
指定管理者制度の活用	葬祭施設、福祉施設、霊園、観光施設、特定公共賃貸住宅、公設市場、体育施設など 175 施設に制度を導入
事 務 改 善	時間外勤務縮減、行政評価制度、テレワーク、WEB会議、ペーパーレス化推進、オンライン手続きの検討

3 包括外部監査

(1) 概要

地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を受けるものです。

(2) 令和6年度の状況

ア 監査テーマ こども部に関する財務事務の執行について

イ 監査の結果

(ア) 指摘 9件

(イ) 意見 35件

(3) 措置状況の通知

包括外部監査における指摘や意見に対する監査対象課の措置状況等を取りまとめ、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、松本市監査委員へ通知しました。

4 平和推進事業

(1) 松本市平和祈念式典

「松本市平和都市宣言」の理念に基づき、核兵器の廃絶と明るく住みよいあすの郷土づくりに向け、「松本市平和祈念式典」を開催し、市民の平和意識の啓発・高揚を図っています。

ア 経過

昭和 61年 9月 25日 松本市平和都市宣言

平成 8年 8月 12日 松本市平和祈念碑除幕式

祈念碑の前に、年に一度市民が集まり、平和を祈る式典を開催することとし、以降毎年開催

平成 9年 4月 1日 運営にあたり、広く市民の参加を得るため、「松本市平和祈念式典実行委員会」を設置

平成 9年 8月 15日 第2回松本市平和祈念式典開催

以降、毎年終戦の日である8月15日に平和祈念式典を開催

令和 2年 8月 15日 第25回松本市平和祈念式典の中で、修復が完了した平和祈念碑のお披露目を実施

イ 第29回松本市平和祈念式典

(ア) 実行委員会

13団体で「松本市平和祈念式典実行委員会」を組織

(イ) 式典

a 期 日 令和6年8月15日

b 会 場 あがたの森公園 平和ひろば平和祈念碑前

c 内 容 黙とう、折鶴献呈、平和都市宣言朗読、平和への思い発表等

d 参加者 約200名

(2) 広島平和記念式典参加

市内の中学生代表が被爆地広島を訪れ、平和記念式典への参加や、被爆者の講話、江田島旧海軍

兵学校の見学等を通して、平和の尊さや命の大切さ、戦争の悲惨さを自らの五感で実感し、多くの仲間へ伝承することで、次世代を担う子ども達の平和意識の高揚を図っています。

(3) 松本市平和三行詩コンクール

平和の三行詩を募集・公開し、幅広い世代に平和について考える機会を持っていただくと同時に、詩に込められた平和への思いを多くの皆さんに感じとっていただくことで、市民全体の平和意識高揚を図っています。

(4) 平和推進活動補助事業

平和推進活動を行う個人・団体（中高生含む。）が企画・運営する平和関連事業で、継続性・発展性が認められる事業に補助金を交付しています。

ア 補助内容

平和に関する講演会、朗読会、コンサート、映画上映会、写真展示会、戦争体験談など
※補助対象経費 1/2 以内（上限 50 千円）

イ 令和 6 年度実績

- (ア) 交付件数 5 件（地区での平和祈念式典、パレスチナに関する写真展など）
- (イ) 補助金額 132,498 円

(5) 松本ユース平和ネットワーク事業

若者が平和について考え、学習し、発信する活動を行っています。

ア 結成日 平成 28 年 4 月 27 日

イ 令和 6 年度実績

- (ア) 参加者 9 人
- (イ) 活動内容

松本市平和三行詩コンクールの作品審査、広島平和記念式典等参加事業への随行、戦争体験者へのインタビュー、中央図書館平和資料コーナーの展示替え（戦時中写真の A I カラー化）など

5 行政不服審査制度

(1) 概要

行政庁の処分又は申請に対する不作為について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づいて行政庁に不服を申し立てる制度です。

(2) 令和 6 年度末の件数

区分	発生件数	終結件数	未終結件数
税務関係	1 件 (1 件)	1 件	0 件
福祉関係	5 件 (3 件)	2 件	3 件
情報公開関係	9 件 (2 件)	7 件	2 件
合計	15 件 (6 件)	10 件	5 件

※ 発生件数の（ ）内は、前年度以前からの継続案件数で令和 6 年度の内数

6 情報公開制度

(1) 経過と現状

平成4年1月から松本市公文書公開条例及び松本市個人情報保護条例に基づく情報公開制度を実施してきましたが、地方分権の時代を迎え、市の説明責任を果たし、市民参加による開かれた市政を一層進めるために、松本市公文書公開条例を全部改正した松本市情報公開条例を定め、この条例に基づく情報公開制度を平成14年4月から実施しています。

(2) 公文書公開制度

公開請求は、誰でもすることができます。公開の対象となる公文書の範囲は、紙媒体に限らず、コンパクトディスク等の電磁的記録媒体も対象とし、法令等の規定により公開できない情報を除き公開します。制度を実施する市の機関は、市長・教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・病院事業管理者・議会の9機関です。

(3) 個人情報保護制度

個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を条例で定め、個人情報の適正な保護に努めています。

(4) 行政情報の提供等

行政情報コーナーを設置し、基本構想・予算書・議会会議録・議案等、市政に関する資料を市民の閲覧に供しています。また、市が設置する審議会等の会議は原則公開とするとともに、重要施策の形成過程においては、市のホームページ等の活用による幅広い市民の意見聴取や市民への情報提供を積極的に進めます。

(5) 請求の状況

年度	公文書公開			個人情報保護		
	請求件数	処理状況	不服申立て 件数	請求件数	処理状況	不服申立て 件数
4	226 (2,607 文書)	全部公開 1,470 部分公開 1,083 非公開 9 取下げ 4 不存在 41	1	58 (124 文書)	開示 112 部分開示 7 非開示 0 取下げ 0 不存在 5	2
5	230 (1,365 文書)	全部公開 403 部分公開 897 非公開 5 取下げ 2 不存在 58	1	92 (317 文書)	開示 247 部分開示 66 非開示 4 (不存在含む) 取下げ 0	0
6	183 (674 文書)	全部公開 293 部分公開 334 非公開 0 取下げ 2 不存在 45	0	74 (134 文書)	開示 101 部分開示 28 非開示 5 (不存在含む) 取下げ 0	7

※公文書公開の処理状況は、文書の件数を記載

7 松本市文書館

(1) 沿革

『松本市史』編さん事業の中で調査・収集した資料、歴史資料として重要な公文書等の収集・整理・保存と閲覧を目的とする施設として、平成10年10月に旧芝沢支所を利用して開館しました。

その後、施設の老朽化と狭あい化が進んだことから、平成26年9月に新館を鎌田地区の第2学校給食センター跡地に整備し、旧館は平成30年2月に解体しました。

(2) 公開資料（令和7年4月1日現在）

ア 公文書	62,188 点
イ 地域文書（寄贈・寄託）	73,324 点
ウ 地図・航空写真	756 点
エ 図書	12,576 点
オ 旧公図・土地台帳等	

(3) 利用案内

- ア 休館日 月曜日、国民の祝日、年末年始
- イ 文書の閲覧 公開資料は、どなたでも無料（旧公図を除く。）で閲覧できます。

(4) 事業

ア 文書の収集・整理・保存

歴史的に重要な非現用公文書や市民が所蔵する文書等を収集しています。

収集した資料は検索ができるように整理・保存します。

イ 資料の閲覧・複写

文書館の資料は、どなたでも閲覧できます。また、図書の複写サービス及び旧公図の閲覧・証明事務を行っています。

ウ 文書に関する調査・研究

市域を中心に県内外に保存されている歴史的に重要な文書等の資料情報を収集し、より多く提供できるよう調査・研究をしています。

エ 文書に関する専門的な知識の普及・啓発

文書館講座・子ども講座・活用講座や講演会、企画展などを開催し、松本市域の歴史を学べる機会を提供しています。

オ 資料集等の編さん・刊行

調査・研究の成果を『松本市史研究－松本市文書館紀要－』等として編集・刊行するほか、『松本市史』等の販売をしています。

8 職員定数と配置数

(令和7年4月1日現在。()内は令和6年4月1日現在)

区 分		条例定数	配 置 数	
			総 数	内 単 労
合 計		2,182 人 (2,151)	2,145 人 (2,098)	161 人 (162)
市長の事務 部局の職員	総 合 戦 略 局		72	
	住 民 自 治 局		136	
	総 務 部		55	
	財 政 部		133	3
	危 機 管 理 部		16	
	健 康 福 祉 部		274	
	こ だ も 若 者 部		456	48
	環 境 エ ネ ル ギ ー 部		79	20
	産 業 振 興 部		60	
	文 化 観 光 部		81	1
	ス ポ ー ツ 部		25	1
	交 通 部		22	
	建 設 部		136	19
	会 計 課		9	
小 計		1,556 (1,492)	1,554 (1,480)	92 (94)
議会事務局の職員		11 (11)	11 (11)	0 (0)
教育委員会の職員		184 (219)	181 (216)	60 (60)
選挙管理委員会の事務部局の職員		4 (4)	4 (4)	0 (0)
監査委員の事務部局の職員		5 (5)	5 (5)	0 (0)
農業委員会の事務部局の職員		11 (9)	11 (9)	0 (0)
上下水道局の職員		108 (108)	106 (103)	9 (8)
病院局の職員		303 (303)	273 (270)	0 (0)

※派遣職員 31 (31) 人を除く。配置数は、休職者を含む。

9 特別職の職員等の給料・報酬

(令和7年4月1日現在)

職 名		給 料 ・ 報 酬 (単位：円)			
		年 額	月 額	日 額	
				4 時間以上	4 時間未満
市長			1,027,000		
副市長			843,000		
教育長			729,000		
病院事業管理者			700,000		
議会	議長		617,000		
	副議長		554,000		
	議員		497,000		
教育委員会	委員		85,500		
選挙管理委員会	委員長		76,800		
	委員		63,900		
公平委員会	委員長			11,600	8,100
	委員			10,700	7,500
監査委員	代表監査委員		110,300		
	議会の議員のうちから選任された監査委員		59,400		
	識見を有する者のうちから選任された監査委員		101,300		
農業委員会	会長		97,400		
	会長代理		64,900		
	委員		47,800		
	農地利用最適化推進委員		42,900		
固定資産評価審査委員会	委員長			11,600	
	委員			10,700	
選挙長				10,600	
投票所の投票管理者	全日勤務			14,200	
	半日勤務			7,100	
期日前投票所の投票管理者	全日勤務			12,700	
	半日勤務			6,300	
開票管理者				10,600	
投票所の投票立会人	全日勤務			12,300	
	半日勤務			6,100	
期日前投票所の投票立会人	全日勤務			11,100	
	半日勤務			5,500	

職 名		給 料 ・ 報 酬 (単位：円)			
		年 額	月 額	日 額	
				4 時間以上	4 時間未満
開票立会人				8,800	
選挙立会人				8,800	
固定資産評価員				13,700	
環境美化巡視員		7,600			
民生委員推薦会委員				7,000	4,900
社会教育委員				7,000	4,900
スポーツ推進委員		41,700			
防災会議委員				7,000	4,900
国民保護協議会	委員・幹事			7,000	4,900
国民健康保険運営協議会委員				7,000	4,900
保健所運営協議会委員				7,000	4,900
感染症診査協議会委員				7,000	
開発審査会委員				7,000	4,900
建築審査会委員				7,000	4,900
中高層建築物建築紛争調停委員会委員				7,000	4,900
都市計画審議会委員				7,000	4,900
空家等対策協議会委員				7,000	4,900
スポーツ推進審議会委員				7,000	4,900
行政不服審査会委員				7,000	4,900
情報公開・個人情報保護審査会委員				7,000	4,900
個人情報保護制度審議会委員				7,000	4,900
公の施設指定管理者選定審議会委員				7,000	4,900
名誉市民選考委員会委員				7,000	4,900
特別職報酬等審議会委員				7,000	4,900
退職手当審査会委員				7,000	4,900
公契約審議会委員				7,000	4,900
差別撤廃人権擁護審議会委員				7,000	4,900
男女共同参画推進委員会委員				7,000	4,900
消費者問題協議会委員				7,000	4,900
災害弔慰金等支給審査委員会委員				7,000	4,900
防犯推進会議委員				7,000	4,900
住居表示審議会委員				7,000	4,900
環境審議会委員				7,000	4,900
社会福祉審議会	委員及び臨時委員			7,000	4,900
	障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員			7,000	
予防接種健康被害調査委員会委員				7,000	4,900
子どもの権利擁護委員				9,800	
子どもにやさしいまちづくり委員会委員				7,000	4,900
小児慢性特定疾病審査会委員				7,000	4,900

職 名	給 料 ・ 報 酬 (単位：円)			
	年 額	月 額	日 額	
			4 時間以上	4 時間未満
農業振興地域整備促進等協議会委員	16,700			
公設地方卸売市場運営協議会委員			7,000	4,900
商工業振興審議会委員			7,000	4,900
観光開発審議会委員			7,000	4,900
景観審議会委員			7,000	4,900
交通安全対策委員会委員			7,000	4,900
モーター類似施設建築審議会委員			7,000	4,900
上下水道事業経営審議会委員			7,000	4,900
教育文化センター運営委員会委員			7,000	4,900
小・中学校通学区域審議会委員			7,000	4,900
教育支援委員会委員			7,000	4,900
いじめ問題対策調査委員会委員			7,000	4,900
学校給食センター運営委員会委員			7,000	4,900
青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会委員			7,000	4,900
文化芸術振興審議会委員			7,000	4,900
文化財審議委員会委員			7,000	4,900
図書館協議会委員			7,000	4,900
公民館運営審議会委員			7,000	4,900
青少年ホーム運営委員会委員			7,000	4,900
学校運営協議会委員			7,000	4,900
博物館協議会委員			7,000	4,900
その他の非常勤の職員	次に掲げる額の範囲内において市長が定める額 (1) 年額 17,780,000 円 (2) 月額 830,000 円 (3) 日額 40,000 円 (4) 1 件当たりの額 150,000 円			

10 職員給与

(1) 平均給料等

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42 歳 8 月	321,623 円	391,115 円
技能労働職	42 歳 6 月	286,905 円	327,351 円

(注) 「令和 6 年地方公務員給与実態調査」

(2) 初任給基準

(令和7年4月1日現在)

試験区分	初任給	給料月額
初級(高校卒)	1級5号俸	188,000円
中級(短大卒)	1級15号俸	204,400円
上級(大学卒)	1級25号俸	220,000円

(3) 期末、勤勉手当

(令和7年4月1日現在)

区分	支給割合						職制上の段階、職務の等級による加算	
	期末手当		勤勉手当		支給率計			
	一般職	部長職	一般職	部長職	一般職	部長職		
6月	1.25	1.05	1.05	1.25	2.30	2.30	3級	5%
12月	1.25	1.05	1.05	1.25	2.30	2.30	4、5級	10%
計	2.50	2.10	2.10	2.50	4.60	4.60	6、7級	15%
							8級	20%

(4) ラスパイレス指数

年	R2	R3	R4	R5	R6
指数	99.2	99.3	99.3	99.3	99.4

11 職員旅費

(令和7年4月1日現在)

区分	日当 (県外1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		県外	県内	
市長等	3,000円	14,800円	11,800円	3,000円
主査補以上の者	2,600円	13,100円	9,800円	2,600円
主任以下の者	2,200円	13,100円	9,800円	2,200円

12 職員研修

令和6年度の職員研修

研修の区分			研修内容
職場研修			職務遂行能力の向上、公務員倫理とサービス、接遇、新規採用職員への指導 他
職員研修	階層別研修	部長	判断力・決断力向上、選択型eラーニング、人事評価、人権、情報セキュリティ、ハラスメント防止
		課長	判断力・決断力向上、選択型eラーニング、人事評価、人権、情報セキュリティ、職場のストレス対策、ハラスメン

			ト防止
		新任課長	(課長研修に加え) マネジメント、プレゼンテーション
		課長補佐	人事評価、情報セキュリティ、ハラスメント防止
		新任課長補佐	(課長補佐研修に加え) 部下指導力向上、ワークショップ型DX、コンプライアンス
		係長	人事評価、情報セキュリティ、ハラスメント防止
		新任係長	マネジメント、メンタルヘルス、防災、議会事務、議会運営及び答弁作成、コンプライアンス、ファシリテーション、人事評価、情報セキュリティ、ハラスメント防止
		主査3年目	協働型リーダーシップ
		新任主査	情報セキュリティ、コンプライアンス、メンタルヘルス政策課題・政策法務
		新任主査補	文章作成、クレーム対応、公務員倫理から1つ選択
		主任3年目	政策形成の基礎
		新任主任	メンタルヘルス、コンプライアンス、情報セキュリティ、部長講話、ワークショップ型DX、業務改善とマニュアル作成
		採用5年目職員	ディベート能力開発、メンタルヘルス、情報セキュリティ、コンプライアンス、協働、ファシリテーション
		採用3年目職員	聴く力・話す力のスキルアップ、メンタルヘルス、コンプライアンス、情報セキュリティ、部長講話、DX推進
		採用2年目職員	コミュニケーション、文化財資源、松本城、メンタルヘルス、コンプライアンス、情報セキュリティ、職員の地域活動、部長講話
		新規採用職員	市政課題研究、基礎知識(松本市の概要、地方自治制度と地方公務員制度等)、人事評価、ビジネスマナー、交通安全、情報セキュリティ、コンプライアンス、メンタルヘルス、職場体験 他
		会計年度任用職員	コンプライアンス、メンタルヘルス、情報セキュリティ、基礎知識(サービス、事務分掌等) 他
	実務・特別研修		文書・会計事務、ラインケア、ワークライフバランス、人権、接遇、交通安全、OA、公務員倫理、不当要求防止、文章作成、クレーム対応、DX推進、BPR、EBPM 他
	派遣研修		環境省、経済産業省、文化庁、姫路市、長野市 他
自主研修	自己啓発研修		デジタル関係資格取得助成、通信教育等受講費用の助成
	研究グループ研修		活動経費の助成

13 公共施設等マネジメントの推進

(1) 趣旨

市民サービスを維持するため、施設の維持管理の最適な仕組みづくりと、将来を見据えた公共施設の更新・統廃合・長寿命化・公民連携を図ります。

(2) 主な経過

平成 28 年 6 月 松本市公共施設等総合管理計画を策定

平成 30 年 8 月 松本市公共施設再配置計画を策定

令和 3 年 3 月 松本市個別施設計画を策定

令和 4 年 1 月 松本市公共施設等総合管理計画を改訂

(3) 今後の取組み

公共施設の総量削減と長寿命化を図るとともに、公民連携などによる財政負担の軽減に取り組めます。

14 選挙

(1) 選挙人名簿登録者数（定時登録）

数単位：人

年 月 日	登録者数	年 月 日	登録者数	年 月 日	登録者数
令和 4 年 6 月 1 日	197,031	令和 5 年 6 月 1 日	196,843	令和 6 年 6 月 1 日	196,500
令和 4 年 9 月 1 日	197,053	令和 5 年 9 月 1 日	196,826	令和 6 年 9 月 1 日	196,181
令和 4 年 12 月 1 日	197,087	令和 5 年 12 月 1 日	196,687	令和 6 年 12 月 1 日	196,060
令和 5 年 3 月 1 日	196,881	令和 6 年 3 月 1 日	196,514	令和 7 年 3 月 1 日	195,647

(2) 選挙結果総括表

ア 市議会議員

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数	当選人数
平成 27 年 4 月 26 日	190,547	90,482	47.49	42	31
平成 31 年 4 月 21 日	193,685	84,693	43.73	42	31
令和 5 年 4 月 23 日	192,910	78,714	40.80	39	31

イ 市長

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数
平成 28 年 3 月 13 日	192,211	95,898	49.89	3
令和 2 年 3 月 15 日	195,385	94,531	48.38	6
令和 6 年 3 月 17 日	194,356	86,811	44.67	5

ウ 県議会議員

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数	当選人数
平成 31 年 4 月 7 日	194,032	83,141	42.85	9	7
令和 3 年 10 月 31 日	195,668	106,939	54.65	4	2
令和 5 年 4 月 9 日	193,177	79,575	41.19	10	7

(平成 31 年 4 月 7 日執行選挙から松本市選挙区が松本市東筑摩郡選挙区に変更)

エ 知事

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数
平成 26 年 8 月 10 日	192,195	71,347	37.12	3
平成 30 年 8 月 5 日	195,727	74,465	38.05	2
令和 4 年 8 月 7 日	194,997	68,492	35.12	3

オ 衆議院議員 (小選挙区選出)

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数	当選人数
平成 29 年 10 月 22 日	197,725	109,986	55.63	4	1
令和 3 年 10 月 31 日	197,106	108,916	55.26	3	1
令和 6 年 10 月 27 日	195,877	105,409	53.81	3	1

カ 参議院議員 (長野県選出)

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数	当選人数
令和元年 7 月 21 日	197,210	95,844	48.60	4	1
令和 3 年 4 月 25 日	197,198	73,291	37.17	3	1
令和 4 年 7 月 10 日	196,626	108,600	55.23	6	1

6 財 政

1 令和7年度会計別歳入歳出予算額

(単位：千円)

会 計 名	令和7年度	令和6年度	増 減 額	対前年度増減率 (%)		
	当初予算額(a)	当初予算額(b)	(a)-(b)	7年度/ 6年度	6年度/ 5年度	
一 般 会 計	110,360,000	101,290,000	9,070,000	9.0	△ 0.8	
特 別 会 計	母 子 父 子 寡 婦 金 福 祉 資 金 貸 付	31,880	22,180	9,700	43.7	△ 24.1
	靈 園	170,420	191,430	△ 21,010	△ 11.0	△ 4.8
	国 民 健 康 保 険	22,089,140	22,596,390	△ 507,250	△ 2.2	△ 2.9
	(事 業 勘 定)	22,013,520	22,536,780	△ 523,260	△ 2.3	△ 2.9
	(直 診 勘 定)	75,620	59,610	16,010	26.9	△ 9.7
	後 期 高 齢 者 医 療	4,149,430	3,981,510	167,920	4.2	14.0
	介 護 保 険	24,056,940	23,276,060	780,880	3.4	△ 1.6
	公 設 地 方 卸 売 市 場	497,200	487,290	9,910	2.0	△ 31.0
	市 街 地 駐 車 場 事 業	246,030	263,500	△ 17,470	△ 6.6	0.8
	奈 川 観 光 施 設 事 業	178,650	183,480	△ 4,830	△ 2.6	12.9
	松 本 城	1,781,920	1,232,220	549,700	44.6	3.2
	小 計	53,201,610	52,234,060	967,550	1.9	△ 1.8
	企 業 会 計	水 道 事 業	8,301,740	7,607,120	694,620	9.1
下 水 道 事 業		11,460,030	13,099,270	△ 1,639,240	△ 12.5	3.3
農 業 集 落 排 水 事 業		145,040	137,530	7,510	5.5	皆増
地 域 排 水 施 設 事 業		163,130	180,950	△ 17,820	△ 9.8	皆増
病 院 事 業		6,141,590	5,942,770	198,820	3.3	1.3
上 高 地 観 光 施 設 事 業		579,980	515,200	64,780	12.6	10.7
小 計		26,791,510	27,482,840	△ 691,330	△ 2.5	0.5
合 計	190,353,120	181,006,900	9,346,220	5.2	△ 0.9	

2 令和7年度一般会計歳入歳出予算額

(1) 歳入予算

(単位:千円)

区 分	令和7年度 当初予算額 A	令和6年度 当初予算額 B	増 減 額 C = A - B	対前年度 増 減 率 C / B	構 成 比	
					7年度	6年度
1 市 税	39,049,000	37,046,400	2,002,600	5.4%	35.4%	36.6%
2 地 方 譲 与 税	998,930	987,930	11,000	1.1%	0.9%	1.0%
3 利 子 割 交 付 金	15,000	10,000	5,000	50.0%	0.0%	0.0%
4 配 当 割 交 付 金	217,000	181,000	36,000	19.9%	0.2%	0.2%
5 株 式 等 譲 渡 金 所 得 割 交 付 金	205,000	122,000	83,000	68.0%	0.2%	0.1%
6 法 人 事 業 税 交 付 金	720,000	690,000	30,000	4.3%	0.7%	0.7%
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,980,000	6,980,000	0	0.0%	6.3%	6.9%
8 ゴルフ場利用税交付金	31,000	29,000	2,000	6.9%	0.0%	0.0%
9 環 境 性 能 割 交 付 金	89,000	80,000	9,000	11.3%	0.1%	0.1%
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	35,800	35,400	400	1.1%	0.0%	0.0%
11 地 方 特 例 交 付 金	219,800	1,261,800	△ 1,042,000	△ 82.6%	0.2%	1.2%
12 地 方 交 付 税	16,025,000	15,196,000	829,000	5.5%	14.5%	15.0%
うち 普 通 交 付 税	15,425,000	14,596,000	829,000	5.7%	14.0%	14.4%
うち 特 別 交 付 税	600,000	600,000	0	0.0%	0.5%	0.6%
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	34,000	34,000	0	0.0%	0.0%	0.0%
14 分 担 金 及 び 負 担 金	402,440	514,010	△ 111,570	△ 21.7%	0.4%	0.5%
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,810,410	1,712,020	98,390	5.7%	1.6%	1.7%
16 国 庫 支 出 金	16,028,250	13,317,490	2,710,760	20.4%	14.5%	13.2%
17 県 支 出 金	7,364,430	6,321,950	1,042,480	16.5%	6.7%	6.2%
18 財 産 収 入	657,550	495,600	161,950	32.7%	0.6%	0.5%
19 寄 附 金	535,340	479,930	55,410	11.5%	0.5%	0.5%
20 繰 入 金	4,880,590	3,512,740	1,367,850	38.9%	4.4%	3.5%
21 繰 越 金	600,000	600,000	0	0.0%	0.6%	0.6%
22 諸 収 入	6,934,460	7,210,930	△ 276,470	△ 3.8%	6.3%	7.1%
23 市 債	6,527,000	4,471,800	2,055,200	46.0%	5.9%	4.4%
うち 臨 時 財 政 対 策 債	—	637,300	△ 637,300	皆減	0.0%	0.6%
合 計	110,360,000	101,290,000	9,070,000	9.0%	100.0%	100.0%
市 債 依 存 度	5.9%	4.4%				
臨 財 債 除 く 市 債 依 存 度	5.9%	3.8%				

(2) 歳出予算(款別)

(単位:千円)

区 分	令和7年度 当初予算額 A	令和6年度 当初予算額 B	増 減 額 C = A - B	対前年度 増 減 率 C / B	構 成 比	
					7年度	6年度
1 議 会 費	457,540	455,880	1,660	0.4%	0.4%	0.5%
2 総 務 費	14,719,490	13,285,290	1,434,200	10.8%	13.3%	13.1%
3 民 生 費	42,238,320	38,127,090	4,111,230	10.8%	38.3%	37.6%
4 衛 生 費	7,714,360	6,574,550	1,139,810	17.3%	7.0%	6.5%
5 労 働 費	136,630	129,500	7,130	5.5%	0.1%	0.1%
6 農林水産業費	3,411,650	2,571,620	840,030	32.7%	3.1%	2.5%
7 商 工 費	6,356,820	6,751,420	△ 394,600	△ 5.8%	5.8%	6.7%
8 土 木 費	9,567,080	8,783,670	783,410	8.9%	8.7%	8.7%
9 消 防 費	2,962,300	2,782,340	179,960	6.5%	2.7%	2.8%
10 教 育 費	12,423,560	10,952,660	1,470,900	13.4%	11.2%	10.8%
11 公 債 費	8,477,850	8,827,570	△ 349,720	△ 4.0%	7.7%	8.7%
12 諸 支 出 金	1,744,400	1,898,410	△ 154,010	△ 8.1%	1.6%	1.9%
13 予 備 費	150,000	150,000	0	0.0%	0.1%	0.1%
災 害 復 旧 費	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
合 計	110,360,000	101,290,000	9,070,000	9.0%	100.0%	100.0%

(3) 歳出予算 (性質別)

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算額 A	令和6年度 当初予算額 B	増 減 額 C = A - B	対前年度 増 減 率 C / B	構 成 比	
					7年度	6年度
義務的経費	51,747,750	48,370,430	3,377,320	7.0%	46.9%	47.7%
人件費	20,756,630	19,558,120	1,198,510	6.1%	18.8%	19.3%
扶助費	22,513,320	19,984,790	2,528,530	12.7%	20.4%	19.7%
公債費	8,477,800	8,827,520	△ 349,720	△ 4.0%	7.7%	8.7%
投資的経費	13,382,660	10,109,520	3,273,140	32.4%	12.1%	10.0%
普通建設事業費	13,382,660	10,109,520	3,273,140	32.4%	12.1%	10.0%
うち補助	4,792,650	4,771,850	20,800	0.4%	4.3%	4.7%
うち単独	8,590,010	5,337,670	3,252,340	60.9%	7.8%	5.3%
災害復旧 事業費	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
その他の経費	45,229,590	42,810,050	2,419,540	5.7%	41.0%	42.3%
物件費	18,925,880	16,881,680	2,044,200	12.1%	17.2%	16.7%
維持補修費	1,191,180	1,148,350	42,830	3.7%	1.1%	1.1%
補助費等	11,279,260	10,751,220	528,040	4.9%	10.2%	10.6%
積立金	793,110	715,380	77,730	10.9%	0.7%	0.7%
貸付金	4,488,510	5,117,830	△ 629,320	△ 12.3%	4.1%	5.1%
繰出金	8,401,650	8,045,590	356,060	4.4%	7.6%	7.9%
予備費	150,000	150,000	0	0.0%	0.1%	0.2%
合 計	110,360,000	101,290,000	9,070,000	9.0%	100.0%	100.0%

3 令和5年度決算状況
(1) 決算カーネル

令和5年度 決算状況	人口 住民基本 台帳人口	令和2年度 平成27年度 増減率		241,145人 243,293人 △ 2,148人 △ 0.9%		産業構造・就業人口				人口集中地区人口		都道府県名 20 長野県	団体名 2029 まつもと市 松本市	市町村類型(5年度) 中核市 地方交付税種地 I-5 (6.3.31)																																				
		令和2年度 平成27年度		令和2年度 平成27年度		令和2年度 平成27年度		令和2年度 平成27年度																																										
		第1次	6,061人 5.3%	第2次	26,923人 23.3%	第3次	82,328人 71.4%	面積	149,054人 146,481人 978.47km ² 246.5人																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">歳入の状況</th> <th colspan="6">市町村税の状況</th> <th colspan="4">指定団体等の指定状況</th> <th colspan="3">収支状況</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>決算額(千円)</th> <th>構成比(%)</th> <th>増減率(%)</th> <th>経常一般財源等(千円)</th> <th>構成比(%)</th> <th>区分</th> <th>収入済額(千円)</th> <th>構成比(%)</th> <th>増減率(%)</th> <th>基準税額 ×100/75(千円)</th> <th>超過課税分 収入済額(千円)</th> <th>新設</th> <th>収入総額</th> <th>令和5年度(千円)</th> <th>令和4年度(千円)</th> </tr> </thead> </table>																歳入の状況						市町村税の状況						指定団体等の指定状況				収支状況			区分	決算額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	経常一般財源等(千円)	構成比(%)	区分	収入済額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	基準税額 ×100/75(千円)	超過課税分 収入済額(千円)	新設	収入総額	令和5年度(千円)	令和4年度(千円)
歳入の状況						市町村税の状況						指定団体等の指定状況				収支状況																																		
区分	決算額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	経常一般財源等(千円)	構成比(%)	区分	収入済額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	基準税額 ×100/75(千円)	超過課税分 収入済額(千円)	新設	収入総額	令和5年度(千円)	令和4年度(千円)																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="16">税収の状況</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>決算額(千円)</th> <th>構成比(%)</th> <th>増減率(%)</th> <th>経常一般財源等(千円)</th> <th>構成比(%)</th> <th>区分</th> <th>収入済額(千円)</th> <th>構成比(%)</th> <th>増減率(%)</th> <th>基準税額 ×100/75(千円)</th> <th>超過課税分 収入済額(千円)</th> <th>新設</th> <th>収入総額</th> <th>令和5年度(千円)</th> <th>令和4年度(千円)</th> </tr> </thead> </table>																税収の状況																区分	決算額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	経常一般財源等(千円)	構成比(%)	区分	収入済額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	基準税額 ×100/75(千円)	超過課税分 収入済額(千円)	新設	収入総額	令和5年度(千円)	令和4年度(千円)			
税収の状況																																																		
区分	決算額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	経常一般財源等(千円)	構成比(%)	区分	収入済額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	基準税額 ×100/75(千円)	超過課税分 収入済額(千円)	新設	収入総額	令和5年度(千円)	令和4年度(千円)																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="16">市町村税の状況</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>収入済額(千円)</th> <th>構成比(%)</th> <th>増減率(%)</th> <th>基準税額 ×100/75(千円)</th> <th>超過課税分 収入済額(千円)</th> <th>新設</th> <th>収入総額</th> <th>令和5年度(千円)</th> <th>令和4年度(千円)</th> </tr> </thead> </table>																市町村税の状況																区分	収入済額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	基準税額 ×100/75(千円)	超過課税分 収入済額(千円)	新設	収入総額	令和5年度(千円)	令和4年度(千円)									
市町村税の状況																																																		
区分	収入済額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	基準税額 ×100/75(千円)	超過課税分 収入済額(千円)	新設	収入総額	令和5年度(千円)	令和4年度(千円)																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="16">一部事務組合加入の状況</th> </tr> <tr> <th>議員公務災害</th> <th>非労働公務災害</th> <th>退職手当</th> <th>老人福祉</th> <th>伝染病</th> <th>ごみ処理</th> <th>し尿処理</th> <th>火葬場</th> <th>農林関係</th> <th>商工</th> <th>常備消防</th> <th>消防公務災害</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>交通災害</th> <th>その他</th> </tr> </thead> </table>																一部事務組合加入の状況																議員公務災害	非労働公務災害	退職手当	老人福祉	伝染病	ごみ処理	し尿処理	火葬場	農林関係	商工	常備消防	消防公務災害	小学校	中学校	交通災害	その他			
一部事務組合加入の状況																																																		
議員公務災害	非労働公務災害	退職手当	老人福祉	伝染病	ごみ処理	し尿処理	火葬場	農林関係	商工	常備消防	消防公務災害	小学校	中学校	交通災害	その他																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="16">適用税率の状況</th> </tr> <tr> <th>個人分</th> <th>法人分</th> <th>個人分</th> <th>法人分</th> </tr> </thead> </table>																適用税率の状況																個人分	法人分	個人分	法人分															
適用税率の状況																																																		
個人分	法人分	個人分	法人分																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="16">性別別歳出の状況</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>決算額(千円)</th> <th>構成比(%)</th> <th>増減率(%)</th> <th>経常一般財源等(千円)</th> <th>構成比(%)</th> <th>区分</th> <th>決算額(千円)</th> <th>構成比(%)</th> <th>増減率(%)</th> <th>経常一般財源等(千円)</th> <th>構成比(%)</th> <th>増減率(%)</th> <th>経常一般財源等(千円)</th> <th>構成比(%)</th> <th>増減率(%)</th> </tr> </thead> </table>																性別別歳出の状況																区分	決算額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	経常一般財源等(千円)	構成比(%)	区分	決算額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	経常一般財源等(千円)	構成比(%)	増減率(%)	経常一般財源等(千円)	構成比(%)	増減率(%)			
性別別歳出の状況																																																		
区分	決算額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	経常一般財源等(千円)	構成比(%)	区分	決算額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	経常一般財源等(千円)	構成比(%)	増減率(%)	経常一般財源等(千円)	構成比(%)	増減率(%)																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="16">目的別歳出の状況</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>決算額(千円)</th> <th>構成比(%)</th> <th>増減率(%)</th> <th>経常一般財源等(千円)</th> <th>構成比(%)</th> <th>増減率(%)</th> <th>Aのうち普通建設事業費(千円)</th> <th>Aの充当一般財源等(千円)</th> </tr> </thead> </table>																目的別歳出の状況																区分	決算額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	経常一般財源等(千円)	構成比(%)	増減率(%)	Aのうち普通建設事業費(千円)	Aの充当一般財源等(千円)										
目的別歳出の状況																																																		
区分	決算額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	経常一般財源等(千円)	構成比(%)	増減率(%)	Aのうち普通建設事業費(千円)	Aの充当一般財源等(千円)																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="16">税務の状況</th> </tr> <tr> <th>基礎財政収入額※1</th> <th>標準財政需要額※1</th> <th>標準財政収入額</th> <th>標準財政規模※2</th> <th>財政力指数</th> <th>実質収支比率</th> <th>経常一般財源等比率</th> <th>公債費負担比率</th> <th>実質赤字比率</th> <th>連結実質赤字比率</th> <th>実質公債費比率</th> <th>将来負担比率</th> </tr> </thead> </table>																税務の状況																基礎財政収入額※1	標準財政需要額※1	標準財政収入額	標準財政規模※2	財政力指数	実質収支比率	経常一般財源等比率	公債費負担比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率							
税務の状況																																																		
基礎財政収入額※1	標準財政需要額※1	標準財政収入額	標準財政規模※2	財政力指数	実質収支比率	経常一般財源等比率	公債費負担比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="16">積立基金の状況</th> </tr> <tr> <th>積立基金現在高</th> <th>財政調整基金</th> <th>減債基金</th> <th>特定目的基金</th> <th>定額運用基金現在高</th> <th>土地開発基金</th> <th>県収入証紙購買基金</th> <th>育英資金</th> <th>生活保護支援基金</th> <th>地方債現在高</th> <th>政府資金</th> <th>その他</th> <th>債務負担行為額(支出予定額)</th> <th>物件等購入</th> <th>保証・補償</th> <th>その他</th> </tr> </thead> </table>																積立基金の状況																積立基金現在高	財政調整基金	減債基金	特定目的基金	定額運用基金現在高	土地開発基金	県収入証紙購買基金	育英資金	生活保護支援基金	地方債現在高	政府資金	その他	債務負担行為額(支出予定額)	物件等購入	保証・補償	その他			
積立基金の状況																																																		
積立基金現在高	財政調整基金	減債基金	特定目的基金	定額運用基金現在高	土地開発基金	県収入証紙購買基金	育英資金	生活保護支援基金	地方債現在高	政府資金	その他	債務負担行為額(支出予定額)	物件等購入	保証・補償	その他																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="16">法適用公営企業の状況</th> </tr> <tr> <th>事業名</th> <th>当年度純損益(千円)</th> <th>普通会計繰出額(千円)</th> <th>企業債現在高(千円)</th> <th>職員数(人)</th> </tr> </thead> </table>																法適用公営企業の状況																事業名	当年度純損益(千円)	普通会計繰出額(千円)	企業債現在高(千円)	職員数(人)														
法適用公営企業の状況																																																		
事業名	当年度純損益(千円)	普通会計繰出額(千円)	企業債現在高(千円)	職員数(人)																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="16">公営事業等の状況</th> </tr> <tr> <th>事業名</th> <th>法適用 実質収支額(千円)</th> <th>普通会計繰出額(千円)</th> <th>地方債現在高(千円)</th> <th>職員数(人)</th> <th>国保事業</th> <th>事業決定</th> <th>の状況</th> <th>1号被保険者数(65歳以上)</th> <th>1号被保険者保険料調定額</th> <th>2号被保険者</th> <th>保険料給付費</th> </tr> </thead> </table>																公営事業等の状況																事業名	法適用 実質収支額(千円)	普通会計繰出額(千円)	地方債現在高(千円)	職員数(人)	国保事業	事業決定	の状況	1号被保険者数(65歳以上)	1号被保険者保険料調定額	2号被保険者	保険料給付費							
公営事業等の状況																																																		
事業名	法適用 実質収支額(千円)	普通会計繰出額(千円)	地方債現在高(千円)	職員数(人)	国保事業	事業決定	の状況	1号被保険者数(65歳以上)	1号被保険者保険料調定額	2号被保険者	保険料給付費																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="16">徴収率</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現年</th> <th>滞納</th> <th>合計</th> </tr> </thead> </table>																徴収率																区分	現年	滞納	合計															
徴収率																																																		
区分	現年	滞納	合計																																															

(2) 普通会計の状況

区 分	3 年 度	4 年 度	5 年 度
歳 入 総 額 A	114,029,247 千円	115,090,206 千円	114,286,325 千円
歳 出 総 額 B	110,753,869 千円	112,001,774 千円	110,498,996 千円
歳入歳出差引額 A - B C	3,275,378 千円	3,088,432 千円	3,787,329 千円
翌年度へ繰り越すべき財源 D	734,824 千円	707,984 千円	884,404 千円
実質収支 C - D E	2,540,554 千円	2,380,448 千円	2,902,925 千円
単 年 度 収 支 F	△35,134 千円	△160,106 千円	522,477 千円
積 立 金 G	1,253,793 千円	1,438,678 千円	2,460,760 千円
繰 上 償 還 金 H			
積立金取り崩し額 I	1,059,340 千円	1,385,370 千円	1,522,850 千円
実質単年度収支 F+G+H-I J	159,319 千円	△106,798 千円	1,460,387 千円
積 立 金 現 在 高	39,547,581 千円	37,831,261 千円	37,676,350 千円
地 方 債 現 在 高	73,032,183 千円	71,439,393 千円	68,747,640 千円
債務負担行為支出予定額	16,503,180 千円	17,807,910 千円	21,604,750 千円

(3) 健全化判断比率等の状況

	3 年 度	4 年 度	5 年 度
基 準 財 政 収 入 額	32,065,509 千円	33,885,692 千円	34,893,089 千円
基 準 財 政 需 要 額	47,108,428 千円	48,018,469 千円	49,488,093 千円
標 準 財 政 規 模	61,397,992 千円	59,543,455 千円	60,375,899 千円
財 政 力 指 数	0.718	0.709	0.697
実 質 収 支 比 率	4.1%	4.0%	4.8%
経 常 収 支 比 率	82.9%	86.9%	87.8%
	(88.6%)	(90.4%)	(89.9%)
実 質 公 債 費 比 率	3.5%	3.4%	3.6%
実 質 赤 字 比 率	-%	-%	-%
連 結 実 質 赤 字 比 率	-%	-%	-%
将 来 負 担 比 率	-%	-%	-%
資 金 不 足 比 率	-%	-%	-%

※経常収支比率の欄

() 書きは減税補てん債、臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率

(4) 公営事業等の状況

事業名	4 年 度		5 年 度	
	収 支 額	普通会計からの 繰 入 額	収 支 額	普通会計からの 繰 入 額
	千円	千円	千円	千円
地 域 排 水 施 設 事 業	0	53,551	6,682	56,803
国民健康保険（事業勘定）	644,958	1,656,297	518,841	1,600,071
国民健康保険（直診勘定）	0	17,944	0	20,454
後 期 高 齢 者 医 療	105,363	2,893,848	115,693	3,201,498
介 護 保 険 （ 事 業 ）	562,346	3,430,180	423,971	3,431,601
介 護 保 険 （ サ ー ビ ス ）	-	-	-	-
農 業 集 落 排 水 事 業	0	40,651	7,744	47,030
公 設 地 方 卸 売 市 場	0	84,420	0	85,620
市 街 地 駐 車 場 事 業	△33,214	0	△27,556	0
奈 川 観 光 施 設 事 業	0	90,759	0	116,474
松 本 城	105,930	58,978	268,351	86,596
水 道 事 業	15,463	652,735	50,760	818,699
下 水 道 事 業	953,566	1,354,093	604,980	2,116,036
松 本 市 立 病 院 事 業	470,314	525,246	379,621	531,507
上 高 地 観 光 施 設 事 業	△ 3,947	0	23,496	0

※ 介護保険（サービス）は、地域包括支援センター業務の委託化に伴い、平成30年度で廃止（令和元年度以降、委託料のみ介護保険（事業）に計上）

※ 令和4、5年度の市街地駐車場事業は、翌年度歳入からの繰上充用により収支不足額を補填しているもの

4 松本市の財務諸表（令和5年度決算）

※四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

(1) 貸借対照表〔一般会計等〕（令和6年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	5年度	4年度	差引	負債の部	5年度	4年度	差引
固定資産	389,686	393,092	△3,406	固定負債	72,743	75,413	△2,670
有形固定資産	369,732	372,043	△2,311	地方債等	60,746	63,059	△2,313
無形固定資産	990	928	62	長期未払金	-	-	-
投資その他の資産	18,964	20,120	△1,156	退職手当引当金	10,921	10,736	184
流動資産	25,878	24,092	1,786	損失補償等引当金	-	-	-
現金預金	4,815	4,075	741	その他	1,076	1,618	△541
未収金	529	490	39	流動負債	11,316	11,723	△406
短期貸付金	16	17	△1	1年内償還予定地方債等	8,385	8,852	△468
基金	20,489	19,471	1,018	賞与等引当金	1,128	1,079	49
棚卸資産	38	48	△10	預り金	1,028	986	42
その他	0	0	0	その他	776	805	△29
徴収不能引当金	△9	△9	△0	負債合計	84,059	87,136	△3,076
				純資産の部			
				純資産合計	331,504	330,048	1,457
資産合計	415,564	417,183	△1,620	負債及び純資産合計	415,564	417,183	△1,620

(2) 行政コスト計算書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：百万円）

科目名		一般会計等	全体	連結
経常費用	A	92,882	150,719	183,690
業務費用		50,416	69,961	78,978
人件費		18,470	22,768	26,706
物件費等		31,247	45,084	48,709
その他の業務費用		699	2,108	3,564
移転費用		42,466	80,758	104,711
補助金等		13,721	60,853	51,204
社会保障給付		19,459	19,471	52,990
他会計への繰出金		8,899	-	-
その他		387	434	518
経常収益	B	4,775	19,312	23,371
使用料及び手数料		1,684	15,110	15,772
その他		3,092	4,201	7,598
純経常行政コスト A-B	C	88,107	131,407	160,319
臨時損失	D	202	397	407
臨時利益	E	30	41	44
純行政コスト C+D-E	F	88,279	131,764	160,682

(3) 純資産変動計算書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

(単位：百万円)

科目名		一般会計等	全体	連結
前年度末純資産残高	A	330,048	407,032	424,294
純行政コスト(△)	B	△ 88,279	△ 131,764	△ 160,682
財源	C	90,326	134,744	163,262
税金等		64,739	82,700	96,782
国県等補助金		25,586	52,044	66,480
本年度差額 C-B	D	2,046	2,980	2,580
資産評価差額	E	-	-	-
無償所管換等	F	△ 590	10	11
比例連結割合変更に伴う差額	G	-	-	160
その他	H	-	-	11
本年度純資産変動額 D+E+F+G+H	I	1,457	2,990	2,762
本年度末純資産残高 A+I	J	331,504	410,022	427,056

(4) 資金収支計算書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

(単位：百万円)

科目名		一般会計等	全体	連結
業務活動収支	A	11,556	17,880	18,999
業務支出		80,929	131,413	162,582
業務収入		92,677	149,480	181,775
臨時支出		192	198	205
臨時収入		-	11	11
投資活動収支	B	△ 7,224	△ 11,509	△ 12,100
投資活動支出		19,674	26,469	27,337
投資活動収入		12,449	14,960	15,237
財務活動収支	C	△ 3,633	△ 4,897	△ 5,527
財務活動支出		9,704	13,658	14,634
財務活動収入		6,071	8,761	9,107
本年度資金収支額 A+B+C	D	699	1,475	1,372
前年度末資金残高	E	3,088	16,171	18,956
比例連結割合変更に伴う差額	F	-	-	4,228
本年度末資金残高 D+E+F	G	3,787	17,645	20,332

前年度末歳計外現金残高	H	986	1,075	1,086
本年度歳計外現金増減額	I	42	41	40
本年度末歳計外現金残高 H+I	J	1,028	1,116	1,127
本年度末現金預金残高 G+J	K	4,815	18,762	21,459

(5) 一般会計等における財務諸表のポイント

資産については、学校長寿命化改良関連事業や村井駅周辺整備事業等により、新規資産形成が85億円となった一方で、減価償却が109億円と進んだため、有形固定資産が減となったほか、特定目的基金の取崩しにより投資その他の資産が減少し、全体として固定資産が34億円減少しました。

令和5年度は、資産の減少（16億円）を負債の減少（31億円）が上回り、その差額である純資産は、15億円増加しました。

また、統一的な基準に基づく代表的な指標は下記のとおりです。

ア 有形固定資産減価償却率【減価償却累計額÷(有形固定資産－土地等＋減価償却累計額)】67.2%

イ 将来世代負担比率【地方債（臨時財政対策債等を除く）÷有形無形固定資産】 8.1%

ウ 受益者負担比率【経常収益÷経常費用】 5.1%

5 財 産

公有財産等の状況

(令和7年3月31日現在)

区 分	数 量	区 分	数 量
1 公有財産			
(1) 土 地 (山林を含む。)	171,908,423 m ²	(3) 山 林	159,859,800 m ²
ア 行政財産	6,973,285 m ²	ア 行政財産	88,263 m ²
イ 普通財産	164,935,139 m ²	イ 普通財産	159,771,537 m ²
(2) 建 物	1,050,462 m ²	(4) 物 権	246,000 千円
ア 行政財産	1,014,365 m ²	(5) 無体財産権	5 件
イ 普通財産	36,096 m ²	(6) 有価証券	149,395 千円
		(7) 出資による権利	974,495 千円
2 債 権	397,274 千円		
3 基 金	44,745,754 千円		

6 市役所庁舎

区分		本庁舎	東庁舎	東庁舎別棟他	北別棟他	大手事務所	情報創造館庁舎
構造	鉄筋コン リート造	○	○	—	—	○	○
	軽量鉄骨造	—	—	○	○	—	—
階数 [階]	地下	1	1	—	—	—	—
	地上	5	4	2	2	6	5
	塔屋	3	1	—	—	2	1
延床面積[m ²]		6,832.50	6,556.93	496.86	541.86	2,842.45	2,051.27
建設費[千円]		252,232	283,104	131,520	98,172	—	919,800
竣工		S34.4.25	S44.11.29	H4.3.31	H29.9.30	—	H12.9.22
耐震 補強 工事	年度	H18~H20		—	—	H20	—
	工事費 [千円]	577,689		—	—	63,000	—
		—	※1	—	—	※2	—
備考		※1 (増築) 竣工：S55.8.31 建設費：523,700 千円 増築面積：2,220 m ² 北側へ10m拡張し、4階部分を増築 ※2 (購入) 購入：H17.7.1 土地：134,254 千円 建物：61,972 千円					

7 工事請負契約及び物品購入契約

年度	総 数		工 事		委 託 等		物 品	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
4	2,680	13,458,118	211	7,289,416	1,641	5,282,148	828	886,554
5	2,746	19,328,884	232	10,242,107	1,733	8,223,703	781	863,074
6	2,708	20,089,563	161	10,953,668	1,766	8,253,409	781	882,486

(契約管財課が契約した実績です。各種団体の委託契約事務を含みます。)

8 市 税

(1) 税目・税率（令和6年度）

税 目		税 率																															
市民税	個人	均等割	3,500円																														
		所得割	課 税 標 準 額	税 率																													
	一率		6%																														
	法人	均等割	資本金等の額50億円を超え 従業者数50人を超える	3,000,000円																													
			〃 50億円を超え 〃 50人以下	410,000円																													
			〃 10億円を超え50億円以下 〃 50人を超える	1,750,000円																													
			〃 10億円を超え50億円以下 〃 50人以下	410,000円																													
			〃 1億円を超え10億円以下 〃 50人を超える	400,000円																													
			〃 1億円を超え10億円以下 〃 50人以下	160,000円																													
			〃 1千万円を超え1億円以下 〃 50人を超える	150,000円																													
〃 1千万円を超え1億円以下 〃 50人以下			130,000円																														
法人	税割	資本金等の額 1億円以上 100分の 8.4																															
		資本金等の額 1億円未満 100分の 7.6																															
固定資産税		100分の1.4																															
軽自動車税	種別割	(主なもの)																															
		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">原動機付自転車</th> <th colspan="4">軽自動車(標準税率及び重課税率)</th> </tr> <tr> <td>排気量</td> <td>H28以降</td> <td>種 別</td> <td>H26以前</td> <td>H27以降</td> <td>H28以降</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> <td>軽四輪</td> <td>乗用 7,200円</td> <td>新車※1</td> <td>13年超※2</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td></td> <td>(自家用)</td> <td>貨物 4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>2,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	原動機付自転車		軽自動車(標準税率及び重課税率)				排気量	H28以降	種 別	H26以前	H27以降	H28以降	50cc以下	2,000円	軽四輪	乗用 7,200円	新車※1	13年超※2	90cc以下		(自家用)	貨物 4,000円	5,000円	6,000円	125cc以下	2,400円					<p>※1 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるもの(初度検査年月が平成27年4月以降のもの)を指します。</p> <p>※2 最初の新規検査から13年を経過した軽自動車(初度検査年月を基準)を指します。</p>
		原動機付自転車		軽自動車(標準税率及び重課税率)																													
排気量	H28以降	種 別	H26以前	H27以降	H28以降																												
50cc以下	2,000円	軽四輪	乗用 7,200円	新車※1	13年超※2																												
90cc以下		(自家用)	貨物 4,000円	5,000円	6,000円																												
125cc以下	2,400円																																
<table border="1"> <tr> <th colspan="4">軽自動車のグリーン化特例(軽減税率)</th> </tr> <tr> <td>種 別</td> <td>75%軽減</td> <td>50%軽減</td> <td>25%軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽四輪</td> <td>乗用 2,700円</td> <td colspan="2">特例対象外</td> </tr> <tr> <td>(自家用)</td> <td>貨物 1,300円</td> <td colspan="2">特例対象外</td> </tr> </table> <p>※3 電気自動車・天然ガス自動車 (平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減達成)</p> <p>令和6年4月1日から令和7年3月31日までに登録された新車のうち、一定要件を満たすものについて、購入翌年度課税分(1年間)のみ適用</p>	軽自動車のグリーン化特例(軽減税率)				種 別	75%軽減	50%軽減	25%軽減		※3			軽四輪	乗用 2,700円	特例対象外		(自家用)	貨物 1,300円	特例対象外														
軽自動車のグリーン化特例(軽減税率)																																	
種 別	75%軽減	50%軽減	25%軽減																														
	※3																																
軽四輪	乗用 2,700円	特例対象外																															
(自家用)	貨物 1,300円	特例対象外																															
環 境 性能割	燃費基準値達成度等に応じて、非課税、100分の0.5、100分の1、100分の2																																
市たばこ税		紙巻たばこ等 1,000本 6,552円																															
都市計画税		100分の0.2																															
入 湯 税		宿泊入湯客	1人1日 150円																														
		日帰り入湯客	1人1日 20円																														

(2) 市民税（個人）の所得区分による課税状況

ア 年度別所得割納税義務者数（各年度当初課税人数）

区 分	4 年 度		5 年 度		6 年 度	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
合 計	112,942 人	100.0 %	114,615 人	100.0 %	109,315 人	100.0 %
給 与 所 得 者	91,902	81.4	93,316	81.4	90,271	82.6
営 業 所 得 者	3,981	3.5	4,137	3.6	3,777	3.5
農 業 所 得 者	467	0.4	534	0.5	571	0.5
そ の 他 の 所 得 者	15,285	13.5	15,305	13.4	13,195	12.1
譲渡所得等の所得者	1,307	1.2	1,323	1.2	1,501	1.4

（注）構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

イ 年度別所得割額（各年度当初課税額）

区 分	4 年 度		5 年 度		6 年 度	
	所 得 割	構 成 比	所 得 割	構 成 比	所 得 割	構 成 比
合 計	13,581,050 千円	100.0 %	14,117,019 千円	100.0 %	13,474,595 千円	100.0 %
平均税率（%）	6.0		6.0		6.0	
給 与 所 得 者	11,296,934	83.2	11,734,732	83.1	11,208,020	83.2
営 業 所 得 者	641,047	4.7	668,239	4.7	657,777	4.9
農 業 所 得 者	53,846	0.4	68,842	0.5	87,163	0.6
そ の 他 の 所 得 者	975,914	7.2	961,663	6.8	878,635	6.5
譲渡所得等の所得者	613,309	4.5	683,543	4.8	643,000	4.8

（注）構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

(3) 市民税（法人）年度別納税義務者数（課税状況調）

区 分	4 年 度	5 年 度	6 年 度
税 割	7,736社	7,792社	7,941社
均 等 割	8,131社	8,185社	8,334社

(4) 入湯税年度別入湯客数並びに調定額（決算数値）

区 分	4 年 度		5 年 度		6 年 度	
	客 数	税 額	客 数	税 額	客 数	税 額
合 計	687,567 人	90,223 千円	761,555 人	98,135 千円	770,899 人	99,266 千円
宿 泊 客 数	588,249	88,237	637,727	95,659	644,993	96,748
日 帰 り 客 数	99,318	1,986	123,828	2,476	125,906	2,518

(5) 固定資産税年度別納税義務者数

区 分	4 年 度	5 年 度	6 年 度
納税義務者数	94,421 人	94,695 人	94,677 人
純固定資産税	94,406	94,680	94,662
交 付 金	15	15	15

(6) 純固定資産税 (単位：千円)

区 分	4 年 度	5 年 度	6 年 度	
課 税 標 準 額	土 地	399,039,232	399,097,990	401,053,121
	家 屋	539,833,649	551,561,157	549,669,588
	償 却 資 産	199,654,960	213,719,784	210,505,085
	計	1,138,527,841	1,164,378,931	1,161,227,794
税 額	15,642,448	16,011,310	15,963,095	

※ 調定額ベース(滞納繰越分は除く)

(7) 交付金 (単位：千円)

区 分	4 年 度	5 年 度	6 年 度
算定標準額	10,475,976	10,340,529	10,389,850
税 額	146,663	144,767	145,457

(8) 固定資産税合計 (単位：千円)

区 分	4 年 度	5 年 度	6 年 度
課税標準額	1,149,003,817	1,174,719,460	1,171,617,644
税 額	15,789,111	16,156,077	16,108,552

9 納税意識の高揚と期限内納税の促進

(1) 納税意識高揚と期限内納税の確立

- ア 広報まつもと、松本市ホームページへの情報掲載による納税PR
- イ コンビニエンスストア収納、キャッシュレス納付の促進

(2) 市税収納率向上対策

平成15年7月に保険課とともに設置した市税収納率向上プロジェクトにより滞納整理に取り組んできましたが、当初の目的を果たしたことから、令和6年度末に同プロジェクトは発展的に解散しました。今後は納税課において統合の成果を検証し、より効率的で効果的な収納体制を目指します。

自己完結型整理方式を基本とした収納体制を強化し、収納率向上と収入未済額減少に努めます。

現年度対策として早期調査及び滞納処分を実施し、また、滞納繰越分対策として差押を軸に通年の滞納処分を実施するため、次の事項を重点的に取り組みます。

ア 目標収納率と目標収入未済額の設定

毎年、滞納整理計画を策定、前年度を上回る目標を設定し、滞納者数と滞納金額を圧縮

イ 収納取組み方針

現年度分100%収納に向けた取組み

現年度調定分は年度内に完納。翌年度に繰り越さないことで、滞納者数、滞納金額の増加及び大口化を防止

ウ 収納体制の充実

(ア) 平成28年度から自己完結型整理体制で取り組み、初動班、滞繰班（特別担当含む）の2班体制で滞納整理を実施

(イ) 滞納整理の効率化、職員のスキルアップ等を図るため、平成20年度から徴税指導員の配置及び平成28年度から県職員と協働して滞納整理を行う併任徴収業務の実施

(ウ) 大口・徴収困難案件への対応のため、平成23年度から長野県地方税滞納整理機構への案件移管による滞納整理の実施

(エ) 平成21年度からコールセンターを設置して電話による催告を実施するとともに、令和2年度からは内容を拡充して、スマートフォン等を通じたショートメッセージサービス（SMS）による催告も実施

(オ) 令和6年度から保険課の徴収部門と統合。市税担当のノウハウを活かして、国保税の滞納整理を進めるとともに、市税国保税重複の滞納者については、方針を共有し、調査を効率的に行った上で、両税をあわせた滞納処分を実施

エ 厳正な滞納処分の実施

(ア) 財産調査の強化

令和5年度から導入した預貯金のデジタル調査ツールなどを活用し、滞納者の生活実態、給与・債権・不動産など徹底した財産調査を実施し、厳正な滞納処分を実施

(イ) 公売の実施

検索により差し押さえた物品をインターネット等で公売

(3) 市税収納率

区 分	4 年 度	5 年 度	6 年 度
	一般市税	一般市税	一般市税
計	98.67 %	98.70 %	98.78 %
現年度分	99.49 %	99.43 %	99.44 %
滞納繰越分	36.52 %	38.07 %	42.65 %

7 危機管理

1 防災

(1) 松本市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、昭和 40 年に本市の防災に関する基本方針などを定めた「松本市地域防災計画」を策定しました。（平成 24 年度以降は毎年見直し）

(2) 松本市国土強靱化地域計画

平成 27 年に策定した「松本市国土強靱化地域計画」について、過去の災害の教訓や気候変動対策と防災対策の連携、デジタル化の加速などの社会背景を踏まえ、令和 3 年度に計画見直しを行いました。今後もおおむね 5 年ごとに計画内容の見直しを行います。

(3) 火山防災対策

市内に位置する活火山（焼岳、乗鞍岳）について、火山防災協議会（气象台、長野県、岐阜県、高山市等の関係機関）と連携して火山噴火災害に対する防災対策を推進します。

ア 焼岳

令和 6 年 6 月	火山性地震の増加に伴う対応 (火山の状況に関する解説情報(臨時) 発表)
令和 7 年 2 月	火山防災協議会
令和 7 年 3 月	火山性地震の増加に伴う対応 (噴火警戒レベル 2 発表)

イ 乗鞍岳

令和 6 年 9 月	現地調査(協議会)
令和 7 年 2 月	火山防災協議会

(4) 松本市防災物資ターミナルの管理・運営

災害時物資拠点施設として、令和 2 年 2 月に設置した松本市防災物資ターミナルの管理・運営を行います。

(5) 備蓄

災害時の被災者等の生命、身体の安全を確保するため、備蓄物資の充実を図り、計画的に更新しています。

備蓄倉庫は、防災物資ターミナルの他、市内 63 か所に設置しています。

ア 主な備蓄物資

(ア) 発電機、投光器、感染症対策備品等	157 か所の全指定避難所に配備済
(イ) 備蓄食糧	約 65,500 食
(ウ) 携帯トイレの備蓄	約 257,500 枚
(エ) 毛布、敷段ポール	約 12,000 枚 等

イ 孤立災害対策用物資

上高地に食糧及び毛布を備蓄

ウ 乳幼児用物資

6 歳以下の乳幼児の物資を令和元～4 年度で備蓄

(粉ミルク、液体ミルク、使い捨て哺乳瓶、紙おむつ、下着等)

※食糧や寒冷対策の使い捨てカイロについては、使用期限切れ分を更新

(6) 避難収容対策

ア 概要

災害時に住居を喪失した被災者、避難指示等に伴う避難者等を応急的、一時的に収容するため、公共（市有）施設を中心に「松本市地域防災計画」に基づく避難所に指定しています。

(ア) 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した緊急時に、安全が確保される場所または施設で、地震や洪水などの種類ごとに、あらかじめ市が指定するもの

【指定状況】（令和7年4月1日現在）

箇所数	収容可能人数	備 考
215	651,152人	小中学校、高校、大学、地区公民館、地区体育館、公園、運動広場、校庭等

(イ) 指定避難所

災害発生時に、被災者が一定期間滞在する施設で、あらかじめ市が指定するもの

【指定状況】（令和7年4月1日現在）

箇所数	収容可能人数	備 考
157	60,770人	小中学校、高校、大学、地区公民館、地区体育館等

イ 今後の取組み

指定避難所ごとに、避難所運営委員会による訓練等、大規模災害に備えた取組みを継続します。

また、避難者が健康を維持し尊厳のある避難生活ができるよう、避難所開設・運営ガイドラインに「スフィア基準」を反映し、良好な避難所環境を目指します。

※ 避難所運営委員会設置数 119か所／157か所（令和7年3月末）

(7) 防災訓練の実施

ア 総合防災訓練

防災関係機関と地域住民が相互に連携して訓練を実施し、災害応急対策の確認と防災意識の高揚を図る目的で計画し準備を進めていましたが台風の接近により中止しました。

部局ごとの災害発生時の応急対策に関する訓練は各部局の計画で実施しました。

- ・ 予定日時 令和6年9月1日（日） 9：00～13：00（台風の接近により中止）
- ・ 予定会場 中山小学校
- ・ 予定参加者 松本市および 28 機関・団体、約 360 人
- ・ 想 定 糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）による地震が午前6時30分に発生（市内最大震度7）、中山地区が孤立

イ 図上防災訓練

能登半島地震を教訓に、様々な支援を円滑に受け入れ、迅速な被災者支援と復旧復興業務が行えるよう、防災行動計画（タイムライン）を全庁各課で作成するとともに、受援計画、業務継続計画等の各種計画の整合や課題について検証する図上防災訓練を実施しました。

- ・ 日 時 令和6年7月3日（水） 14：00～16：30
- ・ 場 所 松本市役所
- ・ 参加者 松本市および 19 機関・団体 約 140 人（参観機関含む）
- ・ 想 定 糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）による地震が6月30日（日）18時05分

に発生（市内最大震度 7）

ウ 一斉防災訓練（シェイクアウト訓練）

同時刻一斉に参加者が身の安全確保を図る行動訓練（シェイクアウト訓練）を実施しました。

- ・ 日 時 令和 7 年 3 月 18 日（火） 9：00～9：03
- ・ 場 所 市内全域（自宅、学校、職場等）
- ・ 参加者 市民及び市内への通勤・通学者等 8,320 人・ 92 団体
- ・ 想 定 糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）による地震が午前 9 時に発生（市内最大震度 7）

(8) 自主防災組織の育成

ア 補助金交付制度

町会単位による自主防災組織の活性化を推進するため、自主防災組織が防災活動を行う上で必要となる防災資機材等の購入に対し補助を行っています。

【組織結成及び資機材整備状況】

区 分	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	
組織結成状況	483 町会(結成率 99.2%)	481 町会(結成率 99.2%)	481 町会(結成率 99.2%)	
交付状況 補助金	資機材等整備	94 件	88 件	94 件
	避難所訓練	6 地区、2 避難所	7 地区、3 避難所	12 地区、1 避難所
	除雪機整備	3 件	2 件	4 件

イ 出前講座

主に町会単位で結成される自主防災組織を対象に防災に関する出前講座を行い、自主防災組織活動の充実と活性化を図るものです。

講師：危機管理課職員・長野県地域防災推進協議会

内容：危機管理及び災害対策全般（開講数 94 回、参加者 4,308 人）

(9) 災害時等情報伝達手段

ア 防災行政無線

災害時等において、市民に迅速、正確な情報を提供するため、防災無線の整備を進めています。

移動系防災無線		同報系防災無線	
旧松本・梓川・波田地区		旧松本地区	
設 置 年 度	平成 15～24 年度	設 置 年 度	平成 24～26 年度
統 制 局	市民芸術館	親 局	市民芸術館
副 統 制 局	市役所（危機管理部・宿直室）		市役所（危機管理部）
中 継 局	芥子坊主農村公園、中山霊園	中 継 局	芥子坊主農村公園
移 動 局	293 台	屋 外 拡 声 子 局	308 局（30 年度 1 局増設）
	半固定局 153 台	戸 別 受 信 機	717 か所 指定避難所、町内公民館、 要援護者施設等に設置
	車載型 30 台 携帯型 110 台		
四 賀 ・ 安 曇 ・ 奈 川 地 区	移動系防災無線の電波が届かない四賀・安曇・奈川地区については、衛星携帯電話を配備済み。	梓川・波田地区	平成 29・30 年度に旧松本市のシステムを梓川・波田地区へ拡大（遠隔制御装置 2 台、屋外拡声子局 71 局、戸別受信機 95 台）

機 器 更 新	令和 3~4 年度に、上記移動局 293 台のうち、平成 19 年以前に配備をした古い移動局 209 台を更新・配備済み。	四賀・安曇・奈川地区	平成 30 年~令和 4 年度に携帯電話回線を利用した屋外拡声子局と C A T V 回線を利用した音声告知端末を地区内全世帯に配備 (遠隔制御装置 5 台、屋外拡声子局 22 局(内上高地エリア 4 局)、戸別受信機 2,594 台)
---------	---	------------	---

イ テレホンサービス（同報系防災行政無線）

放送の聞き逃しや聞き取れなかった場合、フリーダイヤル 0120-07-8686 で内容が確認できます。

ウ 災害電話サービス

「避難・避難所に関する情報」及び「国民保護情報」の情報など、同報系防災行政無線で放送した内容を、事前に申請登録した固定電話若しくは F A X にお知らせするサービスを令和 3 年 3 月から開始（携帯電話やスマートフォンを使用していない方等対象）

エ その他の情報伝達手段

市公式 L I N E、フェイスブック、X 等の S N S 及び松本安心ネットによるメール等、情報伝達手段の多重化を図っています。

(10) 原子力災害への備え

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえ、周辺の原子力発電所事故等により、万一、本市に放射能被害が及んだ場合に備え、次の防災対策を実施しています。

ア 安定ヨウ素剤の備蓄

放射性ヨウ素の被ばくに対する防護措置として、40 歳未満の市民と観光客等市内滞留者用の安定ヨウ素剤約 12 万人分（3 歳未満は分包薬、3 歳以上は丸薬）を備蓄しています。

イ 保管場所

- ・丸薬（市民用） 市立小学校 28 か所
- ・丸薬（市内滞留者用） 松本薬剤師会会営薬局等 4 か所
- ・分包 同 上

2 国民保護

「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）に基づき、武力攻撃事態等が発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護し市民生活に及ぼす影響を最小とするための措置を実施するものです。

(1) 主な事務事業

ア 啓発

イ 全国瞬時警報システム(Jアラート)の整備（弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から住民まで瞬時に伝達するシステム）

ウ 安否情報収集・提供体制の整備

エ 避難実施要領のパターンの作成

オ E m - n e t の整備（官邸から関係機関に緊急情報（弾道ミサイル情報等の国民保護情報）を迅速に伝達するための一斉送信システム）

3 防犯

(1) 「電話でお金詐欺（特殊詐欺）」被害防止対策

平成 27 年 9 月 4 日の特殊詐欺非常事態宣言発令以降、被害防止対策に取り組んでいます。

- ・ 被害防止街頭啓発活動（年 6 回実施）
- ・ 「電話でお金詐欺」の予兆電話が多くあった場合は、警察と連携し松本安心ネット等により市民に注意喚起

(2) 防犯対策

防犯重点地区（第一地区）防犯カメラ整備事業（平成 31 年 3 月竣工、更新 3 台・増設 5 台）

8 健康福祉

1 介護保険事業計画・高齢者福祉計画

令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とした第 9 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、団塊の世代が全て後期高齢者（75 歳以上）となる 2025 年及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年を見通しながら、第 6 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画において定めた「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成に向け、施策の充実を図り、中長期的な視点のもとに、第 8 期までの取組みを更にシンカ（深化、進化）させる計画としています。

<基本理念>

松本市は、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち安心して自立した生活ができることを願い、市民と行政、更に、地域でつながる全ての人が支えあい、誰一人取り残さない地域福祉づくりを進めます。そして、「一人ひとりが自分らしく生き、シンカ（深化、進化）しながら支えあうまち」を目指します。

<基本目標>

- ◇ 共に暮らし、ともに助け合い、一人ひとりが輝ける地域づくりを進めます。
- ◇ 健康で生きがいを持ち、自立した生活を送るための活動と支援を進めます。
- ◇ 心身や暮らしの状況に配慮したサービスや医療の提供を進めます。
- ◇ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みを捉えて、安心して介護できる環境づくりを進めます。

(1) 計画の基本方針

- ア 誰もが住みやすいまちづくりの推進
- イ つながり合い・助け合いの地域づくり
- ウ 生きがいづくりの推進
- エ 介護・フレイル予防と健康づくりの推進
- オ 認知症施策の総合的な推進
- カ 切れ目のない在宅医療と介護の連携推進
- キ 中長期的な視点で見据えた基盤整備（低負担でも入所できる施設整備等の推進）
- ク 安心して介護サービスが受けられるための環境づくり
- ケ 介護人材の確保と育成
- コ 計画推進体制の整備
- サ 介護保険サービスの見込み
- シ 財源構成と介護保険料

(2) 介護サービス事業量の見込み

介護保険事業の推進に当たり、高齢者人口や要支援・要介護認定者数の推計、過去の給付実績、高齢者等実態調査の結果などを踏まえ、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護サービス事業量を見込みました。この数値を元に、民間事業者による各種介護サービスの提供を誘導するとともに、必要な事業費を確保するため、介護保険料の設定などを行いました。

ア 介護サービス事業量の見込み

項目	単位	令和6年度		令和7年度	令和8年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
居宅サービス					
訪問介護	(回/年)	904,235	877,984	929,075	952,286
訪問入浴介護	(回/年)	8,712	6,896	8,921	9,192
訪問看護	(回/年)	111,379	106,402	114,475	117,264
訪問リハビリテーション	(回/年)	80,369	65,925	82,268	84,047
居宅療養管理指導	(人/年)	14,196	14,431	14,580	14,928
通所介護	(回/年)	298,637	288,183	305,623	312,020
通所リハビリテーション	(回/年)	73,048	63,180	74,720	76,307
短期入所生活介護	(日/年)	58,900	50,379	60,493	61,909
短期入所療養介護(老健)	(日/年)	8,228	6,872	8,383	8,660
短期入所療養介護(介護医療院)	(日/年)	389	25	389	389
福祉用具貸与	(人/年)	52,008	48,363	53,052	54,000
特定福祉用具購入	(人/年)	612	567	636	636
住宅改修	(人/年)	541	272	561	561
特定施設入居者生活介護	(人/年)	5,484	5,865	6,384	7,368
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	1,188	1,023	1,224	1,248
夜間対応型訪問介護	(人/年)	0	0	0	0
地域密着型通所介護	(回/年)	108,187	91,522	110,569	112,686
認知症対応型通所介護	(回/年)	12,118	7,709	12,481	12,716
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	1,116	1,011	1,176	1,188
認知症対応型共同生活介護	(人/年)	3,780	3,760	3,852	4,116
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/年)	1,536	1,441	1,584	1,608
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/年)	1,356	1,356	1,800	1,800
看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	348	301	696	696
施設サービス					
介護老人福祉施設	(人/年)	11,136	11,223	11,136	11,136
介護老人保健施設	(人/年)	8,460	8,392	8,460	8,460
介護医療院	(人/年)	1,224	1,215	1,224	1,224
居宅介護支援	(人/年)	66,804	62,546	68,100	69,312

イ 介護予防サービス事業量の見込み

項目	単位	令和6年度		令和7年度	令和8年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	(回/年)	374	238	421	421
介護予防訪問看護	(回/年)	17,620	19,221	17,890	18,103
介護予防訪問リハビリテーション	(回/年)	28,992	24,800	29,453	29,894
介護予防居宅療養管理指導	(人/年)	1,308	1,392	1,332	1,344
介護予防通所リハビリテーション	(人/年)	5,208	4,447	5,292	5,364

項目	単位	令和6年度		令和7年度	令和8年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
介護予防短期入所生活介護	(日/年)	2,350	2,172	2,350	2,417
介護予防短期入所療養介護(老健)	(日/年)	176	122	176	176
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	(日/年)	65	0	65	65
介護予防福祉用具貸与	(人/年)	28,440	28,532	28,884	29,316
特定介護予防福祉用具購入	(人/年)	408	400	420	420
介護予防住宅改修	(人/年)	355	283	365	365
介護予防特定施設入居者生活介護	(人/年)	564	591	660	744
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	(回/年)	130	0	130	130
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/年)	192	56	192	204
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/年)	36	32	36	36
介護予防支援	(人/年)	32,628	32,623	33,144	33,624

(3) 施設整備計画

ア 老人福祉施設等の整備状況及び計画

区分		第8期末現在の整備実績		第9期計画
		施設数	定員(人)	整備数(定員)
介護老人福祉施設	松本市	10	765	△35
介護老人保健施設	松本市	9	686	0

イ 地域密着型サービスの整備状況及び計画

(単位：施設)

区分	令和5年度 までの 整備状況	第9期(R6～R8)					
		R6		R7		R8	
		整備箇所数	計	整備箇所数	計	整備箇所数	計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	0	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	47	-	-	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	7	-	-	-	-	-	-
小規模多機能型居宅介護	6	0	6	0	6	0	6
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	1	0	1	1	2
認知症対応型共同生活介護(※)	21	0	21	0	21	-	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	5	0	5	0	5	0	5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	0	4	0	4	2	6

※ 認知症対応型共同生活介護は、整備箇所数を計画せず、R8年度に18床の整備を予定

ウ 整備実績(第8期計画)

年度	区分	設置主体	名称	定員	設置圏域
R4	看護小規模多機能型居宅介護	エフビー介護サービス(株)	看護小規模多機能あったかほーむかまだ	29	中央西

2 介護保険事業

(1) 被保険者数及び要介護(要支援)認定者数

区 分	令和6年度		令和7年度	令和8年度
	計画値	実績値	計画値	計画値
第1号被保険者数(65歳以上)	67,268人	67,104人	67,336人	67,595人
第1号認定者数	13,077人	12,651人	13,306人	13,516人
第1号被保険者数に対する割合	19.4%	18.9%	19.8%	20.0%

(2) 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料

第9期(令和6年度～令和8年度)		
段階	料率	年額
第1段階	0.285	19,760円
第2段階	0.485	33,630円
第3段階	0.685	47,510円
第4段階	0.9	62,420円
第5段階	1.0	69,360円
第6段階	1.2	83,230円
第7段階	1.3	90,160円
第8段階	1.5	104,040円
第9段階	1.7	117,910円
第10段階	1.9	131,780円
第11段階	2.1	145,650円
第12段階	2.2	152,590円
第13段階	2.3	159,520円
第14段階	2.4	166,460円

(3) 給付費

項 目	令和6年度		令和7年度	令和8年度
	計画値	実績値	計画値	計画値
	円	円	円	円
総給付費(介護+予防)	20,938,439,000	19,989,406,360	21,723,144,000	22,275,647,000
高額介護サービス費	467,456,000	471,276,675	476,199,000	483,602,000
高額医療合算介護サービス費	61,946,000	56,105,799	63,015,000	63,994,000
特定入所者介護サービス費	471,940,000	359,484,039	480,167,000	487,631,000
審査支払手数料	20,922,000	20,825,364	21,283,000	21,614,000
合計	21,960,703,000	20,897,098,237	22,763,808,000	23,332,488,000

(4) 地域支援事業

ア 地域包括ケアシステムの推進

高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けられるよう、医療と介護、介護予防(フレイル予防)、生活支援サービスが包括的に提供できる取組みを、関係機関との連携や地域住

民の参画と協働により、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

イ 認知症施策の総合的な推進

認知症施策推進大綱の中間評価、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行を踏まえ、認知症になっても自分の意思が尊重され、希望をもって自分らしく日常生活を過ごせる「共生社会」に向けて施策を進めていきます。

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

65歳以上の高齢者を対象に介護予防事業を実施し、自立した生活が送れるよう支援します。

(5) 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、①保健師等、②社会福祉士、③主任介護支援専門員の3専門職を置き、質の高いサービスの提供を行っています。

名称	設置主体	担当地区	住所
松本市北部地域包括支援センター	松本市	岡田、本郷、四賀	岡田下岡田 39-2
松本市東部地域包括支援センター		第3、入山辺、里山辺	里山辺 910-1(うつくしの里内)
松本市中央地域包括支援センター		第1、第2、東部、中央、白板	本庄 2-10-21(慈泉会第3ビル内)
松本市中央北地域包括支援センター		城北、安原、城東	元町 3-7-1(ふくふくらいず内)
松本市中央南地域包括支援センター		庄内、中山	筑摩 2-31-1-1
松本市中央西地域包括支援センター		田川、鎌田	巾上 9-26
松本市南東部地域包括支援センター		寿、寿台、内田、松原	寿中 2-20-1(真寿園内)
松本市南部地域包括支援センター		松南、芳川	双葉 4-16(総合社会福祉センター内)
松本市南西部地域包括支援センター		神林、笹賀、今井	今井 4820-1(やまびこの里内)
松本市河西部地域包括支援センター		島内、島立	島内 4970-1(島内公民館内)
松本市河西部西地域包括支援センター		新村、和田、梓川	和田 4693-1
松本市西部地域包括支援センター		安曇、奈川、波田	波田 6908-1(波田保健福祉センター内)
<p>《主な業務内容》</p> <p>① 総合相談支援 高齢者の各種相談に幅広く対応し、訪問等により実態を把握し、必要なサービスにつなぎます。</p> <p>② 権利擁護 高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用促進などの権利擁護に取り組みます。</p>			

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域の多様な社会資源を活用しつつ、包括的かつ継続的なケアマネジメントが行われるよう支援します。

④ 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、介護予防ケアプランを作成し、要介護状態になることをできる限り防ぎます。

3 高齢者福祉事業

本市の65歳以上の高齢者人口は、66,989人で人口比28.7%です。(令和7年4月1日現在)

(1) 高齢者援護事業(施設入所)

区分	事業名	事業の概要	内容	予算額
市	老人福祉施設への入所	概ね65歳以上の自宅での養護が困難な方を受け入れています。	養護老人ホーム 200人	千円 452,470

(2) 高齢者の交通手段の確保

区分	事業名	事業の概要	内容	予算額
市	福祉100円バス助成事業	高齢者等の日常生活利便の向上、生きがい、健康づくりに向けた交通手段の確保、公共施設及び公共交通機関の利用促進を図るものです。令和5年10月のバス公設民営化に伴い運行委託料を交通部へ所管替をしました。	100円で市内のバス路線(観光路線除く)及び上高地線電車乗車可能(新島々以西のバス路線は、安曇、奈川地区の方のみ対象)	千円 100

(3) 高齢者の生きがい対策

区分	事業名	事業の概要	内容	予算額
国市	高齢者クラブ育成事業	単位高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会の活動に対する助成(30人未満クラブは市単独補助)をします。	R6年度の状況 101クラブ 3,563人	千円 3,640
国市	高齢者社会奉仕団活動助成事業	高齢者クラブ連合会の社会奉仕活動の促進を図ります。	友愛訪問に係る経費等を補助	千円 50
市	高年齢者就業機会確保事業(社団法人松本地域シルバー人材センター)	高齢者が培ってきた経験や技術、技能を生かし、補助的、短期的就業を通じて生きがいの充実や健康の増進を図ります。	S58.6.1 事業開始 H 3.9.1 波田町との広域化 H12.7.1 山形村の加入 R6.3.31 現在の会員数 1,492人	千円 19,980
市	高齢者学習事業(松本市プラチナ大学)	高齢者が集会及び教養の向上・レクリエーション・趣味の活用等自ら学習・実習を通じて生きがいを高めるとともに仲間づくりを図る目的で行います。	R6年度の状況 プラチナ大学入学者 80名 講座開講数 24講座	-
市	敬老の日行事	敬老の日を中心に行う敬老行事に助成及び記念品等の贈呈をします。 最高齢者顕彰事業に係る記念メダルの贈呈をします。	地区行事費補助 75歳以上 1人 700円 祝金 100歳 1人 30,000円 88歳 1人 10,000円 国、県、市最高齢者にメダルの贈呈	千円 51,250

区分	事業名	事業の概要	内容	予算額
市	高齢者福祉入浴事業	高齢者の健康増進と交流促進を図るため、入浴助成券を一人年間30枚交付します。令和7年度から目的にフレイル予防を追加し、利用施設を拡大し、自己負担額の見直しを行いました。	R6年度の状況 1人1回100円 年間30枚 延利用枚数 90,875枚 月平均 7,572枚	千円 35,220
国市	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	概ね60歳以上の家庭に閉じこもりがちな高齢者等に教室、講座、体育祭等の事業を通して生きがいと健康づくりを図るものです。	老人集いの家、町会公民館等の施設を利用し、スポーツ・レクリエーション活動、趣味・創作活動、教養講座等を実施	千円 1,410

(4) 在宅介護 24時間あんしん支援事業

区分	事業名	事業の概要	内容	予算額
市	緊急ショートステイ事業	介護者の急病などにより、一時的に在宅での生活が困難となった要介護高齢者を、養護老人ホームで短期間入所受入れします。	期間：概ね1週間以内 利用料：1日 1,450円 (食事代は別)	千円 140
市	介護110番事業	介護相談の専門電話です。 (休日・夜間は、留守番電話対応)	TEL：39-1165(サンキューイロウゴ)	千円 50
市	ナイトケア利用料金助成事業	デイサービス等の利用者が、引き続きその施設へ宿泊する場合に、利用料金の一部を助成します。	助成額：経費の7割を助成 (7,000円を上限) 助成回数：年24回 (月6回を限度)	千円 6,910
市	生活管理指導短期宿泊事業	一時的に在宅での生活が困難となった一人暮らしなどの高齢者を、養護老人ホームで短期間入所受入れします。	期間：概ね2週間以内 利用料：1日 400円 (食事代は別)	千円 13,190
市	高齢者住宅等整備事業	高齢者の自立支援、介護者の負担軽減のために行なう住宅改修について、経費の一部を助成します。	対象者：前年所得税非課税世帯 補助対象限度額：70万円 自己負担：補助対象額の1割 改修内容：手すりの設置、段差の解消、トイレの改修等	千円 6,300
市	高齢者訪問理美容料金助成事業	65歳以上で寝たきり等の高齢者が、自宅で訪問理美容を利用する場合に、料金の一部を助成します。	1枚1,000円の助成券を交付します。(年間18枚上限)	千円 950
市	寝台タクシー利用料金助成事業	要介護3・4・5と認定され、通常の車両への乗車が困難な市民税非課税の方に対し寝台タクシー利用料金の一部を助成します。	寝台タクシー料金の1/2 (4,000円上限)を助成する券を最大年6枚発行します。	千円 170
市	軽度生活援助事業	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯に、無料で生活援助員を派遣します。	回数：月1回 1時間以内 内容：草取り、家周りの手入れ等の軽作業	千円 1,850

(5) 要援護高齢者に対する事業

区分	事業名	事業の概要	内容	予算額
国・県・市	介護保険利用者負担軽減事業	生活保護受給者及び低所得者のうち市民税非課税世帯に属し、その他の要件を満たすサービス利用者に対して、利用料金負担を軽減します。	減免率：1/2、1/4、100/100 対象サービス 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、介護老人福祉施設 他	千円 補助 4,420 市単 4,820
市	緊急通報装置設置事業	ひとり暮らしの高齢者や重度身体障がい者等で、緊急時に対応が困難な方に対し、緊急通報や健康相談ができる「緊急通報装置」を貸し出すことにより、急病や災害時等に適切な救助活動を行います。	R6年度の状況 設置数 315世帯	千円 6,800
国・県・市	訪問給食サービス	四賀、安曇、奈川地区に住所を有し、65歳以上の高齢者及び障がい者のみの世帯を対象に、配食することで栄養改善を図るとともに見守りを行います。	最大週6回昼食を配食	千円 3,470
市	救急医療情報キット支給事業	救急隊員の的確・迅速な救急活動に役立てるよう、個人情報(既往歴、緊急連絡先等)を冷蔵庫内で保管するための専用容器を無料で支給するとともに、市でも個人情報を登録します。	支給対象者： ・松本市避難行動要支援者名簿に掲載されている者 ・独居又は日中独居、同居家族の疾病等の理由により、救急隊員が救急活動に必要な情報を把握することが困難になる可能性がある者	-
市	終活情報登録事業	終活に関する情報を市に登録しておき、万が一の際にあらかじめ指定した方に開示できるようにします。	原則 市内在住者	-
国・県・市	成年後見制度利用支援事業	親族等による法定後見開始の審判請求が期待できない高齢者について、市が申立てを行い、権利擁護を図ります。	対象者：身寄りのない認知症の高齢者等 事業内容：審判申立費用負担(裁判所手数料)、後見人に対する報酬助成	千円 2,000
市	地域見守りネットワーク事業	市と協定を結んだ事業者が、高齢者などの要支援者を地域の中で見守り活動を行い、何らかの異変を発見した場合は市へ通報し、市が安否確認を行います。	協力事業者(計37事業所) ・新聞販売店 17事業所 ・弁当宅配店 10事業所 ・乳製品販売業者 1事業所 ・コンビニエンスストア 1事業所(51店舗) ・生活協同組合 2事業所 ・スーパーストア 1事業所 ・医薬品卸業者 2事業所 ・介護事業所 1事業所 ・保険業 1事業所 ・郵便局 1事業所(40局)	-

国縣市	認知症施策推進事業	認知症の正しい理解を促進し、共生社会の実現に向けた施策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症思いやりパスブックの配布 ・思いやりあんしん加齢の登録 ・認知症初期集中支援チームの設置 ・認知症思いやり相談の開催 ・チームオレンジまつもと設置 ・まつもとミーティング開催支援 	千円 1,520
-----	-----------	------------------------------------	--	-------------

(6) 家庭介護支援事業

区分	事業名	事業の概要	内容	予算額
国縣市	家庭介護用品支給事業	介護用品(紙おむつ、尿取りパット等)の購入費用を助成し、介護している家族の経済的負担等の軽減を図ります。	対象者：市民税非課税世帯で要介護4・5の高齢者を在宅介護している介護者 助成額：年額48,000円以内	千円 9,340
国縣市	徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症の高齢者が徘徊して行方不明になった場合、早期発見できるシステムを活用し、居場所を家族に伝えて事故防止を図り、家族が安心して介護できる環境を整備します。	対象者：徘徊の恐れがある高齢者を在宅介護している介護者 利用料：1ヵ月 500円 (住民税非課税世帯 150円)	千円 1,000

4 老人福祉施設等

(1) 養護老人ホーム

種別	施設名	所在地	定員	松本市入所者	設置主体
養護老人ホーム	松風園	松本市大字入山辺1509-1	100	87	松本市
〃	温心寮	松本市波田6857	100	46	松塩安筑老人福祉施設組合(3市5村)

(2) 老人福祉センター

高齢者に対し健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供しています。

施設名	所存地	設置年月日	利用状況(R6実績)	管理費等(R7予算)	指定管理者
松本市プラチナセンター(南部老人福祉センター)	松本市双葉4番16号	S58年10月	10,912人	8,450千円	(福)松本市社会福祉協議会

(3) その他の施設

高齢者に対し生きがいと健康づくりのための場を提供し、高齢者福祉の向上を図っています。

種別	施設名	所在地
生きがい増進センター	奈川生きがい増進センターふれあいの家	松本市奈川1575番地4
屋内スポーツ施設	安曇島々屋内ゲートボール場	松本市安曇1028番地2
	奈川屋内スポーツ施設	松本市奈川1575番地4

5 市で設置している介護老人保健施設及び通所介護施設

(1) 介護老人保健施設

平成 29 年 4 月から指定管理制度委託料方式から利用料金制・独立採算方式へと移行し、特別会計を廃止

施設名	構造・面積	施設内容	指定管理者
松本市城山介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2 階建 延床約 4,570 m² ・鉄骨造 2 階建 延床約 1,300 m² (2 階は職員宿舎) 	介護保険施設として、一般入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションの各サービスを提供。 入所定数 119 名 通所定数 25 名	(一社) 松本市医師会

(2) 通所介護施設(老人デイサービスセンター)

通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供

施設名	構造・面積	施設内容	指定管理者
松本市島内デイサービスセンター	鉄筋コンクリート造平屋建 延床約 416 m ²	通所定員 一般 27 名	(福)敬老園
松本市島立デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 537 m ²	通所定員 一般 30 名	
松本市田川デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 404 m ²	通所定員 一般 30 名	
松本市芳川デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 575 m ²	通所定員 一般 30 名	
松本市東部デイサービスセンター	鉄骨造 2 階建 延床約 435 m ²	通所定員 一般 30 名	(福)松本市社会福祉協議会
松本市北部デイサービスセンター	鉄筋コンクリート造 3 階建 延床約 671 m ²	通所定員 一般 30 名 認知症 10 名	
松本市四賀デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 539 m ²	通所定員 一般 35 名	
松本市安曇デイサービスセンター	鉄骨造 2 階建 延床約 505 m ²	通所定員 一般 18 名	
松本市奈川デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 547 m ²	通所定員 一般 15 名	
松本市梓川デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 601 m ²	通所定員 一般 26 名 認知症 9 名	
松本市波田デイサービスセンター	鉄筋コンクリート造平屋建 延床約 697 m ²	通所定員 一般 35 名	

6 総合社会福祉センター

本市の福祉拠点の役割を担う総合施設として、十分にその機能が果たせるよう管理運営を行っています。

- (1) 設置主体 松本市
- (2) 管理運営 指定管理者制度により、松本市社会福祉協議会と管理運営に関する協定を締結
- (3) 敷 地 7,790.14 ㎡
- (4) 構造・規模 鉄筋コンクリート造5階建、延床面積4,529.91 ㎡
- (5) 設置年月 昭和58年10月

(6) 施設内容

- ア 心身障害者福祉センター
- イ 心身障害児通園施設しいのみ学園
- ウ おもちゃ図書館
- エ 松本圏域障害者相談支援センターぴあねっと・まつもと
- オ 松本地区保護司会
- カ 南部児童センター
- キ 松本市プラチナセンター(南部老人福祉センター)
- ク 南松本訪問看護ステーション
- ケ 南部地域包括支援センター
- コ ボランティアセンター
- サ 松本市社会福祉協議会(総務課、地域福祉課、生活福祉課、在宅福祉課、障害福祉課)
- シ 会議室その他

(7) 設備改修工事

昭和58年の開館以来30年以上が経過し、老朽化に伴う設備改修が必要になったため、平成29年度から令和元年度を工期とする排水・空調等配管の更新、電灯LED化及びトイレ洋式化等を実施しました。

7 生活保護

日本国憲法第25条「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づいて、生存権を保障するための制度で、最低限度の生活を保障するとともに、それらの人々の自立助長を図ることを目的とした制度です。

(1) 扶助別生活保護費の推移

年 度	総額		生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	介護扶助	施設事務費	その他扶助
	保護費	1人当たり月 平均保護費							
	千円	円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2	3,138,425	140,762	874,235	5,757	480,920	1,535,609	81,067	151,887	8,950

年 度	総額		生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	介護扶助	施設事務費	その他扶助
	保護費	1人当たり月 平均保護費							
3	2,963,921	134,601	835,422	4,996	461,573	1,418,205	74,176	163,606	5,943
4	3,008,542	133,074	854,564	4,975	469,685	1,426,793	64,187	178,753	9,585
5	2,920,550	135,738	835,843	4,687	466,359	1,366,436	63,820	175,205	8,200
6	3,010,395	148,091	762,477	4,102	442,728	1,557,244	59,693	174,440	9,711

(2) 扶助別生活保護人員の推移

年 度	保護実数（年度末）			保 護 延 人 員						
	世帯	人員	保護率	総数	生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	介護扶助	その他
	世帯	人	%	人	人	人	人	人	人	人
2	1,572	1,858	7.9	63,043	19,210	611	19,419	18,626	4,803	374
3	1,560	1,835	7.8	60,381	18,524	528	18,609	17,989	4,386	345
4	1,602	1,884	7.9	61,119	18,827	510	18,767	18,393	4,273	349
5	1,552	1,793	7.6	60,624	18,354	498	18,485	18,763	4,227	297
6	1,478	1,694	7.3	57,613	17,054	411	17,510	18,088	4,241	309

8 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前段階の生活困窮者に対して、自立に向けた包括的な支援を行います。

※令和5年度から市民相談課より事務移管

事業名	事業の概要	令和6年度実績
自立相談支援事業	相談者の課題を整理し、相談者とともに支援計画を策定したのち、関係機関と連携した伴走型の支援を実施します。 松本市社会福祉協議会へ業務委託	新規相談者数：580名 前年度からの継続相談者数：1,188名
住居確保給付金	離職等により住居を喪失または喪失するおそれのある困窮者の住居と求職機会を確保するため、家賃費用を有期で給付します。 また、離職等により世帯収入が著しく減少し住居を喪失または喪失するおそれのある困窮者の家計改善のため、転居費用を給付します。	支給者数：3名 支給月数：12月
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	孤独・孤立しやすい生活困窮者等が安心して過ごせる居場所確保等の事業を実施する団体等に対して補助金を交付します。	3団体 延べ参加者：3,356人
就労準備支援事業	離職期間の長期化などを理由に、直ちには一般就労ができない困窮者へ、就労に必要な	利用者数：15名

	基礎能力の習得を支援します。 労働協同組合ワーカーズコープながのへ業務委託	
シェルター事業	住居喪失者へ、緊急一時的に宿泊場所と食事を提供します。	利用者数：9名 利用泊数：35泊
家計改善支援事業	生活の再建や困窮状態の予防のために、家計管理能力の習得を支援します。 松本市社会福祉協議会へ業務委託	利用者数：30名
子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯を含む困窮世帯を訪問し、児童・生徒の学習支援や保護者からの養育相談に応じます。	利用者数：31名
地域居住支援事業	住まいに課題を抱える生活困窮者の安定した居住確保のため、入居までの一貫した居住支援のほか入居中の見守り等を行います。 NPO法人サポートセンターとまり木へ業務委託	相談者数：61名

9 障がい者福祉事業（健康福祉部関係予算分）

区分	事業名	事業の概要	内容	R7年度予算額 (千円)
国県市	相談支援事業	基幹相談支援センターに機能強化コーディネーターを配置し、主に事業者等からの総合的・専門的な相談に応じます。 また、5か所の総合相談支援センターが、障がい者やその家族からの相談に応じます。	障がい者基幹相談支援センター 障がい者総合相談支援センター ・障がい者相談支援センターあいほっと ・相談支援センターライフアシスト ・障害者相談支援センター中信 ・ケ・セラ社会福祉士事務所 ・ハートラインまつもと	58,400
国県市	自立支援医療（更生医療）給付事業	障がいを取り除いたり軽くしたりするための医療費を助成します。	R6年度実績 利用者数 271人	237,560
国県市	補装具交付及び修理	障がいを補うための義足、補聴器、車椅子等の交付修理費を助成します。	R6年度実績 交付 152件 修理 134件	32,250
国県市	日常生活用具給付貸付事業	重度の心身障がい者に対し、日常生活用具を給付、貸与することにより日常生活の便宜を図ります。	R6年度実績 給付件数 5,160件	60,600
国県市	障害者就労支援事業	就労生活支援ワーカーを配置し、障がい者の就労と生活の両面を支援しています。	一般社団法人ぴあねっとへ委託	5,060
国県市	手話通訳者設置事業	来庁される聴覚障がい者の利便や社会参加の促進を図るため、手話通訳者を設置します。	専任手話通訳者 2名配置（通年）	6,750

区分	事業名	事業の概要	内容	R7年度予算額 (千円)
国県市	手話通訳者要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚障がい者が官公庁、病院、学校等に一時的な所用が生じた時に通訳者や要約筆記者を派遣します。	R6年度実績 手話通訳者 1,119回 要約筆記奉仕員 160回	5,790
国 県	自立支援医療（精神通院公費負担）給付事業	精神の病気で通院する際にかかった医療費（薬剤費適用）の自己負担のうち90%を公費負担します。市では申請受付業務をしています。	障害者総合支援法の規定により国・県が1/2ずつ負担 受給者5,358名	0
県 市	心身障害児（者）タイムケア事業	個人、団体の登録介護者が障がい児者を一時的に預かり、介護者の負担を軽減します。	R6年度実績 利用者数 195人	4,240
市	障害児（者）施設訪問看護サービス事業	通所等の施設において、医療的ケアが必要な通所者のため、看護師等を配置した場合に、経費の一部を補助します。	R6年度実績 なし	250
市	身体障害者住宅整備事業	障がい者の日常生活の利便を図るための住宅の整備改修費用を助成します。	補助限度額70万円 補助率9/10 R6年度実績2件	1,400
市	心身障害児（者）通所通園等推進事業	心身障害児者施設に入通所している障がい児者の保護者に、帰省面会及び通所時の有料道路代や燃料代を助成します。	R6年度実績 6人	80
市	重度心身障害者（児）タクシー利用料金助成事業	歩行困難な重度心身障がい者の外出支援策として、一定の要件のもと、タクシー利用券を交付します。	年24枚（1枚700円） 対象者：身体障がい者（肢体、体幹、視覚、内部障がい）知的障がい者 人工透析者は年48枚	18,210
市	重度心身障害者（児）自動車燃料費助成事業	歩行困難な重度心身障がい者の外出支援策として、一定の要件のもと、自動車燃料費を助成します。	1カ月あたり1,400円を限度額として助成 年16,800円 対象者：肢体、体幹、視覚、知的、内部各障がい者	
市	心身障害者扶養共済掛金補助事業	障がい者の保護者が加入する年金制度で、低所得世帯が負担する掛金の一部を補助します。	R6年度実績 対象者数 5人	380
市	福祉自動車貸出事業	心身に障がいのある市民の外出を容易にするため、福祉自動車を無料で貸し出します。	松本市社会福祉協議会でリフト付き自動車の貸し出し	320
市	身体障害者補助犬助成事業	盲導犬、介助犬、聴導犬を使用している障がい者に、飼育管理費の負担軽減のため助成をします。	R6年度実績 2頭	110
市	福祉理美容料金助成事業	常時介護を必要とし外出の困難な1、2級の身体障がい者が、訪問理美容を受ける際の費用を一部助成します。	年6回以内 1回3,000円 R6年度実績 利用者数 14人	140
市	在宅強度行動障がい者等短期入所利用支援事業	強度行動障がい者の介護者、家族がまとまった休息をとれることを目指し、施設の受入体制を支援します。	1日3,900円 R6年度実績 利用者数 1人	300

区分	事業名	事業の概要	内容	R7年度予算額 (千円)
国県市	日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、当該障がい児・者家族の就労の支援、及び家族の日中の負担の軽減を図ります。	R6年度実績 利用者数 141人	56,380
市	強度行動障がい者住宅整備事業	強度行動障がい者を住宅で介護している家族の負担を軽減します。	補助限度額 90万円 補助率 9/10 R6年度実績 1件	900
市	強度行動障がいに対応するための施設改修事業	強度行動障がい者を受入れている施設職員負担を軽減し、受け入れ可能施設を増やすことにより、家族の休養を図ります。	限度額 200万円 R6年度実績 1件	2,000

10 障がい者（児）の状況

(1) 身体障がい者

身体障害者手帳交付者数の推移

(各年度末現在)

年度	視覚	内部	聴覚・言語・平衡	上下肢・体幹	合計
R4	584 人	3,596 人	727 人	4,591 人	9,498 人
	6.1 %	37.9 %	7.7 %	48.3 %	100.0 %
R5	575 人	3,492 人	702 人	4,275 人	9,044 人
	6.4 %	38.6 %	7.7 %	47.3 %	100.0 %
R6	569 人	3,437 人	689 人	4,124 人	8,819 人
	6.4 %	39.0 %	7.8 %	46.8 %	100.0 %

(2) 知的障がい者

療育手帳交付者数の推移

(各年度末現在)

年度	重度 (A1)	中度 (A2・B1)	軽度 (B2)	合計
R4	697 人	611 人	948 人	2,256 人
	30.9 %	27.1 %	42.0 %	100.0 %
R5	693 人	619 人	972 人	2,284 人
	30.3 %	27.1 %	42.6 %	100.0 %
R6	689 人	631 人	1,027 人	2,347 人
	29.3 %	26.9 %	43.8 %	100.0 %

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

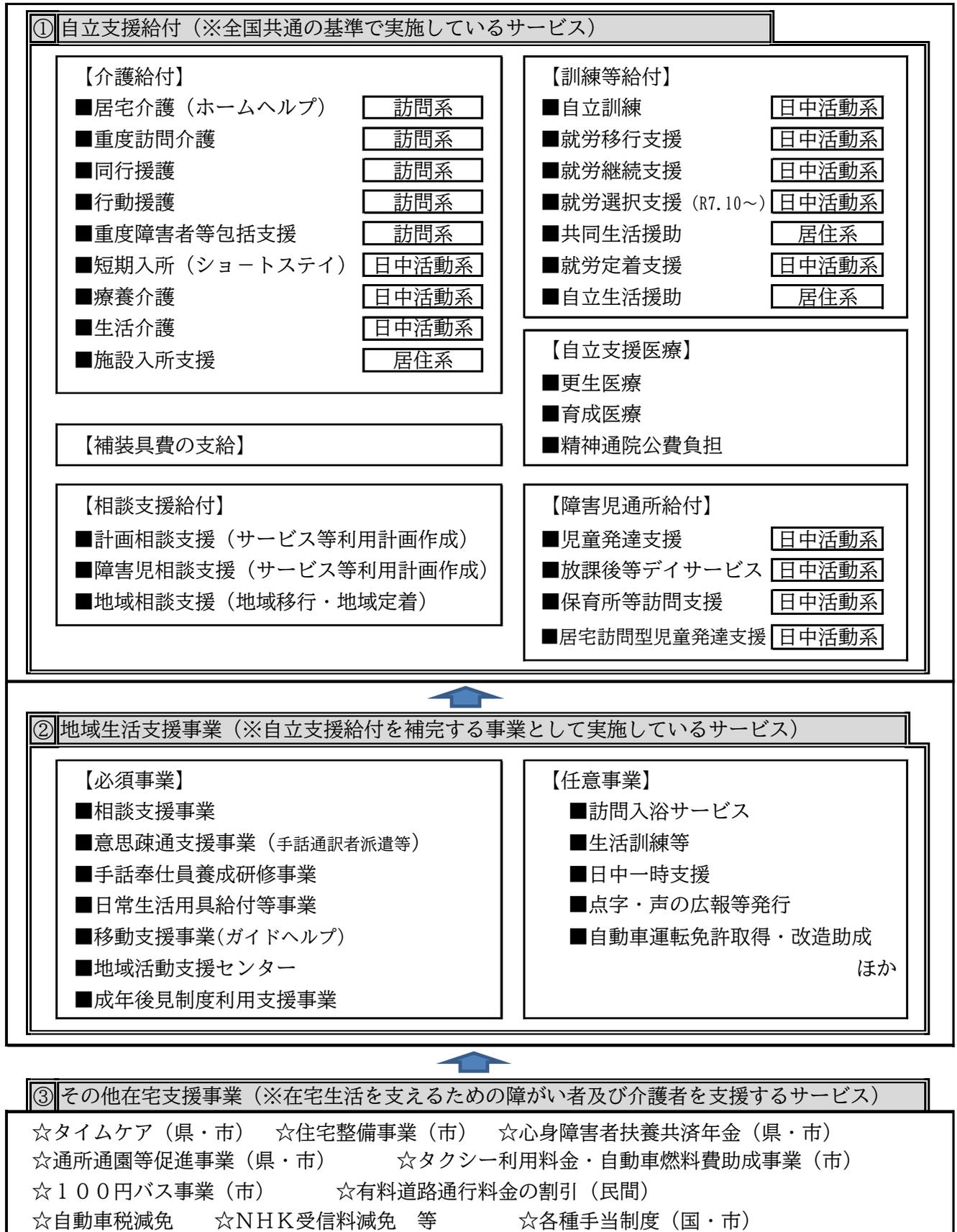
(各年度末現在)

年度	1 級	2 級	3 級	合計
R4	1,274 人	1,814 人	285 人	3,373 人
	37.8 %	53.8 %	8.4 %	100.0 %
R5	1,300 人	1,950 人	285 人	3,535 人
	36.8 %	55.2 %	8.0 %	100.0 %
R6	1,374 人	2,158 人	353 人	3,885 人
	35.4 %	55.5 %	9.1 %	100.0 %

※ (1)~(3)の障がい者数は 18 歳未満の児童を含む

11 障害福祉サービス

(1) 制度の概要



(2) 主なサービスの利用状況（令和6年度実績）

サービス形態	サービス種別	延利用者（人）	金額（千円）
介護給付サービス	居宅介護	5,734	448,662
	重度訪問介護	144	204,270
	行動援護	1,213	114,928
	重度障害者等包括支援	16	12,527
	同行援護	1,171	45,752
	短期入所	1,017	98,922
	療養介護	665	182,510
	生活介護	6,292	1,374,223
	施設入所支援	2,490	444,523
訓練等給付サービス	共同生活援助	4,006	713,528
	自立訓練	273	31,043
	自立生活援助	39	788
	就労移行支援	1,041	180,111
	就労継続支援A型	2,256	367,868
	就労継続支援B型	8,768	1,064,074
	就労定着支援	335	11,341
相談支援	計画相談支援	7,754	132,784
	地域移行支援	8	252
	地域定着支援	88	297

12 障がい者施設

障がい者の通所施設として、作業や生活訓練を通して社会参加や自立、生きがいを図るための支援をしています。

種別	施設名	所在地	定員	指定管理者
就労継続支援 B型施設	松本市希望の家	松本市双葉 4-16	20	(福) 松本市社会 福祉協議会
	松本市岡田希望の家	松本市岡田町 480-8	20	
	松本市南ふれあいホーム	松本双葉 4-8	20	
	松本市北ふれあいホーム	松本市沢村 1-14-26	20	
	松本市障がい者就労センター・はた	松本市波田 6908-1 松本市波田保健福祉センター内	20	
地域活動支援 センター	松本市心身障害者福祉センター	松本市双葉 4-16 松本市総合福祉センター内	20	

13 医療費助成制度（福祉医療）

区分	実施年月日	要件	R6 年度実績				備考
			受給者数	総額 (医療費)	財源内訳		
					県	市	
障がい者	県補助	H15.7.1- <ul style="list-style-type: none"> ・身障1・2級の者 (特別障害者手当準拠) ・身障3級の者 (本人：所得税非課税、扶養義務者等：特別障害者手当準拠) ・療育手帳A1・A2・B1の者(特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳1級の者の通院 (特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳2級の者の通院 (本人：所得税非課税、扶養義務者等：特別障害者手当準拠) 	(人) 7,680	(千円) 583,298	(千円) 292,574	(千円) 290,724	助成の歩み (H15年度から) ・自動給付方式 ・所得制限の導入 ・受給者負担金の導入 (H17年度から) ・入院時食事療養費標準負担額の1/2の助成 (H18年度から) ・所得制限の一部廃止 (H21年度から) ・受給者負担金の引き上げ(300円→500円) (H22年度から) ・精神障害者保健福祉手帳2級 (自立支援医療指定医療機関通院の助成) (H25年度から) ・精神障害者保健福祉手帳2級 通院全体に拡大
	市単独	H18.8.1- <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の身障1・2級の者 (所得制限なし) ・上記以外の療育手帳A1の者 (所得制限なし) ・上記以外の精神障害者保健福祉手帳1級の者の通院 (所得制限なし) ・上記以外の身障3・4級の者 (特別障害者手当準拠) ・上記以外の精神障害者保健福祉手帳2級の者の通院 (特別障害者手当準拠) ・特児1・2級の者 (特別障害者手当準拠) 	2,235	248,727	-	248,727	

※ 20歳以上の実績（20歳未満は、こども福祉課）

14 見舞金支給事業

事業名	実施年月日	要件	支給額	受給者数
特定疾患患者見舞金支給事業	S48.4.1	1. 特定疾患県要綱に基づく受給者証の交付を受けている者または、市要綱に定めた疾患の者 2. 本市に1年以上住所を有する者	年間 12,000円	R6年度実績 1,801人

15 手当等の概要

区 分 (実施年月)		支 給 額	支 給 要 件	支給制限	受給者数 R6 年度実績 (人)
国 の 制 度	特別障害者手当 (S39.9)	月額 29,590 円	20 歳以上であって、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者	所得制限あり 併給制限なし	296
	福祉手当 (経過措置) (S61.4)	月額 16,100 円	昭和 61 年 3 月 31 日において 20 歳以上の福祉手当受給者であって、昭和 61 年 4 月 1 日において、障害基礎年金又は特別障害者手当の支給を受けることのできない者	所得制限あり 併給制限あり	0
市 の 制 度	心身障害者福祉 手当 (S42.4)	年額 33,000 円	20 歳以上の在宅者 身障 1 級、療育 A1・A2、 精神保健福祉 1、2 級	所得制限あり 特別障害者手 当等併給制限 あり	4,421
	外国人高齢者 特別給付金 (H7.4)	月額 10,000 円	大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた者 永住者又は特別永住者 厚生年金その他の年金を受給していない者	生活保護受給 者期間 社会福祉施設 入所期間 所得制限有り	1
	高齢者介護手当 (H14.4)	年額 60,000 円	重度の要介護高齢者 (65 歳以上の要介護 3~5) を家庭で 180 日以上同居して介護している者	な し	1,179
年額 30,000 円		重度の要介護高齢者 (65 歳以上の要介護 3~5) が死亡した場合で、家庭で 90 日以上 180 日未満同居して介護していた者			

16 国民健康保険事業

(1) 概要

- ・ 事業開始 昭和 29 年 4 月 1 日
- ・ 被保険者世帯数 27,526 世帯 (令和 7 年 3 月 31 日現在)
- ・ 被保険者数 40,287 人 (令和 7 年 3 月 31 日現在)
- ・ 加入割合 世帯 25.0% 人口 17.3%
- ・ 一部負担金の割合
 - 義務教育就学前 2 割
 - 義務教育就学後~70 歳未満 3 割
 - 70 歳以上 75 歳未満 3 割 (現役並み所得者)
 - 2 割 (現役並み所得者以外の方)
- ・ その他の保険給付
 - 出産育児一時金 500,000 円
(産科医療補償制度対象外出産の場合は 488,000 円)
 - 葬祭費 50,000 円

結核精神給付金

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2
又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
第 1 条第 3 号に規定する医療を受けたとき

- ・ 保険税、料の別 保険税
- ・ 普通徴収納期回数 9 回 ・ 特別徴収納回数 6 回

(2) 保険税賦課状況

区 分			R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
賦課割合	所得割	医療給付費分	68.5%	69.0%	67.4%	67.9%	68.6%
		後期高齢者支援金分	68.7%	69.2%	69.4%	70.3%	71.3%
		介護給付金分	67.4%	67.9%	67.1%	68.5%	69.5%
	均等割	医療給付費分	18.3%	17.9%	19.1%	18.7%	18.2%
		後期高齢者支援金分	18.6%	18.2%	18.0%	17.4%	16.7%
		介護給付金分	17.4%	17.0%	17.1%	16.6%	16.1%
	平等割	医療給付費分	13.2%	13.1%	13.5%	13.4%	13.2%
		後期高齢者支援金分	12.7%	12.6%	12.6%	12.3%	12.0%
		介護給付金分	15.3%	15.1%	15.2%	14.9%	14.4%
税率	所得割	医療給付費分	9.1/100	9.1/100	8.1/100	8.1/100	8.1/100
		後期高齢者支援金分	3.2/100	3.2/100	3.2/100	3.2/100	3.2/100
		介護給付金分	2.6/100	2.6/100	2.6/100	2.6/100	2.6/100
	均等割 (1人当たり)	医療給付費分	18,800 円				
		後期高齢者支援金分	6,500 円				
		介護給付金分	6,400 円				
	平等割 (1世帯当たり)	医療給付費分	22,700 円	22,700 円	21,700 円	21,700 円	21,700 円
		後期高齢者支援金分	7,400 円				
		介護給付金分	6,700 円				
1世帯 当たり	最 高	医療給付費分	630,000 円	630,000 円	650,000 円	650,000 円	650,000 円
		後期高齢者支援金分	190,000 円	190,000 円	200,000 円	220,000 円	240,000 円
		介護給付金分	170,000 円				
	平 均	医療給付費分	99,825 円	99,242 円	89,053 円	90,072 円	90,789 円
		後期高齢者支援金分	33,957 円	33,742 円	32,646 円	33,464 円	34,149 円
		介護給付金分	26,571 円	26,461 円	25,565 円	26,157 円	26,757 円
1人 当たり	平 均	医療給付費分	63,830 円	64,370 円	58,594 円	60,162 円	61,463 円
		後期高齢者支援金分	21,713 円	21,886 円	21,480 円	22,352 円	23,119 円
		介護給付金分	22,672 円	22,697 円	22,031 円	22,658 円	23,243 円

(3) 保険税収納率

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計	78.37%	80.22%	80.26%	82.06%	84.08%
現年度分	93.81%	94.01%	94.01%	94.03%	94.78%
滞納繰越分	19.23%	20.15%	20.73%	22.34%	27.69%

(4) 保健事業

ア 特定健康診査及び特定保健指導

- (ア) 対象者 今年度 40 歳から 75 歳未満の被保険者
今年度 30 歳から 39 歳になる被保険者(市単独事業)

(イ) 内容

・特定健診の検査項目

(法定項目)

問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査（尿糖、尿蛋白）、脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）、肝機能検査（AST、ALT、γ-GTP）、血糖検査（血糖値、ヘモグロビンA1c）

(市独自追加項目)

心電図、血液検査（貧血検査、空腹時血糖、尿酸、クレアチニン、eGFR、白血球、血小板）、尿検査（尿潜血）

・特定保健指導

特定健診や人間ドックの結果から対象者を選定し、生活習慣病の予防に重点を置いた個別の保健指導を実施し、健康的な生活を送ることが出来るよう支援します。

(ウ) 令和6年度実績（速報値）

	対象者数	受診者数	実施率
特定健康診査	29,831人	12,683人	42.5%

	区分	対象者数	発生率	実施数 (初回面接 利用者数)	実施率 (初回面接 利用率)
特定保健指導	動機付け支援	776人	6.1%	451人	58.1%
	積極的支援	252人	2.0%	130人	51.6%

(エ) 第4期国民健康保険特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）の目標値

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定健康診査	47%	51%	56%	60%	60%	60%以上
特定保健指導	48%	52%	56%	60%	60%	60%以上

イ 人間ドック受診補助

(ア) 対象者 今年度35歳から75歳未満の被保険者

(イ) 助成額

・人間ドック 日帰り 15,000円 1泊2日 20,000円

・脳ドック 人間ドックの追加検査として行う脳ドック又は簡易脳ドック 10,000円
血液検査等の基本検査を含む脳ドック 15,000円

ウ データヘルス計画推進事業

被保険者の健康の保持増進等を目的として、保険者が策定したデータヘルス計画を基に、特定健診や医療データ等を活用した効果的・効率的な保健事業を実施します。

令和6年3月に、第3期計画（令和6年度から令和11年度まで）を策定しました。

(ア) 生活習慣病未治療者に対する受診勧奨

特定健診結果を基に、生活習慣病に関わる検査項目が基準値以上で未受診の方に対して、受診勧奨を行います。（令和6年度実績：681人）

(イ) 糖尿病性腎症重症化予防

健診等の結果から、糖尿病で腎機能低下のおそれがあるハイリスク者を抽出し、保健師・管理栄養士・薬剤師等の医療専門職が、医療機関と連携した保健指導・自己管理の支援を行います。（令和6年度実績：14人）

(ウ) 糖尿病治療中断者への受診勧奨

糖尿病と診断され、継続してする必要があるにもかかわらず治療を中断している方に受診勧奨を行います。（令和6年度実績：21人）

(エ) 多剤投与通知事業

一定の基準に該当する方に服薬情報を送付し、かかりつけ医・薬剤師への相談を促します。（令和6年度実績：434人）

エ 後発医薬品利用差額通知

平成25年度から生活習慣病や慢性疾患への効果を持つ医薬品を対象に、処方された先発医薬品と後発医薬品との利用差額通知を実施しています。被保険者に後発医薬品を使用した場合の自己負担額の減額効果を通知することで、負担軽減に役立てるとともに保険給付費の縮減による医療費の適正化を図っています。（令和6年度実績：発送件数 1,060件）

17 後期高齢者医療制度

(1) 概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象とする医療制度です。都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が主体となって市町村と事務分担しながら運営を行います。

- ・ 事業開始 平成20年4月1日
- ・ 被保険者数 39,975人(令和7年3月31日現在)
- ・ 一部負担金の割合 現役並み所得者 3割
一定以上所得者 2割(令和4年10月から)
一般 1割
- ・ その他の保険給付 葬祭費 50,000円
- ・ 保険税・料の別 保険料
- ・ 普通徴収納期回数 9回 特別徴収収納回数 6回

(2) 保健事業

ア 後期高齢者健康診査

(ア) 対象者 松本市に住民登録している長野県後期高齢者医療被保険者

(イ) 検査項目

(法定項目)

問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査（尿糖、尿蛋白）、脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）、肝機能検査（AST、ALT、 γ -GTP）、血糖検査（血糖値、ヘモグロビンA1c）

(市独自追加項目)

心電図、血液検査（貧血検査、空腹時血糖、尿酸、クレアチニン、eGFR、白血球、血小板）、尿検査（尿潜血）

(ウ) 令和6年度実績（速報値）

健康診査	対象者数	受診者数	実施率
	37,175人	15,976人	43.0%

イ 人間ドック受診補助

(ア) 松本市に住民登録している長野県後期高齢者医療被保険者

(イ) 助成額

- ・人間ドック 日帰り 15,000円 1泊2日 20,000円
- ・脳ドック 血液検査等の基本検査を含む脳ドック 15,000円

ウ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、75歳以上の後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合から委託を受け、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。

(ア) 医療・介護のレセプト及び健診データから、健康課題の把握・検討を実施

(イ) 後期高齢者健診やレセプトからハイリスク者を抽出、保健指導を実施し、必要に応じて医療・介護等のサービスへ接続

(ウ) 三師会等関係団体と連携し、医療専門職が住民主体の高齢者の集いである通いの場へ出向き、フレイルチェック、保健指導、個別相談等を実施

(エ) 事業参加者の記録管理とフォローを実施

18 松本市小児科・内科夜間急病センター

市民が安心して医療を受けることができる初期救急医療体制の整備及び子育て支援の充実を図るとともに、二次救急病院の負担を軽減し、本来の二次救急医療に専念できる体制の整備を図ることを目的として開設し、松本市医師会を始めとする関係機関の協力の下、運営しています。

(1) 施設の概要

区分	内容
住所	松本市城西 2-5-22
開設年月日	平成17年4月1日
開設者	松本市長
管理者	松本市医師会長
診療科目	小児科・内科
診療日	365日（年中無休）
診療時間	午後7時～午後10時

職員体制	医師 2 (小児科・内科各 1) 薬剤師 1 看護師 2 医療事務 2 事務員 1 合計 8 名
主な設備	血圧計・聴診器・耳鏡・滅菌器・ネブライザー・吸引器・多項目血球計算装置・心電図・超音波装置・X線透視装置・遠心器・酸素発生装置・パルスオキシメーター・除細動器・気管内挿管器具 他

(2) 令和 6 年度利用人員

診療科目	利用者数	構成比	1日平均数
小児科 (0~15 歳)	2,620 人	54.1%	7.2 人
内科 (16 歳以上)	2,226 人	45.9%	6.1 人
合計	4,846 人 (男 2,458 人・女 2,388 人)	100%	13.3 人

19 診療所管理運営

地区住民が安心して医療を受けることができる地域医療体制を確保するため、安曇及び奈川地区において診療所を運営しています。

(1) 各診療所の概要

区分	大野川診療所	沢渡診療所	稲核診療所	島々診療所	奈川診療所
設置年月日	平成 28 年 4 月 1 日	昭和 61 年 6 月 1 日	昭和 24 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日	令和 5 年 4 月 1 日
診療科目	内科・歯科	内科	内科	内科・歯科	内科・外科 歯科
診療日及び診療時間	(内科) 月 13:30~15:30 水・金 9:00~11:30 (歯科) 月 9:00~16:00 水 9:00~12:00 金 9:00~16:30	水 14:30~15:30	月 9:00~11:00 金 14:00~15:30	(内科) 火 9:00~12:00 木 9:00~15:30 (歯科) 火・木 9:00~16:30	(内科) 月・火・金 9:00~11:30 木 9:30~11:30 (外科) 第 2 水曜日のみ 10:00~12:00 (歯科) 月 9:00~16:00 火・木 9:00~16:30
職員体制	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 (松本市立病院医師) 市立病院医師 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 事務員

(2) 令和6年度利用人員

区 分	大野川診療所		沢 渡 診療所	稲 核 診療所	島々診療所		奈川診療所	
	内科	歯科			内科	歯科	内・外科	歯科
利用者数	1,218	664	135	344	1,329	373	2,042	531
1日平均数	8.6	5.2	2.9	3.8	13.6	3.9	10.3	3.8
診療日数	141	127	47	90	98	96	199	139

20 救急医療

松本市医師会・歯科医師会及び薬剤師会の協力体制のもと、1年365日平日・休日夜間及び休日昼間、市民が安心して安全に医療を受けることができるよう、初期救急として在宅当番医体制と、二次救急として病院群輪番制を実施しています。(松本広域圏10病院、うち市内7病院)

○休日及び夜間における救急医療体制(令和6年度)

(1) 松本市医師会

(単位:千円)

区分	実 施 内 容			事業費	
初期 救急 医療	休日(75日)	昼間	各科7~8院	2,800	14,866 (委託料)
		夜間	内科・外科・小児科各1~3院		
	平日(290日)	夜間	内科・外科・小児科各1~3院	8,216	
	土曜(50日)	午後	内科・外科・小児科各1~2院	700	
	看護師手当助成			3,150	
区分	実 施 内 容			事業費	
二次 救急 医療	休日(75日)	昼間	内科・外科・小児科各1~3院	10,899	95,012 (補助金)
		夜間	内科・外科・小児科各1~3院	11,678	
	平日(290日)	夜間	内科・外科・小児科各1~3院	47,655	
	土曜(50日)	午後	内科・外科・小児科各1~2院	5,695	
	空床確保(7院)			2,380	
	他科待機(耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科各1院)			2,847	
	安曇野市分			13,858	
(小 計)				109,878	
医師損害賠償責任保険				806	
(合 計)				110,684	

(2) 松本市歯科医師会

(単位:千円)

実 施 内 容	事業費(補助金)	
休日緊急歯科診療 休日昼間(歯科医師会館76日)	2,128	3,741
口腔衛生センター歯科衛生指導	1,613	

(3) 松本薬剤師会 (単位:千円)

実施内容	事業費(補助金)	
休日当番薬局(休日75日)	665	1,050
夜間当番薬局(平日夜間290日)	385	

(4) 子育て支援講座

夜間急病センターの看護師が出前講座の講師となって、「子どもが急病になったときの対応法」や「上手な病院のかかり方」等、日常的な乳幼児の初期医療に関して説明し周知啓発を図っています。令和6年度は市内地区単位、幼稚園などで2回実施しました。

21 災害医療

(1) 目的

地震等の大規模災害発生時に、保健・医療・福祉に係る諸団体が、効率的に連携を図りながら、迅速・円滑な医療救護活動を実施するための体制の充実を図ります。

(2) 医療救護訓練

令和6年度の訓練は、台風の接近により中止としました。今年度以降の訓練では、以下の事項に重点を置き、訓練を実施します。

ア 「松本市災害時医療救護活動マニュアル」に基づく訓練を実施し、マニュアルの実効性を検証
 イ 松本市保健医療調整本部の設置・運営訓練及びE M I S (広域災害救急医療情報システム)やアンケートフォームによる情報連携訓練

ウ D M A T (災害派遣医療チーム)活動拠点本部など外部団体とのWeb会議による情報連携訓練

エ 行政区域を超えた災害対応を想定した、3市5村松本広域災害医療コーディネートチームとの共同訓練

オ 住民等を傷病者役に見立て、トリアージ訓練を実施する医療救護所の開設。他の医療救護所では、救護所出務者による開設及び運営訓練を実施

カ 本部及び救護所ではアクションカードを使用し、実効性を検証

(3) 地震等の大規模災害発生時における医療救護所設置場所一覧 (令和7年4月1日現在)

	救護所設置場所	所在地 電話番号		救護所設置場所	所在地 電話番号
1	まつもと市民芸術館	深志 3-10-1 33-3800	13	菅野中学校	笹賀 3475 58-2056
2	清水中学校	清水 2-7-12 32-2078	14	筑摩野中学校	村井町北 2-11-1 58-2071
3	Mウイング・松本 商工会館	中央 1-18-1 32-1132 (Mウイング)	15	明善小学校	寿豊丘 813-7 58-3244
4	開智小学校	開智 2-4-51 32-0006	16	山辺中学校	里山辺 3326 32-0267
5	旭町中学校	旭 3-7-1 32-2048	17	今井小学校	今井 1616 59-2003
6	田川小学校	渚 1-5-34 26-1377	18	女鳥羽中学校	原 1085-2 46-0285
7	鎌田中学校	鎌田 2-3-56 25-1088	19	四賀の里クリニック	会田 1535-1 64-2027

8	信明中学校	石芝 3-3-20 25-3848	20	安曇小・中学校	安曇 964 94-2234
9	並柳小学校	並柳 4-9-1 29-0869	21	奈川文化センター 夢の森	奈川 3301 79-2121 (奈川支所)
10	松島中学校	島内 3986 40-1367	22	梓川中学校	梓川梓 800-2 78-2024
11	中山小学校	中山 3517 58-5823	23	波田中学校	波田 10145-1 92-2034
12	高綱中学校	島立 4416 47-3929	各救護所には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、事務職員が配置されます。		

22 松本大北地域出産・子育て安心ネットワーク

(1) 目的

産婦人科医不足による分娩医療機関の負担軽減を図り、安心・安全に出産ができる産科医療体制を確保するため、松本地域では、平成 20 年から松本保健福祉事務所、松本医療圏構成市村、医療団体及び医療機関が連携して、「松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会」を設立しました。

令和 3 年度からは大北地域が協議会に加入し「松本大北地域出産・子育て安心ネットワーク協議会」として、両地域において妊婦が安心して出産できる環境を構築しています。

(2) 事業内容

- ア 分娩医療機関(6 施設)と健診協力医療機関(15 施設)の役割分担と連携体制の構築
- イ 両医療機関で利用する共通診療ノートの作成及び配布
- ウ 連携強化病院従事医師への研究奨励金の支給
- エ 住民への広報活動

(3) 成果

- ア 共通診療ノートの活用等によって、妊娠初期から分娩医療機関を利用する妊婦は減少し、医療機関の役割分担の推進と分娩従事医師等の負担軽減が図られています。
- イ 引き続き、安心して出産・子育てができる医療体制の確保を推進していきます。

23 予防接種

(1) 予防接種の推進

- ア 平成 25 年 4 月から「おたふくかぜ」ワクチンの費用の一部補助を実施しています。
- イ 平成 26 年 10 月から「水痘」ワクチンと「高齢者肺炎球菌」ワクチンの接種事業を定期接種として実施しています。
- ウ 平成 28 年 10 月から「B型肝炎」ワクチンの接種事業を定期接種として実施しています。
- エ 平成 31 年 4 月から「風しん」の排除を目的とした 6 年間の時限措置として、定期接種を受ける機会のなかった男性を対象に、無料で抗体検査を実施し、抗体が基準以下の男性には定期接種として原則麻しん風しん混合ワクチンの接種を実施し、令和 6 年度末で終了しました。
- オ 令和 2 年 10 月から「ロタウイルス感染症」ワクチンの接種事業を定期接種として実施しています。
- カ 令和 2 年 10 月から「こどものインフルエンザ」ワクチン費用の助成を実施しています。

- キ 令和4年4月から「ヒトパピローマウイルス感染症」ワクチンの積極的勧奨を再開し、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した世代の女性に対して、公平な接種機会を確保する観点から、3年間の時限措置として定期接種を行うキャッチアップ接種を実施しました。ワクチンの供給不足があったことから、条件付きで令和7年度末まで、さらに時限措置が延長されています。
- ク 令和5年4月から「带状疱疹」ワクチン費用の一部補助を実施しています。
- ケ 令和6年度から「五種混合」、「新型コロナウイルス」ワクチンの接種事業を定期接種として実施しています。
- コ 令和7年度から「带状疱疹」ワクチンの接種事業を定期接種として実施しています。

24 保健衛生

(1) 松本市健康増進総合計画の推進

ア 目的

「誰もが健康を実感できるまち」の実現を目指し、「健康をつくる」と「健康を守る」を融合させた健康施策を展開し、健康寿命の延伸と健康格差の是正を推進します。

イ 主要推進事業

(ア) がん検診の推進

受診率向上のため、特定健診等と同封の個別通知による受診勧奨、また、国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に基づき、21歳の市民に子宮頸がん検診、41歳の市民に乳がんマンモグラフィ検診、更に市独自で60歳の市民に肺がんCT検診、40歳の市民に大腸がん検診、35歳の女性に乳がん超音波検診の無料クーポンを送付します。

また、令和6年度からは口腔がん検診を開始しました。口腔がんは進行した状態で治療を始めた場合、外科治療後のQOLが大きく損なわれることから、松本市歯科医師会と連携し、早期発見・早期治療を推進します。

(イ) 生活習慣病予防対策

a 食育の推進

(a) 令和4年度に策定した「第4期松本市食育推進計画」に基づき、各部局や関係団体と連携し、推進します。

(b) 「あなたの生活にプラスワン」をキャッチフレーズとして、市民一人ひとりが自主的に豊かな食習慣を育める取組みを提案します。

(c) 引き続き「おいしく食べよう具だくさんみそ汁」及び「よくかむ30かみかみ運動～飲み込む前にあと5回～」を重点取り組みとし、「1日2食は3皿食べよう～1・2・3でバランスごはん～」を推進します。

(d) 地域での体験講座やICTを活用した情報提供を通じ、より実践につなげやすい食育を展開します。

b 特定健康診査及び特定保健指導

国民健康保険加入者を対象に特定健康診査とその結果を踏まえた特定保健指導を、また、後期高齢者医療加入者を対象に後期高齢者健診を行います。特定健診の結果から、特定保健指導の対象者を選定し、生活習慣病の予防に重点をおいた個別の保健指導を実施し、健康的な生活を送ることができるように支援します。

c 受動喫煙防止推進事業

(a) 受動喫煙防止に向けた環境整備

松本市受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙を生じさせない環境整備を進めます。

(b) 未成年にはじめの1本を吸わせない取組み

未来を担う子どもたちを受動喫煙の被害から守るために、未成年者への喫煙防止啓発や子育て世代への正しい知識の普及に取り組みます。

(c) 禁煙成功に導くための医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携強化

(ウ) 母子保健事業の推進

子どもを持ちたいと願う夫婦の経済的負担軽減のため、不妊治療及び不育症治療費の助成事業を実施しています。また、安心して出産、育児ができるよう、妊産婦健診及び新生児聴覚検査の助成、産後ケア事業、母乳・育児相談、新生児訪問、乳幼児健診、育児学級、相談等を実施し、育児に不安を持つ親の支援をします。

妊婦支援給付金の給付（子ども・子育て支援法の給付で妊婦を対象に妊娠時と出産後にそれぞれ5万円を給付）と組み合わせ、地区担当保健師を中心に妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を実施します。さらに、子育てを包括的に支援するため、母子保健コーディネーターを配置し、地区担当保健師や庁内外関係機関と連携するとともに、こども家庭センターにおける母子保健機能の役割を担い、児童福祉と連携し、多様化する子育て家庭のニーズに応える取組みを行います。

(エ) 保健センターの運営

市民の健康保持・増進を図るため、地域住民に密着した健康診査、健康教育、健康相談を行うとともに、住民の自主参加による保健活動の場として広く活用し、総合的な健康づくりの拠点としています。更に、地区担当保健師は、地区を拠点とした保健活動の取組みを実施しています。

(オ) フレイル予防の推進

a 体力づくりサポーター育成と自主運動サークル立ち上げ支援

住民一人ひとりがフレイル予防に努め、主体的にフレイル予防に取り組めるよう地区住民の自主活動を支える人材「体力づくりサポーター」の育成と「いきいき百歳体操」を週1回実施する自主サークルの立ち上げを支援します。

b フレイル予防の周知啓発と保健指導

通いの場において、フレイル予防の講座を実施します。フレイル該当者には、受診勧奨や生活指導を実施するなどのフォローを行うとともに、よりハイリスクの方へは個別指導を行います。併せて、通いの場等に限らずSNS等も活用し、フレイル認知度向上につながる啓発を行っています。

c フレイル対策の医療連携体制整備とフレイル該当者の把握強化

令和4年度に設置したフレイル予防推進協議会において、松本市におけるフレイルの対策及び医療連携の在り方について協議します。

また、令和5年度から、市内の75歳以上の一人暮らし高齢者(介護保険未認定者)を対象に「電力データを用いたフレイル予防サービス」を実施し、フレイルの早期発見・予防に努めています。

令和7年度からは、フレイル該当者の把握を強化するため、後期高齢者健診を活用しフレイル該当者を抽出し、個別の状況に応じた保健指導をかかりつけ医が行う取組みを開始しています。

(2) 自殺予防対策事業

令和4年度に策定した「第3期松本市自殺予防対策推進計画」に基づき、松本市自殺予防対策推進協議会を中心に予防対策を包括的に推進します。さらに、自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」を中心に、市民の相談に対応するとともに、自殺率の高い子どもや若者・働き盛り世代に、相談窓口の周知及び相談を促すため、ICTを活用した、検索連動型広告を導入し、相談支援先の情報を積極的に届けるよう支援します。

また、小中学生を対象に、困った時にSOSが出せるための知識を身に付ける講座を実施します。大学等へは、相談窓口の二次元コードが入ったステッカーを配布します。

(3) 三献運動の推進

ア 献血・献眼・献腎の三献思想の高揚を図り、市民の理解と協力を得て運動を一層推進するため、平成9年3月13日に「三献運動推進都市宣言」をしました。

イ 推進組織により、推進市民大会や街頭啓発活動など幅広い市民運動を展開しています。

ウ 臓器提供意思表示カード付きリーフレットや啓発用ポケットティッシュの配布をします。

(4) 令和7年度保健事業計画

	種別	対象	実施内容	場所等
母	母子健康手帳交付	妊婦	妊娠届出者に、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を記録する母子健康手帳を交付 同時に面談を実施し、子育て応援プラン作成	健康づくり課 各保健センター
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	妊婦	住民税非課税世帯等の妊婦に対し、初回の産科受診料費用を助成	健康づくり課
	妊婦一般健康診査	妊婦	基本健診14回、血液検査、子宮頸がん検診等の追加検査5回と超音波検査4回を公費負担	委託医療機関
	妊婦歯科検診	妊婦	問診、歯・歯肉の検査、検診結果の説明、ブラッシング指導	指定医療機関
	妊産婦相談・家庭訪問	妊産婦	初産婦及び高年・若年・外国人等ハイリスク妊産婦に対する保健指導と育児支援	随時
	受動喫煙防止啓発	妊婦	マタニティタグ配布	健康づくり課 各保健センター
子	新生児聴覚検査	新生児	聴覚検査（自動ABR、OAE）	委託医療機関
	新生児訪問・新生児相談	新生児と産婦	育児相談、身体測定、発達観察	対象者自宅 各保健センター
	妊婦支援給付金(出産・子育て応援給付金)事業	妊婦および出生児の養育者	妊娠届出時の面談後、申請により5万円給付 新生児訪問・新生児相談の面談後、申請により5万円給付	健康づくり課
	産婦健康診査	出産後1か月の産婦 必要時2週間の産婦	問診、診察、体重、血圧、尿検査 エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）	委託医療機関
	1か月児健康診査事業	おおむね生後28日～6週未満の乳児	身体発育状況、栄養状態、疾病及び異常の有無、新生児聴覚検査・先天性代謝異常検査の実施状況、ビタミンK2投与の実施状況及び育児上問題となる事項の確認	委託医療機関
	乳児一般健康診査	生後3～11か月	医師診察、身体計測、栄養指導等	委託医療機関

	4 か月児健診 10 か月児健診	生後 4 か月 生後 10 か月	身体測定、医師診察、発達観察、育児相談 栄養相談、歯科相談 (10 か月児) ブックスタート事業 (10 か月児)	各保健センター	
	1 歳 6 か月児健診 3 歳児健診	1 歳 6 か月の翌月 満 3 歳の翌月	身体測定、医師診察、発達観察、育児相談 栄養相談、歯科診察、歯科相談、 視聴覚検査 (3 歳児)、尿検査 (3 歳児)、セカンド ブック事業 (3 歳児)	各保健センター	
二次健診・相談・教室	あゆみクリニック	乳幼児と保護者	発育・発達上観察を要する児や育児に心配を持つ親 に対して小児神経科医師、臨床心理士、作業療法 士、言語聴覚士等専門スタッフによる健診、相談等 を実施	南部・北部・中央保 健センター	
	発達相談 (すくすく相談)			各保健センター	
	心理相談 (にこにこ相談)			各保健センター	
	こころの相談	本人及び家族等	精神疾患を持つ子育て中の親や、産後うつ等が疑わ れる者及びその家族に対する、精神科医師による相 談	南部保健センター	
	育児支援教室 (どんぐり教室)	支援の必要な 乳児と保護者	タッチケア・身体計測・健康相談・栄養相談・仲間 づくり	各保健センター	
育児学級	育児学級	乳幼児の保護者	離乳食の基本と作り方、食べさせ方、児の発達、口 腔ケアについて	各保健センター、 Zoom で配信	
	育児教室		児の発達、食生活、むし歯予防、親子体操	各地区	
	多胎児交流会	多胎児の保護者	多胎の妊婦、多胎児の保護者・子ども同士の交流、 情報交換	筑摩児童センター	
	育児相談	乳幼児の保護者	育児に関する相談、身体測定、発達観察等	各保健センター 各地区 オンライン	
	むし歯予防	乳幼児	1 歯科管理登録による健診・指導 2 保育園・幼稚園集団指導	歯科医師会館 保育園・幼稚園	
母子	不妊治療助成事業	不妊治療を受けた 夫婦	年度内に不妊治療にかかった保険適用分の医療費の 自己負担分に対して 3 分の 2、30 万円を上限として 助成金を交付 通算 5 回まで	健康づくり課	
	不育症治療助成事業	不育症治療を受けた 夫婦	不育症治療にかかった医療費の自己負担分に対して 3 分の 2、30 万円を上限として助成金を交付 1 治療につき 1 回の申請 通算 5 回まで	健康づくり課	
	育児ママヘルプ サービス事業	家族等から育児支援 が受けられない、育 児不安が強い等支援 の必要な母	助産師を家庭に派遣して育児相談等の育児支援を実 施	対象者自宅	
	産後ケア事業	産後ケア事業利用を 希望する者	産褥入院・産後デイケア利用料の 8 割 (上限有) を 市が補助 乳房管理、沐浴・授乳指導、母体の管理等	委託医療機関・助産 所	
	母乳・育児相談	産婦	母乳相談、育児相談、心や体の相談 母乳・育児相談利用助成券の交付 1,000 円×3 枚	委託医療機関・助産 所	
	母子保健コーディネータ ー配置事業	妊婦・産婦・乳幼児	庁内外関係機関との連携 子育て応援プラン・支援プラン作成 こどもプラザでの子育て相談 等	健康づくり課 こどもプラザ	
成人・高齢者	がん検診	肺がん CT 検診	40 歳以上 (3 年に 1 回)	CT 撮影	各地区 医師会検査健診セン ター
		肺がん・ 結核検診	40 歳以上	胸部 X 線撮影、希望者に喀痰細胞検査	各地区 医師会検査健診セン ター 指定医療機関
		胃がん検診	30 歳以上	胃部 X 線撮影	各地区 医師会検査健診セン ター
		大腸がん検診	30 歳以上	便潜血検査 (2 日法)	各地区 医師会検査健診セン ター 指定医療機関

	乳がん検診	30歳以上の女性	超音波撮影	各地区 医師会検査健診センター 指定医療機関
		40歳以上の女性	マンモグラフィ	
	子宮がん検診	20歳以上の女性 (HPV検査は30歳以上希望者)	問診、内診、頸部(体部)細胞診 希望者はHPV検査	各地区 指定医療機関
	前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液(PSA)検査	医師会検査健診センター 特定健診受診時実施 指定医療機関
	口腔がん検診	40歳以上	問診、視診、触診	指定医療機関
緑内障検診	40歳以上	眼圧検査、眼底検査、前房深度検査	指定医療機関	
肝炎ウイルス検診	40・45・50・55・ 60・65・70・75歳で 1度も検査を受けた ことのない方	血液検査(B型・C型肝炎ウイルス)	医師会検査健診センター 特定健診受診時実施 指定医療機関	
骨粗しょう症検診	30歳以上	超音波検査	医師会検査健診センター	
	40・45・50・55・ 60・65・70歳女性	X線検査又は超音波検査	指定医療機関	
胃がんリスク検診	40・45・50・55・ 60・65・70・75歳で 1度も検査を受けた ことのない方	血液検査(ヘリコバクテラ、 ピロリ抗体の測定)	特定健診受診時実施 医師会検査健診センター 指定医療機関	
歯周疾患検診	20・30・40・50・ 60・70歳	問診、歯・歯肉の検査、 検診結果の説明、ブラッシング指導	指定医療機関	
がん患者支援事業	がん治療を受けた又は 受けている方	医療補整具の購入費用に対して、 2分の1、2万円を上限として 助成金を交付(補整具区分ごとに 1回まで)	健康づくり課 保健センター	
健康教育	フレイル予防の啓発	主に高齢者	体力づくりサポーター育成 自主運動サークル(いきいき百歳体操) 立ち上げ支援 フレイル予防講座(フレイル健診および 講話) 電力データを用いたフレイル予防 サービス	各地区 福祉ひろば等
	食生活改善推進員養成教室	一般市民	自分の食生活を見直し地域へと 広げる食生活改善推進員を養成 する健康教室	保健センター等
	食生活改善栄養指導事業	一般市民	食育推進や生活習慣病予防等の ための講話と調理実習 食生活改善推進員と実施	各地区
	禁煙相談	禁煙希望者	禁煙に必要な個別指導・支援	各保健センター
	家庭訪問	一般市民	成人健診、乳幼児健診の事後 指導、乳幼児の育児指導、 高齢者及び精神の保健指導等	必要時訪問
その他の 保健指導 事業	健康相談	一般市民	面接及び電話による健康相談 健康に関する事、育児、介護 予防等の相談及び支援	各保健センター 各支所、出張所 福祉ひろば等
	自殺予防専用相談 いのちのきずな松本	一般市民	自殺予防、こころの健康に 関する相談	東庁舎4階
	地域組織の育成	食生活改善推進員	生活習慣病予防、健康増進、 食育推進のため地域で活動 する食生活改善推進員の育成	各地区 保健センター
体力づくりサポーター		身近な場所で体力づくりを 中心に自主活動を継続できる サポーターを育成	全地区	

25 医療の安全確保

(1) 目的

安全安心で質の高い医療体制の確保を図るため、医療施設等への許認可、指導や医療相談を実施します。

(2) 厚生統計調査

保健衛生行政の基礎資料とするため、各種の厚生統計調査を国からの委託を受けて実施します。

・主な厚生統計調査

統計調査	調査の概要
人口動態調査	出生、死亡、婚姻などの件数、状況の調査
病院報告	医療施設の患者の利用状況の調査
国民生活基礎調査	保健、医療、所得などの国民生活の基礎的な事項の調査 調査地区は、全国から無作為に抽出を行い、調査員が訪問し世帯構成などに関する調査等を実施
受療行動調査	患者の受療状況や満足度などの調査

(3) 医療施設、医療法人

医療法に基づき、医療施設、医療法人に対する許認可や届出の受理を行うとともに、医療機関等に対して指導、監督を行い安全安心な医療提供体制を確保します。

ア 主な業務

- (ア) 医療施設の開設許可、開設届の受理
- (イ) 構造設備の変更許可
- (ウ) 医療法人の定款変更等の認可、役員変更等の届出受理

(4) 医療施設等への立入検査

医療法に基づく立入検査により、医療施設等が医療法及び関連法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、医療施設等を良質かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として実施します。

ア 検査項目

医療安全対策、感染症対策、食品衛生、薬事管理、必要人員数の確認、防火防災、医療機器の安全管理、放射線管理等

イ 検査対象

病院（年1回実施）、有床診療所（ベッド数により3年又は5年に1回実施）等

(5) 医療安全支援センター

医療安全支援センターは、医療法の規定に基づき、各都道府県、保健所設置市等が医療安全確保のため設置するものです。

医療に対する患者・住民の苦情や心配事の相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行います。

市保健所では、保健総務課内に医療安全支援センターを設置し、専属の職員が病気や医療機関に関する相談を無料で受け付けています。

26 保健予防

(1) 感染症対策

感染症法に基づき、日頃から感染症予防等に関する知識の普及啓発を行うとともに感染症発生の探知に努めます。

感染症発生時には、積極的疫学調査等により発生状況を把握し、濃厚接触者への検査や施設への感染症指導等によりまん延の防止を図ります。

患者には良質かつ適切な医療の提供と、医療費の公費負担を行うとともに、特に結核患者には服薬支援や一定期間の検診を行うことで再発防止を図ります。

また、H I V、性感染症の相談及び検査の機会を提供し、早期発見・早期治療に結びつけます。

ア 発生状況の把握・情報発信

(ア) 感染症発生動向調査

(イ) 発生届出受理

イ 相談及び検査

(ア) エイズ・性感染症の相談・検査

(イ) 結核健診（接触者健診、結核精密検査）

(ウ) 風しん抗体価検査

(エ) 肝炎ウイルスの相談・検査

ウ 患者等への対応

(ア) 就業制限

(イ) 入院勧告

(ウ) 患者の移送

(エ) 消毒指導

(オ) 積極的疫学調査

(カ) 濃厚接触者への検査等

エ その他

(ア) 患者の医療費負担

(イ) 感染症に関する周知、予防啓発

(ウ) 感染症診査協議会

(エ) 感染症対策委員会

(2) 感染症予防計画（計画期間：令和6年度～令和11年度）の推進

ア 計画の位置付け

感染症法に基づき、国の基本指針及び県が定める予防計画に即し、計画を策定したものです。

また、松本市総合計画の基本施策「保健衛生・生活衛生の充実」に向けた本市の感染症対策の基本となる計画です。

イ 今年度の取組み

令和7年度は、計画期間の2年目となることから、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、医療及び検査体制の確保、保健所の体制強化等、今後起こり得る新興感染症を想定し、迅速に対応するため引き続き体制整備を進めます。

(3) 精神保健業務

精神保健福祉法等に基づき、精神障がい者の早期治療の促進、精神障がい者の社会復帰及び社会経済活動への参加を図るため、相談事業及び地域生活支援等を実施します。

ア 心の健康づくり事業

(ア) 相談業務(訪問、面接、電話)

(イ) 専門医による精神保健相談

(ウ) 依存症対策

イ 精神医療対策事業

(ア) 医療保護入院(市長同意に関する事務)

(イ) 医療保護入院時の届出管理

ウ 地域生活支援、社会復帰支援

(ア) 退院支援

(イ) 退院後フォローアップ

(ウ) 心神喪失者等医療観察法対応

(4) 健康増進に係る業務

国民(県民)の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民(県民)の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、国(県)が指定した地区に対し調査を行います。

健康増進法で規定されている特定給食施設等について、各種届出の受理や管理栄養士による必要な助言及び指導を行います。

また、食品表示法において「栄養成分表示」が義務化されたことに伴い、業者からの「栄養成分表示」の相談等に対して必要な指導及び助言を行います。

ア 国民(県民)健康・栄養調査

イ 特定給食施設等の届出の受理

ウ 特定給食施設等の栄養管理に関する指導及び助言

エ 食品表示(保健事項)に係る指導及び相談

オ 食品の虚偽誇大表示に関する指導及び相談

カ 喫煙可能室設置施設の届出の受理、特定施設の相談及び指導

(5) 見舞金支給事業

事業名	実施年月日	要件	支給額	受給者数
特定疾患患者見舞金支給事業	S48.4.1	1. 特定疾患県要綱に基づく受給者証の交付を受けている者または、市要綱に定めた疾患の者 2. 本市に1年以上住所を有する者	年間 12,000円	R6年度実績 1,801人

27 食品・生活衛生

(1) 薬事衛生

薬局、医薬品販売業、麻薬小売業、医療機器販売業等の許可、許可更新及び諸届出の事務と、これらの施設に立入って構造設備、管理状況等について調査及び監視指導を行い、医薬品等の安全な

供給を図ります。

また、薬物乱用防止や献血の推進について、講習会等により啓発を行います。

ア 令和6年度 監視件数

業態名	施設数	監視件数
薬事衛生関係施設	1,443	244
毒物劇物関係施設	222	75
麻薬関係施設	1,551	150

イ 令和6年度 薬物乱用防止・献血に関する講習会

種別	件数	人数
薬物乱用防止	17	2,272
献血	2	465

(2) 生活衛生

市民の日常生活に密接な関係を持つ旅館、興行場、公衆浴場、理・美容所、生活衛生関係法令に基づく施設について、許可・確認及び届出受理を行うとともに、監視指導や測定を行うことで施設の衛生を確保し、公衆衛生の維持・向上を図ります。

また、温泉の公共利用、墓地の改葬許可等、市民生活に深く関係する営業等の許認可や監視指導を行います。

ア 令和6年度 監視件数

業態名	施設数	監視件数
興行場	6	2
旅館業	359	148
住宅宿泊事業	23	17
公衆浴場	126	46
理・美容所	858	158
クリーニング業	126	48
特定建築物	119	19

(3) 食品衛生

食品衛生法に基づき、食品営業施設の許可や届出に関する事務、食品取扱施設に対する監視指導、食中毒予防のための情報提供や啓発等を行います。

また、年度ごとに監視指導計画を策定し、効率的・効果的に業務を行います。

この計画に基づき、スーパー等で流通している加工食品の食品添加物や農産物の残留農薬の検査を行います。

ア 令和6年度 監視件数

区分	施設数	監視件数
許可を要する施設（許可件数）	4,716	999
営業届出施設（届出件数）	2,308	202
計	7,024	1,201

イ 令和6年度 収去検査件数

収去検体数	検査項目数
155	2,757

ウ 令和6年度 食品衛生教育実施状況

対象者	回数	人数
営業者・食品衛生責任者	25	1,886
集団給食施設従事者	1	22
消費者	0	0
計	26	1,908

(4) 動物愛護及び狂犬病予防

長野県動物愛護管理推進計画に基づき、人と動物が共生する潤い豊かな地域社会を築くため、動物の適正飼養について普及・啓発を行います。また、狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を推進することにより、狂犬病のまん延防止を図ります。

令和5年度に動物愛護管理に関する基本方針を策定し、松本市の特色を生かした動物愛護施策として地域猫活動を推進し、近年問題となっている多頭飼育問題の解決、ペット同行避難の周知に取り組みました。

ア 令和6年度 犬の登録・狂犬病予防注射の実施状況

犬の登録頭数（うち新規登録）	10,578（996）
予防注射実施頭数（注射率）	9,238（87.3%）

イ 令和6年度 動物関係苦情・相談・通報件数

届出・相談内容	犬	猫	その他	計
苦情	174	127	28	329
相談	69	147	15	231
通報	65	74	10	149
計	308	348	53	709

ウ 令和6年度 地域猫活動支援事業補助金の実施状況

項目	頭数
不妊手術（メス）	98
去勢手術（オス）	54
計	152

(5) 乳肉衛生、食鳥

乳、食肉及び食鳥の処理施設、魚介類卸売市場等に対する監視指導及び原乳の細菌検査を行い、畜水産食品の衛生確保を図ります。

また、フグ営業の届出・監視、調理師・製菓衛生師の試験・免許に関する業務を行います。

ア 令和6年度 原乳細菌検査の実施状況

検査数	不適数
57	2

(6) と畜検査

と畜場法に基づき、獣医師である検査員がと畜場に搬入された牛・豚等の全頭を検査し、疾病や食用に適さない部分の排除を行います。

また、と畜場内の衛生管理について、点検・指導を行い、食肉の安全性の確保を図ります。

ア 令和6年度 と畜検査頭数

畜種	頭数
----	----

牛	4,119
馬	15
豚	63,268
めん羊	158
山羊	16
計	67,576

28 地域福祉事業

(1) 地区福祉ひろば

地区福祉ひろばは、福祉を中心とした地域づくりの拠点として、共に支え合う地域社会の実現に向け、健康・福祉・生きがいつくりを住民主体で進めます。地域づくりを一体的に推進する体制により、地区福祉ひろばの維持管理及び運営は住民自治局が所管しますが、ひろば事業は、住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会へ委託などして実施します。健康福祉部では、福祉ひろばの目的などに基づいた事業が実施できるよう調整を図ります。

ア 地区福祉ひろばの整備

(ア) 整備状況

平成7年度から順次、35地区すべてに整備を行い、平成20年度に本郷地区に2館目を整備し、令和元年度には、鎌田地区福祉ひろばの増築、令和3年度に里山辺地区福祉ひろばの移転、令和4年度に奈川地区福祉ひろばの移転、令和5年7月に芳川地区に2館目を整備しました。

〈施設内容〉

総面積	教養娯楽室	事務室	トイレ・廊下	併設施設
135～155㎡	約100㎡	約20㎡	15～35㎡	公民館・デイサービスセンター等

(イ) 2館目の条件

地区内の人口・高齢者人口ともに市内全地区平均の2倍以上の地区については、2館目の施設整備又は可能な範囲での増築を検討することとしています。

(ウ) 今後の整備

公共施設再配置計画を踏まえ、施設を適切に維持するとともに公民館と併設していない施設の場合、公民館大規模改修等に併せて集約化の検討をします。

(2) 地域福祉計画の推進

ア 第4期地域福祉計画の推進

社会福祉法の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として、令和3年度から7年度までの5年を計画期間とする第4期松本市地域福祉計画に基づき、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮などの制度や分野ごとの「縦割り」の関係や「支え手」と「受け手」という関係を超越して、地域住民や多様な団体がつながる「地域共生社会」を実現していくため、更なる住民主体の地域福祉活動支援や複雑化・複合化した困難な課題などに対応するための多機関の連携体制づくりなどを推進します。

イ 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）

8050問題やヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある支援ニーズ

に対応するため、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮などの制度・分野を超えて、①属性を問わない包括的相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱とし、これらを一層効果的かつ円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に行う「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（国が示す、重層的支援体制整備事業）」を令和5年度から実施しています。

事業の実施に当たっては、令和4年度に策定した「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画」に基づき、これまで高齢者分野で培った地域包括ケアシステムの仕組みを活用して、次の3つの支援が相互に重なり合いながら、組織全体でチームとして本人及びその世帯に寄り添った伴走支援を実施します。

(ア) 個々の課題にチームで伴走支援

(イ) 狭間の課題などを全世代型個別支援（多機関協働事業：福祉政策課）

(ウ) 誰もが参加でき、交流できる場づくりや社会とのつながりを支援

年 度	5年度	6年度
相談受付数	54世帯 107人	64世帯 121人
支援会議開催数	11世帯 25回	16世帯 23回

ウ 生活支援体制整備事業（高齢福祉課から福祉政策課へ業務移管）

高齢者を中心とした多様な地域の助け合いを推進するため、地区生活支援員を社会福祉協議会に委託、35地区の地域づくりセンターへ配置し、支援を必要とする人と地域の資源を結び付けるとともに、担い手の育成や地域課題の把握、資源の見える化等を関係職員と一緒に進めています。また、全市的な生活支援体制整備に関する課題解決については、地域つながりづくり関係者連絡会で協議を行います。

エ 地域福祉活動推進事業交付金等

(ア) 概要

地域住民が互いに支え合う活動の新たな担い手を育成、確保し、更なる地域福祉活動の推進を目的として、任意の団体が行う地域福祉活動を財政支援するものです。

年 度	4年度	5年度	6年度
交付件数	54件	39件	40件

事業名		限度額	内容		
【交付金】	支え合い活動事業	健康づくり・居場所づくり事業	5万円	健康づくり、身体機能の回復、閉じこもりがちな住民等が外出して集うための居場所づくり等に関する事業	
		家事支援事業	5万円	掃除、洗濯、調理、庭木の手入れ等自宅での日常生活における家事支援に関する事業	
事業名		限度額	補助率	内容	
【補助金】	基盤整備事業	団体設立支援事業 (1団体1回)	5万円	10/10以内	支え合い活動を行う団体が、当該団体を設立するために行う会議、研修、学習会等に要する経費
		居場所設備整備事業 (1施設1回)	5万円		支え合い活動を行うために、地域住民の居場所を整備する場合の備品購入等の経費
		居場所改修整備事業 (1施設1回)	35万円	3/4以内	支え合い活動を行うために、地域住民の居場所として空き家などを改修する場合の改修費
		支え合い活動運営事業	5万円	10/10以内	支え合い活動を行う場所の利用料又は賃借料
	周知啓発事業	5万円	10/10以内	地域福祉活動の普及啓発に係る講師謝礼、チラシの印刷等に要する経費	

(3) 災害時要援護者支援プランの推進

ア 事業の目的

災害時に避難が困難となる障害者や高齢者等の要援護者を支援するため、日常から地域で見守る体制や、情報の共有、福祉事業者との連携体制を構築するものです。

イ 事業概要

(ア) 避難行動要支援者名簿

松本市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、本人から個人情報の外部提供に対する拒否の意思表示がない限り、平常時から町会、民生・児童委員、自主防災組織など避難支援に携わる者に名簿情報を提供し、地区や町会の実情に応じた見守り・避難支援体制づくりを庁内関係課、社協等と連携して支援します。

災害時等に配慮が必要な方の名簿登載状況

	避難行動要支援者 名簿登載者数	平常時から名簿情報を 提供している者	個人情報外部提供拒 否の意思表示者
令和5年4月	16,688人	13,069人	3,619人
令和6年4月	17,107人	13,119人	3,988人
令和7年4月	17,489人	13,227人	4,262人

(イ) 福祉事業者等との連携及び福祉避難所体制の構築等

福祉事業者と連携し、福祉避難所運営体制の構築等を推進します。

平成24年度 松塩筑木曾老人福祉施設組合の6施設と福祉避難所協定を締結

25年度 (福) 中信社会福祉協会の4施設と福祉避難所協定を締結

26年度 松塩筑木曾老人福祉施設組合の市外10施設と福祉避難所協定を締結

- 28 年度 (一社) 福祉用具供給協会と福祉用具等物資供給等に関する協定を締結
- 29 年度 福祉避難所協定の拡大に向けて、市内の介護事業者等と協議、調整を実施
- 30 年度 市内 25 法人 49 事業所と福祉避難所協定を締結
福祉避難所開設運営マニュアルを作成し、総合防災訓練時に、福祉避難所開設運営訓練を実施
- 令和元年度 市内 1 法人 1 事業所と福祉避難所協定を締結、総合防災訓練時に、福祉避難所開設運営訓練を実施
- 4 年度 市内 1 法人 1 事業所と福祉避難所協定を締結
- 5 年度 市内 2 法人 2 事業所と福祉避難所協定を締結
- 6 年度 市内 2 法人 3 事業所と福祉避難所協定を締結

【福祉避難所協定事業所数】 32 法人 72 事業所 (令和 7 年 4 月末)

(ウ) 個別避難計画の策定

令和 3 年 5 月の災害対策基本法改正により、災害時避難行動要支援者について個別避難計画を策定することが市町村の努力義務とされました。避難行動要支援者のうち、災害危険度が高く支援の優先度の高い方から順次、個別避難計画を策定します。

29 民生委員・児童委員

(1) 役割

ア 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます (民生委員法第 1 条)。

イ 民生委員は、児童委員に充てられたものとされます (児童福祉法第 16 条)。

ウ 主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣が指名します (同条)。

(2) 定数

547 人 (主任児童委員 47 人を含む。)

(3) 任期

3 年 (令和 4 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日)

(4) 改選

任期満了に伴う一斉改選に向けて、手続きを進めています。

30 社会福祉協議会

(1) 組織 全市民の世帯を会員として、35 地区 (支会) 485 町会 (分会) で構成した地域福祉・在宅福祉を総合的に進める民間の福祉団体です。

(2) 目的 市民の誰もが安全・安心で生きいきと暮らすことのできる福祉のまちづくりの実現をめざし、地域の福祉課題解決に計画的・組織的に取り組み、地域福祉の向上を図ることを目的としています。

(3) 会費 世帯会費 300 円、団体・施設会費 2,000 円、特別会費 1 口 1,000 円、
(年額) 賛助会費 (法人) 1 口 10,000 円

(4) 令和 7 年度予算 3,019,569 千円

(5) 各課の事業概要

<総務課>

- ア 組織運営に係る会務（理事会・評議員会・監査の実施、規程の改廃等）
- イ 人事・労務管理
- ウ 財務管理、会計事務

<地域福祉課>

- ア 地域福祉活動の推進
- イ ボランティア活動の推進
- ウ 生活支援体制の構築
 - ・地区生活支援員（第2層生活支援コーディネーター）事業
 - ・有償生活支援事業
- エ 指定管理施設の管理運営
 - ・奈川社会就労センター
 - ・梓川福祉センター、奈川ふれあいの家・ほのぼの広場
 - ・北部福祉複合施設（ふくふくらいず）
- オ 生活支援事業の実施
 - ・高齢者等配食サービス事業、公共交通空白地有償運送サービス事業、軽度生活援助事業
- カ 児童・高齢者福祉の推進
 - ・児童センター、放課後児童クラブの運営
 - ・プラチナセンター（老人福祉センター、プラチナ大学等）の運営
- キ 福祉団体の活動支援

<生活福祉課>

- ア 生活・就労の相談支援
 - ・松本市生活就労支援センター（まいさぼ松本）の運営
 - ・生活福祉資金貸付事業
- イ 権利擁護の推進
 - ・成年後見支援センターかけはしの運営
 - ・日常生活自立支援事業

<在宅福祉課>

- ア 法人全体の介護サービスの統括
- イ 介護サービスの提供・相談支援
 - ・訪問介護事業、訪問入浴介護事業、通所介護事業、通所型サービス事業、居宅介護支援事業
- ウ 生活支援体制の構築
 - ・地域包括支援センター（南部、南西部、西部）の運営

<障害福祉課>

- ア 障がい児・者福祉の推進
 - ・心身障害児通園施設「しいのみ学園」の運営
 - ・心身障害者福祉センターの運営
 - ・就労継続支援B型事業所5施設の運営（希望の家・岡田希望の家・南ふれあいホーム・北ふれあいホーム、就労センター・はた）

- ・ 共同生活援助事業所 2 施設の運営（グループホーム井川城、グループホーム水汲）
- ・ 指定相談支援事業
- イ 指定管理施設の管理運営
 - ・ 総合社会福祉センター

31 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保と業務実施水準の向上を図ることにより、福祉サービスを必要とする利用者が安心して適正なサービスを受けられるよう、同法人及び施設等に対する指導監査を行います。

(1) 令和 6 年度実績

- ア 社会福祉法人一般指導監査 5 件
- イ 老人ホーム一般検査 34 件
- ウ 介護保険サービス事業所実地指導 233 件
- エ 障害福祉サービス事業所実地指導 139 件
- オ 保育所及び認定こども園一般指導監査 13 件

9 こども若者

1 心身障がい児福祉事業（こども部関係予算分）

区分	事業名	事業の概要	内容	R7年度予算額
国縣市	補装具費支給事業	障がいを補うための装具、義足、補聴器、車椅子等の交付・修理します。	購入 70件 修理 35件	千円 19,340
市	軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	障がい者手帳を持たない、軽度・中等度の難聴児の補聴器購入の際助成します。	助成 19件	630
市	身体障害者住宅整備事業	障がい者の日常生活の利便を図るための住宅の整備改善を行います。	(実績なし)	630
国縣市	日常生活用具給付事業	重度の心身障がい者に対し、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。	電気式痰吸引機、ネブライザー、頭部保護帽、紙おむつ等	8,000
市	心身障害児(者)通所通園等推進事業	知的障害児施設及び肢体不自由児施設に入所している児の帰省、又は面会の際に利用した有料道路通行料及び交通費の一部を補助します。	通行料の1/2 ガソリン代の1/2 (但し、月2,000円を超える部分)	100
市	松本おもちゃ図書館	障がい児の発育に応じたおもちゃ等を貸し出し、成長発達を促進します。	・南部おもちゃ図書館 第4土曜日開館 ・北部おもちゃ図書館 第3土曜日開館	360
市	重度心身障害者(児)自動車燃料費助成事業	歩行困難な重度心身障がい児の社会活動の範囲を広め、その世帯の経済的軽減を図ります。	1か月当たり1,400円を限度として助成 年16,800円 対象者：重度の下肢、体幹、視覚、内部障がい及び知的障がい者	2,260
市	障害児通園施設療育支援事業	障害児通園施設を利用する障がい児の利用者負担を軽減することにより、障がい児の早期療育の機会を確保するとともに、子育て支援の充実を図ります。	利用者負担の1/2を助成	20
国縣市	児童発達支援事業(未就学児童)	障がい児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行い、成長や発達の促進を図ります。	しいのみ学園 療育センター らいふ・みらい 他	139,680

区分	事業名	事業の概要	内容	R7年度予算額
国県市	放課後等デイサービス事業 (就学児童)	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行い、自立の促進を図ります。	療育センター らいふ・みらい まつようクラブ 他	655,950
市	心身障害児(者)タイムケア事業	個人、団体の登録介護者が障がい児を一時的に預かり、介護者の負担を軽減します。	利用者が事前に登録した介護者に依頼して実施。 年間利用可能時間 300 時間	2,910
市	日中活動の場整備促進事業	民間団体が運営する日中活動の場の借地料等を補助することにより、事業運営の安定化及び整備を促進し、障がい者の在宅福祉サービスの向上を図ります。	療育センターらいふ	600

2 障がい児の状況（令和7年3月31日現在）

(1) 身体障害者手帳交付者数（18歳未満）

種別	視覚	内部	聴覚・言語・平衡	上下肢・体幹	合計
人数	7人	28人	24人	101人	160人
割合	(4.4%)	(17.5%)	(15.0%)	(63.1%)	(100%)

(2) 療育手帳交付者数（18歳未満）

種別	重度（A1）	中度（A2・B1）	軽度（B2）	合計
人数	121人	103人	301人	525人
割合	(23.0%)	(19.6%)	(57.4%)	(100%)

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数（18歳未満）

種別	1級	2級	3級	合計
人数	36人	73人	38人	147人
割合	(24.5%)	(49.7%)	(25.8%)	(100%)

3 心身障害児施設

施設名	所在地	延べ利用者数	概要
しいのみ学園	松本市双葉4-16	1,391人	心身に障がいのある児童が親子で通園し、日常生活における基本動作や集団生活に関する発達支援などを受ける施設

4 保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設

保育園は公立41か所、私立3か所、幼稚園は公立3か所、国立（国立大学法人）1か所、私立4か所、認定こども園は私立17か所、地域型保育施設は私立9か所となっています。

(1) 年齢別保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設在籍児童の状況（令和7年5月1日現在）

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
就学前児童数	1,369	1,384	1,603	1,576	1,575	1,714	9,221
在籍児童数	165	632	883	1,604	1,596	1,731	6,611
保育園	計	105	440	632	933	899	3,995
	公立	90	400	583	889	853	3,750
	私立	15	40	49	44	46	245
幼稚園	計	-	-	-	151	157	489
	公立	-	-	-	25	28	93
	私立	-	-	-	103	107	323
	国立	-	-	-	23	22	73
認定 こども園	計	31	126	198	520	540	1,979
	公立	-	-	-	-	-	-
	私立	31	126	198	520	540	1,979
地域型 保育施設	計	29	66	53	-	-	148
	公立	-	-	-	-	-	-
	私立	29	66	53	-	-	148
入 園 率 (%)	12.1	45.7	55.1	101.8	101.3	101.0	71.7

(注) (1) 年齢は4月1日入園時の年齢です。

(2) 保育園在籍児童数には特別利用保育児を含みます。

(3) 幼稚園在園児童数には市外からの通園児を含みます。

(4) 地域型保育施設は、令和7年5月1日に1施設の新規開設があり、上記の表では、計10施設の児童数としています。

(2) 私立保育園等に対する助成

経営の安定化、職員の処遇改善及び児童処遇の均衡を図るため、各種助成金を交付しています。

(令和6年度実績)

区 分	内 容	金 額(千円)
運 営 費 等	運営費、経営安定費、児童健康管理	2,977,680
特別保育事業費	乳児保育、延長保育、障害児保育、1歳児保育、一時保育	62,392
施 設 整 備 費	新築、増築、改築等（やよい認定こども園、松本こども園、松本やまびこ保育園）	14,443
計		3,054,515

(3) 私立幼稚園等に対する助成

幼稚園教育の振興及び教育の充実を図るため、各種助成金を交付しています。

(令和6年度実績)

区 分	内 容	金 額(千円)
運 営 費 補 助	1園年額700千円、1人年額27,000円	42,813
私立幼稚園建設補助	新築、増築、改築等	0
計		42,813

(4) 保育料の軽減

保育料軽減額の推移

【単位：千円】

年 度	(A) 国の基準による 徴 収 金 総 額	(B) 市の保育料徴収金 総 額	(A-B) 軽 減 総 額	(A-B) / A × 100 軽 減 率
令和 2 年度	542,221	359,425	182,796	33.7
令和 3 年度	586,059	406,202	179,857	30.7
令和 4 年度	600,224	439,425	160,799	26.8
令和 5 年度	615,656	440,946	174,710	28.4
令和 6 年度	654,512	456,010	198,502	30.3

(5) 3歳未満児保育

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

区 分	公 立	私 立	計
実 施 保 育 園 等	41 園	25 園	66 園
3 歳 未 満 児 数	1,073 人	607 人	1,680 人

(6) 延長保育

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

区 分	公 立	私 立	計
実 施 保 育 園 等	41 園	30 園	71 園
児 童 数	362 人	174 人	536 人

(7) 障害児保育

ア 昭和 52 年から障害児保育指定園を 1 か所設け、定員児童 9 名、保育士 2 名で発足しました。

イ 昭和 56 年の国際障害者年を機に地域の保育園での実施へと拡大してきました。

ウ 平成 5 年「松本市障害児保育事業実施要綱」を作成し要綱に基づいて実施するようになりました。

エ 令和 7 年度は、公私立 50 か所 209 人の障害児を受け入れており、統合保育を推進しています。

(8) 保育園施設の整備

ア 整備方針

(ア) 改築

老朽化の著しい施設から計画的に改築を図るとともに、地域人口の自然動態、社会動態の推移等を考慮し、適正規模、適正配置に努めます。

(イ) 大規模改修等

老朽化した施設、設備の改修等を行い、保育環境の整備に努めます。

(ウ) トイレ改修

便器洋式化、床の乾式化及び段差緩和、手洗い水洗の自動化などを行い、保育環境の整備に努めます。

(エ) 園庭芝生化事業

園児の外遊びの頻度を増やし、運動能力向上につなげることを目的に、公立保育園及び幼稚園の園庭の一部を芝生化し、維持管理するものです。

イ 令和7年度事業

(ア) 渚東保育園大規模改修事業

- a 事業内容 建設後概ね40年を経過し、老朽化した施設、設備を改修するものです。
- b 建設場所 松本市波田4179番地
- c 全体計画 令和5年度：地質調査、実施設計
令和6年度：仮設園舎賃貸借、主体及び電気・機械設備大規模改造工事・工事監理
令和7年度：仮設園舎賃貸借、主体及び電気・機械設備大規模改造工事・工事監理
- d 事業費 12,216千円（令和5年度）
25,300千円（令和6年度）
424,180千円（令和7年度）

(イ) 小宮保育園屋根・床・FF暖房機改修事業

- a 事業内容 建設後概ね20年を経過し、老朽化した屋根・床・トイレを改修するものです。また、FF暖房機を更新するものです。
- b 建設場所 松本市島内155番地2
- c 全体計画 令和6年度：実施設計
令和7年度：主体及び電気・機械設備工事、FF暖房機更新
- d 事業費 7,250千円（令和6年度）
110,730千円（令和7年度）

(ウ) トイレ改修事業

- a 事業内容 便器洋式化、床の乾式化及び段差解消など、トイレを改修するものです。
- b 建設場所 松本市内公立保育園及び幼稚園
- c 全体計画 令和6年度：島立中央保育園他14園改修工事、令和7年度改修工事实施設計・アスベスト調査
令和7年度：村井保育園他11園改修工事
- d 事業費 255,190千円（令和6年度）
200,030千円（令和7年度）

※ 幼稚園は、令和9年度以降に実施予定

5 児童館・児童センター

(1) 施設整備

ア 整備目的

地域の児童の遊びの拠点として、また放課後児童健全育成事業（留守家庭児童対策）の実施場所として、児童に健全な遊び場を与えて情操豊かに育つことを目的に、原則として小学校通学区単位に整備しています。

イ 整備箇所数

児童館 2 館、児童センター 24 館、計 26 施設

ウ 整備方針

(ア) 改築

昭和 40～50 年代に建設された木造児童館について、施設の老朽化や利用状況を考慮し、計画的に改築を進めています。

内田児童館及び寿台児童館の狭あい化・老朽化対策として、両児童館を統合し、明善小学校敷地内に明善児童センターを令和 6 年 4 月に開設しました。

今後も周辺の市有施設との統合の検討を行い、施設の適正配置に努めます。

(イ) 大規模改修等

老朽化した建物や設備等の改修を計画的に行い、児童の居場所としての施設整備に努めています。

(2) 運営

現在開館している 26 館について、令和 5 年度に指定管理者の選定を行い、令和 6 年度から 5 年間、社会福祉協議会（16 館）、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（3 館）、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社（6 館）、NPO 法人しろがね（1 館）を指定管理者に指定し、管理運営を行っています。各児童館・児童センターには館長と児童厚生員を配置しているほか、体力増進指導員も配置し、子ども達の健康増進の指導を行っています。

ア 利用時間及び休館日

(ア) 利用時間

午後 0 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

ただし、小学校休業日（当該児童館が位置する区域を通学区とする小学校）は、午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

(イ) 休館日

日曜、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

イ 児童館・児童センター設置状況

施設名	開館年月	施設名	開館年月
元町児童館	昭和 45 年 1 月	筑摩	// 7 年 4 月
南郷	// 51 年 4 月	今井	// 9 年 4 月
芳川児童センター	56 年 4 月	中山	// 11 年 4 月
南部	// 58 年 9 月	田川	// 12 年 4 月
菅野	// 59 年 4 月	和田	// 12 年 8 月
並柳	// 63 年 4 月	新村	// 14 年 2 月
島立	// 平成 元年 4 月	梓川	// 18 年 4 月
寿	// 2 年 4 月	波田	// 22 年 3 月
二子	// 4 年 4 月	高宮	// 24 年 4 月
鎌田	// 5 年 4 月	島内	// 25 年 3 月
山辺	// 6 年 4 月	あがた	// 27 年 2 月
岡田	// 6 年 4 月	沢村	// 31 年 3 月

浅 間 //	7 年 4 月	明 善 //	令和 6 年 4 月
--------	---------	--------	------------

*高宮児童センターは、高宮児童館を改築したもの（平成 24 年 4 月開所）

*島内児童センターは、島内児童館を改築したもの（平成 25 年 3 月開所）

*あがた児童センターは、あがた児童館を改築したもの（平成 27 年 2 月開所）

*沢村児童センターは、蟻ヶ崎児童館を移転改築したもの（平成 31 年 3 月開所）

*明善児童センターは、内田・寿台児童館を統合し、移転改築したもの（令和 6 年 4 月開所）

6 放課後児童対策

(1) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間留守となる家庭の、小学校に就学している登録児童に対し、放課後あるいは学校休業日等において、適切な遊び及び生活の場として、23 の児童館・児童センターと寿、山辺、旭町、四賀、信大附属の各放課後児童クラブで放課後児童健全育成事業を実施しています。

ア 開設時間等

(ア) 開設日 月曜日から土曜日まで

(イ) 休業日 日曜、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

(ウ) 利用時間

a 登校日 午後 0 時 30 分～午後 7 時

b 学校休業日 午前 8 時～午後 7 時

イ 対象児童 小学校 1 年生から 6 年生まで

ウ 利用料（月額）

区 分	利用料		延長料金
	1 人目	2 人目以降	
午後 5 時まで	2,000 円	1,000 円	1 回あたり 300 円
午後 6 時まで	3,000 円	1,500 円	
午後 7 時まで	4,000 円	2,000 円	

※ おやつ代は別途徴収

※ 減免は就学援助費支給要綱を準用。要保護者は無料。準要保護者は利用料半額

エ 留守登録児童の推移

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施箇所数	29	29	29	29	28
登録児童数	2,884 人	2,927 人	2,868	3,156 人	3,356 人

(2) 放課後子ども教室推進事業

放課後子ども教室は、小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと勉強やスポーツ等を実施することで、小学生の放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するものです。

平成 20 年度に奈川文化センター夢の森と源池小学校で事業を開始し、令和 6 年度 8 月には大野川小学校で事業を開始しました。現在は計 5 か所で実施しています。

ア 参加費

無料（ただし、スポーツ保険料として 800 円）

イ 延べ利用者数

（単位：人）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	備 考
奈川	2,205	1,602	1,034	354	532	居場所型
源池	1,622	1,763	1,540	2,139	2,691	//
安曇	34	385	277	476	574	//
明善	870	1,149	664	1,162	880	//
大野川	-	-	-	-	330	//

(3) 児童育成クラブ

保護者等が主体となって放課後児童健全育成事業を実施している市内 12 児童育成クラブに対し、運営費の補助をしています。

児童育成クラブ：田川、菅野、清水、開明、山辺、明善、鎌田、島内（以上 8 児童育成クラブは運営主体の NPO 法人松本学童クラブの会に補助）、開智、旭、芳川、寿（登録児童数 325 人）

7 児童遊園

少子化が進み、子どもを取り巻く社会状況が不安なものとなりつつある中で、交通事故や水難事故などから子どもを守り、健全育成を図るための施設として、児童遊園があります。本市の現状は、市の児童遊園が 37 ヲ所、簡易児童遊園等（町会等で設置したもの）が 151 ヲ所（令和 6 年度末時点）となっています。

・簡易児童遊園等設置事業補助

町会等が敷地を確保し簡易児童遊園等を設置及び改修する事業に対し補助金を交付しています。

補助金を交付する簡易児童遊園等の区分、敷地面積、設備、補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、次表のとおりです。

なお、同一の簡易児童遊園等を改修する場合は、前回の交付から 5 年を経過していることが条件になります。

区分	簡易児童遊園	子供広場	チビッコ広場
敷地面積	66 m ² 以上	16.5 m ² 以上	
設 備	広場、ブランコ、滑り台、砂場、鉄棒、水飲み施設、便所等	広場、砂場、水飲み施設、便所等	広場、砂場等
補助対象経費	新設	設置に要した経費	
	改修	20 万円以上のものに限る	10 万円以上のものに限る

補助金額	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額。ただし、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。		
補助限度額	40万円	30万円	8万円

8 地域子育て支援センター

(1) 松本市こどもプラザ

未就園の幼児を中心とした子育て中の親子が気軽に集い、子育て家庭の交流、情報交換、相談の場として、安心して子育てができるよう子育て家庭への育児支援及び地域の子育て支援の向上を図ることを目的とした施設です。令和5年7月には、新たにイオンタウン松本村井内に「こどもプラザ」と「福祉ひろば」の機能を有した多世代交流型子育て支援施設「あんさんぶる」として、5館目となる芳川こどもプラザを開設しました。

ア 施設内容

区 分	こどもプラザ(筑摩)	小宮こどもプラザ	南郷こどもプラザ
住 所	松本市筑摩 1-13-22	松本市島内 155-2	松本市横田 3-23-1
開 設 日	平成12年6月17日	平成17年8月1日	平成20年4月1日
開 館 日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日 (令和5年8月1日～)	月曜日～金曜日
開 館 時 間	午前8時30分～午後5時		
6年度実績	15,403人	8,221人	10,534人
区 分	波田こどもプラザ	芳川こどもプラザ	
住 所	松本市波田 6861	松本市村井町南 2-21-45 イオンタウン松本村井2階	
開 設 日	平成22年3月31日	令和5年7月12日	
開 館 日	月曜日～金曜日	火曜日～日曜日 (月曜祝日の場合、翌平日)	
開 館 時 間	午前8時30分～午後5時	午前9時～午後5時	
6年度実績	7,137人	35,404人	

イ 事業内容

- (ア) 情報提供 子育て関連情報の収集・提供
- (イ) 子育て相談 育児不安の相談
- (ウ) 育児講座 それぞれの館で子育てに関する講座を開催
内容は親子体操、ベビーマッサージ、食育、絵本読み聞かせ等
- (エ) 育児サークルの活動支援
- (オ) 読み聞かせ用絵本の貸出
- (カ) 子ども子育て安心ルームの設置

妊娠、出産から子育て期までの切れ目ない相談・支援体制を強化するため、健康福祉部とこども部が連携して、こどもプラザに「子ども子育て安心ルーム」を設置、子育てコンシェルジュ

ユ（会計年度任用職員）各1名を配置しています。母子保健コーディネーター（健康づくり課保健師）、保育コンシェルジュ（保育課会計年度任用職員）とともに相談業務、関係機関との連携業務などを総合的に行っています。

平成28年10月～ 母子保健コーディネーター（健康づくり課）、子育てコンシェルジュを配置（松本市こどもプラザ）

29年4月～ 子育てコンシェルジュ（小宮こどもプラザ）を配置

30年4月～ 保育コンシェルジュ（保育課）、子育てコンシェルジュ（南郷こどもプラザ）を配置

令和元年4月～ 子育てコンシェルジュ（波田こどもプラザ）を配置

5年7月～ 子育てコンシェルジュ（芳川こどもプラザ）を配置

(2) 休日保育（こどもプラザ（筑摩）のみ実施）

利用日現在1歳以上、就学前で集団保育が可能な幼児（病気でないこと）が、保護者の就労、病気、介護、冠婚葬祭などにより家庭で保育できない時に預かります。

区分	4時間以内	4時間超え8時間以内	日 時	6年度実績
3歳未満	1,300円	2,600円	日曜日、祝日（年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時のうち 必要とする時間	331人
3歳以上	650円	1,300円		

(3) つどいの広場

子育て支援員を配置して、主に未就園の乳幼児と保護者を対象に児童館等を活用しながら、地域で保護者同士が情報交換や交流ができる場を提供する事業です。

平成26年度に芳川児童センターの隣地に子育て支援施設「なんぶ すくすく」を開設しています。

ア 実施時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後2時

イ 利用対象 主に未就園の乳幼児と保護者（登録不要、利用無料）

ウ スタッフ 各広場 子育て支援員2名

エ 実施箇所及び実績 20か所

実施事業名	実施施設名	開設年月	委託先	6年度実績
南部つどいの広場	南部 //	//	社会福祉協議会	3,036人
浅間 //	浅間 //	//	//	3,388人
鎌田 //	鎌田 //	//	//	5,202人
あがた //	あがた児童センター	//	//	4,122人
沢村 //	沢村 //	//	(NPO) しろがね	2,202人
島立 //	島立 //	//	社会福祉協議会	3,718人
山辺 //	山辺 //	//	//	3,470人
梓川 //	梓川 //	//	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	1,796人
四賀 //	四賀支所	//	社会福祉協議会	601人
新村 //	新村児童センター	19年4月	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	908人
今井 //	今井 //	平成19年4月	社会福祉協議会	1,002人
寿 //	寿 //	20年4月	//	3,474人

菅野 //	菅野 //	25年4月	//	1,458人
岡田 //	岡田 //	25年4月	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団	2,195人
二子 //	二子 //	26年4月	社会福祉協議会	2,296人
中山 //	中山 //	//	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	1,780人
田川 //	田川 //	//	社会福祉協議会	2,932人
高宮 //	高宮 //	27年4月	//	2,962人
和田 //	和田 //	//	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	1,086人
明善 //	明善 //	令和6年4月	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	1,845人

※四賀つどいの広場事業は委託事業、それ以外は各児童館・児童センターの指定管理者に委託

※令和6年度から、寿台児童館の供用を廃止し、明善小学校敷地内に新設した明善児童センターにつどいの広場事業を移行

※芳川児童センターの狭隘化解消及び令和5年度に開設した芳川こどもプラザへの機能統合に伴い、芳川つどいの広場（なんぶすくすく）は令和6年度末をもって運営を終了

9 病児・病後児保育事業

(1) 病児保育事業

当面病状の急変はないが、病氣回復期に至らない生後5カ月から小学3年生までの児童で、集団保育や家庭での保育が困難であり、かつ市内在住または市内に勤務している保護者の児童を対象とする病児保育事業を実施しています。

※令和4年度からは、保護者が松本市内に勤務していない塩尻市・山形村・朝日村の児童も受け入れています。

※令和6年1月から、LINEで利用登録及び予約ができる、病児・病後児登録・予約システム「あずかるこちゃん」を導入し、土日祝日、夜間にも登録及び予約が可能となりました。

区分	社会医療法人慈泉会 相澤病院病児保育室	医療法人粹誠会 梓川診療所病児保育室
住所	松本市本庄 2-5-1	松本市梓川梓 2344-1
開設日	平成20年11月1日	平成23年4月1日
実施日	月曜日から金曜日まで (祝日、8/14~16、年末年始は除く)	月曜日から金曜日まで (祝日、8/13~16、年末年始は除く)
実施時間	午前8時から午後6時まで	
定員	4人	8人
6年度実績	449人	508人
区分	丸の内病院病児保育室	まつもと医療センター病児保育室
住所	松本市渚 1-1-16	松本市村井町南 2-20-30
開設日	平成30年4月1日	平成30年7月1日
実施日	月曜日から金曜日まで	月曜日から金曜日まで

	(祝日、8/13～16、年末年始は除く)	(祝日、8/13～16、年末年始は除く)
実施時間	午前 8 時から午後 6 時まで	
定 員	10 人	6 人
6 年度実績	678 人	522 人

(2) 病後児保育事業（こどもプラザ（筑摩）、南郷こどもプラザで実施）

満 1 歳以上の市内在住又は市内に勤務している保護者の未就学児童で、病気回復期（感染症は治癒していること）ではあるが、集団保育に出すには心配という時に、看護師と保育士が保育を実施しています。

区 分	こどもプラザ(筑摩)	南郷こどもプラザ
住 所	松本市筑摩 1-13-22	松本市横田 3-23-1
開 設 日	平成 12 年 7 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
実 施 日	月曜から金曜日まで	
実施時間	午前 8 時から午後 6 時まで	
6 年度実績	61 人	69 人

10 ながの子育て家庭優待パスポート事業、多子世帯応援プレミアムパスポート事業

(1) 経過

社会全体で子育てを支援する施策の一環として、子育て世帯を経済的に支援するため、平成 18 年 9 月から、子どもを 3 人以上育てている世帯を対象に「わいわいパス事業」を実施してきました。22 年 4 月から、長野県が子どもを 1 人以上育てている世帯を対象とした「ながの子育て家庭優待パスポート事業」（以下「パスポート事業」という。）を開始したことに伴い、同年 8 月から同事業に移行しました。

(2) 実施内容

地域全体で子育て家庭を支える気運を醸成するため、18 歳以下(18 歳に達する年度の 3 月末まで)の子どもがいる家庭に、協賛店で各種優待サービスが受けられるカードを配布しています。このカードは、4 年ごとに一斉更新して市内の全子育て家庭に配布し、その後は転入届や第 1 子出生届の際に配布しています。

また、27 年度からは、子どもを 3 人以上育てている世帯を対象として、割引率の引き上げなど、通常のサービスに加え追加のサービスが受けられる「多子世帯応援プレミアムパスポート」を配布する事業を開始しました。

さらに、28 年度からは、パスポート事業が全国の協賛店でサービスを受けられるように制度が拡充され、併せて第 1 子の妊娠届提出者まで対象者が拡大されました。商工会議所等に協力を依頼し、広報等に PR 記事を掲載するなどして新規協賛店を募集しています。

ア ながの子育て家庭優待パスポート事業（令和 5 年度の状況）

- (ア) 配布世帯数 22,012 世帯
- (イ) 協賛店 600 店舗（全県では 5,520 店舗）

イ 多子世帯応援プレミアムパスポート事業（令和 5 年度の状況）

- (ア) 配布世帯数 2,891 世帯
- (イ) 協賛店 108 店舗（全県では 1,087 店舗）

11 ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、保育園等への送迎や一時保育、病児・病後児保育などの相互援助活動を実施しています。

- (1) 依頼会員 0歳から15歳までの児童を育てている市内在住あるいは在勤の方
- (2) 協力会員 健康で家族の協力が得られ、自宅で安全に子どもを預かれる方
- (3) 利用方法 事前に会員登録をした上で、援助が必要な時に電話で事務局に依頼する。
- (4) 利用料金

時間帯	一時保育	病児保育
月～土の8時～18時 (1時間あたり)	600円	700円
上記時間外・日曜・祝日 (1時間あたり)	700円	800円

※2人目からは半額。協力会員の交通費等は実費

- (5) 利用実績

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録数	依頼会員	2,663人	2,842人	2,825人	3,086人	3,134人
	協力会員	188人	195人	192人	207人	186人
	依頼協力会員	55人	55人	59人	70人	55人
延べ利用回数		2,269回	2,995回	2,782回	3,257回	2,980回
延べ利用時間		2,954時間	4,835時間	4,548時間	5,441時間	5,322時間

12 子育てサポーター訪問事業

多様な生活様式や家族形態に対応した子育て支援策として、都合で自宅での一時保育や育児に伴う家事援助などを希望する家庭に、支援者が訪問する事業を実施しています。

- (1) 利用会員 0歳から15歳までの児童を育てている市内在住の方
- (2) 支援会員 市の子育て支援講座を修了した方
- (3) 利用方法 事前に会員登録をした上で、援助が必要な時に電話で事務局に依頼する。
- (4) 利用料

利用区分	一時保育	病児・病後児
月～土の8時～18時(1時間あたり)	800円	900円
上記時間外・日曜・祝日(1時間あたり)	900円	1,000円
宿泊(21時～翌朝7時)	5,000円	6,000円

※2人目から半額。支援会員の交通費は実費 ※宿泊の場合は支援会員の自宅で保育

- (5) 登録数 利用会員1,709人、支援会員144人
- (6) 利用実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
----	-------	-------	-------	-------	-------

延べ利用回数	1,361回	2,341回	2,382回	2,997回	2,564回
延べ利用時間	3,656時間	5,638時間	6,002時間	7,268時間	6,022時間

13 子育て支援クーポン事業

令和6年度から、今まで紙で配布していた子育て支援クーポンを電子化しました。スマートフォンでクーポンの申込、受取及び利用ができます。

(1) 3歳未満児家庭サポートクーポン事業

3歳未満児（保育園・認定こども園等に入園していない）を家庭で保育している子育て世帯の経済的・精神的負担の軽減を目的に、無料クーポンを配布しています。ファミリー・サポート・センター事業及びサポーター訪問事業、保育園の一時預かり事業に加え、令和5年度から、子育て支援ショートステイ事業、育児ママヘルプサービス事業、産後ママ家事支援サービス事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業を加え、クーポン対象事業を拡充しています。

(2) 多子世帯子育てクーポン事業

令和5年度から多子世帯の身体的・精神的負担の軽減を目的として、就学前の多子世帯にファミリー・サポート・センター事業（子育てサポーター訪問事業を含む。）の無料クーポンを配布しています。

14 産後ママ家事支援サービス事業

令和5年度から出産後の母体の回復期に家事支援をすることで、母体が休める環境を作ることを目的として、生後4か月までの乳児の母親を対象として、子育てサポーター訪問事業のサポーターによる日常の家事支援を行っています。

15 安心子育て応援事業

(1) 子育てサポーター養成講座の開催

子育て中の家庭をサポートするための人材を育成するため、子育てに関する講座を開催し、地域の子育て力向上と、より一層子育てしやすい環境を整備するものです。講座修了者は、本市子育てサポーター訪問事業等において活動するほか、地域において支援活動を行います。

ア 実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	19回	20回	20回	20回	20回
受講生数	28人	21人	27人	20人	24人

イ 内容 小児看護の基礎知識、乳幼児の心と体の発達、救急救命講習ほか

(2) 子育て支援コミュニティサイト運営

市民との協働により、官民両者の子育て情報を総合的に提供する「子育て支援専用の利用しやすいホームページ」（サイト名「はぐまつ」）を平成22年度に作成し、わかりやすい子育て支援情報を

提供しています。

16 こんにちは赤ちゃん事業

(1) 概要

平成21年度から、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、各地区の民生・児童委員及び主任児童委員が訪問し、子育てガイドブックにより子育て支援に関する情報提供を行っています。母子に関する悩みを聞き、また、お母さんの気持ち質問表を通して必要とする適切なサービスへ結びつけ、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全育成を支援する事業です。

また、赤ちゃんの幸せを願い食の大切さ・木のぬくもりを伝えるため、地元の木工作家が作ったスプーンをファーストスプーンとしてプレゼントしています。

(2) 対象となる家庭

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭が対象です。

(3) 訪問する人

各地区で活動している「民生・児童委員及び主任児童委員」の方々です。

(4) 令和6年度訪問実績

ア 訪問対象児数	1,439人
イ 訪問実績数	1,244人
ウ 訪問率	86.4%

17 松本市インクルーシブセンター事業

(1) 概要

医療、保健、保育、福祉及び教育の専門職を配置し、発達障がい児、医療的ケア児及び小児慢性特定疾病児の支援並びにインクルーシブ教育の推進を総合的に行います。

ア 発達相談

常設の相談窓口を設置し、支援チームの専門職員が発達障がい等に関する様々な相談に対応しています。

イ 保育園・幼稚園・学校等への巡回支援

専門職（作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士・保健師・教育相談員・保育士等）で構成する支援チームが巡回し、現場職員とともに、支援計画の立案や対応方法についての助言を行い、現場対応力の向上を図ります。

ウ 保護者支援

以前から実施している「あそびの教室」（発達に心配のある就園前の乳幼児と保護者を対象に、早期からの生活体験や、遊びを通じて親子関係を豊かにし、発達を促す教室）、子どもへの対応方法を学ぶ「ペアレントトレーニング」等を実施し、保護者支援の充実・強化を図っています。

エ アセスメント及び早期支援

保護者や支援者からの相談に、専門職のチームが、支援方針や支援内容を検討し、早期に適切な支援を開始するためのアセスメント（発達検査、知能検査等）を行います。

オ インクルーシブ教育推進員の配置

各小学校・中学校に配置している特別支援教育コーディネーターと連携し、学校現場での支援力向上を図ります。

カ 医療的ケア児等の支援

医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児等とその家族に、医療、保健、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し紹介するとともに、関係機関とつなぐ役割を担っています。

キ まつもとふたばネットワーク（電子@連絡帳）

関係機関及び保護者との情報共有・情報管理の一元化により、継続した支援を行います。

ク 発達障がい児サポート事業（委託事業）

発達障がい児サポートコーディネーターを配置（委託）し、発達障がいによる不登校や引きこもりを防ぎ、将来の社会的自立を推進するため、相談支援や他機関との連携を行います。

ケ 発達障がい児医療連携体制整備事業（委託事業）

信州大学医学部子どものこころの発達医学教室の専門医師から、インクルーシブセンター事業への助言・指導、関係機関との連携、市内の診療連携体制の構築及び調査・研究等を行います。

(2) 令和6年度の実績

事業名	回数	対象者数（延数）
発達相談	—	1,804件
巡回支援	162回	438人
あそびの教室	347回	2,465人
ペアレントトレーニング	42回	220人
アセスメント及び早期支援	—	81件
インクルーシブ教育推進員による相談	—	212件
医療的ケア児等の相談	—	334件
まつもとふたばネットワーク（電子@連絡帳）	—	利用者数 181人

18 教育相談

(1) 概要

就学に関する相談を、教育委員会、保育課と連携して行っています。子どもの観察、諸検査、保護者面談、保育園・幼稚園・認定こども園の担任との懇談などを行い、その子にとって望ましい就学、適切な学びの場について考えます。

(2) 令和6年度の実績（就学に関わる相談）

内容	件数（延数）
相談件数	505件

19 児童手当等給付事業

区分 (実施年月日)		支給額	支給要件	支給制限	受給者数
国の制度	児童手当 (H24.4)	3歳未満 月額 15,000 円 (第3子以降は 30,000 円) 3歳以上 18歳の 最初の3月31日 まで 月額 10,000 円 (第3子以降は 30,000 円)	令和6年10月施行制度改正により 18歳の最初の3月31日まで(高 校生年代)の児童の養育者 (令和6年9月までは中学生まで の児童の養育者)	所得制限なし	R6年度実績 (人) 19,440
	児童扶養手当 (S37.1)	1人目 月額 46,690 円 一部支給 46,680～ 11,010 円 2人目以降 月額 11,030 円 一部支給 11,020～ 5,520 円	・18歳以下または20歳未満の障 がいをもつ児童でいずれかの状 態にあるとき 1 父母が婚姻解消 2 父又は母が死亡した 3 父又は母の生死が明らかでない 4 父又は母が政令に定める程度の 障害の状態にあるとき等 5 母が婚姻によらないで懐胎した 児童 6 父又は母から引き続き1年以上 遺棄されている児童 7 父又は母が裁判所からのDV保 護命令を受けた児童 8 父又は母が法令により引き続き 1年以上拘禁されている児童	所得制限あり 公的年金併給 制限あり	1,494
市の制度	特別児童扶養手 当 (S39.9)	1級 月額 56,800 円 2級 月額 37,830 円	20歳未満の児童で精神又は身体に 中度・重度の障がい(身障1、2級、 知的障害重度)のある者を養育し ているとき	所得制限あり 公的年金併給 制限あり	1,049
	障害児福祉手当 (S61.4)	月額 16,100 円	20歳未満の在宅重度障がい児	所得制限あり 公的年金併給 制限あり	98
	交通及び災害遺 児等福祉金	認定時福祉金 55,000 円/1人 年額福祉金 60,000 円/1人 (所得税額一定額 以上は50,000 円) 小中学校入学等一 時金 100,000 円	交通事故及び労災等により父又は 母が死亡又は障がい(1級程度) となった児童 認定時福祉金の支給単位(世帯から 児童人数へ)の変更及び小中学校入 学等一時金支給は30年度から	所得制限あり	0 21 0

20 母子・父子・低所得世帯福祉事業

区分	事業名	事業の概要	内 容 (R6 年度実績)	R7 年度予算額
市	母子父子寡婦 福祉貸付利子 補給	母子・父子・寡婦福祉資金及び生活福祉資金の貸付けを受けた借受金の償還をした場合、利子相当額を補助します。	補助率 10/10 (0 人)	10 千円
市	母(父)と子の集い バスハイク事業	ひとり親家庭の交流を通じ、相互の理解を深めて福祉の増進を図ります。	委託先 松本市ひとり親家庭福祉会	550 千円
国市	自立支援教育 訓練給付事業	ひとり親家庭の親が、安定就労に向けた職業能力の開発をするために、受講した講座の一部経費を給付します。	受講料の 6 割 上限 20 万円 (5 件)	480 千円
国市	高等職業訓練 促進費等事業	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格の取得を促進するため、養成機関に修学する期間の生活費の負担軽減を目的として給付します。	修業期間(上限 4 年) 支給額(月額) 市民税非課税世帯 100,000 円 市民税課税世帯 70,500 円 修了前 12 カ月加算(月額) 40,000 円 (5 件)	4,800 千円

21 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、児童福祉法に基づく施設であり、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、これらの者を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行っています。

令和 7 年 4 月 1 日現在、4 世帯 11 名が入所しています。

22 医療費助成制度(福祉医療)

区分	実施年月日	要件	R6 年度実績				備考
			受給者数	総額 (医療費)	財 源 内 訳		
					県	市	
障がい者	H15.7.1~ H27.4.1~	<ul style="list-style-type: none"> ・身障1・2級の者(特別障害者手帳準拠) ・身障3級の者(所得税非課税者) ・療育手帳A1・A2・B1の者(特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳1級の者の通院(特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳2級の者(障害者自立支援法に該当する通院医療費)(所得税非課税者) いずれも年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし	人	千円	千円	千円	(17年度から) ・自動給付方式 ・所得制限の導入 ・受給者負担金の導入 ・入院時食事療養費標準負担額の1/2の助成(18年度から) ・松本市の制度に統一 ・所得制限の一部廃止 (22年度から) ・乳幼児等の対象範囲を小学校3年生(入院・通院)まで拡大 ・精神障害者保健福祉手帳2級(障害者自立支援法に該当する通院医療費) (23年度から) ・乳幼児等の対象範囲を小学校4年生から中学校3年生(入院)に拡大 (25年度から) ・乳幼児等の対象範囲を入院、通院ともに中学校3年生まで拡大 (27年度から) ・障がい児18歳未満の所得制限なし
		<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の障害1・2級及び療育手帳A1者(所得制限なし) ・上記以外の精神障害者保健福祉手帳1級の者の通院(所得制限なし) ・上記以外の身障3・4級及び精神障害者保健福祉手帳2級の者(特別障害者手帳準拠) ・特児1・2級の者(特別障害者手帳準拠) 	44	3,704	1,841	1,863	
母子遺児	H15.7.1~	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の児童等を扶養している母子家庭の母(児童扶養手当一部支給準拠) ・母子家庭の母が扶養する18歳未満の児童等(児童扶養手当準拠) ・18歳未満の遺児等(児童扶養手当準拠) 	3,613	99,809	48,455	51,354	
父子	H15.7.1~	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の児童等を扶養している父子家庭の父(児童扶養手当一部支給準拠) ・父子家庭の父が扶養する18歳未満の児童等(児童扶養手当準拠) 	165	3,575	1,743	1,832	

区分	実施年月日	要件	R6 年度実績				備考
			受給者数	総額 (医療費)	財源内訳		
					県	市	
乳幼児等	県補助	H22.4.1～ H27.4.1～ R 4.4.1～ R 6.4.1～ ・0歳～就学前児 (通院・入院 所得制限なし) ・小学校1年生～3年生 (入院 所得制限なし) ・小学校3年生→中学校3年生 (入院・所得制限なし) ・就学前児→小学校3年生 (通院・入院 所得制限なし) ・小学校3年生→中学校3年生 (通院・入院 所得制限なし)	人 27,671	千円 666,277	千円 318,757	千円 347,520	(30年度から) ・0歳から中学校3年生までを対象に現物給付方式導入 (令和4年度から) ・乳幼児等の対象範囲を中学校3年生から高校3年生(18歳)まで拡大 (令和7年1月1日から) ・18歳年度末までの子どもの医療費無償化
	市単独	H23.4.1～ R 4.4.1～ ・小学校1年生～中学校3年生 (通院・所得制限なし) ・入院時食事療養費1/2 (所得制限なし) ・中学校3年生→高校3年生 (18歳)(通院・入院 所得制限なし)	5,901	155,805	—	155,805	

※ 障がい者は、20歳未満の実績(20歳以上は、障がい福祉課))

23 こども家庭センター

(1) 概要

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健機能と児童福祉機能が一体的に相談支援を行う機関です。

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直したものになります。

ア 地域の全ての妊産婦・子育て家庭への支援業務

状況・実情の把握、母子保健・児童福祉に係る情報の提供等

イ 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務

相談・通告の受付、合同ケース会議の開催、サポートプランの策定やサポートプランに基づく支援等

ウ 地域における体制づくり

地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握、新たな担い手の発掘・養成、地域資源の開拓等

(2) 令和6年度新規相談受理件数

ア 児童虐待通告受理件数 37件

イ 家庭における児童の全般的な相談受理件数 684件(児童虐待通告受理件数含む)

24 ヤングケアラー支援事業

ヤングケアラーの状態にある児童の支援を行うために、ヤングケアラー・コーディネーター（社会福祉士）を配置し、実態把握、講演会等の周知啓発活動、サービス調整等を行います。

(1) 実態把握調査

- ア 対象 市内の小学5年生から中学3年生の全ての児童及び生徒
- イ 方法 タブレット端末によるアンケート調査

(2) 講演会等の開催

一般市民の方、福祉事業所・教育機関などの支援機関を対象とした、講演会や研修会を定期的
に開催し周知啓発活動を実施します。

25 青少年の健全育成

次代を担う青少年が、豊かな心を培い、健全に成長することは、私たち市民すべての願いであり、
われわれ大人に課せられた問題です。

このため市では、市民の深い理解と協力のもとに、関係機関及び団体と連携を図りながら、青少年
に対する諸施策を実施しています。

(1) 市民意識の高揚

事業名	事業の概要	令和6年度実績
松本市青少年健全育成市民大会・「松本子どもの権利の日」市民フォーラム	青少年健全育成活動を市民総ぐるみで推進するとともに、子どもの権利について考えるため、11月20日の「松本子どもの権利の日」にあわせて市民フォーラムを開催します。	期日：令和6年11月17日（日） 会場：勤労者福祉センター 参加者：約150人

(2) 青少年の意識の高揚

事業名	事業の概要	令和6年度実績
松本市子ども会リーダー講習会	地域の子ども会活動の推進を図るため、地区子ども会育成会から推薦され参加した児童に、リーダーのあり方、あそびの実技などを指導します。	期日：令和6年7月27日（土） ～28日（日） 会場：美ヶ原少年自然の家 内容：KYT、ウォークラリー
ジュニア・リーダーの育成	子どもたちの身近な存在として関わり、子ども会活動の目的や楽しさを伝える中高生ジュニア・リーダーの育成及び活動支援を行います。	研修会：7回開催 会員数：22人 活動：ジュニア・リーダーの活動について学ぶ（KYT講習、ダンス練習等）
松本子どもまつり	自然の中で遊びながら、創造性、協調性、思いやりの心を培うことを目的に実施します。	来場者数：約5,200人 参加団体：24団体

(3) 青少年の健全育成と非行防止

事業名	事業の概要	令和6年度実績
松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会	青少年をとりまく状況やいじめ問題等を把握し、青少年の指導、育成、保護及び矯正等に関する総合的施策及び関連事項について協議します。	期日：令和6年7月4日（木）
青少年の居場所づくり事業	中高生を対象に休日や放課後に活用できる体育施設や研修施設の充実を図ります。	体育施設：中央体育館、南部体育館、島立体育館 研修施設：あがたの森文化会館、あがた児童センター、Mウイング2階、勤労者福祉センター3階
子どものためのまちかど保健室	青少年の居場所スペースに、心や体に不安を抱える中高生や保護者などが気軽に相談できる「まちかど保健室」を運営します。	開設場所：あがたの森文化会館 相談日時：毎週水曜日 10時～17時 毎週金曜日 10時～16時 相談実績：49件
情報とつきあう力（メディア・リテラシー）の育成	携帯電話やインターネットなどからの有害情報に対処するため、「メディアを読み解く力の育成」の講座を市内小中学校で開催します。	開催校：小学校 23校、中学校 15校 小中学校 2校 参加者：児童・生徒 6,641人 保護者等 1,133人
「集まれ!!松本キッズ!!」	子ども向けや親子で参加できるイベント・講座等の情報発信をしています。	市の公式ホームページに掲載 ※年6回更新（隔月）
青少年薬物乱用防止対策の推進	青少年に薬物乱用が拡散する前に、広く市民運動としての青少年への薬物乱用防止運動を実施します。 薬物乱用の危険性の他、タバコや医薬品についての講座を、松本警察署、松本保健福祉事務所、（一社）松本薬剤師会を講師とし、市内小中学校で開催します。	青少年薬物乱用防止キャンペーンに参加しチラシ等を配布する啓発活動を実施しました。 開催校：小学校 25校、中学校 15校、小中学校 4校 参加者：児童・生徒 4,157人 保護者等 371人

26 子どもの権利推進事業

(1) 経過

平成25年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、令和2年3月に「第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定し、すべての子どもにやさしいまちを目指して、次のような取組みを進めています。

(2) 実施内容

事業名	事業の概要	令和6年度実績
子どもにやさしいまちづくり委員会	<p>市民・有識者等（15名）で構成する委員会を開催し、「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」の進捗状況や子どもに関する施策等について検討・審議を行っています。</p>	<p>委員会開催：5回 「第3次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」の策定 令和5年度の進捗状況の検証</p>
子どもの権利相談室「こころの鈴」	<p>子どもの権利侵害に対する救済、回復を支援するための相談室を運営しています。調査相談員4名、子どもの権利擁護委員3名体制で相談、調査、調整などを行っています。</p> <p>こころの鈴の周知のため、市内の小、中、高校の児童生徒へ、案内カード、こころの鈴通信を配布しています。</p> <p>また、児童館・児童センターで出前学習会を開催しています。</p>	<p>延相談件数：473件 こころの鈴通信4回 児童館・児童センター訪問：8回</p>
子どもの権利の普及・啓発事業	<p>① まつもと子どもの権利ウィーク 市内21施設の子どもの入館料の無料化、パネル展、ほか</p> <p>② 子どもの権利ニュースの配布 (市内の小、中、高校の児童生徒)</p> <p>③ 市内小中学校での校内放送</p> <p>④ 子どもの権利学習パンフレットの配布 (市内の小、中学校の児童生徒)</p>	<p>期間 11月17～23日</p> <p>1回</p> <p>1回</p> <p>1回</p>
「松本子どもの権利の日」市民フォーラム	<p>子どもの権利について広く周知するため、「松本子どもの権利の日」に合わせて、毎年11月に市民フォーラムを開催しています。</p> <p>令和6年度は、子どもたちの発表として、例年行っているまつもと子ども未来委員会による「市への提言」に加え、「市長・教育長VS高校生」討論会や高校生によるパフォーマンスを行うなど、内容を拡充して開催し、機運を高める取り組みを行いました。</p>	<p>参加者数 150名</p>

事業名	事業の概要	令和6年度実績
まつもと子どもスマイル運動	大人と子どもが積極的に関わりを持つことで、共に笑顔で暮らせる地域社会を目指すため、登録制により配布した「スマイルバンド」（シリコン製リストバンド）を身につけた大人が、子どもの登下校時の見守りや、笑顔で声かけ（あいさつ）などを行う事業を実施しています。	新規登録者数 101名 延登録者数 1,465名 (R6年度末)
まつもと子ども未来委員会	学校、地域、年代を越えた子どもたち（小学校5年生から高校3年生まで）が、市政や地域の課題について学び、自分たちが住むまちづくりについて考え、市へまちづくりの提言等を行っています。 令和元年度から市内大学生によるサポーターが活動を支援しています。	委員会 14回 委員 43名 サポーター 3名
子ども交流事業	子どもの権利を推進している自治体の子どもたちと松本市の子どもたちが交流する事業を実施しています。	

27 青少年育成センター

青少年の健全育成・非行防止活動として、市委嘱の補導委員による街頭補導・有害環境浄化活動を実施しています。

(1) 街頭補導活動

（令和6年度活動状況）

- ・青少年補導委員 一般 103人 学校 64人 計 167人
- ・街頭補導実施日数 204日
- ・街頭補導従事者延べ人員 1,292人
- ・補導者数 175人

(2) 有害環境浄化活動

有害図書・ビデオ自販機、有害図書取扱店、ビデオ等販売・レンタル店、カラオケルーム、ゲームセンター、パチンコ店等の実態調査と業者に対する自主規制の協力依頼

区分	令和5年度	令和6年度	前年増減
有害図書類自動販売機	0台	0台	0
ビデオ等販売・レンタル店	4店	3店	△1
カラオケボックス	10店	11店	1
ゲームセンター、ゲームコーナー	6店	5店	△1
有害図書等取扱店	55店	47店	△8

(3) 育成センターだよりの発行

街頭補導活動などを周知するため、広報紙を1,750部（年6回）発行し、関係機関へ配布しています。

28 子どもの支援・相談スペースはぐルツポ設置・運営事業

主にひきこもり状態にある市内の小・中学生を対象として、支援の場所を設置し、学習のサポートや相談業務を行うことで、ひきこもり状態を改善するとともに、子育てしやすい環境を整備することを目的として、平成25年から開所しています。

(1) 実施場所

松本市浅間温泉1-5-1 浅間荘14号（令和4年5月に移転）

(2) 実績（令和6年度延べ利用人数等）

ア 居場所延べ利用者 3,343人

イ 居場所実施日 175

29 若者の地域・社会参画の推進

若者が地域や多様な人と関わる機会を創出し、地域への愛着や関心を高めるとともに、未来の担い手となる若者が地域で活躍できるように総合的な支援を進めます。

(1) 令和6年度の実績状況

ア 人材育成

(ア) 高等学校「探究学習」の支援

(イ) 信州大学寄付講義「松本市魅力発見ゼミ」の支援

イ 若者の活動支援

(ア) 松本をもっとよくしようプロジェクト（まつもっと）

a 令和元年に信州大学と松本市が協働で発足したプロジェクト

b 学割カエルパのPR活動、ぼくらのまつもとデジタルマップ、街歩きイベントの開催

(イ) 松本市若者チャレンジ応援事業補助金

a 若者自らが松本市の地域課題の解決や魅力向上に取り組む対処事業に補助金を交付

b 補助金額の上限10万円、補助率10分の10以内

c 令和6年度実績 9事業（交付額573千円）

ウ 学割でおトクにかえるパスポート（学割カエルパ！）事業

(ア) 市内の大学等と本市との協働により、学生を地域ぐるみで応援する環境づくりの推進

(イ) 協賛店とコラボイベントの開催

(2) 今後の取組み

ア 次代を担う若者の人材育成として、高校生の探究学習及び大学生の地域活動を支援し、若者会議をはじめ若者同士が交流できるネットワークの構築を進めます。

イ これまで地域との関りが希薄とされてきた若者層への働きかけを強化し、若者が地域で活躍

する機会を増やし、若者の社会参画の裾野を広げていきます。

30 ハタチの記念式典開催事業

若者の U ターンや地域での活躍を促すため、二十歳の若者で組織する実行委員会が主体的に企画運営する「ハタチの記念式典」を開催します。

(1) 令和 6 年度実績

- ア 参加者数 1,705 人
- イ 出席率 77.4 %

31 結婚支援事業

(1) 目的

人口定常化戦略の一環として、結婚を希望する方の成婚に向けたサポートを行います。

(2) 主な経過

- 平成 9 年度 四賀村において結婚推進課を設置
- 17 年度 合併に伴い四賀支所健康福祉課に結婚推進係を設置
- 23 年度 長野県が開設する「ながの結婚マッチングシステム」の活用を開始
- 30 年度 市民活動サポートセンターでの出張結婚相談を開始
- 令和 5 年度 全市的な取組みとするため、本庁舎に結婚相談員を常駐

(3) 内容

ア 結婚相談業務（予約制）

(ア) 相談日

月曜日、水曜日、木曜日、第 2 土曜日、第 4 日曜日

(イ) 場 所

なんなんひろば 2 階 結婚相談室

イ 出合いのイベント（年 2 回）

32 結婚新生活支援事業補助金

(1) 目的

婚姻又はパートナーシップ宣誓に伴い新たな生活を始める世帯に対して、経済的不安を軽減し、少子化対策の強化を図るため、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、補助金を交付します。

(2) 内容

ア 補助対象

婚姻又はパートナーシップ宣誓に伴う住宅取得費用、貸借費用、引越費用、リフォーム費用

イ 補助金額

夫婦ともに 29 歳以下の世帯：最大 70 万円、夫婦ともに 39 歳以下の世帯：最大 40 万円

- ウ 所得要件
夫婦の所得の合計金額が 500 万円未満
- エ 令和 6 年度実績
207 件 65,234 千円

33 奨学金返還支援事業補助金

(1) 目的

市内中小企業の人材確保を図るとともに、若年層の地元企業への就職や定着を促進するため、松本市に居住する若者の経済的支援を行います。

(2) 内容

ア 補助対象

- (ア) 学校教育法に規定する高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校（専門課程）の在学中に奨学金の貸与を受け、自ら返還している方
- (イ) 松本市に居住し、市内に本社・本店を有する中小企業等に就職した正規雇用の方
- (ウ) 年齢が 35 歳未満の方

イ 補助対象奨学金

日本学生支援機構が貸与する奨学金、地方公共団体が貸与する奨学金

ウ 補助金額及び補助期間

当該年中に返還した奨学金の 2/3 以内(上限 15 万円/年、最大 5 年間)

エ 令和 6 年度実績

70 件 6,736 千円

34 青少年ホーム事業

若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを通じ、自分づくり、仲間づくりを進めるとともに、ひきこもりの若者を含め、社会で生きていく力を培うことを支援しています。

また、若者が成長し、社会で活躍できるように、若者の多様な社会参画を進めています。

(1) 利用状況 個人登録制（利用者の会 会費年間 200 円）

年度	延利用者数	登録者数
4	6,149 人（ホーム 3,820 人 体育館 2,329 人）	167 人
5	6,275 人（ホーム 3,610 人 体育館 2,665 人）	185 人
6	6,115 人（ホーム 3,490 人 体育館 2,625 人）	162 人

(2) 利用対象者 松本市に居住し、通学し、又は勤務する 15 歳以上 35 歳未満の青少年

(3) 事業内容

ア ヤングスクール、キャリアアップセミナーの実施

- イ ヤングキャリアメンターによる若者の職業問題やキャリア形成等に関する若者お悩み相談事業
- ウ 青少年ホーム利用者の会の自主活動、所属クラブの育成・支援
- エ 若者をはじめとした、なんなんひろば利用者が自由に過ごし、交流できるゆるやかな居場所として「なんなんフリースペース」の実施
- オ 機関紙（nanmatsu）を年3回発行
- カ コーディネーターと連携し、ひきこもりの若者も参加しやすい講座、イベントの実施
- キ 青少年のひきこもりに対する支援として「ひきこもり研修会」の実施

10 環境エネルギー

1 環境基本計画

(1) 経過

平成 10 年 3 月	松本市環境基本条例制定
11 年 12 月	松本市環境基本計画を策定
20 年 10 月	松本市一般廃棄物処理計画（平成 20 年度～平成 29 年度版）を策定
23 年 7 月	第 3 次松本市環境基本計画を策定
29 年 3 月	第 3 次松本市環境基本計画（平成 28 年度改訂版）を策定
30 年 3 月	松本市一般廃棄物処理計画（平成 30 年度～令和 9 年度版）を策定
31 年 2 月	松本市災害廃棄物処理計画を策定
令和 3 年 8 月	第 4 次松本市環境基本計画を策定

(2) 進行管理及び評価

「松本市の環境（松本市環境基本計画年次報告書）」を年 1 回発行

(3) 環境審議会

松本市環境基本条例に基づき設置された諮問機関で、環境保全に係る基礎的事項について、調査、審議等を行っています。

2 ゼロカーボン推進事業

(1) 経過

平成 13 年 4 月	松本市住宅用太陽光発電システム等設置補助金を創設
23 年 11 月	松本市地球温暖化対策実行計画を策定
28 年 7 月	松本市地球温暖化対策実行計画（平成 28 年度改訂版）を策定 松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画を策定
29 年 6 月	松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金を創設
9 月	松本市再生可能エネルギー導入支援事業補助金を創設
11 月	「温暖化対策ビジネスフォーラム in まつもと」を開催
30 年 4 月	松本市住宅用太陽光発電システム等設置補助金を松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金に統合
31 年 2 月	竜島温泉に木質バイオマス熱利用設備（チップボイラー）を導入
令和 2 年 1 月	世界首長誓約/日本に署名
2 月	松本市環境配慮型公共施設整備指針を策定
12 月	気候非常事態宣言及び 2050 ゼロカーボンシティ表明
4 年 2 月	松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの設立
4 月	乗鞍高原地域が環境省の「脱炭素先行地域」に選定
6 月	松本市ゼロカーボン実現条例の制定
7 月	松本市役所ゼロカーボン実現プランを策定（松本市地球温暖化対策実行計画）

(事務事業編)を改定)

8月 まつもとゼロカーボン実現計画を策定(松本市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を改定)

令和5年12月 松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例を制定

令和6年4月 松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例を施行

令和6年8月 松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社の設立

令和6年9月 「気候市民会議まつもと」を開催

令和7年3月 「ゼロカーボン市民アクションプラン in まつもと」が完成

令和7年4月 松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社が事業の本格稼働を開始

(2) 世界首長誓約/日本への署名

松本市は、世界首長誓約/日本へ署名して、地球温暖化に関する3つの事項に取り組むことを誓約、気候変動への取り組みを行い、パリ協定への貢献を進める首長・自治体であることを表明しました。

(3) 気候非常事態宣言及び2050ゼロカーボンシティ表明

松本市は、松本の豊かな資源が生み出す再生可能エネルギーの活用や3Rの推進による、省資源、省エネルギーの徹底などを盛り込んだ、「松本市気候非常事態宣言～2050ゼロカーボンシティを目指して～」を表明しました。

(4) 松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの設立

松本平における脱炭素事業の推進を図るため、産学官が連携して推進する組織「松本平ゼロカーボン・コンソーシアム」を設立しました。

(5) 脱炭素先行地域の選定

国が先行的に脱炭素施策を行う自治体に対して、重点的支援を行う脱炭素先行地域に乗鞍高原地域が採択されました。

(6) 松本市ゼロカーボン実現条例の制定

脱炭素に関し、市、事業者及び市民それぞれの責務や、今後の脱炭素施策の基本方針等を定めた松本市ゼロカーボン実現条例を制定しました。

(7) 松本市役所ゼロカーボン実現プランの策定

実現条例の制定に基づき、松本市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を改定し、令和4年7月に新たに「松本市役所ゼロカーボン実現プラン」を策定しました。本計画は令和2年度に策定した松本市環境配慮型公共施設整備指針を統合したものです。

(8) まつもとゼロカーボン実現計画の策定

実現条例の制定に基づき、松本市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を改定し、令和4年8月に新たに「まつもとゼロカーボン実現計画」を策定しました。本計画は平成28年度に策定した松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画を包含するもので、かつ新たに松本市気候変動適応計画を位置付けたものです。

(9) 松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例の制定

松本市ゼロカーボン実現条例第11条に定める再生可能エネルギーの適正な導入を推進することを目的に、市域における太陽光発電設備の設置、維持管理等に関し必要な事項を定めた「松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例」を制定しました。

(10) 松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社の設立及び事業開始

地域内における再生可能エネルギーの開発、調達、供給等、脱炭素に関連する事業の中心的役割

を担う地域エネルギー事業会社である松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社を設立しました。

また、令和7年4月1日から松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社による、松本クリーンセンターでの廃棄物発電により得られた再エネ電力の供給が、市有施設 56 施設を対象として開始されました。

(11) 松本市地域エネルギー導入支援事業補助制度の創設

2050年のゼロカーボンシティ実現に向け、既存の松本市太陽光発電設備導入加速化補助金の補助対象等を拡充し、再生可能エネルギーの地産地消及び地域裨益を促す新たな補助制度である松本市地域エネルギー導入支援事業補助金を創設しました。令和8年度から、令和7年以降に設置する設備に対する補助を実施予定

(12) 気候市民会議まつもとの開催

まつもとゼロカーボン実現計画に掲げた目標を達成するため、市民と共に具体的な行動を検討する気候市民会議を信州大学と共に開催し、市民の行動変容策である「ゼロカーボン市民アクションプラン in まつもと」をまとめました。

3 食品ロス削減事業

(1) 経過

- 平成23年5月 「残さず食べよう！30・10運動」を開始
- 24年度 「ごみの分別と食べ残し」をテーマに園児を対象とした参加型環境教育を開始
- 25年度・28年度 食品ロス削減に係る調査事業を実施
- 26年度 おうちで「残さず食べよう！30・10運動」を開始
食品ロス削減啓発用紙芝居を作成
- 27年度 環境省モデル事業で、市内3小学校で学校給食における食べ残し量調査を実施
- 28年度 小学校3年生を対象とした環境教育事業を開始
「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を開始
- 29年10月 「第1回食品ロス削減全国大会」を開催
- 31年12月 食品ロス削減啓発用絵本を作成
- 令和元年10月 食品ロス削減シンポジウムを開催
- 3年 2月 第2回食品ロス削減シンポジウム（オンライン）を開催
3月 松本市食品ロス削減推進計画を策定
- 4年 2月 まつもとフードシェアマーケットを開始
10月 第1回もったいないクッキンググランプリを開催
- 5年 10月 第2回もったいないクッキンググランプリを開催
11月 社会貢献型インターンシップ「クラダシチャレンジ」を波田地区にて実施
- 6年 10月 第3回もったいないクッキンググランプリを開催
11月 社会貢献型インターンシップ「クラダシチャレンジ」を奈川地区にて実施

(2) 令和6年度の取組み

ア 園児を対象とした参加型環境教育を、公立44園に加え、私立・国立17園で実施し、小学3年生を対象とした環境教育を、市内29校で実施しました。

イ おうちで「残さず食べよう！30・10運動」（家庭における食品ロス削減の取組み）

- (ア) 毎月 30 日を「冷蔵庫クリーンアップデー」、毎月 10 日を「もったいないクッキングデー」として取組みを推進しています。
- (イ) 松本大学との連携で作成した「もったいないクッキングレシピ集」を小学校の環境教育などで活用しました。レシピは、レシピ掲載サイト「クックパッド」内の「消費者庁のキッチン」でも公開されています。
- (ウ) 食品ロス削減月間（10月）に、「残さず食べよう！30・10運動 おうちで食べきりキャンペーン」として、小売店でのポスター一斉掲出を行いました。
- (エ) 各家庭で食品ロス問題や家庭でできる取組みについて知り、実践を促すために、食品ロスや生ごみの削減につながる料理のアイデアを広く募集し、優秀なレシピを表彰する「第3回もったいないクッキンググランプリ」を開催しました。

ウ おそとで「残さず食べよう！30・10運動」（飲食店における食品ロス削減の取組み）

- (ア) 市内飲食店や小売店、事業所を対象として「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を実施し、平成30年9月から、小売店も推進店として認定しています。（令和6年度末 409件（飲食店283・小売店42・事業所126））
- (イ) おそとで「残さず食べよう！30・10運動」の周知啓発のため、食品ロス削減月間である10月及び忘新年会シーズンの12月と1月に、職員がのぼり旗をもって飲食店の集中する松本駅前等で、宴会に参加する方をターゲットとして、啓発用ポケットティッシュを配布する「30・10キャラバン」を計3回実施しました。
- (ウ) おそとで「残さず食べよう！30・10運動」の「乾杯後30分」と「お開き前10分」の時間の設定について、30分と10分会食のスタイルや参加者に合わせて調節できることを広く周知するために啓発ポスターを刷新し、全推進店及び希望する推進事業所へ配布しました。

エ 市内で活用を推進しているフードシェアリングサービスを「まつもとフードシェアマーケット」と称しソーシャルグッドマーケットKuradashi、自治体運営型フードシェアリングサービスまつもとタバスケを活用して事業系食品ロスの削減を進めました。また、令和6年11月には食品ロスに関心のある学生が、農業体験等を通じて食品ロス問題や地域課題等を考え、地域へ提案する社会貢献型インターンシップ「クラダシチャレンジ」を奈川地区で実施しました。

4 環境教育事業

- (1) エコスクール事業、小中学校環境教育支援事業等による環境学習講座の実施、松本市地球温暖化防止市民ネットワークによる環境保全啓発活動を実施しました。

ア エコスクール実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
講座開催数	14回	18回	18回
参加人数	225名	174人	321人

【実施内容】塩沢川ホテル観察会、ペットボトルから繊維を作ろう、アルプスヘライチョウに会いに行こう、ロケットストーブを作ってみよう、ワシ・タカウォッチング、化石を通して地球を学ぼう、冬の自然観察会、チョウを観察しよう、ソーラーライトづくり等

イ 松本市環境教育支援事業の実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施校数	18校	17校	17校
実施事業	43事業	50事業	30事業
実施プログラム数	19講座	23講座	18講座
参加人数	2,294名	2,599名	1,322名

【実施内容】リバーアドベンチャー、木の授業とバームクーヘン作り、炭用石窯でピザ焼体験、体感&体感！自然体験学習！、体感プログラムを中心とした自然体験学習、水辺の生物の観察会、ぬかくご飯焼き体験、地域発見ウォーキング、生き物から学ぶ環境学習等

5 eco オフィスマつもと認定事業

松本市環境基本計画を事業者の立場から推進するため、省エネや節電、ごみの減量化、エコ通勤など、環境に配慮した取組みを行っている事業所を「eco オフィスマつもと」として認定する事業を27年度から実施しています。令和6年度は三つ星事業所3社を優秀事業所として表彰しました。

令和6年度末認定事業所数 59事業所（☆：33事業所、☆☆：11事業所、☆☆☆：15事業所）

6 環境保全対策

(1) 水質汚濁防止対策

ア 公共用水域水質調査

- (ア) 調査目的 水質汚濁防止法第15条第1項に基づく公共用水域の水質監視
- (イ) 調査場所 3河川1湖沼5か所 犀川(島々谷川合流点上、水殿ダム下)、田川(新田川橋)、鎖川(鎖川橋)、美鈴湖(流出部)
- (ウ) 調査回数 通年 河川：年24回〈田川(新田川橋)、鎖川(鎖川橋)〉、年12回〈犀川(島々谷川合流点上)〉、年4回〈犀川(水殿ダム下)〉、湖沼：年8回〈美鈴湖(流出部)〉
- (エ) 調査項目 69項目(BODなど環境基準項目他)

イ 市内河川定点水質調査

- (ア) 調査目的 市内主要河川の水質汚濁状況の把握
- (イ) 調査場所 18河川30か所
- (ウ) 調査回数 年2~4回
- (エ) 調査項目 BODなど13項目

ウ 市内河川底質・水質健康項目調査

- (ア) 調査目的 市内主要河川の底質(底泥)及び水質の健康項目状況の把握
- (イ) 調査場所 1か所
- (ウ) 調査回数 年1回
- (エ) 調査項目 底質はカドミウムなど6項目、水質健康項目はカドミウムなど14項目

エ 市内河川水生生物調査

- (ア) 調査目的 市内主要河川の水質状況を水生生物により評価
- (イ) 調査場所 市内河川13か所

- (ウ) 調査回数 年1回
- (エ) 調査方法 平成11年7月の環境庁・建設省指定調査方法による

オ 市内地下水水質調査

- (ア) 調査目的 水質汚濁防止法第15条第1項に基づく地下水の水質監視
- (イ) 調査場所 18か所
- (ウ) 調査回数 年1回
- (エ) 調査項目 有機塩素系溶剤など15項目(13か所)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(3か所)、ほう素(2か所)

カ 水質汚濁防止法等特定事業場立入検査

- (ア) 目的 水質汚濁防止法又は長野県良好な生活環境の保全に関する条例に基づく特定事業場の排水監視

- (イ) 立入回数 71事業場 延べ87回 (令和7年3月31日現在)

(2) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場において、その施設が廃止された際に土地の所有者等に土壌汚染状況調査を義務付け、その結果汚染が判明した場合は汚染の除去等必要な措置を講ずるよう定めています。

- ア 土壌汚染調査の結果、汚染が判明し区域を指定した件数 3件
- イ 一定規模以上の土地の形質の変更届出書受理件数 21件

(3) 騒音・振動防止対策

ア 道路交通環境調査

- (ア) 調査目的 道路交通環境対策のための基礎資料
- (イ) 調査場所 市内主要道路沿い6か所
- (ウ) 調査回数 年1回
- (エ) 調査項目 3項目(騒音レベル、振動レベル、交通量)

イ 長野自動車道沿道騒音調査

- (ア) 調査目的 周辺住民の生活環境保全のための測定
- (イ) 調査場所 2か所
- (ウ) 調査回数 年1回
- (エ) 調査項目 2項目(騒音レベル、交通量)

ウ 一般環境騒音調査

- (ア) 調査目的 地域類型ごとの環境基準達成状況調査
- (イ) 調査場所 3か所
- (ウ) 調査回数 年1回
- (エ) 調査項目 1項目(騒音レベル)

(4) 大気汚染防止対策

ア 大気常時監視

- (ア) 調査目的 大気汚染防止法第22条第1項に基づく大気の常時監視
- (イ) 調査場所 2か所(一般環境大気測定局(庄内)、自動車排出ガス測定局(渚交差点))
- (ウ) 調査回数 通年(1時間ごと)
- (エ) 調査項目 松本庄内局:4項目、松本渚交差点局:4項目

イ 有害大気汚染物質常時監視（1か所、月1回、21項目）

ウ 微小粒子状物質成分測定（1か所、年1回、21項目）

(5) 悪臭防止対策

工場その他の事業場から事業活動に伴って発生する悪臭について臭気指数規制で対応しました。

(6) 地下水の保全

ア 松本市水環境を守る条例

地下水の保全と地下水利用の適正化を図るため、水環境を守る条例に基づき動力を用いた吐出口口径 25mm 以上の地下水採取施設については、採取者が届出をすることとなっています。

・届出数 576 件（令和 7 年 3 月 31 日現在）

イ 地下水位測定

(ア) 清水、島立、今井の 3 地点で常時監視

(イ) 松本城周辺 4 か所で年 2 回、測定を実施

令和 6 年度の地下水位の変動は、前年とほぼ同様の変化を示しました。

ウ アルプス地域地下水保全対策協議会（平成 24 年 2 月 24 日設立、11 市町村及び県で構成）

協議会のなかで、松本盆地を 1 つの水がめとしてとらえた広域的な地下水の保全・かん養や適正利用の方策をさぐるとともに、地下水に関する調査や研究を進めています。

平成 31 年 2 月に「地下水の保全及びかん養に関する指針」が策定され、今後は、この指針に基づき他市町村とともに広域的に取り組んでいきます。

(7) 開発行為または建築確認申請時における公害未然防止指導

(8) 公害苦情件数

（単位：件）

年度	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
R4	48	28	2	0	11	1	0	6	0
R5	69	37	1	0	19	2	0	9	1
R6	61	27	0	0	26	0	0	5	3

(9) 生物多様性の保全

「松本市生物多様性地域戦略」（平成 28 年 3 月策定）の 3 つの取組方針「学習し、広める」「想像し、考える」「実践し、活かす」と行動計画に基づき、生物多様性の保全を進めます。

ア 生物多様性モニタリング調査

アルプス公園でオオムラサキを中心としたチョウ類調査を行いました。

イ 市民参加型生物調査

市民ツバメ調査を 4 月から 8 月にかけて実施しました。

ウ ゴマシジミ保護回復事業

発生地で成虫の頭数調査を実施しました。

(10) 公衆トイレ管理

ア 公衆トイレの清掃等維持管理

イ 公衆トイレに関する苦情処理

7 葬祭事業

平成 17 年 4 月、葬祭センターに係る市直営業務（施設使用許可等の管理業務）と委託業務（火葬

業務等)の管理運営の一元化を行い、市民サービスの一層の向上と効率的な運営を図るため、指定管理者制度へ移行しました。

(1) 施設の概要

ア 位 置 松本市蟻ヶ崎4丁目10番1号
 イ 敷地面積 9,500.55㎡
 ウ 延床面積 2,422.27㎡
 エ 構造 鉄筋コンクリート造平屋建一部2階建
 オ 施設の内容 火葬棟、倉庫棟、中央ホール棟、収骨棟、待合棟
 カ 炉 数 ・火葬炉 6基 ・動物炉 1基
 キ 事業費 2,005,880千円(建設事業費)

(2) 令和6年度葬祭業務取扱件数 ()内は令和5年度 (単位:件)

区 分	市 内	市 外	合 計	区 分	市 内	市 外	合 計
火 葬	(2,698)	(209)	(2,907)	葬 具	(75)	(1)	(76)
	2,821	235	3,056		43	0	43
待 合 室	(2,297)	(129)	(2,426)	祭 壇	(0)	(0)	(0)
	2,419	149	2,568		0	0	0
霊 柩 車	(238)	(16)	(254)	動物火葬	(1,167)	(116)	(1,283)
	211	14	225		1,184	114	1,298

※火葬は、死体、死産児、胞衣の合計件数

8 霊園

現在、市営10霊園合計で、13,604基の管理を行っています。

中山霊園の第1次造成は昭和62年度で終了し、第2次造成事業は平成2年度から平成15年度までに墓所造成を行い、19年度までに募集、貸付を行いました。

また、市民の新規墓地需要に応えるため、第3次造成事業計画を策定、既存霊園南側隣接地を約8.4ha拡張し、約2,000基の墓所造成を行い、平成20年度から需要を把握し貸付を行っています。

平成18年度までに造成工事の実施計画・測量調査を行い、19年度に事業用地を松本市土地開発公社から取得、造成工事を実施し、平成20～令和6年度には1,264基の墓所造成、貸付を行いました。

平成23年度には、中山霊園シンボルタワーを改修し、埋蔵数800体(個別埋蔵400体、共同埋蔵400体)の合葬式墳墓を整備し、平成24年度から供用を開始しました。平成29年度には共同埋蔵場所を、令和元年度には個別埋蔵場所の増設を行いました。(個別埋蔵 800体、共同埋蔵 1,200体)

さらに、多様化する墓地需要に対するため、樹木式埋蔵場所960体分を29年度に整備し、令和2年度から生前申請の受付を開始しました。

(1) 霊園別概要

No.	霊園名	面積(㎡)	1区画面積(㎡)	墓所数(基)
1	蟻ヶ崎霊園	16,863	2~20	2,445
2	並柳霊園	1,952	3.3~6.6	482
3	中山霊園	140,855	4~16	9,283
4	奈川霊園	822	6~12	116
5	あずさがわ霊園	1,335	6~9	206

6	上野霊園	744	4～6	125
7	横沢霊園	71	5.48	13
8	さみぞ霊園	1,027	4.1～6	173
9	下原霊園	2,204	4.8～7.3	368
10	つつじヶ丘霊園	2,358	6	393
合 計		168,231	—	13,604

(2) 中山霊園の墓所造成実績

造成期	第1次造成	第2次造成	第3次造成	(第3次造成年度別内訳)				
年度	S43～S62	H2～H15	H20～	H20～R2	R3	R4	R5	R6
基	4,415	3,604	1,264	1,147	—	51	—	66

9 広域葬祭センター

昭和53年2月1日に1市4町12村による南安松筑広域環境施設組合を設立（現在は、構成市町村の合併により2市4村 名称は安曇野松筑広域環境施設組合）し、施設は老朽化及び住民サービスの向上にむけて全面改築を行い、平成13年3月に竣工しました。

施設の概要

- (1) 場 所 安曇野市豊科田沢 7881-1
- (2) 面 積 敷地 42,183 m² 建物 2,098.35 m²
- (3) 設 備 火葬炉 5 基 小型炉 1 基
- (4) 事業費 1,237,510 千円（建設事業費）
- (5) 取扱件数 令和6年度火葬（死体・死産児・胞衣）1,655 件（内 松本市民利用 146 件）

10 ポイ捨て防止及び不法投棄防止対策

(1) ポイ捨て防止対策

たばこ、空き缶等のポイ捨て防止、家電製品等の不法投棄を防止するため、松本市ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例を制定し、平成13年4月1日から施行しました。ごみゼロ運動、散乱ごみ追放キャンペーンを実施するほか、県内プロスポーツ団体の試合会場や松本駅前での桃太郎旗等の掲示やポケットティッシュの配布による啓発活動とごみ拾いを行い、ポイ捨て防止の呼びかけを実施しています。

(2) 不法投棄防止対策

ア 現在の取組み

- (ア) 不法投棄の防止及び早期発見のため環境美化巡視員（6年度495名）を委嘱するとともに、環境業務課行動班によりパトロール及び早期回収に取り組んでいます。
- (イ) 不法投棄防止看板を作成し啓発活動を進めるとともに、平成15年度から不法投棄防止のためのフェンスを年次計画により設置しています。
- (ウ) 廃タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベの特別収集を年1回松本クリーンセンターで実施しています。

イ 不法投棄処理量

年度 種別		年		比較	備考
		R5	R6		
実施日数		137	139	1.5%	
実施箇所		266	238	△10.5%	
処理量 (t)	可燃ごみ	3	3	0%	
	不燃ごみ	2	1	△50.0%	
	合計	5	4	△20.0%	
特定家庭用機器 (台)	テレビ	53	38	△28.3%	平成13年4月から家電リサイクル法の施行により、粗大ごみとしての収集を廃止しました。
	冷蔵庫 冷凍庫	5	9	80.0%	
	洗濯機	3	3	0%	
	エアコン	0	1	100.0%	
	合計	61	51	△16.4%	

ウ 今後の取組み

警察及び市民と連携・協力し、パトロールの強化、投棄者の発見及び迅速な回収処理に努めるとともに、不法投棄防止の啓発を行います。

11 環境衛生事業

(1) 環境衛生協議会

各町会単位に環境衛生部があり、この環境衛生部が集まって地区環境衛生協議会が組織され、さらに地区環境衛生協議会の連合体として松本市環境衛生協議会連合会が組織されており、自主的に環境衛生思想の普及や各種事業を実施し、市の環境行政に積極的に協力しています。

(2) 環境美化巡視員

平成13年4月に施行された松本市ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例に基づき、ポイ捨てや不法投棄の通報及びその防止のための啓発を行い、地域住民と協力して住みよい環境づくりにあたるため、町会環境衛生部長と地区環境衛生協議会長を環境美化巡視員に委嘱しています。

(3) 河川をきれいにする会

主要河川について、河川をきれいにする会が18団体組織されており、定期清掃などの環境美化活動が市民により自主的に行われています。

(4) 合併処理浄化槽設置整備事業

ア 経過

(ア) 平成元年4月に、生活排水による公共水域の水質汚濁防止並びに市民の快適な生活の確保を図るため、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を制定しました。

(イ) 平成13年4月には事業所等に設置される大型合併処理浄化槽を新たに補助対象とする要綱の改正を行いました。

イ 補助対象区域

公共下水道処理区域外

ウ 補助金額

人槽区分	補助実績(基)		
	R4	R5	R6
5人槽まで	3	6	5
6～7人槽	0	1	3
8～10人槽	0	1	0
11人～20人槽	0	0	1
21人～30人槽	0	0	0
31人～50人槽	0	0	0
51人槽以上	0	0	0
合計	3	8	9
補助金額(千円)	776	2,720	3,478

エ 清掃費補助

公共下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置を推進するため、平成14年度から合併処理浄化槽の清掃に対し補助金を支出しています。

(ア) 補助対象区域 公共下水道処理区域外

(イ) 補助金額 補助率1/2 補助限度額 2万円

(ウ) 令和6年度補助実績 229件 補助金額 3,985千円

(5) し尿年間収集量(浄化槽汚泥を含む。) (単位:kl)

年度	収集量	し尿許可業者			直営
		し尿	汚泥	雑排水	し尿
R4	8,258	4,398	3,689	135	36
R5	8,080	4,367	3,541	138	34
R6	7,855	4,209	3,510	104	32

(6) 浄化槽の管理指導及び保守点検業者の登録に関する事務(中核市事務)

令和6年度保守点検業者登録件数 1件

(7) 浄化槽放流水の水質検査(中核市事務)

令和6年度立入調査(水質検査) 25件

12 清掃事業

(1) ごみ・資源物年間収集量 (単位:t)

年度		R4	R5	R6
可燃ごみ	家庭系	36,770	33,529	33,129
	事業系	39,496	38,398	37,827
	合計	76,266	71,927	70,956
	前年対比	△0.0%	△5.7%	△1.3%
埋立ごみ	家庭系	412	381	361
	事業系	303	277	281
	合計	715	658	642

	前年対比	△5.2%	△8.0%	△2.4%
破碎ごみ	家庭系	107	104	104
	事業系	196	234	245
	合計	303	338	349
	前年対比	7.4%	11.7%	3.3%
資源物	収集・持込み	6,912	6,989	6,778
	集団回収	1,133	1,069	1,047
	合計	8,045	8,058	7,825
	前年対比	△2.3%	0.2%	△2.9%
粗大ごみ (台)	軒先回収・持込み	4,411	4,213	4,527
	前年対比	△3.6%	△4.5%	7.5%
合計		85,329	80,981	79,772
前年対比		△0.3%	△5.1%	△1.5%
リサイクル率		9.5%	10.1%	9.9%

(2) ごみ減量対策事業

ア 松本市一般廃棄物処理計画

平成4年度に第1次ごみ減量推進行動計画(4~13年度)及びごみ処理基本計画(5~24年度)を策定、平成14年度に第2次ごみ減量推進行動計画(14~22年度)を策定し、ごみ減量と資源化の推進に取り組んできましたが、合併等により計画と現状に隔たりが生じてきたため、平成20年度に平成29年度までの10年間を計画期間とした松本市一般廃棄物処理計画を策定しました。

平成29年度末には、松本市一般廃棄物処理計画(平成30年度~令和9年度版)を策定し、1人1日当たりの家庭系ごみ・事業系ごみの排出量を平成24年度比でそれぞれ10パーセント、30パーセント削減する目標を掲げ、令和5年度に中間見直しを行い、2050ゼロカーボンシティの実現に向けて更なる3Rの推進を図っています。

イ 再資源化の推進

焼却ごみの削減と再資源化の推進を図るため、3R(発生抑制、再利用、再生利用)徹底によりごみ減量の推進を図っています。

(ア) 資源リサイクル事業の推進

年々増加するごみ量に対処するため、焼却経費の節減、埋立量の削減、資源物の有効利用等を目的として昭和53年から市民の協力を得る中で、資源リサイクル運動を開始しました。

平成16年度からは分別基準を、可燃ごみ、埋立ごみ、資源物、粗大ごみ、破碎ごみの5分別としました。また、資源リサイクル運動を推進するため、有価資源物リサイクル事業実施町会及び集団回収を実施する団体に助成金を交付し、資源物の回収を促進しています。

(イ) プラスチックの再資源化

a 容器包装プラスチックの再資源化

平成9年に容器包装リサイクル法が施行されたことに伴い、平成17年4月から容器包装プラスチックの再資源化を行っています。

b プラスチック資源の一括回収の実施

令和3年度に環境省「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」に採択され、モデル地区2地区(島内地区、安曇地区大野川区)で容器包装プラスチック及び製品プラスチックの一括回収を試験的に実施しました。支援事業の結果を基に、焼却施設から発生する二酸化炭素排出量を削減し、プラスチック類の再資源化を推進するため、「プラス

チック資源」として容器包装プラスチック及び製品プラスチックの一括回収を、令和5年1月からは脱炭素先行地域である安曇地区大野川区で、令和5年4月からは市内全域で実施しています。

あわせて、製品プラスチックのうち指定29品目で大型のものは、「大型プラスチック資源」として再資源化を始めました。

(ウ) 廃食用油の再資源化

廃食用油（てんぷら油）の再資源化を推進するため、平成17年4月から全地区での回収を開始し、平成25年からは市外の業者に収集運搬及び処理業務を委託して、バイオディーゼル燃料への再資源化を行っています。

(エ) 使用済小型家電製品の再資源化の取組み

小型家電リサイクル法の施行に伴い、使用済小型家電製品の再資源化に向け、平成24年11月からモデル事業による収集を開始し、平成26年4月からは全地区の資源物ステーションで回収を行っています。

(オ) 福祉施設との協働により資源物の常時回収場所を平成18年度から設置しています。（市内15か所）

(カ) 平成23年度に紙類常設回収場所を5か所設置（試行）し、24年度には回収場所を28か所に、26年度には32か所に拡大して、小紙片等の再資源化を進めています。

(キ) 剪定枝等資源化事業

公共施設から発生する剪定枝等をバイオマス発電の燃料として再資源化し、焼却ごみの減量を図っています。

(ク) 不用食器リサイクル事業

家庭で不用となった食器を回収し、状態の良いものは無料配布（リユース）、その他のものは新しい製品の原材料とする（リサイクル）事業を市民協働で実施しています。令和6年度は波田と入山辺の2か所で開催し、計10.2トン再資源化しました。

(ケ) 松本キッズ・リユースひろば事業

ごみの減量と子育て世代への支援を目的として、家庭で使わなくなった育児・子ども用品を無料で回収・配付する事業を実施しています。令和6年度は6回の配付会を開催し、計13.5トンの育児・子ども用品を必要とされている方に配付しました。

ウ プラスチックごみ削減事業

ごみの減量及びゼロカーボン実現に向けて、使い捨てプラスチックを中心とした削減事業を体系化し、「ワンウェイプラスチック削減ミッション」として取組みを推進しました。

(ア) マイボトル利用促進事業

地域資源である豊富な美味しい水を活かし、マイボトルを利用しやすい環境を整備することで、ペットボトル使用量を削減するとともに、市民の環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進します。令和3年度から信州大学との連携により、アクアスポットswee（マイボトル専用無料給水設備）を毎年度5か所ずつ設置してきており、令和6年度も16か所目として新たに村井駅に追加設置しました。

(イ) テイクアウト容器リユースシステム構築事業

飲食店からのテイクアウト利用時に発生するプラスチックごみを削減するため、リユース容器の普及・定着を目指して、「アルパッケ」を活用したテイクアウト容器リユースシステム

構築事業を実施しました。

(ウ) イベント用リユース食器導入事業

イベントにおいて多量に排出される使い捨て食器によるごみの削減及び街をあげて環境配慮に取り組む機運の醸成を図るため、リユース食器のリース事業を市内に展開し、リースに係る費用に対して補助金を交付するイベント用リユース食器導入事業を実施しました。松本山雅FCホームゲーム、りんご音楽祭等でリユース食器が使用されています。

(エ) 特定プラスチック転換支援事業

事業者による脱プラスチックの取組みを推進するため、宿泊施設のアメニティ等のプラスチック使用製品をバイオマス素材が配合された製品等へ転換する場合に、その費用を支援する特定プラスチック転換支援事業を開始しました。

エ 事業所のごみ減量推進

事業系ごみの減量を推進するため、多量排出事業者に対し、ごみ減量行動計画書並びに廃棄物管理責任者選任届の提出を義務付けるとともに、「事業系ごみの分け方・出し方」を活用して、適正なごみの分別がされるよう周知・啓発を図っています。また、中核市移行に伴い県から産業廃棄物に係る業務が移譲されたことから、事業所への立入検査を強化し、ごみの適正処理の推進に向け指導を行っています。

オ ごみ減量機器の購入費補助

家庭や事業所でのごみ減量を推進するため、堆肥化処理容器、生ごみ処理機、剪定木処理機の購入費補助を行っています。

カ 紙類の可燃ごみ搬入規制

事業系の可燃ごみを減量するため、松本クリーンセンターに搬入される再生可能な紙類について平成20年9月から搬入規制を実施しています。

合わせて、収集運搬許可業者が搬入したごみの内容、分別状況を調査する展開検査を実施しています。

キ 生ごみ堆肥化講習会の開催

家庭から出る生ごみの減量を図るため、各地区の環境衛生協議会の研修等で段ボールを使った堆肥作りの講習会を実施できるよう、動画を作成しました。

ク 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の検討

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担（家庭系ごみの有料化）について、平成21年度に「松本市ごみ有料化検討委員会」を設置するとともに、庁内で検討を進めました。その際、最終的には、市として「市民生活の経済的安定の確保を優先し、当面の間、家庭系ごみの有料化以外のごみ減量化施策の推進を重点的に実施する」と結論付け、ごみの削減に努めてきました。

しかしながら、本市の1人1日当たりのごみ量は長野県内19市の中で最も多く、今後更に最終処分場の延命化及び地球温暖化に関する対策の重要性が増すことから、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担を実施する時期が来ていると改めて判断したため、松本市環境審議会に専門部会を設置した上で本格的な検討を開始することとしました。

ケ スプレー缶(カセットボンベを含む。)及びライターの分別収集

スプレー缶等の穴開けによる事故が全国的に発生しており、市民の安全を確保するためにスプレー缶等の穴開けを不要とし、また、ライターによるパッカー車の火災を防止するため、平成29年4月から新たにスプレー缶等とライターの分別収集を始めました。

コ ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信

平成 29 年度から、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信を開始し、ごみ・資源物の分け方出し方及び収集日程表など、市民が手軽に情報を得られるよう利便性の向上を図っています。

サ 市公式 LINE での分別周知

令和 5 年度から、市民がごみの分別区分を検索しやすい環境を整備するため、市公式 LINE において、自動又は有人で分別区分を回答するシステムの運用を開始しました。

シ 家庭系・事業系可燃ごみの組成及び食品ロス調査の実施

平成 30 年度から、本市のごみの排出実態を的確に把握し、今後のごみ減量化施策につなげるため、家庭系・事業系可燃ごみの組成及び食品ロス調査を実施しています。

ス 製紙機の導入

市役所で使用する紙の削減と、市民への環境教育に活かすため、製紙機を令和元年度に導入しました。令和 6 年度には、当該製紙機で庁内の廃棄書類から再生紙を作成し、市民への案内チラシ等に使用しました（再生紙生産枚数：492,588 枚）。

セ 集合住宅における家庭系ごみの適正処理

集合住宅から排出される家庭系ごみの一部が事業系ごみとして収集されているケースがあり、事業系ごみが他自治体に比べて多い理由の 1 つとなっていることから、事業系ごみを削減するため、集合住宅においても家庭系ごみと同じ分別区分として排出することを目指しています。適正処理の観点も踏まえ、集合住宅における指定ごみ袋の使用義務化について、各主体と連携・協議しながら、家庭系ごみとしての収集・処理を念頭に、引き続き、実現可能な収集体制を含めて施策の手法を検討していきます。

13 廃棄物処理施設

(1) 最終処分場

ア 松本市エコトピア山田

(ア) 経過

昭和 60 年から 2 か年で管理型埋立地として拡張整備し、サンドイッチ+セル方式で埋立をしています。

平成 14 年 10 月 1 日には山田不燃物処理場から、エコトピア山田に名称変更し、より市民に親しまれる施設運営を目指しています。

また、処分場の延命化を図るため、平成 15 年度に破碎施設を整備しました。

平成 20 年度からは、焼却灰の一部の再資源化平成 23 年度から飛灰の一部の再資源化を開始し、加えて、平成 24 年度には、塩尻市、朝日村とのごみの共同処理開始に伴う灰の交換により飛灰は市内の最終処分場への埋立を行わないこととしました。しかし、平成 25 年度の途中で再資源化を行っていた業者での受け入れが中止となり、平成 26 年度から、安定した処理を行うため他の方法による再資源化を行うことに加え、市外業者による委託埋立を行うこととしました。

平成 27 年度には、今後も継続して廃棄物の埋め立てを行うにあたり、適切な機能を維持させるとともに施設の改善点を確認するため、最終処分場全般の構造物等安全確認検査を実施しました。その結果、改善の必要性があると指摘された設備の一部については、平成 28 年度に構造物の設置及び改修を行いました。

令和2年度には、破碎処理により減容化した埋立ごみの一部の委託埋立を開始しました。

令和3年度からは施設の再整備のため、廃棄物の埋め立てを休止しました。

令和5年度には、エコトピア山田再整備事業の一部として実施した既存廃棄物の移設工事が終了したことから、埋立処分終了届を提出しました。

(イ) 施設の概要

区 分		数 量 等	備 考
面 積	処分場全体面積	122,473m ²	
	埋立可能面積	67,300m ²	
埋 立 量	埋立可能容量	745,000m ³	
	埋立済量	426,074m ³	令和5年度末
	残 容 量	0m ³	令和5年度末
埋立開始年月		昭和45年2月	昭和62年に拡張整備

(ウ) 埋立量

区分	R2	R3～
埋立ごみ	985 t	再整備のため 埋立を休止
焼却灰	5,661 t	
飛灰	0 t	
合計	6,646 t	

(エ) エコトピア山田再整備事業

施設の使用開始から50年近くが経過することから、今後も長期にわたり安全な施設として使用するため、現埋立施設を維持しつつ、改正後の構造基準を念頭に、平成28年度までの当該施設の今後の方針検討を踏まえ、平成29年度から本格的な検討を開始しました。

その結果、平成30年度には、より安全な施設として埋立地の再整備を行い、延命化を図ることとした方針を決定しました。

令和元年度は、方針決定した構想案を基に、国の交付金制度を活用するため、「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、長野県を通じて環境省に提出しました。また、既存廃棄物を適正に移設するための調査を実施しました。

令和2年度は、再整備に係る全体基本計画（案）の作成を進めるとともに、環境影響評価に着手しました。また、計画どおり、現処分場への廃棄物の埋め立ては令和2年度末で終了しました。

令和3年度は、再整備に係る全体基本計画の策定及び建物解体工事を行うとともに、既存廃棄物移設工事に着手し、令和4年度は、新処分場の基本設計に着手しました。

令和5年度は、廃棄物移設工事が完了したため、埋立処分終了届を提出した後に、廃止モニタリングを開始しました。また、新処分場の基本設計が完了し、引き続き実施設計に着手しました。なお、基本設計を実施した結果、工期が1年間延長となり、令和10年4月の供用開始予定となりました。

令和6年度は、昨年度に引き続き廃止に係るモニタリング調査を実施するとともに、新処分場の実施設計及び周辺環境への影響を評価する生活環境影響調査を完了しました。

再整備期間中は最短でも7年間は、灰を含め、廃棄物の最終処分を民間業者へ委託する必要があることから、安定的に処分できるよう委託先を確保するとともに、ごみ減量に向けた一層の取組みを行う必要があります。

a 令和6年度 灰の委託処分量内訳

(単位：t)

種 類	人工砂化	溶融金属回収	セメント原料化	委託埋立	合計
焼却灰	3,176	2,765	834	0	6,775
飛灰	508	787	0	1,667	2,962
合計	3,684	3,552	834	1,667	9,737

b 令和6年度 埋立ごみの委託処分量（単位：t）

種 類	委託埋立
埋立ごみ	677

イ その他の最終処分場の概要

平成11年度に供用を開始した松本市安曇一般廃棄物最終処分場及び平成14年度に供用を開始した松本市奈川一般廃棄物最終処分場は、予定していた数量の廃棄物の埋め立てを終了し、最終覆土を行いました。今後は、浸出液の水質等が安定するまで排水処理を行いながら、廃止手続きに必要な環境調査を継続実施します。

(ア) 令和6年度埋立量

- a 松本市安曇一般廃棄物最終処分場 0 t
- b 松本市奈川一般廃棄物最終処分場 0 t

（単位＝面積：m² 容量：m³）

施 設 名	処分場 全体面積	埋立 可能面積	埋立 可能容量	埋立済量	残容量	埋立可能 年数
松本市安曇一般廃棄物最終処分場	8,527	1,750	5,100	5,100	0	埋立終了
松本市奈川一般廃棄物最終処分場	10,000	1,000	1,800	1,800	0	埋立終了

(2) 中間処理施設

ア 松本市リサイクルセンター

市民が資源物を常時持ち込める施設として、平成20年度に旧ごみ焼却施設の解体跡地に開設し、リサイクルの一層の推進を図っています。

これにより、隣接する松本クリーンセンターと合わせて全てのごみの持込が可能となり、市民の利便性が向上しました。

また、シュレッダーを設置し、機密性を伴う書類も受け入れ、紙類のリサイクルの推進を図っています。

なお、令和5年度からは、利便性向上のため、電子決済を導入しました。

所在地	松本市大字島内9833番地2
施設規模	ストックヤード棟 鉄骨造平屋建て 延べ面積 1,293 m ² 計量棟 鉄骨造平屋建て 延べ面積 77 m ²
受入品目	紙類、シュレッダー紙、金属類、布類、雑びん、生きびん、ペットボトル、小型家電、蛍光管・体温計、乾電池、スプレー缶・カセットボンベ・ライター、埋立ごみ、スプリング入りマット、スプリング入り椅子

※平成25年4月から指定管理者制度の導入により指定管理者による管理運営が行われています。

(ア) 主な資源物搬入量

（単位：t）

品目	鉄	アルミ	新聞	雑誌類	段ボール	古布	小型家電
R5	70.4	3.6	4.1	39.4	14.9	16.8	145.3
R6	70.7	3.3	2.9	39.4	13.0	15.7	146.3

(イ) 粗大ごみ搬入量 (単位：台)

品目	スプリングマット	ソファ	ソファ (2人掛以上)
R5	1,251	830	675
R6	1,317	870	797

イ 松本クリーンセンター (松塩地区広域施設組合)

(ア) 稼働中の施設

ごみ処理施設「松本クリーンセンター」の可燃ごみ処理施設は、最新の公害防止技術の採用によって、徹底した公害防止を図っています。特に排ガスに関しては、ダイオキシン類対策特別措置法の規制値よりさらに厳しい自己規制値を設定し、公害防止に万全を期しています。

また、リサイクルを推進するため「リサイクルプラザ」を併設し、さらに、ごみの焼却により発生する熱で蒸気発電を行い、クリーンセンター及び隣接する余熱利用施設の「ラーラ松本」や野球場の照明に使用し、余剰電力は売電しています。

さらに、平成17年度からは容器包装プラスチックの資源化のため、容器包装プラスチック処理施設を稼働しています。本施設では、令和5年4月からプラスチック資源の一括回収の開始に伴い、容器包装プラスチックに加えて、大型プラスチック資源を除く製品プラスチックもあわせて処理することとしました。

a 施設の概要

処理施設	可燃ごみ処理施設	リサイクルプラザ	プラスチックリサイクル施設
所在地	松本市大字島内 7576 番地 1		
敷地面積	約 49,700 m ²		
建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積 17,000 m ² 地下1階、地上6階 建物高さ 約 39m 煙突高さ 59.5m	鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積 3,900 m ² 地下1階、地上3階 建物高さ約 23m	鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積 1,500 m ² 地下1階、地上2階
処理能力等	150 t / 24 時間 × 3 炉 合計 450 t / 日 全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉) 廃熱ボイラー式 蒸気量 28.2 t × 3 炉 排ガス施設設備 消石灰・特殊助剤吹込 バグフィルタ 無触媒脱硝装置 余熱利用 蒸気タービン発電 (6,000KWh) 熱利用 場内給湯 冷暖房及びラーラ松本	35 t / 5 時間 × 1 基 4 種選別 (鉄、アルミ、可燃物、不燃物)	11 t / 5 時間 × 1 基 手動選別 圧縮梱包

備考	平成 11 年 4 月稼働	平成 17 年 4 月稼働
----	---------------	---------------

b 市村別ごみ搬入状況

(単位：t)

区分 年度	ごみ搬入量							1日当 たり 搬入 量	搬入 比率 (%)
	可燃 ごみ	プラ 資源	大型 プラ	破碎 ごみ	可燃 粗大	あずさ 汚泥	合計		
R4	92,231.27	910.04	0	320.35	2,081.41	356.00	95,899.07	262.74	—
R5	87,216.19	1,232.64	55.90	354.10	2,075.10	319.31	91,253.24	249.33	—
R6	85,931.28	1,291.54	51.62	366.38	2,115.57	278.97	90,035.36	246.67	
松本市	69,349.84	1,254.98	51.05	349.41	1,608.95	266.57	72,880.80	199.67	80.95
塩尻市	13,888.83	—	—	12.01	449.19	—	14,350.03	39.31	15.94
山形村	2,101.72	36.56	0.57	4.73	37.08	12.40	2,193.06	6.01	2.43
朝日村	590.89	—	—	0.23	20.35	—	611.47	1.68	0.68

※1日当たりの搬入量は、年間日数 365 日又は 366 日で算出したもの。

(イ) 新施設の建設

松本市を含む 2 市 2 村で構成される松塩地区広域施設組合が管理・運営する焼却施設「松本クリーンセンター」は、令和 10 年度で役目を終えるため、隣接地に新施設を建設することについて地元の島内平瀬川西町会と島内地区町会連合会から、令和 3 年 1 月 27 日に同意を得ました。新施設の稼働は令和 11 年度を予定しています。

新施設の建設に向けて、令和 4 年 2 月には新ごみ処理施設基本構想検討委員会による提言をもとに「新ごみ処理施設基本構想」を、令和 5 年 2 月には基本構想をもとに新ごみ処理施設の整備方針を定めた「新ごみ処理施設基本計画」を策定しました。また、令和 5 年度及び令和 6 年度には建設地及び事業スケジュールの早期確定を目指して関係機関との調整を行いました。

14 産業廃棄物処理業等の許認可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処分業、産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物収集運搬業の許可に関する事務を行いました。

産業廃棄物処分業及び産業廃棄物収集運搬業の許可の有効期限は 5 年です。(優良認定されている場合は 7 年)

産業廃棄物処理業者等の許可状況 (事業者数・施設数)

<R7.3.31 現在>

処分業		処分業(移動式)		収集運搬業		産業廃棄物処理施設 (15 条施設) (移動式を除く)
産 廃	特別管理	産 廃	特別管理	産 廃	特別管理	
25	3	34	0	34	5	22

15 一般廃棄物処理業等の許認可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処分量、一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物収集運搬業の許可に関する事務を行いました。

一般廃棄物処分量及び一般廃棄物収集運搬業の許可の有効期限は2年です。

一般廃棄物処理業者等の許可状況（事業者数・施設数）

<R7.3.31 現在>

処分量	収集運搬業			一般廃棄物処理施設 (8条施設)
	一般許可	限定許可	特定家庭用機器	
9	13	30	12	17

16 使用済自動車の再資源化等に関する法律による許可及び登録

使用済自動車を再資源化するための解体業、破砕業の許可、引取業、フロン類回収業の登録に関する事務を行いました。

許可及び登録業者（事業者数）

<R7.3.31 現在>

解体業	破砕業	引取業	フロン類回収業
9	7	100	25

17 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分に関する指導

PCB特別措置法で期限内に処分しなければならないとされているPCBを使用した製品の廃棄物の処分を促しています。

保有者に対する「PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」の提出依頼及び保管・処分状況の確認に関する事務を行いました。

(1) 高濃度PCB（5,000ppm超）の処分

すべて処分が完了しています。

(2) 低濃度PCB（0.5ppm以上5,000ppm以下）の処分

ア 処分期限 令和9年3月31日

イ 処分業者 他都道府県の民間事業者（県内業者は無し）

18 監視指導

(1) 産業廃棄物処理業者及び排出業者への立入検査、指導を計画的に行いました。

(2) 不適切処理の恐れのある処理業者及び排出業者には定期的に立入検査を実施し、通報による立入検査や指導も実施しています。

(3) 立入検査件数（令和6年度実績）

ア 廃棄物処理業者への立入検査

(回数)

	処分量	収集運搬業	処理施設
産業廃棄物関係	36	48	26
一般廃棄物関係	14	51	31

イ 排出事業者等への立入検査 (回数)

排出事業者	自動車リサイクル法関係	その他
217	20	64

19 鳥獣被害対策事業

(1) 目的

野生鳥獣による農林業への被害を減少させるため、猟友会等による「駆除」、侵入防護柵の設置による「防除」、人と野生鳥獣との住み分けをするための「生息環境管理」を3本柱として総合的な対策を進めています。

(2) 令和6年度の実績

ア 駆除対策事業

(ア) 個体数調整と有害鳥獣駆除の実施

有害鳥獣駆除 ニホンジカ他獣類 2,536頭
カラス他鳥類 1,088羽

(イ) 捕獲従事者を確保するための新規銃猟者に対する支援 5名

(ウ) 集落等捕獲隊の組織化による、地域ぐるみでの捕獲体制の推進

(四賀67名、入山辺164名、中山27名、安曇(2隊)35名、梓川21名(指導員含む))

(エ) 鳥獣被害対策実施隊による駆除体制の強化

20 森林造成事業

(1) 目的

森林は、木材等生産物の供給、国土や自然・生活環境の保全、水源のかん養など、多面的な機能を有しており、安全で快適な市民生活を実現する上で重要な役割を果たしています。

森林のもつ機能を十分発揮できるように、森林の循環を維持するための整備を進め、森林を健全な姿で次世代に引き継ぐことを目指します。

(2) 実績

年度	造林 (ha)	下刈 (ha)	除伐 (ha)	保育間伐 (ha)	搬出間伐 (ha)	更新伐等 (ha)	枝打他 (ha)	作業道 (m)	合計 (ha)
R4	8.41	34.18	0	1.39	43.49	11.51	0	12,300	98.98
R5	17.25	47.53	0.74	3.62	51.67	7.99	0	8,436	128.80
R6	17.79	45.63	0	11.53	32.54	16.16	0	7,515	123.65

(3) 松本市森林資源の現況

(単位：ha)

森 林 面 積					
78,444 (松本市地域総面積の80%)					
民 有 林			国 有 林		
38,272 (49%)			40,172 (51%)		
針葉樹	広葉樹	未立木等	針葉樹	広葉樹	その他

22,484 (59%)	14,883 (39%)	905 (2%)	23,168 (58%)	12,066 (30%)	4,938 (12%)
--------------	--------------	----------	--------------	--------------	-------------

21 森林再生活用事業

(1) 松枯れ対策事業

松枯れ被害は、東山部から河西部、更には市街地に至るまで、奈川地区を除く市内全域に拡大しています。

しかし、広大な森林域での松枯れ被害を防ぐことは困難なため、被害先端地に集中した伐倒駆除や、樹種転換、ライフライン（生活道路）沿線での危険木処理及び、個人や団体等への松の伐採補助や樹幹注入剤購入補助等の対策を進めています。

○ 伐倒駆除の実績

年度	R4	R5	R6
処理本数(本)	3,222	2,956	1,249
処理材積(m ³)	6,173	6,302	2,419
事業費(千円)	169,544	161,902	63,332

(2) 市民と森林をつなぐ事業

ア 概要

令和4年から令和6年度末にかけて策定された森林長期ビジョンの実現に向けて森林再生を考える市民団体が実施する「市民と森林とのふれあいの場」及び「まつもとの森林をみんなで考える場」創設について支援し、その取り組みを進める中で森林に関わる多くの人のネットワークづくりを進めます。

イ 事業内容

森林長期ビジョンの実現に向け、森林再生を考える市民団体が実施するイベント等の開催への支援を行います。

ウ 森林長期ビジョンについて

本ビジョンは森林や林業に関わる市民の声を集め、松本市における50年後の森林と市民との“かかわり”の将来像、理想的な森林の姿、実現のための取り組みなどを整理したものです。

そのため、明確な計画の期限を設けることはせず、おおむね10年ごとにビジョンの内容や取組みを見直す予定です。

エ ビジョン推進体制について

推進体制は全ての市民が関わり推進していく形とします。ビジョンのテーマごとに、市民、団体、事業者、専門家及び行政職員などの多様な参加者がビジョン実現に向けた取り組みを企画立案、実現していく体制の構成を進めます。

また、ビジョンの実現のためには、市の森林整備や森林の利活用に関わる計画等へビジョンの内容を反映させるなどの取り組みが求められるため、松本市としてもビジョンに基づく積極的な政策の展開を図ります。

22 市民の森整備事業

(1) 目的

岡田地区の「芥子坊主山」一帯の森林を、里山とふれあい、山づくりを体験しながら次世代に引き継いでいくことを目的に、市民協働でつくる「市民の森」として整備を進めています。

ア 主体 芥子坊主山・市民の森整備推進協議会

イ 場所 岡田 芥子坊主山

ウ 開設 平成 20 年

エ 面積 11ha（岡田財産区 9ha、個人 2ha）

23 木材利用推進事業

(1) 目的

利用時期を迎えたカラマツなど地域産材への需要を掘り起し、販路の確保や高付加価値化を検討して地域産材の販路拡大を推進しています。

(2) 経過

令和 3 年度からは、市有林カラマツの主伐を実施し、「伐って、使って、植えて、育てる」森林の健康なサイクルを構築するための取組みに着手しました。

また、地域産材の主伐（収穫のための伐採）から製材までの一連の流れに基づく地元での木材の供給及び活用の仕組みを構築し、安定的な地域産材の活用促進を図るため、令和 5 年度に林業及び製材業等の関係者で構成する地域産材活用検討会議を開催し、「地域産材の流通と活用に関する提言書」が提出されました。

(3) 地域産材の需要拡大事業

（単位：件）

年 度	R4	R5	R6
カラマツ材住宅補助	5	2	5
ペレット・薪ストーブ購入補助	43	30	31

※カラマツ材住宅補助は R3 から補助事業を拡充

24 森林環境譲与税と森林経営管理制度

(1) 森林環境譲与税

森林整備の促進に関する施策の財源とすることを目的として、国が国税として徴収し、市町村の私有林人工林面積、人口等に応じた按分により、令和元年度から都道府県及び市町村へ譲与されています。譲与税の用途は、森林経営管理制度をはじめとする「森林整備」や「人材の育成」、「木材の利用や普及啓発」に活用することとされています。

松本市では、森林経営管理制度に基づく事業費、地域産材活用促進に伴う事業費、松枯れ対策事業費及び森林長期ビジョンを推進する団体への支援などに活用しています。

(2) 森林経営管理制度

適切に管理が行われていない私有林について、適切な経営や管理の確保を図り、林業の持続的な発展と、森林が持つ多面的機能を発揮させることを目的に、令和元年度に国が創設した制度です。

ア 10年以上施業履歴がない私有林人工林の森林所有者に、今後の森林管理について意向調査を実施しています。

- イ 意向調査の結果、市等に管理を任せたいと回答があった場合、市又は林業事業体が所有者に代わり森林を管理します。
- ウ 林業事業体へ意向調査結果を提供し、林業経営に適した森林は事業体が整備するマッチング方式により整備します。
- エ 引き続き、意向調査を実施するとともに、所有者不明及び相続人不明により意向が確認できない森林について、戸籍調査や登記調査による追跡調査を実施し、相続人を特定した上で意向の確認を進めます。

25 林道整備事業

(1) 目的

森林整備の効率化と森林の有する多面的機能を十分に発揮させることを目的に、高性能林業機械による効率的な間伐材の搬出が可能な林道網の整備を推進しています。

(2) 経過及び計画

令和4年度から美ヶ原線、よもぎこぼ線及び奈川安曇線の維持管理事業は、建設部が行っています。

ア 地方創生道整備推進交付金事業

路線名	種別	延長(m)	幅員(m)	事業費(千円)	事業年度
美ヶ原線	改良	1,484	4.0~7.0	342,761	H27~R9
奈川安曇線	改良	2,997	4.6~6.0	963,142	H17~R9

イ 農山漁村地域整備交付金事業

路線名	種別	数量(m)	幅員(m)	事業費(千円)	事業年度
宮ノ入線	改良	1,504	4.0	245,578	R1~R11

ウ 橋りょう延命化事業

路線名	種別	数量	幅員(m)	事業費(千円)	事業年度
白樺橋(奈川安曇線)他	改良	29橋	5.3	230,005	H23~R9

エ 県単林道事業

路線名	種別	延長(m)	幅員(m)	事業費(千円)	事業年度
奈川安曇線	改良	1,435	4.6~6.0	222,926	H17~R12

26 林業関係施設一覧

(1) 森林公園

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
千鹿頭山森林公園	里山辺・神田	敷地面積 86,700 m ²	森林環境課

(2) 体験交流施設及び研修宿泊施設

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
美鈴湖もりの国	三才山1871	オートキャンプ場 マレットゴルフ場ツインティ9ホール	森林環境課

四賀環境学習の森	中川 1915-1	交流促進センター、林間広場、トイレ3棟	森林環境課
----------	-----------	---------------------	-------

(3) 林業施設

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
林業センター	入山辺 4763-1	木造平屋 174 m ²	森林環境課
五常集落生活環境施設	五常 6897-1	木造平屋 238 m ²	森林環境課
林業者等健康増進管理集会施設	会田 2912	木造平屋 344 m ²	森林環境課

27 森林組合

組合名	組合員 (人)	組合員所有森林面積 (ha)	出資金 (千円)	職員数(労務作業員含む) (人)
松本広域森林組合	9,950	60,445	121,539	64

28 行政事務組合

組合名	共同処理する事務	執行機関	議会等	事務所
安曇野市 ・松本市 山林組合	山林の管理・経営 216筆 2,931,588.6 m ²	管理者 安曇野市長 副管理者 松本市長 安曇野市副市長 会計管理者 安曇野市会計管理者	議員総数 11人 安曇野市 7人 豊科 6人 明科 1人 松本市 4人 島内 2人 岡田 2人 監査委員 2人 議会選出 1人 有識者 1人	安曇野市 豊科 6000番地 安曇野市役所内

11 産業振興

1 商工業の状況

(1) 商業

区 分	実 数		
	24 年	28 年	令和 3 年
事 業 所 数	2,589	2,712	2,699
従 業 者 数 (人)	19,348	22,000	22,479
年間商品販売額(万円)	98,576,900	106,182,300	101,371,300

※参考資料

24 年、28 年、令和 3 年・・・ 経済センサス活動調査（総務省）

区 分	実 数			構 成 比		
	24 年	28 年	令和 3 年	24 年	28 年	令和 3 年
事 業 所 数						
総 数	2,589	2,712	2,699	100.0	100.0	100.0
卸 売 業	840	893	881	32.4	32.9	32.6
小 売 業	1,749	1,819	1,818	67.6	67.1	67.4
従業者数(人)						
総 数	19,348	22,000	22,479	100.0	100.0	100.0
卸 売 業	7,512	8,020	8,116	38.8	36.5	36.1
小 売 業	11,836	13,980	14,363	61.2	63.5	63.9
年間商品販売額(万円)						
総 数	98,576,900	106,182,300	101,371,300	100.0	100.0	100.0
卸 売 業	76,079,600	76,717,600	73,732,200	77.2	72.3	72.7
小 売 業	22,497,300	29,464,800	27,639,100	22.8	27.7	27.3
一店当り年間販売額(万円)						
総 数	38,075	39,153	37,559	—	—	—
卸 売 業	90,571	85,910	83,691	—	—	—
小 売 業	12,863	16,198	15,203	—	—	—
売り場面積(m ²)						
小売業のみ	297,617	290,562	328,386	—	—	—

※年間商品販売額（万円）の総数は、単位未満を四捨五入しているため、卸売業と小売業の合計とは一致しません。

(2) 工業

・主要産業別事業所数、従業者数、製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所に係る集計）

なお、表中の「×」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としたものです。

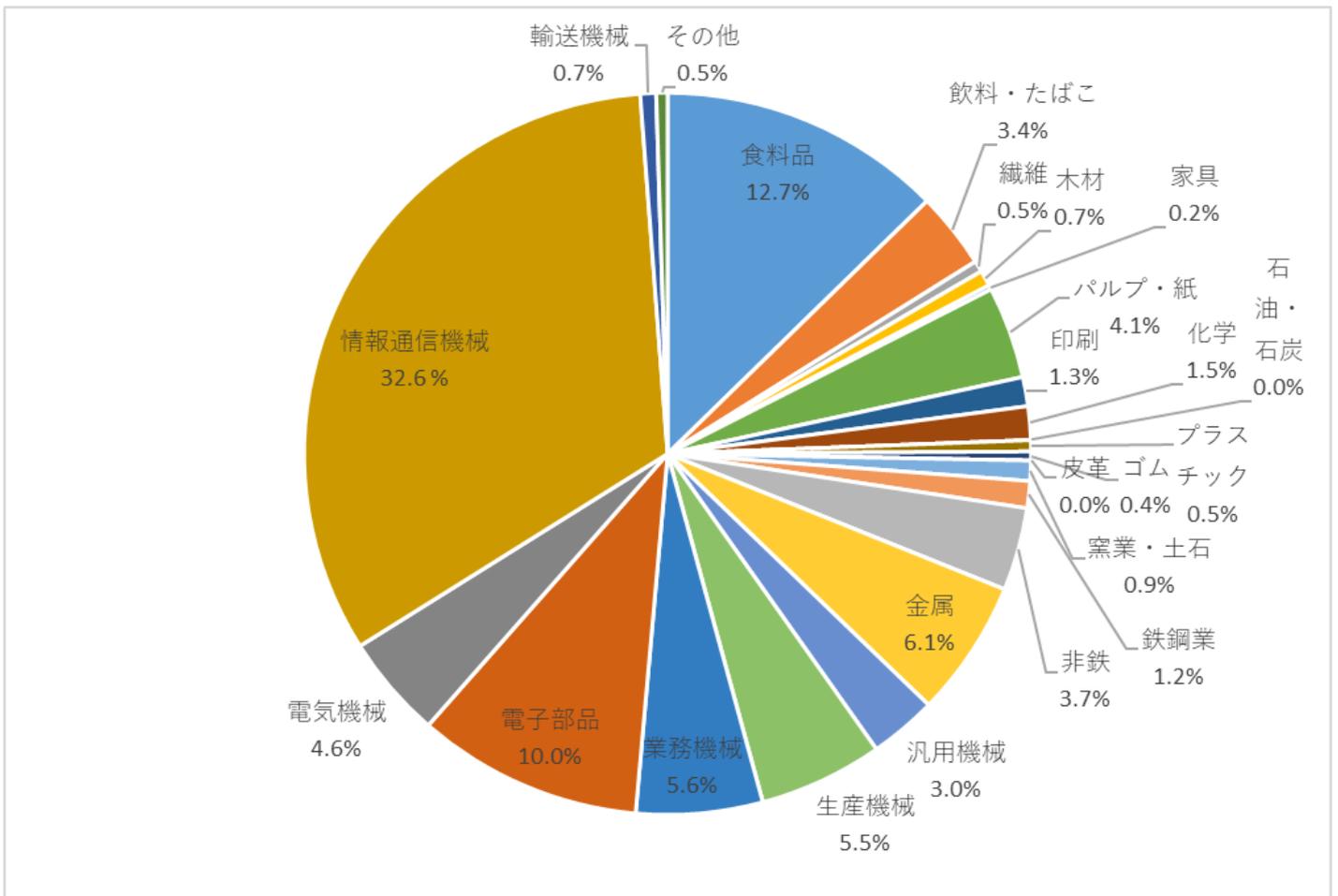
区分	事業所数(箇所)		構成比(%)		従業者数(人)		構成比(%)		製造品出荷額(万円)		構成比(%)	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
総数	414	414	100	100	13,409	12,963	100	100	56,099,131	53,038,037	100	100
食料品	72	72	17.4	17.4	2,156	2,070	16.1	16.0	6,167,089	6,692,380	11.0	12.6
飲料・たばこ	13	13	3.1	3.1	495	484	3.7	3.7	1,680,946	1,795,466	3.0	3.4
繊維	6	6	1.4	1.4	180	187	1.3	1.4	206,682	257,881	0.4	0.5
木材	13	13	3.1	3.1	162	181	1.2	1.4	283,565	348,690	0.5	0.7
家具	19	19	4.6	4.6	97	95	0.7	0.7	103,000	93,943	0.2	0.2
パルプ・紙	11	11	2.7	2.7	365	362	2.7	2.8	2,023,065	2,188,055	3.6	4.1
印刷	35	36	8.5	8.5	496	506	3.7	3.9	680,582	689,011	1.2	1.3
化学	3	3	0.7	0.7	290	127	2.2	2.2	4,712,263	817,097	8.4	1.5
石油・石炭	2	2	0.5	0.5	26	19	0.2	0.1	×	×	0	0
プラスチック	17	17	4.1	4.1	218	213	1.6	1.6	251,671	270,725	0.5	0.5
ゴム	4	4	1	1	235	248	1.8	1.9	186,918	213,410	0.3	0.4
皮革	1	1	0.2	0.2	6	6	0	0	×	×	0	0
窯業・土石	13	13	3.1	3.1	201	168	1.5	1.3	466,084	480,293	0.8	0.9
鉄鋼業	6	6	1.4	1.4	142	125	1.1	1.0	518,446	653,358	0.9	1.2
非鉄	6	6	1.4	1.4	255	263	1.9	2.0	1,732,894	1,964,297	3.1	3.7
金属	42	43	10.1	10.1	1,342	1,376	10	11	3,070,913	3,260,677	5.5	6.1
汎用機械	16	14	3.9	3.4	811	765	6	6	1,809,279	1,612,522	3.2	3.0
生産機械	39	38	9.4	9.2	1,320	1,089	9.8	8.4	2,590,155	2,922,003	4.6	5.5
業務機械	10	11	2.4	2.7	545	490	4.1	3.8	2,682,196	2,978,890	4.8	5.6
電子部品	11	11	2.7	2.7	1,879	1,942	14	15	4,949,669	5,336,943	8.8	10.0
電気機械	28	29	6.8	7.0	892	1,007	6.7	7.8	3,436,822	2,445,937	6.1	4.6
情報通信機械	6	6	1.4	1.4	743	716	5.5	5.5	17,694,185	17,279,104	31.5	32.6
輸送機械	10	10	2.4	2.4	274	251	2	2	441,805	391,809	0.8	0.7
その他	31	30	7.5	7.2	279	273	2.1	2.1	281,720	287,743	0.5	0.5

※参考資料

令和4年（令和3年実績）・・・・・・・・・・経済構造実態調査（経済産業省）

令和5年（令和4年実績）・・・・・・・・・・経済構造実態調査（経済産業省）

・産業別製造品出荷額等の構成（従業員4人以上の事業所に係る集計）



2 商工業振興助成事業

本市における商工業者の育成と企業立地の促進を図るため、松本市商工業振興条例に基づき、必要な助成を行うことにより、商工業の振興並びに雇用機会の拡大を図ります。

助成内容

名 称	補助対象経費	補助率	限度額（万円）
高 度 化 事 業	中小企業団体が高度化を図るための施設設置（土地を除く。）に要する経費（高度化資金借入額を除く。）	10/100～ 15/100	3,000
	ただし商店街団体が行う事業は、施設設置（土地を除く。）に要する経費	20/100～ 1/3	4,000
共 同 施 設 設 置 事 業	中小企業団体が行う施設設置（街路灯等）に要する経費（土地を除く。）	20/100～ 1/3	2,000 （商店街団体の場合は4,000万円）
	中小企業団体が管理する街路灯の改修または修繕に要する経費	1/3	10/灯
	中小企業団体が管理する街路灯のLED化改修に要する経費	1/3	15/灯
工 場 等 用 地 取 得 事 業	用地取得費	20/100～ 30/100	15,000～20,000 （2年分割交付）
	雇用促進事業 当該従事者の雇用に要する経費	定額/人	500
工 場 等 設 置 事 業	工場等の新設・移設・増設に係る投下固定資産総額（土地を除く。）に対する固定資産税相当額	100/100	（3年間交付）
工 場 等 緑 化 事 業	当該施設設置（土地を除く。）に要する経費	20/100	1,000
公 害 防 止 施 設 設 置 事 業	施設改善に要する経費（土地を除く。）	20/100	1,000
従 業 員 福 利 厚 生 施 設 設 置 事 業	当該施設設置（土地を除く。）に要する経費	20/100	1,000
技 術 者 養 成 施 設 設 置 事 業	当該施設設置（土地を除く。）に要する経費	20/100	1,000

3 商店街の活性化

(1) 松本市商業ビジョン

中心市街地商業活性化研究会からの提言を踏まえ、直面する諸課題を松本市全体の課題として共有したうえで、今後10年間における商業振興の方向性を明らかにし、実現性の高い施策を推進するための指針として、平成31年4月に、「松本市商業ビジョン」を、松本商工会議所とともに策定しました。計画中間年に当たる令和5年度に、前期5年間のビジョンの成果や商業を取り巻く現状、社会情勢の変化等を踏まえ、後期5年間に向けた「中間見直し版松本市商業ビジョン」を策定しました。

ア 目指す商業地の姿 「挑戦する商業者が創る、地域に愛される商業地」

商業者が積極的に活動し、お互いに切磋琢磨しながらも協力し、地域に支持され、愛されることにより、より多くの人を引き付ける魅力的な商業地をつくることを目指します。

イ 基本目標

目指す商業地の姿を実現するため、以下の3つの基本目標に基づき取り組んでいきます。

- (ア) 商業を支える個店の経営力強化と創出
- (イ) 魅力的な個店が集積する商業地の形成
- (ウ) 中心市街地の商業地としての魅力を高めるまちづくり

(2) 商店街全体

商店街活動に対する支援として「松本市商店街活動振興事業補助金交付要綱」により補助を行っています。

商店街活動振興事業（主なもの）

名 称	補助対象経費	補助率	限度額（万円）	R6 補助団体
活動強化事業	商店街活動の強化を図るための企画等に要する経費	1/3	100	4
まちおこし事業	誘客イベントの開催に要する経費	1/3	100	7
賑わい創出事業	商店街に接する道路で歩行者天国を実施して開催する誘客イベントに要する経費	1/2	50	2

4 創業支援事業

(1) 新規開業家賃補助事業

新規開業者等の起業支援を目的に、新規開業者等が店舗等を賃借して開業する際の店舗等賃借料の一部について補助を行います。

ア 対象事業費 新規開業者等が店舗を賃借して開業する際の家賃

イ 補助期間 2年間を限度

ウ 補助率

- (ア) 1年目 3/10以内（上限8万円/月額）

※R2.1.1～R3.3.31までに開業した事業者 6/10（補助上限16万円/月額）

R3.4.1～R4.3.31 までに開業した事業者 5/10 (補助上限 14 万円/月額)

R4.4.1～R5.3.31 までに開業した事業者 4/10 (補助上限 12 万円/月額)

(イ) 2 年目 2/10 以内 (上限 6 万円/月額)

エ 対象者

新規開業者等で次の条件を全て満たす者

(ア) 原則として松本商工会議所又は松本市波田商工会の指導を受けていること。

(イ) 松本市に居住 (法人の場合は法人登記) し、市税に滞納がないこと。

(ウ) 営業に必要な許可等が取得されている、又は取得見込みであること。

(エ) 2 年以上継続して営業することが見込まれること。

(オ) 事業形態が中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号又は第 6 号に該当すること。

(カ) 業種は、中小企業信用保険法施行令第 1 条に規定する業種を営むこと。

※ 対象外 (代表例): 農業、林業、漁業、金融・保険業、特殊浴場業、易断所、

パチンコホール、芸妓業、場外馬券売場、風営法第 3 条第 1 項の適用を受ける飲食業

オ 新規開業者等

(ア) 事業を営んでいない者又は営んでいた事業を取りやめた者で、新たな事業を開始する予定の者又は開始した後 6 月以内の者

(イ) 移住者で市外から転入した後 1 年 6 月以内の者かつ転入する日前までに、連続して 3 年以上の期間にわたって市外に居住していた者

カ 交付の決定

補助金交付の可否は、その内容の審査及び現地調査その他の必要な調査を行い、松本商工会議所又は松本市波田商工会への意見聴取を経た後に決定

キ 令和 6 年度実績 124 件 25,556 千円

(2) 新規開業支援利子補給事業

新規開業者等の起業支援を目的に、新規開業者等が市又は県から融資あっせんを受けた制度資金等の利子について補助を行います。

ア 対象事業費 新規開業者等が市又は県から融資あっせんを受けた制度資金等の利子

イ 補助期間 2 年間を限度

ウ 補助額

(ア) 1 年目 利子相当額 (全額)

(イ) 2 年目 利子相当額の 2/3 以内

エ 対象者 新規開業家賃補助事業と同様 ※ただし法人は対象外

オ 制度資金等

市又は県であっせんした次の融資

(ア) 市創業支援資金

(イ) 県信州創生推進資金 (創業支援向け)

(ウ) 日本政策金融公庫の融資 (創業支援向け)

カ 交付の決定

補助金交付の可否は、その内容の審査及び現地調査その他の必要な調査を行い、松本商工会議所又は松本市波田商工会への意見聴取を経た後に決定

キ 令和 6 年度実績 70 件 2,414 千円

(3) 商業アドバイザー事業

松本市商業ビジョンに基づき、令和元年11月から、地域で活躍する現役の経営者を「商業アドバイザー」として委嘱し、主に創業5年未満の事業者に対する支援を行っています。

令和6年度実績 5事業者を支援

(4) 松本地域事業者支援ネットワーク

松本市商業ビジョンに基づき、令和2年1月に15機関で構成された「松本地域事業者支援ネットワーク」を設立し、創業に関する支援情報の共有を図っています。

5 空き店舗活用事業

商店街の空き店舗の解消を図るため、事業者が商店街の空き店舗を活用して事業を営む際の店舗賃借料の一部について補助を行います。

(1) 対象事業費 事業者が商店街の空き店舗を賃借して出店する際の家賃

(2) 補助率 対象経費の1/10以内(中心市街地の空き店舗で松本商工会議所の承認を得た場合は2/10以内)

(3) 限度額 4万円(中心市街地の空き店舗で松本商工会議所の承認を得た場合は8万円以内)

(4) 補助期間 1年間を限度

(5) 用語の定義

ア 空き店舗(次の条件をすべて満たすもの)

(ア) 前の入居者が退去した後、又は物件が完成した後3か月を経過しても入居者の決まらない店舗施設

(イ) 建物の1階に位置すること(ただし中心市街地の場合は、建物の1階又は2階)。

(ウ) 大規模小売店舗立地法に規定する大型店でないこと。

(エ) 賃貸人が、補助対象者の2親等以内の親族又は生計を一にする者でないこと

(オ) 賃貸人が、法人の補助対象者の役員又は従業員でないこと

(カ) 転貸物件の場合、契約書等で転貸が認められていること

(キ) 店舗併用住宅の場合、事業に係る部分と居住に係る部分が明確に分けられること

イ 事業者

空き店舗を活用して事業を開始する予定の者

ウ 商店街

用途地域が商業地又は近隣商業地の地域に位置し、概ね10件以上の商店が近接して形成している商店街

エ 中心市街地

松本市立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域の中心市街地を指す。

(6) 対象者

事業者のうち次の条件を全て満たす者

ア 原則として松本商工会議所又は松本市波田商工会の指導を受けていること。

イ 市税に滞納がないこと。

ウ 営業に必要な許可等が取得されている、又は取得見込みであること。

エ 1年以上継続して営業することが見込まれること。

オ 市内に店舗を有しない又は市内に有する店舗を継続して営業すること
 カ 事業形態が中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に該当すること。

キ 業種は、中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種を営むこと。

※ 対象外（代表例）：農業、林業、漁業、金融・保険業、特殊浴場業、易断所、
 パチンコホール、芸妓業、場外馬券売場、風営法第3条第1項の適用を受ける飲食業

(7) 交付の決定

補助金交付の可否は、その内容の審査及び現地調査その他の必要な調査を行い、松本商工会議所
 又は松本市波田商工会への意見聴取を経た後に決定

(8) 令和6年度実績 4件 433千円

6 大型店対策

「大規模小売店舗立地法」に基づく出店等の手続きに係る指導や、「松本市大型店対策庁内連絡会議」
 を始めとする庁内関係課との調整を行っています。

(1) 市内の大規模小売店舗の状況

令和7年4月1日現在の「大規模小売店舗立地法（平成12年6月1日施行）」による大型店の状
 況は、59店舗、店舗面積は299,809㎡となっています。

ア 店舗面積3,000㎡以上 28店舗（店舗面積 241,917㎡）

現店舗名	店舗面積(㎡)	開店年	種別
ミツルヤ家具センター	4,125	1972(S47)	専門店
松本バスターミナルビル	13,178	1978(S53)	ショッピングセンター
駅ビルMIDORI松本店	5,397	1978(S53)	駅ビル
井上・コングロエムビル	17,685	1979(S54)	百貨店
㈱パルコ松本店	15,155	1984(S59)	寄合百貨店
梓川ショッピングセンター	4,855	1987(S62)	ショッピングセンター
ハイランドシティ松本	17,583	1993(H 5)	ショッピングセンター
ムサンプロ松本店・ ヤマダデンキテックランド松本店	3,544	1993(H 5)	専門店
ネオパーク松本店	12,418	1994(H 6)	ショッピングセンター
南松本ショッピングセンター	15,152	1998(H 10)	ショッピングセンター
東松本シルクプラザ	5,277	1996(H 8)	ショッピングセンター
ファッションセンターしまむら& ニシザワショッピングタウン	3,407	1997(H 9)	ショッピングセンター
サンリツプラザ松本	8,909	1999(H11)	ショッピングセンター
カインズホーム梓川店	7,000	2000(H12)	ホームセンター

綿半ホームエイド松本芳川店	5,157	2000(H12)	ホームセンター
トイザラス松本店	3,124	2000(H12)	専門店
なぎさライフサイト (ツルヤなぎさ店、エディオン松本なぎさ店、ツタヤ北松本店)	6,606	2004(H16)	ショッピングセンター
スポーツデポ・ゴルフ5南松本店	5,430	2005(H17)	専門店
DCM 松本寿店	4,488	2004(H16)	ホームセンター
ツルヤ平田店・ノジマ松本店	5,054	2005(H17)	ショッピングセンター
ニトリ松本店	5,165	2006(H18)	専門店
ニトリ松本高宮店	3,075	2006(H18)	専門店
庄内ショッピングタウンA街区	7,875	2008(H20)	ショッピングセンター
スーパースポーツゼビオ松本店	6,611	2009(H21)	専門店
東京インテリア家具松本店	8,908	2014(H26)	専門店
イオンモール松本(A棟・B棟・C棟)	34,378	2017(H29)	ショッピングセンター
ケーズデンキ松本宮田店	4,561	2020(R2)	専門店
イオンタウン松本村井	7,800	2023(R5)	スーパー
合計 28 店舗	241,917		

※県に廃止届が出されていない場合、店舗が閉店していても一覧に掲載されています。

イ 店舗面積 1,000～3,000 m²未満の店舗 31 店舗 (店舗面積 57,892 m²)

7 中小企業金融対策

- (1) 中小企業者が事業経営に必要とする資金を円滑に調達する事業資金として、長野県の 14 制度資金及び松本市の 8 制度資金の融資斡旋を行っています。
- (2) 市制度資金のうち 7 制度資金については、0.2%から 0.8%の利子補給をしています。

また、信用保証料については、松本市制度資金利用の場合 5 分の 4 (セーフティネット保証の場合は全額) を、県制度資金利用の場合 5 分の 2 (セーフティネット保証の場合は 2 分の 1) を市が負担しています。なお、保証料の上乗せ負担等により経営者保証の解除を選択できる制度 (事業者選択型経営者保証非提供制度) を利用する場合、県の制度改正にならない補助割合を引き下げ、これまでと同水準の補助額とします。

区分	市制度資金		県制度資金	
	一般保証	特別保証	一般保証	特別保証
通常時	4/5	全額	2/5	1/2
上乗せ 0.25%時	3/5	3/4	3/10	3/8
上乗せ 0.45%時	1/2	2/3	1/4	1/3

- (3) 令和 6 年度の利用実績は別表のとおりです。

なお、令和 6 年度末の融資残高は 213 億 4,374 万円、預託金額は 50 億 8,000 万円となっています。

別表

区 分		融 資 実 績				前 年 度 対 比			
		R5		R6		増 減 数		増 減 率	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総 数		件 464	千円 3,489,890	件 572	千円 4,261,520	件 108	千円 771,630	% 23.3	% 22.1
市 制 度 資 金 総 数		265	1,546,640	365	2,411,740	100	865,100	37.7	55.9
市 制 度 資 金	小規模企業支援資金	130	427,040	192	673,780	62	246,740	47.7	57.8
	景気変動対策資金（特別） ※借換含	66	420,840	40	350,960	△26	△69,880	△39.4	△16.6
	景気変動対策資金（一般）	19	221,200	25	356,300	6	135,100	31.6	61.1
	経営安定資金 ※借換含	50	477,560	102	956,250	52	478,690	104.0	100.2
	創業支援資金	0	0	5	44,450	5	44,450	皆増	皆増
	事業拡大資金	0	0	0	0	0	0	-	-
	工業立地促進資金	0	0	0	0	0	0	-	-
	事業承継資金	0	0	1	30,000	1	30,000	皆増	皆増
県 制 度 資 金 総 数		199	1,943,250	207	1,849,780	8	△93,470	4.0	△4.8
県 制 度 資 金	経営健全化支援資金 （経営安定対策）	3	26,500	4	151,000	1	124,500	33.3	469.8
	経営健全化支援資金 （特別経営安定対策）	3	53,980	2	19,400	△1	△34,580	△33.3	△64.1
	経営健全化支援資金（災 害）	0	0	14	403,270	14	403,270	皆増	皆増
	経営健全化支援資金 （新型コロナウイルス対策）	62	869,800	0	0	△62	△869,800	皆減	皆減
	信州創生推進資金	120	782,030	176	1,119,870	56	337,840	46.7	43.2
	経営改善サポート資金	9	203,940	7	136,160	△2	△67,780	△22.2	△33.2
	小規模企業発展資金	2	7,000	4	20,080	2	13,080	100.0	186.9

8 計量

計量法に基づき、適正な計量の実施を確保するため定期検査や立入検査を行うとともに、消費者に対して計量思想の普及・啓発を図ります。

(1) 計量器定期検査

区 分	受検戸数	検査器数	不合格器数	不合格率(%)
市検査	430	1,397	27	1.93
代検査	99	591	5	0.85
合 計	529	1,988	32	1.61

(2) 立入検査

ア 特定商品量目検査

(ア) 立入事業所検査

区 分	検査戸数	検査個数	不適正個数	不適正率(%)
中元期	—	—	—	—
年末期	5	197	1	0.51
合 計	5	197	1	0.51

※商品が傷みやすい夏季の検査は実施しておらず、年末期のみ立入検査を行っているもの

イ 特定計量器検査

(イ) 質量計

区 分	検査戸数	検査個数	不適正個数	不適正率(%)
市検査	5	10	0	0

(イ) 燃料油メーター検査

※令和6年度は実施なし

(3) 計量思想の普及・啓発

ア まつもと計量フェア(パネル展示、おやつ計量体験、街頭啓発)

イ 計量記念日ポスター掲示及びパンフレット配布

9 市営松本城大手門駐車場

(1) 位 置 松本市大手2丁目3番10号

(2) 面 積 12,856.38 m²

(3) 施設規模

ア 平面駐車場 広場式 バス12台、障がい者等用4台、自動二輪車15台(H30.11から)

イ 立体駐車場 南棟 6階7層 自走式 437台(うち定期駐車186台)

(4) 総事業費 約56億円

(5) 供用開始 平成4年7月

(6) 使用料

ア 時間駐車

区 分	30 分以内毎	夜間
		普通 午後 5 時 00 分から午前 8 時 30 分まで 大型 午後 10 時 00 分から午前 8 時 30 分まで
普通自動車及び軽自動車	150 円	1,030 円
大型自動車	370 円	3,560 円

イ 自動二輪車 1 日 1 回毎 100 円

ウ 定期駐車（普通自動車及び軽自動車 1 か月 1 台）

屋上 13,200 円、2～6 階 16,430 円

(7) 管理運営 指定管理者（TOY BOX）

(8) 利用状況

区 分 (営業日数)	R4 (364)	R5 (364)	R6 (364)	前年度対比		
				増減数	増減率(%)	
普通車	台数(台)	98,352	104,755	109,415	4,660	4.4
	使用料(千円)	47,492	51,633	56,640	5,007	9.7
	1 日当り台数	270	288	301		
	回転率	1.06	1.13	1.18		
バス	台数(台)	2,701	4,323	4,890	567	13.1
	使用料(千円)	4,945	8,305	9,583	1,278	15.4
	1 日当り台数	7	12	13.43		
	回転率	0.62	0.99	1.12		
自動二輪車	台数(台)	2,687	2,876	2,665	△211	△7.4
	使用料(千円)	269	288	267	△21	△7.6
	1 日当り台数	7.4	7.9	7.3		
	回転率	0.40	0.43	0.41		
定期	台数(台)	1,811	1,702	1,612	△90	△5.3
	使用料(千円)	29,445	27,693	26,285	△1,408	△5.1

(9) 令和 5 年度から、ネーミングライツ制度を導入しました。(愛称 東洋計器大手門駐車場)

10 市営中央西駐車場

(1) 位 置 松本市中央 1 丁目 20 番 21 号

(2) 面 積 6,488.11 m²

(3) 施設規模 7 階 8 層、自走式、206 台（うち定期駐車 2 台）

(4) 総事業費 約 17 億円（用地費 約 7 億円、建設費 約 10 億円）

(5) 供用開始 平成 10 年 3 月

(6) 使用料

ア 時間駐車

区 分	30分以内毎	夜間 (午後10時00分から午前8時30分まで)
		普通自動車及び軽自動車

イ 定期駐車 (普通自動車及び軽自動車 1か月1台)

19,800円

(7) 管理運営 指定管理者 (株)パルコスペースシステムズ)

(8) 利用状況

区 分 (営業日数)	R4 (364)	R5 (364)	R6 (364)	前年度対比		
				増減数	増減率(%)	
普通車	台数(台)	125,520	121,016	112,588	△8,428	△7
	使用料(千円)	51,728	53,296	50,903	△2,393	△4.5
	1日当たり台数	345	332	309		
	回転率	1.69	1.63	1.52		
定期	台数(台)	24	24	24	0	0.0
	使用料(千円)	475	475	475	0	0.0

11 市営中央駐車場

(1) 位 置 松本市中央1丁目23番2号

(2) 面 積 6,107.49㎡

(3) 施設規模 8階8層 (うち駐車場部分1~6階)、自走式165台 (うち定期駐車45台)

(4) 総事業費 約9億4千万円 (用地費 約5億1千万円、建設費 約4億3千万円)

(5) 供用開始 平成11年4月

(6) 使用料

ア 時間駐車

区 分	30分以内毎	夜間 (午後10時00分から午前8時30分まで)
		普通自動車及び軽自動車

イ 定期駐車 (普通自動車及び軽自動車 1か月1台)

19,800円

(7) 管理運営 指定管理者 (株式会社フューチャーイン)

(8) 利用状況

区 分 (営業日数)		R4 (364)	R5 (364)	R6 (364)	前年度対比	
					増減数	増減率 (%)
普通車	台数(台)	73,249	77,863	84,633	6,770	8.7
	使用料(千円)	39,096	41,999	44,353	2,354	5.6
	1日当り台数	201	214	233		
	回転率	1.68	1.78	1.94		
定期	台数(台)	615	637	669	32	5
	使用料(千円)	12,177	12,613	13,246	633	5

12 工業ビジョンの推進・(一財)松本ものづくり産業支援センター

松本市では、市内ものづくり産業の持続的な発展に向けて、ものづくり企業や関係機関、行政それぞれが主体的に取り組んでいくための指針として、平成30年3月に松本市工業ビジョン(計画期間2018年度～2027年度)を策定し、令和4年度には社会情勢の変化等を踏まえ、中間見直しを行いました。

見直し後のビジョンでは、引き続き松本市の目指すべき方向性を「松本市の特性を生かした新たな活力の創造により高い競争優位性を持った地域」とし、人材の確保、DX・デジタル化の推進、ゼロカーボンの推進、工業団地の整備と企業立地の促進、重点産業分野(健康・医療分野、食料品製造分野、産業用ロボット等の高度な産業用機械分野)の推進の5項目を重点的推進事項に決めました。

平成30年度からは、(一財)松本ものづくり産業支援センターを中心に、市や商工会議所、学術機関、その他の支援機関等が連携して中小企業に対する各種支援を実施し、工業ビジョンを推進することにより、産業創発力の向上と、ものづくり産業の更なる振興を推進しています。

令和元年度から経済産業省の支援を受け進めてきた、食料品・飲料製造分野でのブランド化・高付加価値化に向けた企業の取組み支援では、令和2年度に地方創生推進交付金を活用した「地域中核企業支援事業補助金」を制定し、令和5年度には、活性化支援及び販路拡大支援を既存の補助制度に統合し、支援を実施しました。

令和元年度に開設したサザンガクでは、コワーキングスペースにコミュニティマネージャーを配置し利用者間の交流を促進したほか、県との連携により「信州スタートアップステーション」や「よろず支援拠点」など起業・創業や経営の相談窓口を設置し、新たなビジネスやイノベーションの創出につながる支援を実施しました。

また、人材の確保に向けて、令和4年度から、関東経済産業局と連携した「地域の人事部」事業を引き続きモデル実施したほか、令和5年度からは、外部人材活用促進事業補助金を新設し、中小企業単独では困難な専門的人材等の確保に取り組みました。加えて、DX・デジタル化及び省エネ化を推進するため、令和5年度から社会変革対応促進事業交付金を、ゼロカーボン産業を誘致するため、令和4年度から脱炭素型大規模投資支援事業補助金をそれぞれ新設し、工業ビジョンの推進を図っています。

(1) (一財)松本ものづくり産業支援センターの概要

ア 施設概要

(ア) 所在地 松本市和田南西原 4010-27(松本臨空工業団地内)

(イ) 施設内容 研究開発室(インキュベート施設)、共同開発室、事務室、研修室、情報収集提供室、商談室等

イ 支援体制及び業務内容

総務、ものづくり支援、ICT支援の3担当を配置し、重点産業やDX・デジタル化、ゼロカーボンの推進等、ビジョンに定める重点事項の推進に取り組みます。

(ア) 総務担当

各種産業の育成支援のための研究開発室等施設の貸し出し、維持管理業務等を行います。

(イ) ものづくり支援担当

重点産業を中心に中小企業の新技術・新製品等の研究開発支援、技術の高度化や経営の高質化等の経営力強化支援、販路拡大につながる展示会への出展等受発注に関する支援の他、ものづくり人材の育成、産学官連携等の各種支援を、相談受付や企業訪問等により実施します。

(ウ) ICT支援担当

サザンガクを中心に、ICTを活用した新ビジネスの創出や起業、創業の支援、新しい働き方の浸透の他、中小企業のDX・デジタル化支援、セミナー等デジタル人材の育成に係る事業等を行い、DX・デジタル化の推進による競争力強化と産業振興を図ります。

ウ 連携支援機関

- ・松本市
- ・松本商工会議所
- ・信州大学
- ・(公財)長野県産業振興機構松本センター

13 製造業等活性化支援事業

独創的な新技術・新製品の開発による地域産業の活性化を目的に、市内中小事業者等が大学や、公設試験研究機関等と連携して共同研究・開発を行う場合(産学共同研究事業)や、産産連携・農商工連携等により新分野・異分野への展開を図る場合(新産業創出事業)の経費の一部を補助しています。

令和6年度実績 産学共同研究事業4件 中核企業活性化事業2件

14 製造業等販路拡大支援事業

新市場の開拓や販路の拡大を目的として市外で開催される展示会または見本市に出展し、自社で製造または開発した製品や技術を出展しようとする場合の展示会の出展料(小間料)や、海外出展をする場合の輸送費等の一部を補助しています。

令和6年度実績 22件(国内19件、海外3件)

15 製造業等人材育成事業

松本地域における中小企業製造業者等の人材育成を推進し、経営力・技術力の強化を図ることにより、製造業者が厳しい経済環境を乗り越え活性化していくことを目的に、経営力の強化や技術力の向上につながるよう、従業者が受講する研修費の一部を補助しています。

令和6年度実績 7件

16 地場産業振興事業

松本市の地場製品の周知や広報をはじめ、市内外で開催される各種イベント等における即売や紹介ブースの出展、各種団体への補助、事業費負担等により、地場製品の知名度向上、販路拡大等を通じて地域産業の活性化を図っています。

(1) 大型イベントの開催

令和6年度は、「信州・そば祭り」を開催し、信州の魅力を全国に発信するとともに、地場産業の振興及び交流促進を図りました。

(2) 販路開拓事業

首都圏をはじめ中京圏や九州など各地で開催される各種物産展へ参加し、多くの来場者に特産品をPRしています。令和6年度は、県外（福岡、札幌、藤沢、加古川）のイベントに出展したほか名古屋・金山駅、世田谷区・二子玉川での物産展を主催しました。

また、市内では、信州まつもと大歌舞伎縁日横丁や松本マラソン前日イベントに出展しました。

17 ものづくり伝承事業

地場産業として地域経済を支えてきた伝統的な産業の中には、大量生産品の出現や後継者不足等で、技術・技法の継承が困難になってきていることから、平成18年度に立ち上げた松本ものづくり伝承塾実行委員会を主体に、本物の良さ、ものづくりの大切さを見直す活動や販路拡大、後継者育成事業などの諸課題に取り組んでいます。

令和6年度は、ものづくり体験講座を2回実施し、小中学生の職場体験受入れに対する助成を行いました。また、周知活動については、「名工・名産品ガイドブック」の松本市ホームページへの掲載、イオンモール松本での工芸品の展示の他、新たにYouTube上で伝統的技能に係る保存映像の限定公開を始めました。

18 産学官連携事業

地域の産・学・官の相互連携を推進することにより、中小企業や起業家の新たな技術・製品の開発、新産業の創出等に結びつけ、松本市工業ビジョンに定める3つの重点産業分野を中心としたものづくり産業の振興と地域経済の活性化を図ります。

(1) 事業内容

ア 「起業家育成事業」として、企業と大学等を対象に、マッチング懇談会、医療・健康産業分野、産業用ロボット分野等につながるシンポジウムを開催しています。

- イ 「松本地域産学官交流ネットワーク」を、(一財)松本ものづくり産業支援センター等との連携で随時開催し、日常的に企業と大学、支援機関の連携、新産業育成の素地を整えています。
- ウ 信州大学の進める先鋭領域融合研究群をはじめ、世界的に最先端の研究成果を地元企業に還元、新産業の創出を図ります。
- エ (一財)松本ものづくり産業支援センターを核に、他の支援機関や大学等の研究機関、国・県等行政機関との緊密な連携を進めています。

19 スタートアップ推進事業

「起業」という選択肢をより身近なものとし、多様な人材が挑戦できる環境を整えることで、松本地域から社会的・経済的インパクトをもたらすスタートアップを継続的に生み出していく「スタートアップ・エコシステム」を構築し、地域経済の好循環を目指します。

(1) 起業家育成事業（機運醸成プログラム）

- ア 市内における「起業」に対する関心を高めるイベント等を実施します。
- イ イベント等の参加者を中心に投資家や支援者等を交えた起業家コミュニティを形成します。

(1) NAGANOスタートアップ・エコシステム推進協議会

令和7年度に長野県が国の第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市に認定されたことから、これを契機として、構成機関（長野県、長野市、松本市の他、県内の大学、金融機関、経済団体、その他支援機関）が連携し、スタートアップ支援を推進します。

20 松本商工会議所

(令和7年3月31日現在)

- (1) 会員数 4,122 事業所
- (2) 議員数 117 人
1号議員 60人、2号議員 39人、3号議員 18人
- (3) 職員数 51 人
- (4) 令和6年度決算

一般会計	180,603 千円
特別・積立金会計（9会計）	2,198,658 千円
計	2,379,261 千円
- (5) 商工会館

竣工	昭和48年6月
建設費	3億4000万円

21 健康産業の推進・(一財)松本ヘルス・ラボ

市民と産学官の共創の場である「松本ヘルス・ラボ」の取組みを推進することで、ヘルスケア分野における新たな産業を創出して地域経済の好循環をもたらすとともに、市民の健康度のさらなる向上を目指します。

(1) (一財) 松本ヘルス・ラボの概要

ア 現状及び取組内容

(ア) 会員数 令和6年度末現在 約8,000人(法人会員を含む)

(イ) 会員向け健康増進プログラム

a 年2回の健康チェック

b 月2回程度の健康プログラム

c 法人会員制度による企業の健康経営支援(令和6年度末現在 10企業・団体)

(ウ) 企業とのモニタリング調査事業等

企業連携事業及び受託事業(令和6年度5件)

気分状態改善に関するモニタリング調査などを実施しました。

(2) 主な経過

平成23年 7月	松本地域健康産業推進協議会設立
12月	第1回世界健康首都会議開催
平成24年10月	庁内に松本市健康産業推進研究会設置
平成25年 5月	健康産業フォーラムの開催(年3回、以降令和元年まで毎年開催)
平成26年12月	松本ヘルス・ラボ事業に着手
平成27年 3月	松本地域健康産業推進協議会内に「松本市健康経営研究会」を設置
9月	任意団体「松本ヘルス・ラボ」設立
平成28年12月	「一般財団法人松本ヘルス・ラボ」設立
平成29年 3月	松本ヘルス・ラボオフィス開設
平成31年 1月	健康産業フォーラム(東京説明会)の開催
令和 2年10月	第10回世界健康首都会議開催(第10回をもって終了)
令和 3年 5月	松本地域健康産業推進協議会を解散し、松本ヘルス・ラボに機能を集約
令和 4年 2月	松本ヘルス・ラボアプリ導入
令和 6年 5月	松本ヘルス・ラボ公式LINEアカウントの導入

(3) 令和6年度における主な取組み

ア 市民の健康増進と市民との共創により健康産業の創出を図る「松本ヘルス・ラボ」において、個人会員向けの健康増進プログラム、保健師等による健康相談、法人会員向けの「健康経営」プログラムを提供したほか、ヘルスケアサービスの有効性を検証するモニタリング事業等を実施しました。

イ 商業施設でのイベントや市内企業に直接働きかけるなど新規会員獲得を行い、松本ヘルス・ラボの会員数が8,000人を超えました。

ウ 市の補助事業としてヘルスケア製品・サービスの実用化を支援する実証事業等を実施しました。

(4) 今後の取組み

松本ヘルス・ラボ公式LINEや会員制度の魅力向上を図るとともに、数多くのモニタリング事業を獲得することで、健康への関心が低い世代を含む市民の健康増進と健康産業振興の両立を進めます。

22 工業団地

団地名	造成年	企業数	造成面積(ha)
木工団地	昭和41年・42年	8	10.6
西南工場団地	昭和42年～48年	35	32.9
大久保工場公園団地	昭和46年・47年	56	43.0
松本臨空工業団地	昭和61年～平成3年	48	58.0
新松本臨空産業団地	平成10年・11年	21	12.6
倭工業団地	昭和57年～	13	10.6
新松本工業団地	平成22年～26年	13	20.8
合計		194	188.5

令和5年度からは、新たな工業団地等の整備として、従来手法と異なる民間主導による開発として、新松本工業団地拡張事業（約4.5ha）に着手し、令和6年度は選定した開発事業者が地権者交渉を進め、全ての地権者との契約締結が完了しました。また、地域未来投資促進法に基づく松本地域基本計画の中で新たに重点促進区域としたアルウィン西側の土地（神林地区及び今井地区の一部、約16ha）については、公募の結果、立地事業者が決まり、現在、民間事業者による地権者交渉に入っています。

23 土地利用計画

昭和46年9月30日に農業振興地域の指定を受け、昭和47年3月9日に松本農業振興地域整備計画が認可となりました。これにより、農用地区域とその他の区域の土地利用が明確化され、優良農地の確保と適正な土地利用を図っています。

(1) 都市計画 (令和7年3月31日現在 単位:ha)

松本市総面積 97,847		
都市計画区域 30,191		都市計画区域外 67,656
市街化区域 4,034	市街化調整区域 26,157	

(2) 農業振興地域 (令和7年3月31日現在 単位:ha)

松本市総面積 97,847		
農業振興地域 24,890		農業振興地域外 72,957
農用地区域 7,382	農用地区域外 17,508	

(3) 農業振興地域の農用地区域内訳

(令和7年3月31日現在 単位:ha)

農用地区域 7,382							
農地 6,226			採草放 牧地	混木 林地	農業用 施設 用地	混牧林地 以外の 山林原野	
田 3,835	畑 1,722	樹園地 669					
			676	245	66	169	

24 農家戸数

(単位:戸、経営体)

年	総農家数	農業経営体	認定農業者
H22 (2010)	総農家 7,984	4,161	476
	販売農家 4,530		
H27 (2015)	総農家 7,156	3,930	505
	販売農家 3,787		
R2 (2020)	総農家 6,185	3,168	544
	販売農家 3,034		

(資料 農林業センサス、農政課)

令和2年経営耕地面積規模別経営体数(農業経営体)

(単位:経営体)

0.3 ha 未満	0.3 ha 〜 0.5 ha	0.5 ha 〜 1.0 ha	1.0 ha 〜 1.5 ha	1.5 ha 〜 2.0 ha	2.0 ha 〜 3.0 ha	3.0 ha 以上	合 計
154	701	1,090	498	244	209	272	3,168

(資料 農林業センサス)

25 経営耕地面積(農業経営体)

(単位:ha)

年	経営耕地	田	畑	樹園地
H22 (2010)	5,909	3,917	1,034	958
H27 (2015)	5,784	3,831	1,034	918
R2 (2020)	5,941	3,753	1,328	860

(資料 農林業センサス)

面積は ha 未満を四捨五入しているため、合計と必ずしも一致しません。

26 経営所得安定対策

国は、農業者の経営安定及び食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図るため、「経営所得安定対策」を実施しています。

本市でも国の政策に基づき、制度の基盤である生産数量目安値に応じた主食用米の適正生産に係る取組みを行っています。

水稻作付状況

区 分 \ 年 度	R4	R5	R6
米生産数量目安値（t）	16,672	16,465	16,672
米作付目安面積（ha）	2,572	2,533	2,557
米作付確定面積（ha）	2,555	2,518	2,532
実 施 率（%）	99.3	99.4	99.0

27 農業生産振興事業

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業（旧「産地パワーアップ事業」）

ア 経過及び現状

意欲ある農業者等が高収益な作物、栽培体系へ転換を図るため、国の交付金事業として「産地パワーアップ事業」が平成28年1月に新たに制定されました。

これは、水田、畑作、野菜、果樹等の全ての農産物を対象とした産地が、地域の営農戦略として「産地パワーアップ計画」を定め、地域が自ら定めた具体的な成果目標の達成に向けた取組みを総合的に支援するものです。

平成28年度から、地域の意向を取りまとめ「産地パワーアップ計画」に位置づけ、本事業に取り組んでいます。

イ 事業内容及び実績

取組作物名	年度	事業内容
大豆	H28	乾燥調製施設の整備
いちご	H28～H30	いちごの栽培施設の導入
セルリー	H28～H29	セルリー栽培施設の導入
花き	H28～H29	花き集出荷施設、低コスト耐候性ハウスの整備
水稻	H30	色彩選別機の整備
セルリー	R1～R3	セルリー栽培施設の導入
ぶどう	R2～R4	ぶどう棚、雨よけハウス、灌水資材の導入
すいか	R4	すいか選果設備の整備
小麦・大豆	R5	生産性向上のための機械導入

ウ 採択要件

松本市農業再生協議会が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づける必要があります。

また、生産・出荷コストを10%以上低減する、販売額を10%以上向上する等を成果目標とする

必要があります。

28 中山間地域等直接支払事業

中山間地域は、農業生産活動を通じた水源のかん養等の多面的機能を有していますが、平地に比べ農業の生産条件が厳しく、高齢化の進行による担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されています。

このため、農業生産活動を通じ中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する目的から、当該農業生産活動等を行う集落(農用地面積 1ha 以上)に対し直接支払いを実施しています。

- (1) 対象地域 法指定地域 本郷・内田・四賀・奈川 30 集落 159.4ha
 特認地域 中山・波田 20 集落 84.4ha
- (2) 対象農用地 急傾斜(田:1/20 以上、畑:15° 以上)
 緩傾斜(田:1/100 以上 1/20 未満、畑:8° 以上 15° 未満)
- (3) 交付単価 田 : 急傾斜 21,000 円/10a 緩傾斜 8,000 円/10a
 畑 : 急傾斜 11,500 円/10a 緩傾斜 3,500 円/10a
- (4) 事業費 46,465 千円(令和 6 年度実績)

29 利用権設定等促進事業

農業経営基盤強化促進法等に基づき、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業などを通じて、認定農業者への農地の集積を基本として農地の流動化を推進しています。

利用権の設定等状況(使用貸借を含む)

年度	貸し手(人)	借り手(人)	面積(ha)
R4	1,784	629	580
R5	1,660	571	500
R6	1,513	551	472

30 土地利用型経営規模拡大奨励金交付事業

昭和 54 年度から国が土地利用型農業経営規模拡大促進事業を開始しました。

平成元年度からは、農用地の集積を通じて農業の中核的担い手の育成・確保と農地の有効利用を進めるため、市単独事業として奨励金の交付を開始しました。

【経過】

平成 11 年度～ 認定農業者の優遇措置開始

平成 15 年度～ 単年度ごとの交付へ制度改正

平成 18 年度～ 貸し手への交付を廃止

平成 28 年度～ 借り手(認定農業者以外)への交付を廃止

令和 3 年度～ 新規 : 6,000 円/10a (存続期間 3 年以上で契約初年のみ交付)
再設定 : 3 年間を移行期間とし令和 5 年度まで交付

奨励金の額

年度	区 分	交 付 額 (10a 当たり)		
H28～	借り手 (認定農業者)	3,000 円		
R3～	借り手 (認定農業者) 契約初年	6,000 円		
	借り手 (認定農業者) 再設定 ※経過措置	R3	R4	R5
		2,250 円	1,500 円	750 円
R6～	借り手 (認定農業者) 契約初年	6,000 円		

実績 (借り手のみ)

年度	計		
	対象者 (人)	面積 (ha)	金額 (千円)
R4	318	1,388.40	21,358
R5	254	832.81	7,884
R6	94	71.30	4,062

31 新規就農者育成対策事業

移住者を含む意欲ある就農希望者に実践的な農業研修を行うとともに、農業経営の開始に必要な農地の確保及び農業機械の取得、賃貸住宅の家賃等を支援し、農業の担い手を確保します。

- (1) 事業主体 松本ハイランド農業協同組合
- (2) 研修作物 りんご、ぶどう、セルリー、すいか、施設野菜、花き等
- (3) 研修期間 3年間
- (4) 研修生の状況

年度	研修開始	人数	年度	研修開始	人数
13	第 1 期生 (H13.11～)	6 人	26	第 13 期生 (H26.11～)	2 人
14	第 2 期生 (H14.11～)	4 人	27	第 14 期生 (H27.11～)	1 人
15	第 3 期生 (H15.11～)	5 人	28	第 15 期生 (H28.11～)	1 人
16	第 4 期生 (H16.11～)	4 人	29	第 16 期生 (H29.11～)	2 人
18	第 5 期生 (H19.1～)	1 人	30	第 17 期生 (H30.11～)	3 人
19	第 6 期生 (H20.1～)	2 人	R1	第 18 期生 (R元.11～)	2 人
20	第 7 期生 (H20.11～)	4 人	R2	第 19 期生 (R2.11～)	3 人
21	第 8 期生 (H21.11～)	3 人	R3	第 20 期生 (R3.11～)	3 人
22	第 9 期生 (H22.11～)	2 人	R4	第 21 期生 (R4.11～)	2 人
23	第 10 期生 (H23.11～)	2 人	R5	第 22 期生 (R5.11～)	2 人
24	第 11 期生 (H24.11～)	2 人	R6	第 23 期生 (R6.11～)	3 人

25	第12期生 (H25.11~)	2人	
----	-----------------	----	--

Iターン27世帯(75名)、Uターン7世帯(16名)、就農者のうち18名が認定農業者

32 新規就農者育成総合対策 (旧農業次世代人材投資事業)

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金、及び就農後の経営発展のために機械・施設等を導入する資金を支援しています。

(1) 経営開始資金

ア 交付額 1人当たり1,500千円/年

イ 交付期間 最長3年間

ウ 対象者 認定新規就農者

エ 実績

年 度	件数 (件)	支給額 (千円)
R4	11	15,122
R5	13	18,572
R6	11	14,657

(2) 経営発展支援事業 (令和4年度開始事業)

ア 支援内容 機械・施設等の導入費用 上限10,000千円 (国:2/4 県:1/4 本人:1/4)

イ 対象者 認定新規就農者

ウ 実績

年 度	件数 (件)	支給額 (千円)
R4	1	5,571
R5	2	10,647
R6	0	0

33 新規就農者住宅支援事業

市外からの新規就農を促進し、農村地域における人口減少の抑制を図るため、新たに市内で就農する者の住居に関する費用を支援しています。

(1) 家賃補助

ア 対象者 農業研修生、認定新規就農者 (経営開始3年目まで)

イ 補助内容 家賃の2分の1以内、月額上限10千円 (子育て世帯は20千円)

ウ 対象期間 最長3年間

エ 実績

実績	年度	R6
	件数(人)	8
	補助金(千円)	910

(2) リフォーム補助

ア 対象者 農業研修生、認定新規就農者、空き家の所有者

- イ 補助内容 居住部分に係る改修工事費用、家財等処分に係る費用（費用の2分の1以内）
賃貸の場合上限600千円、購入の場合上限750千円（子育て世帯は最大300千円加算）

ウ 実績

実績	年度	R6
	件数(人)	3
	補助金(千円)	1,385

34 梓川果樹産地新規就農者支援事業

梓川地域の果樹産地継承及び多様な担い手の定住促進を図るため、50歳以上65歳以下の新たに農業経営を始めようとする者を対象に2年間の研修を行い、研修生と地域の先輩農業者（里親）を支援します。※技術習得のための研修は、長野県新規就農里親制度を活用します。

- (1) 事業主体 あづみ農業協同組合
- (2) 研修作物 りんご（その他あづみ農業協同組合が認めた果樹等）
- (3) 研修期間 2年間
- (4) 支援内容 機械購入費、施設購入費、研修費支援、研修農地費など
- (5) 実績 令和7年度からの新規事業

35 集落営農活性化プロジェクト促進事業

集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや若者等の雇用、高収益作物の試験栽培・販路開拓、共同利用機械等の導入などの取組を総合的に支援するために、補助金を交付しています。

- (1) 事業対象期間 最長3年間
- (2) 対象者 集落営農等要件を満たす組織
（地域計画のうち、目標地図等に位置づけがされている又は、位置づけられることが確実な組織などの条件を満たしている組織）
- (3) 補助概要 集落営農の発展のために必要な経費
上限10,000千円（国費10/10）
- (4) 実績

年度	項目	事業費(千円)	補助金(千円)
R6 (1年目)	中核となる若者等の雇用	2,479	1,000
	組織の法人化	250	250
計		2,729	1,250

36 松本市未来を担う農業経営者支援事業

認定農業者等が農業経営改善計画等に基づいて整備する農業機械及び農業生産施設の取得に係る費用や、認定新規就農者が農業機械及び農業生産施設の取得に係る費用に対し補助金を交付し、

意欲ある担い手の育成を図ります。

(1) 対象者

- ア 農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者
- イ 青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者
- ウ 認定農業者である経営主と家族経営協定を締結し、農業経営に年間90日以上従事する女性（女性農業者）

(2) 補助率

- ア 認定新規就農者 事業費2/3以内 上限2,000千円
- イ 認定農業者 機械：事業費2/3以内 上限 500千円
施設：事業費2/3以内 上限2,000千円
- ウ 女性農業者 事業費2/3以内 上限500千円

エ 事業実績

年度	導入機械・施設	件数	事業費（千円）	補助金（千円）
R6	ぶどう棚簡易雨よけハウス、簡易防風垣資材	1	3,282	2,000
	スピードスプレイヤー	2	11,356	2,500
	マルチャー	1	790	500
	フレコン自動計量機	1	1,287	500
	ぶどう棚灌水設備	2	2,003	1,000
	高所作業車	1	990	500
	トラクタースイカマルチャー	1	1,593	500
	自動選果機	1	1,003	500
	ロータリー	1	935	500
	ぶどう棚	2	3,836	1,523
	育苗ハウス	3	6,262	4,108
	果樹・野菜の選別施設	2	13,020	4,000
	自走コンポキャスト	1	791	500
	運搬車	1	800	500
	播種機	1	1,118	500
	農畜産物加工施設兼直売所	1	36,271	2,000
	トラクター	2	8,954	2,500
	ブームスプレイヤー	1	3,830	500
	計	25	98,121	24,631

37 経営継承・発展支援事業

地域の中心経営体等の後継者が、当該中心経営体の経営の主宰権の移譲を受けて経営発展計画を策定し経営発展に向けた取組みを行う場合、必要となる経費に対し最大100万円の補助金を交付しています。

- (1) 実施期間 令和3年度～
 (2) 補助対象 中心経営体等である先代から経営の主宰権の譲渡を受けた、又は受ける者
 (3) 補助内容 経営発展のために必要な経費 上限1,000千円（国費1/2 市1/2）
 単なる取替更新（同機種、同性能）の機械装置等の購入を除く。

(4) 事業実績

年度	導入機械・施設	件数	事業費（千円）	補助金（千円）
R4	高所作業機、動噴等	1	1,014	1,000
	高所作業機、果樹苗木	1	1,173	1,000
	スパイダーモア、自走動噴	1	1,274	1,000
	育苗ハウス、果樹苗木等	1	1,025	1,000
	耕起作業機等	1	1,191	1,000
	乗用モア、高圧洗浄機	1	1,023	1,000
	運搬機等	1	1,092	1,000
	計	7	7,792	7,000
R5	採択なし			
R6	育苗ハウス	1	1,430	1,000
	運搬車、営農支援アプリ	1	1,136	1,000
	水分計キット、 自動給水システム等	1	1,095	1,000
	計	3	3,661	3,000

38 スマート農業推進事業

農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の減少により、労働力不足や労働負担の増加が課題となっています。これらの課題を解決する方法の一つとして、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用し、農作業の省力化及び精密化、高品質生産の実現を推進していくため、スマート農業機械を導入する認定農業者等に対し補助金を交付しています。

- (1) 補助対象 認定農業者、中心経営体、集落営農組織、農地所有適格法人
 (2) 対象経費 農林水産省による「スマート農業技術カタログ」に記載されている機械、機器等で購入価格が50万円以上のもの
 (3) 補助率 事業費の1/2以内、上限200万円
 (4) 事業実績

年度	導入機械・施設	件数	事業費（千円）	補助金（千円）
R6	直進アシスト機能付き田植機	7	29,913	13,498
	直進アシスト機能付きトラクター	4	36,854	8,000
	農機自動操舵システム	2	9,935	4,000
	情報支援機能付きコンバイン	2	25,240	4,000

自動草刈機	2	5,390	2,695
ラジコン草刈機	1	1,540	770
ロボット田植機	1	6,094	2,000
農業用ドローン	1	5,487	2,000
GPS 付肥料散布機	1	596	298
合計	21	121,049	37,261

39 鳥獣被害対策事業

野生鳥獣による農林業への被害を減少させるため、猟友会等による「駆除」、侵入防護柵の設置による「防除」、人と野生鳥獣との住み分けをするための「生息環境管理」を3本柱として総合的な対策を進めています。

(1) 駆除対策事業

ア 個体数調整と有害鳥獣駆除の実施

有害鳥獣駆除 ニホンジカ他獣類 2,536頭
カラス他鳥類 1,088羽

イ 捕獲従事者を確保するための新規銃猟者に対する支援 5名

ウ 集落等捕獲隊の組織化による、地域ぐるみでの捕獲体制の推進

(四賀67名、入山辺164名、中山27名、安曇(2隊)35名、梓川21名(指導員含む))

エ 鳥獣被害対策実施隊による駆除体制の強化

(2) 被害防除事業

ア 鳥獣被害防護柵補修

市と住民が協働形式で設置してきた防護柵が、自然災害等により破損したため、地区住民に補修する資材を提供し、補修作業の妨げとなる支障木を撤去しました。

(ア) 補修資材の提供

延べ21団体に補修資材を提供

(イ) 倒木撤去委託費

延べ21団体に対し、総額2,206千円の撤去委託

40 農畜産物販売促進事業

消費者の期待と信頼が寄せられる産地の確立を目指し、松本産農畜産物の更なる品質向上、消費拡大、高付加価値化を進めるとともに、新鮮で安全な食の確保と地域の活性化、食文化の伝承等の観点から地産地消と食育を推進し、経済の好循環を生み出す農業を育みます。

(1) 農畜産物の情報発信

デジタル化の進展により、インターネットを通じて情報収集や買い物をする人が増加傾向にあります。ふるさと納税返礼品を通じて情報発信に取り組み、付加価値の高い松本の農畜産物をPRします。

ア ふるさと納税返礼品登録推進

ふるさと納税の返礼品は、松本の高品質な農畜産物をPRする絶好の機会となります。また、農畜産物のテストマーケティングの機会ともなることから、返礼品登録を推進します。

イ 旬の農畜産物の情報発信

市ホームページ、SNSを通じて旬の農畜産物の情報を発信し、知名度の向上及び販売促進を図っています。

(2) 農畜産物の販売促進

ア 農畜産物販売促進事業（旧6次産業化支援事業）

生産、加工、流通・販売などに取り組む6次産業化を支援するため、農業者等が行う販路開拓にかかる経費に対し、補助金を交付します。

(ア) 対象者

農業者、農地所有適格法人、農業者で組織する団体、農産物直売所

(イ) 補助内容

補助区分	補助対象経費	補助率	補助限度額（千円）
販路開拓対面型	県外及び海外における販路開拓のための物産展への出展及び直売所交流に要する経費（出展負担金、デザイン費・印刷費・資材費・広告費・通信運搬費・輸送費・旅費・装飾備品借上料・筆耕翻訳料（以下「広告費・旅費等」という。）	物産展出展経費10分の10 広告費・旅費等2分の1	国内 250 海外 500

(3) 地産地消・食育の推進

ア 子ども・若者農業体験支援事業

子どもたちの地域における食や農業への理解を深めるため、幼保園児、小中高大学生や親子を対象に農業体験等を受け入れる農業団体等に補助金を交付します。

(ア) 補助対象者

農業者、生産団体、農業者を構成員とする団体等

(イ) 補助率

1/2（上限30万円）

イ 学校給食の地産地消の推進

松本市の食や農業への理解を深め、将来における地場農産物の消費者育成や農業の担い手確保等に繋げるため、農政課が生産者や生産団体などとのコーディネート役割を担い、学校給食課と連携して学校給食における地産地消を推進します。

41 松本市遊休荒廃農地対策事業

担い手の高齢化、後継者不足等により農地の遊休荒廃化が進む中で、遊休荒廃農地の解消を図り、再活用の促進を目指しています。

(1) 事業内容

農地を取得又は貸借する者(団体を含む。)及びUターン就職者等が行う、遊休荒廃農地の復元及

び有効利用に要する経費に対して、1a 当たり 2,300 円から 7,000 円以内で補助を行います。

(2) 令和 6 年度実績

- ア 寿・今井・波田地区の耕作放棄地を再生
- イ 再生面積 76a

42 健康生きがい市民農園事業

農業を通じた健康・生きがいづくりを進めるとともに、農業への理解を進めます。

(1) 体験市民農園

- ア 開設場所 20か所
- イ 区 画 460区画 (1区画約33㎡~75㎡)
- ウ 利用料 年額2,000~4,500円/区画

(2) 健康生きがい市民農園

- ア 開設場所 2か所 (高宮北、高宮中)
- イ 区 画 20区画 (1区画約 50 ㎡)
- ウ 利用料 年額3,000円/区画

(3) 簡易オートキャンプ設備付き農園

- ア 開設場所 1か所 (内田)
- イ 区 画 17区画 (1区画約 200 ㎡)
- ウ 利用料 年額 18,000 円/区画
- エ その他 水道電気料実費負担

43 農業課題等の解決に向けたプラットフォーム「活かす農まつもと」の設置・運営

農業委員会からの提案に基づき、高齢化や担い手対策、6次産業化、地産地消、環境にやさしい農業など多様化する農業の課題に対し、利害関係者が協力して解決に取り組む、松本市農業の課題解決プラットフォーム「活かす農まつもと」を設置し、現在、2つの課題に関する課題別検討部会を立ち上げて課題解決に取り組んでいます。

(1) 組織概要

名称	内容	構成
コア会議	現状の課題を整理し、整理した課題の効果的かつ具体的な解決に向けて様々な利害関係者や専門家などに協力を求め、課題別検討部会の開催を調整する機関	農業委員会、学術機関、農業者、JA関係者、松本市 (事務局：農政課)
課題別検討部会	コア会議が整理した課題に対する利害関係者及び課題の解決意欲を示す者等で構成し、解決策の協議、考案、事業活動を実施する部門 (令和6年度は、2部会が活動)	農業者、JA、民間企業、関係団体、消費者等の利害関係者、農業委員、専門家及び長野県

(2) 課題別検討部会

名称	内容
部会① 農業と観光に関する検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・農業人口の維持拡大・地域の活性化の方策として、今井地区をモデルに食や農業体験の商品化に向けた取組みを推進 ・令和7年度での「大人の農業体験ツアー」商品化に向けた協議
部会② 中山間地の農地活用に関する検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・山間地域の農地を持続的かつ有効に活用するための方策として、学校給食への地域農産物の利用拡大に向けた取組みを推進 ・生産者組合を設置し、四賀給食センター納品窓口の一本化 ・四賀給食センターで使用する主要食材15品目における松本地域産使用率の目標値を設定（令和6年度42.8%→令和10年度50%）

44 クラインガルテン事業

遊休農地の有効活用と豊かな自然、風土を守り市民等の福祉の増進を図るため、クラインガルテンを設置し、都市住民との交流を図っています。

(1) 施設の概要

地区	名称	区画数	一区画の規模	使用料	契約
四賀	坊主山 クラインガルテン	53	敷地全体 270~300 m ² (内訳) 休憩小屋(建物)38~50 m ²	104,760~ 366,660 円	1 年 間 (最長 5 年)
	緑ヶ丘 クラインガルテン	78	畑 100~120 m ² 他 芝生 花壇	377,140~ 513,330 円	
奈川	大原 クラインガルテン	35	敷地全体 350 m ² (内訳) 休憩小屋(建物)24~50 m ² 畑 150 m ²	261,900~ 398,090 円	1 年 間 (最長 5 年)
	神谷 クラインガルテン	18	敷地全体 200 m ² (内訳) 休憩小屋(建物)40~42 m ²	244,440 円	
	入山 クラインガルテン	7	畑 80~100 m ² 冬期間利用不可		
計		191			

(2) 利用率

99.4% (9割以上が県外者)

45 農業協同組合

組 合 名	組合員数（人）	組合員戸数（戸）	出資金（千円）
松本ハイランド農業協同組合	39,798 (24,550)	29,484 (17,580)	9,161,636 (4,964,963)
あづみ農業協同組合	15,607 (2,755)	10,445 (1,811)	3,823,434 (1,037,418)

注（ ）は、松本市管内の数値です。

46 公設地方卸売市場の概要

- (1) 名 称 松本市公設地方卸売市場
- (2) 計画編入 第4次長野県卸売市場整備計画 昭和61年8月
- (3) 取扱商品 青果、水産、食肉、花き
- (4) 供給圏 長野県全域
- (5) 入場業者 青果卸売業者 1社 水産卸売業者2社 花き卸売業者1社
青果仲卸業者 7社 水産仲卸業者2社
関連事業者等 31社1団体
- (6) 業務開始 平成元年10月23日
- (7) 事業費 約105億円(土地・建物) うち国庫補助 約16億円、県費補助 約8億円
- (8) 取扱高

区分		年度		
		R4	R5	R6
青果	数量（t）	65,429	66,070	62,967
	金額（千円）	18,390,651	19,799,083	21,307,280
水産・食肉	数量（t）	30,700	29,494	23,380
	金額（千円）	14,201,308	14,496,865	14,388,743
花き	数量(千本鉢)	11,962	11,823	11,598
	金額（千円）	1,416,150	1,399,092	1,451,391

47 土地改良事業（県営・団体営）

農業農村整備

農業生産の基盤である農地や農業水利施設等の社会資本を整備・保全し、生産性の向上及び自然災害に強い施設とするために更新整備を進めています。

近年の整備状況

事業名	地区	事業主体	全体計画		施行期間
			事業概要	事業費(千円)	
県営かんがい排水事業	梓川右岸	長野県	排水路整備 L=3,152m	3,890,000	H24~R8
県営農村地域防災減災事業	今村堰	長野県	頭首工1カ所、堤外水路L=160m	201,500	R3~R7
	中信平左岸		遠方監視施設整備1カ所 管水路工 L=270m	15,100	R6~R8
団体営農村地域防災減災事業	山の神	松本市	農業用ため池の廃止	18,000	R5~R6
	杏清水			17,100	R6~R7
	郷土入中下池			33,100	R6~R7
	松本(2)		農業用ため池耐震調査	27,000	R6
	松本(3)			22,090	R6~R7

48 多面的機能支払交付金事業

農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等多面的機能を有していますが、近年、高齢化や人口減少等により、地域の共同活動で支えられていたそれらの機能を維持していくことが困難になってきています。そこで、多面的機能を将来にわたって維持していくため、地域の共同活動に対して支援をするものです。

(1) 事業内容

ア 農地維持支払（地域資源の基礎的な保全活動）

田 3,000 円/10 a、畑 2,000 円/10 a、草地 240 円/10 a

イ 資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）

田 2,400 円/10 a、畑 1,440 円/10 a、草地 240 円/10 a

なお、「施設の長寿命化」と一緒に取り組む場合または採択後5年経過した組織については、交付金額が75%以内となります。また、「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合は、6分の5単価となります。

ウ 資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）

田 4,400 円/10 a、畑 2,000 円/10 a、草地 400 円/10 a

上記交付金を国、県、市が負担し、市から活動組織に対して交付します。（費用負担 国 1/2、県 1/4、市 1/4）

なお、活動組織による直営施工を実施しない場合は、6分の5単価となります。

(2) 事業期間

5年間の協定期間

(3) 事業実績（令和6年度）

農地維持支払

区分	交付金対象面積 (ha)	交付金額 (千円)	市負担額 (千円)
47 組織	田 3,000、畑 1,288、草地 1 計 4,289	114,959	28,740

資源向上支払 (共同活動)

区分	交付金対象面積 (ha)	交付金額 (千円)	市負担額 (千円)
35 組織	田 2,519、畑 499、草地 0 計 3,018	50,758	12,690

資源向上支払 (長寿命化)

区分	交付金対象面積 (ha)	交付金額 (千円)	市負担額 (千円)
38 組織	田 2,817、畑 1,267、草地 0 計 4,084	101,465	25,366

49 農業関係施設一覧

(1) 集会施設

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
新村多目的研修センター	新村 2179-1	鉄骨 2 階建延 430 m ²	農政課
金井多目的集会施設	中川 1821-3	木造平屋 156 m ²	農政課
婦人若者等活動促進施設	刈谷原町 496	木造平屋 253 m ²	農政課
今井農村環境改善センター	今井 2231-1	鉄骨 2 階建 1,122 m ²	耕地課
笹賀農村環境改善センター	笹賀 2929	鉄骨 2 階建 1,322 m ²	耕地課
安曇基幹集落センター	安曇 2741-1	鉄骨 2 階建 774 m ²	農政課

(2) 農村広場、農村公園及び森林公園

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
芥子坊主農村公園	岡田町 868-2	敷地面積 12,761 m ²	農政課
田溝池農村公園	岡田下岡田 1454-1	敷地面積 6,180 m ²	農政課
穴沢運動公園	取出 121	敷地面積 17,437 m ²	農政課
反町農村公園	反町 433-3	敷地面積 1,606 m ²	農政課
新村農村公園	新村 3360	敷地面積 2,170 m ²	耕地課
笹賀第 1 農村公園	笹賀 3497-2	敷地面積 900 m ²	耕地課
笹賀第 2 農村公園	笹賀 2083-1	敷地面積 1,120 m ²	耕地課
神林農村公園	神林 694	敷地面積 800 m ²	耕地課
今井第 1 農村公園	今井 2879-1	敷地面積 400 m ²	耕地課
今井第 2 農村公園	今井 2263	敷地面積 300 m ²	耕地課
今井第 3 農村公園	今井 5984-1	敷地面積 1,250 m ²	耕地課
白川農村公園	寿豊丘 117-6	敷地面積 5,990 m ²	耕地課
中山農村公園	中山 6668-ハ	敷地面積 2,099 m ²	耕地課
岡田慶弘寺農村公園	岡田伊深 1175-1	敷地面積 2,209 m ²	耕地課
岡田町農村公園	岡田町 295	敷地面積 297 m ²	耕地課
里山辺林農村公園	里山辺 4571-1	敷地面積 1,169 m ²	耕地課
しがビューティフルパーク	会田 3299	敷地面積 140,124 m ²	耕地課
ふるさと公園しが	会田 1046	敷地面積 5,346 m ²	耕地課
安曇屋内交流広場	安曇 2766-2	鉄骨平屋 483 m ²	農政課

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
小原農村公園	奈川 2124-1	敷地面積 5,268 m ²	耕地課
立田農村公園	梓川梓 2348-1	敷地面積 3,048 m ²	耕地課
下角農村公園	梓川梓 393	敷地面積 1,160 m ²	耕地課
氷室農村公園	梓川倭 2806-10	敷地面積 1,019 m ²	耕地課
花見農村公園	梓川上野 648-3	敷地面積 1,261 m ²	耕地課
田屋農村公園	梓川梓 3469-23	敷地面積 6,250 m ²	耕地課
大久保農村公園	梓川梓 3454	敷地面積 4,042 m ²	耕地課
波田下新田農村公園	波田 6589-1	敷地面積 1,098 m ²	耕地課
八景山マレットゴルフ場	梓川上野 853-1	敷地面積 8,604 m ²	耕地課

(3) 体験交流施設及び研修宿泊施設

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
坊主山ラインガルテン	取出 481-1	総面積 28,076 m ² 53 区画	農政課
緑ヶ丘ラインガルテン	中川 1747-1	総面積 33,733 m ² 78 区画	農政課
錦部農村共同作業施設	保福寺町 81-4	鉄骨平屋 386 m ²	農政課
会田農村共同作業施設	会田 3912-2	鉄骨平屋 248 m ²	農政課
四賀農作業準備休憩施設	会田 3012-1	鉄骨平屋 150 m ²	耕地課
大原ラインガルテン	奈川 2213-29	総面積 32,872 m ² 35 区画	農政課
神谷ラインガルテン	奈川 576-1	総面積 13,441 m ² 18 区画	農政課
入山ラインガルテン	奈川 4678-1	総面積 18,019 m ² 7 区画	農政課

(4) 農産物加工直売施設

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
四賀地域資源利活用施設	七嵐 120-2	木造平屋 124 m ²	農政課
四賀地域食材供給施設	反町 26-1	木造平屋 194 m ²	農政課
今井農産物直売施設	今井 886-2	鉄骨平屋 1,833 m ²	農政課
安曇番所農産物加工販売施設	安曇 3972-2	木造平屋 116 m ²	農政課
安曇稲核農産物加工販売施設	安曇 3358-1	木造一部 RC 平屋 414 m ²	農政課
安曇島々農産物加工販売施設	安曇 745-1	鉄骨平屋 259 m ²	農政課
グレンパークさわんど	安曇 4144-17	鉄骨 2 階建 延 745 m ²	農政課
安曇風穴の里	安曇 3528-1	鉄骨平屋等 延 1,244 m ²	農政課
ながわ山彩館	奈川 2120-1	木造平屋 585 m ²	農政課
梓川水田農産物処理加工施設	梓川倭 4175-1	鉄骨平屋 404 m ²	農政課
波田農産物加工販売施設	波田 8501-1	木造平屋 328 m ²	農政課

(5) その他施設

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
四賀有機センター	中川 2184-127	建物面積 5,420 m ²	農政課
木曾馬牧場	奈川 1173-10	敷地 108,009 m ² 木造平屋 106 m ²	農政課

50 行政事務組合

組合名	共同処理する事務	執行機関	議会等	事務所
安曇野市 ・松本市 山林組合	山林の管理・経営 217 筆 2,931,888.6 m ²	管理者 安曇野市長 副管理者 松本市長 安曇野市副市長 会計管理者 安曇野市会計管理者	議員総数 11 人 安曇野市 7 人 豊科 6 人 明科 1 人 松本市 4 人 島内、 岡田各 2 人 監査委員 2 人 議会選出、 有識者各 1 人	安曇野市 豊科 6000 番地 安曇野市役所内
安曇野・ 松本行政 事務組合	広域 23 排水路の維持管理 L=56,839m 排水管理施設 90 ヲ所(水門等) 関係土地改良区数 8 土地改良区	組合長 安曇野市長 副組合長 松本市長 会計管理者 安曇野市会計管理者	議員総数 5 人 ・安曇野市 4 人 豊科、三郷、穂高、堀金各 1 人 ・松本市 1 人 (梓川 1 人) 監査委員 2 人 議会選出、 有識者各 1 人	安曇野市 堀金烏川 3187-1 安曇野地区広域 排水事業所内

51 労働者の現況

(1) 事業所数及び従業者数

事業所数	従業者数(人)
13,408	131,549

資料：令和 3 年経済センサス活動調査

(2) 労働力人口等

項目名		数値
労働力人口	人数(人)	122,895
	割合(%)	59.7

就業者	人数(人)	118,889 (第1次産業 6,061) (第2次産業 26,923) (第3次産業 82,328) (分類不能の産業 3,577)
	率(%)	57.8
完全失業者	人数(人)	4,006
	率(%)	3.26
女性就業者	人数(人)	53,922
	率(%)	51.0
高齢者就業者	人数(人)	19,551
	率(%)	29.3

資料：令和2年国勢調査

《参考》

- ・労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの
- ・就業者：「従業員」と「休業者」を合わせたもの
- ・完全失業者：次の3つの条件を満たすもの ①就業者ではない ②仕事があればすぐ就くことができる ③調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた

(3) 最低賃金

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます(事業場で働く常用労働者、季節労働者、日雇いなどの臨時的労働者及びパートなど)。

長野県地域別 最低賃金	時間額(円)	発効年月	※産業別最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます(産業別最低賃金の該当業種であっても、業務・年齢等によっては適用が除外され、地域別最低賃金が適用される場合があります。)
	998	R6.10.1	

—長野労働局—

(4) 有効求人倍率の推移(各年度3月数値)

年度	全国	長野県	松本職安管内
4	1.32	1.51	1.65
5	1.28	1.37	1.40
6	1.26	1.30	1.43

—長野労働局 松本公共職業安定所—

(5) 障がい者雇用率

区分	※法定雇用率(R6.4.1改正)
一般事業主	2.5%
国・地方	2.8%

公共団体	(都道府県等の教育委員会 2.7 %)
------	---------------------

※ 「障がい者の雇用の促進等に関する法律」による

52 技能功労者褒賞

60歳以上で同一職種に30年以上従事し、指導的立場で、業界の振興・発展に寄与された市民を、毎年11月23日の勤労感謝の日に式典を開催し、褒賞を行っています（令和4年度6人、令和5年度7人、令和6年度10人）。

53 職業・労働相談

雇用、賃金、労働時間、職場のトラブルなど労働問題全般の解決を図ることを目的に、平成15年度から実施しています。相談員が原則として月4回、相談に応じています。

(単位：件)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	117	102	154

54 勤労者心の健康相談

複雑多様化した労働環境の中で、上司や同僚等との人間関係の悩みや家庭での問題など、不安・ストレスなどから勤労者の心の健康の回復を図ることを目的に、平成14年度から、主として松本地域に働く中小企業の勤労者やその家族を対象に、毎月5回、産業カウンセラー・心理カウンセラーによる相談を実施しています。

(単位：件)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	123	118	118

55 若者職業なんでも相談

自分のやりたいことがわからなかったり、どんな職業に向いているのかなど、自分の将来の身の振り方がわからず悩む若者等の相談に応じることを目的に、平成15年度から、毎月2回、産業カウンセラー、キャリアカウンセラーによる相談を実施しています。

(単位：件)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	87	91	82

56 労働相談支援事業

仕事や日常生活の悩み、労使間のトラブルなどの解決を図るため、専門の労働相談員を配置し、弁

護士・司法書士・社会保険労務士による相談にも応じているNPO法人に委託している相談事業です。

平成16年度に、緊急地域雇用創出特別事業として国庫補助を受けて開始し、平成17年度からは松本市単独事業として継続しています。

(1) 委託先 NPO法人ユニオンサポートセンター

(2) 相談受付件数と内容分類

(単位：件)

年 度	労使関係	金銭関係	不動産	家庭関係	その他	合 計
4	3,041	88	72	128	407	3,736
5	2,360	104	119	89	359	3,031
6	2,286	87	80	95	266	2,814

57 勤労者資金融資

勤労者の生活の安定と福祉の向上に資するため、長野県労働金庫松本支店と協調して、資金融資を行っています。

(融資条件等)

(令和7年3月31日現在)

融資限度額	返済期間	償還方法	利 率	信用保証
300万円	10年以内	元利均等償還	固定年2.33%～ 変動年2.03%～	有

※ 利率は、自動車に関する資金の場合

(勤労者資金融資の推移)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
当年度	件数(件)	1	2	0
	金額(千円)	1,730	2,250	0
年度末 残 高	件数(件)	15	15	12
	金額(千円)	15,142	13,238	9,242

58 雇用対策事業

女性活躍推進事業

雇用における人員・人材不足が懸念される中、結婚や育児により離職した女性の再就職など、貴重な労働力の確保に期待が寄せられています。

一般財団法人松本ものづくり産業支援センターのICT拠点施設「サザンガク」と連携し、社会的ニーズが高まるデジタル人材の育成により、女性の就労や活躍の場の拡充を支援しています。

59 ものづくり人材育成事業

(1) ものづくり人材育成の支援

技能五輪全国大会の開催を契機に、次代に繋がる人材育成施策として、学校、経済団体や行政などで構成する連絡会組織「松本市ものづくり人材育成連絡会」を平成 25 年 7 月 24 日に設立し、構成団体で連携をとりながら地域産業を担う若年者の育成や地元への就職、産業に必要な人材の確保など、総合的に人材育成を支援しています。

(2) 技能五輪大会

第 62 回技能五輪全国大会

- ア 開催日程 令和 6 年 11 月 22 日（金）～11 月 25 日（月）
- イ 開催場所 愛知県国際展示場他 全 13 会場
- ウ 競技職種 — 全 41 職種 —
- エ 出場選手 松本市から 4 名（長野県全体で 39 名）
職種：配管、電子機器組立て、西洋料理、レストランサービス
- オ 成績（松本市出場選手）敢闘賞 1 名

60 （一財）松本市勤労者共済会

市内の中小企業等に勤務する者の、福祉の向上を図ることを目的に、昭和 47 年に任意団体として松本市勤労者互助会が発足しました。その後、平成 2 年に松本市勤労者共済会と改称し、平成 17 年には財団法人松本市勤労者共済会に、さらに、平成 20 年度の公益法人制度改革により、平成 25 年 4 月 1 日から一般財団法人へ移行しています。

(1) 会員資格

- ・市内の中小企業に従事する勤労者及びその事業主
- ・パートタイマー、その他これに準じる者

(2) 入会金、会費

- ・入会金 1 人 入会時 500 円
 - ・会費 1 人 月額 500 円
- ※会費は、原則として全額事業主負担です。

(3) 主な事業内容

- ア 共済金給付事業 会員への祝い金、見舞金等の給付
- イ 施設利用補助 入浴保養施設・レクリエーション施設等の割引利用及び宿泊施設利用・信州まつもと空港利用航空賃・チケット購入への補助
- ウ 福利・厚生事業 レクリエーション事業、教養講座の開催
- エ 健康維持増進事業 人間ドック受診補助、インフルエンザ予防接種補助及びスポーツクラブ会費補助など

(4) 会員数

(各年度3月31日現在)

年 度	事業所数(所)	会員数 (人)
4	1,410	7,584
5	1,381	7,541
6	1,337	7,360

61 松本市勤労者福祉センター

昭和47年に県が「長野県松本勤労者福祉センター」の名称で建設した施設であり、開設当初から本市が指定管理者の指定を受け管理運営を行ってきました。

平成30年度に、長野県から松本市に移管され、名称を松本市勤労者福祉センターとし、「市民の勤労福祉の増進と文化の向上を図ること」を目的に施設の管理運営を行っています。

令和7年度から指定管理者制度を導入しています。

- (1) 位 置 松本市中央4丁目7番26号
- (2) 規 模 構 造 鉄筋コンクリート造3階建
敷地面積 5,220.43 m²
建築面積 1,484.50 m²
延床面積 3,138.43 m²
- (3) 開 館 昭和47年4月1日(長野県松本勤労者福祉センター)
平成30年4月10日(松本市勤労者福祉センター)
- (4) 施設内容 大会議室(306人収容)、会議室10室(18人~132人収容)
- (5) 事業費 建築当初 約250,000千円
改修費用 約538,000千円
- (6) 開館時間 午前9時~午後9時30分
- (7) 休 館 日 毎月第1・第3火曜日、年末年始(12月29日~1月3日)
- (8) 使用状況

年 度	使用件数(件)	使用人数(人)	使用料収入(千円)	使用料減免額(千円)
4	5,631	125,362	17,218	4,806
5	5,765	157,705	19,209	2,897
6	5,631	149,858	19,698	2,046

62 松本市勤労会館

昭和60年に本市が建設し、労働団体を始め、勤労者の活動の場として広く利用されてきました。

令和6年度に、消防設備に係る法令違反が判明したことから、令和7年1月から会議室の貸出しを停止し、令和7年4月1日に松本市勤労会館条例の廃止が施行されました。

- (1) 位 置 松本市中央4丁目7番22号

- (2) 規 模 構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建て
敷地面積 561.90 m²
建築面積 301.89 m²
延床面積 583.26 m²
- (3) 開 館 昭和 60 年 12 月 1 日
- (4) 施設内容 会議室
- (5) 総事業費 101,807 千円
- (6) 開館時間 午前 9 時～午後 9 時 30 分
- (7) 休 館 日 毎月第 1・第 3 火曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- (8) 使用状況

年度	会 議 室	会 議 室	使用料収入額	
	使用件数 (件)	使用人数 (人)	会議室 (千円)	事務室 (千円)
4	694	7,460	1,364	1,827
5	849	10,626	1,677	1,614
6	704	8,823	1,393	1,612

※ 令和 6 年度は 12 月まで

63 農業委員会事務局

(1) 農業委員会

農業委員及び農地利用最適化推進委員が令和 6 年 8 月に改選され、両者が協力し合い、農地の権利移動、転用、利用関係の調整の他、農地利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に力を入れています。昨年度策定した地域計画について、市と連携し、地域計画のブラッシュアップに取り組みます。

(2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員

区分	条例定数	実数	任期	備考
農業委員	26 人	26 人	令和 6 年 8 月 9 日 ～令和 9 年 8 月 8 日	地区又は団体からの推薦並びに公募に基づく市長の任命
農地利用最適化推進委員	18 人	18 人	令和 6 年 8 月 9 日 ～令和 9 年 8 月 8 日	地区からの推薦並びに公募に基づく農業委員会の委嘱

(3) 農地の移動処理状況

農地を農地として売買又は賃借するもの (農地法第 3 条)		自分の農地をかい廃するもの (農地法第 4 条)		農地をかい廃する目的で 売買又は賃借するもの (農地法第 5 条)		農地賃借の解約 (農地法第 18 条)	
件数	面積(ha)	件数	面積	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
108	15.77	69	2.11	210	15.32	274	87.13

12 文化観光

1 観光戦略の取組み

世界的な新型コロナウイルス感染症は、宿泊、飲食、旅行サービス等すそ野の広い観光産業に大きな影響を与え、旅行者の価値観や需要に変容をもたらしました。また、SNS等を中心とするデジタルコンテンツの活用やニーズの多様化への対応、将来的な人口減少を見据えた、更なるインバウンド需要の取込みが求められています。

これらの観光を取り巻く環境の変化を踏まえて、令和5年度に「松本市観光ビジョン」を策定しました。松本市の強みである自然環境や文化観光施設等を活かした観光コンテンツを磨き上げるとともに、変化する時代に対応した戦略と効果的なプロモーションを展開し、「あなたと“いきたい”まち～繋がる・触れる・彩る 松本～」を目指します。

(1) 「松本市観光ビジョン」の推進

ア 目指したい観光地像

あなたと“いきたい”まち～繋がる・触れる・彩る 松本～

イ 基本方針

- (ア) ひらく 松本市のファンづくりと愛着を持って働く人の増加
- (イ) かわる 定量データの活用と積極的なDXの導入
- (ウ) すすめる 多様な旅行者を受け入れ、資源を未来に残す取組みの推進
- (エ) とどける 的確なターゲットに向けた、市全体が一体となった情報発信
- (オ) かせぐ 観光組織の体制強化と、量から質へのシフト

ウ 令和6年度の取組み

令和5年度に策定した「松本市観光ビジョン」を推進するためのロゴ及びキャッチコピーとして、「SOUND s MATSUMOTO」を作成し、活用ルールを策定しました。

(2) 松本市公式観光情報ホームページ

ア 経過

松本市を訪れる観光客にとって必要な情報を、総合的に幅広く提供するために、「松本市公式観光情報ホームページ」を平成18年2月に開設しました。

イ ホームページの特徴

- (ア) サイトの編集・運営は、松本の観光や街づくりを担う市民組織と協働で行っています。
- (イ) 市民が記者となり特集記事を掲載しています。
- (ウ) このホームページは、観光客への情報提供の場であるとともに、市民にとっても松本再発見の場とします。

ウ 令和6年度の実施状況

イベント情報やタイムリーな観光情報を多言語で発信するとともに、松本の魅力を深掘する特集ページを作成し、更なる情報発信の強化を図りました。

エ 今後の取組み

旅行者にとって分かりやすく情報が得やすい、より時代に適したホームページとするため、令和7年度は公式観光情報ホームページをリニューアルします。

(3) 国内誘客事業

ア 国内誘客プロモーション事業

(ア) 経過

国内からの誘客周遊促進、滞在期間の長期化、観光消費の増加を図るため、広告宣伝や情報発信などの各種プロモーション事業を実施しています。

(イ) 令和6年度の実施状況

「観パ良しまつもと」をキャッチコピーに、誰にでも分かりやすく、親しみやすく、旅行者の目線で伝えるためのツールとして「秘密結社 鷹の爪」とのコラボレーションによるアニメーションやキャラクターを活用し、松本市の歴史資産、美術・工芸、食、温泉などの多様な魅力を発信しました。

特に2つの国宝（松本城及び旧開智学校校舎）に特化したプロモーション事業を集中的に行いました。

イ 就航先都市誘客促進事業

(ア) 経過

信州まつもと空港の就航先都市（札幌・大阪・神戸・福岡）から、空路を利用した本市への誘客を図るため、（一社）松本観光コンベンション協会への委託事業として各種誘客事業に取り組んでいます。

(イ) 令和6年度の実施状況

- a 旅行代理店助成金事業
- b 冬期旅行商品造成のためのFAMトリップの実施
- c FDA機内誌、就航先都市イベントでの広告宣伝
- d 九州RKB毎日放送内での信州観光情報の発信
- e 福岡線を利用したツアーの企画及び宣伝

ウ 松本市観光大使

(ア) 経過

平成22年から松本市に所縁がある人、団体等に「松本市観光大使」を任命し、本市の観光資源を広く周知し、観光誘客を促進してきました。

令和6年度に、本市のブランド力向上と国際的な観光需要、情報発信の多様化に対応するため、制度の見直しを行いました。

(イ) 現状と今後の取組み

令和7年度から、以下の3つの区分を設けて大使を任命することとし、相手方と調整を進めます。

a 松本市ブランド大使

世界的に高い知名度があって、存在そのものが松本市民の誇りであり、松本市の象徴と
なっていただけの方

b 松本市観光アンバサダー

国内在住で、各分野における人脈や日頃の情報発信活動により、松本市の魅力、観光情報
等を発信していただける方、団体等

令和7年4月1日～ 中島 理恵 RKB毎日放送レポーター

6月1日～ FDA11号機 フジドリームエアラインズ機体

清水 貴栄 アートディレクター・映像作家
鈴木 ともこ 漫画家
田村 淳 タレント
松本山雅フットボールクラブ プロサッカーチーム

6月16日～ 青柳 優馬、亮生 プロレスラー

c Matsumoto City Tourism Ambassador

松本市に所縁のある企業の海外駐在員や海外移住者で、各分野における人脈や日常の活動の中で松本市の魅力、観光情報等を発信していただける方

(4) 海外誘客事業

ア 海外誘客プロモーション事業

(ア) 趣旨

外国人旅行者に向けた広告宣伝、台湾及びタイの旅行博出展、現地旅行会社へのセールス、多言語パンフレット製作等を実施しています。

(イ) 令和6年度の実施状況

松本市内の外国人宿泊者数は、令和6年度324,483人泊で、過去最高でした。(参考) 令和4年度：27,626人泊、令和5年度232,780人泊

- a 台湾及びタイの旅行博出展、旅行会社セールス、広告宣伝
- b 台湾及びタイ向け広告宣伝
- c ビジットジャパントラベルマート商談会参加
- d 多言語パンフレット製作

(ウ) 今後の取組み

引き続き、台湾及びタイへのプロモーション強化を継続します。また、さらなるインバウンド増加が見込まれることから、令和7年度は食の多様性に対応した受入環境整備等を実施します。

イ 外国人旅行者体験拡充事業

(ア) 趣旨

欧米豪の旅行者を中心に世界的に注目を集めているアドベンチャーツーリズムの推進と、体験コンテンツのPRのため、体験コンテンツをまとめたウェブサイトによる情報発信を実施しています。

(イ) 令和6年度の実施状況

アドベンチャーツーリズムのガイド育成講座の実施

ウ 白馬村・長野市インバウンド観光連携事業

(ア) 現状と経過

令和5年3月に松本市・白馬村・長野市で締結した「インバウンドを柱とする長期滞在型観光振興に関する連携協定」に基づき、冬の白馬村内の飲食店不足への対応及び白馬村内から松本市へのオーストラリア人旅行者の誘客を目的に、令和6年度と令和7年度の冬期間にバス運行を実施しました。

(イ) 今後の取組み

令和7年5月にオーストラリアシドニーで松本市・長野市・山ノ内町合同トップセールスを実施しました。白馬村を筆頭とする県内スノーリゾートと合同で旅行博に出展し、松本の歴史、文化、芸術を中心に来場者へPRを行いました。

冬の白馬から松本市への送客事業として、過去2年間のバス運行事業を発展させた松本の歴史・文化、食の体験をメインとするバスツアー造成事業を実施します。引き続き、市内飲食事業者及び宿泊事業者と連携して松本市の食の魅力を効果的に伝える手法を検討し、冬の白馬からの誘客を促進します。

(5) まちなか観光DX推進事業

ア 趣旨

国内外旅行者の周遊性向上のため、観光関連施設等に無線LANアクセスポイントの整備（整備箇所数17か所：観光案内所2か所、国宝松本城、松本市美術館、上高地など）、松本城を中心としたまちなかを案内するためのデジタルコンテンツの提供を行っています。

イ 令和6年度の実施状況

(ア) 無線LAN設備の保守運用、設備更新

(イ) オンザトリップアプリ（スマホアプリ）の内容アップデート、フランス語追加

ウ 今後の取組み

旅行者の更なる利便性・回遊性の向上のため、松本駅から松本城公園までの間に公衆無線LAN設備を設置し、シームレスなインターネット接続環境の面的整備を進めます。

デジタルコンテンツの利用者増加に向けて、PRを強化します。

(6) 観光データ調査分析事業

ア 現状と経過

市内観光地を訪れる国内外観光客を対象に、対面及びインターネット上でアンケートでの動向調査を実施し、ターゲット設定やプロモーション施策に活用しています。

イ 今後の取組み

観光関係者への提供を目的に、過去の調査分析結果を市公式ホームページに掲載しています。観光ビジョンで定めた目標値の達成状況を把握するため、今後も観光動向調査を継続して行います。

(7) 松本・高山 高付加価値な観光地づくり推進協議会（事務局：名古屋鉄道株式会社）

ア 趣旨

中部山岳国立公園を中心とした松本市・高山市及び周辺エリアの活性化に向けた高付加価値な観光地づくりを目的として協議会を設立し、事業に取り組んでいます。

イ 令和6年度の実施状況

(ア) マーケットイン目線での実証・改善販売

(イ) 高付加価値旅行者のニーズを満たすガイド人材育成・確保

(ウ) 高付加価値旅行者のニーズにあった移動手段の検討

(エ) 滞在拠点整備へ向けた取組みの検討

(オ) 高付加価値な宿泊施設整備計画の策定、食を通じた滞在拠点の価値向上の取組み

(カ) 域内における情報共有についての検討

ウ 今後の取組み

(ア) マーケットイン目線での実証・改善・販売

(イ) 体制の充足・構築・法人化

(ウ) マスタープランの具体化・改訂

(エ) 関連する事業への取組み

(8) 温泉地魅力創出事業

ア 趣旨

温泉地活性化のため、温泉地の観光協会、旅館組合等の団体が自ら企画し、主体的に取り組む事業に対する支援を令和元年度から実施しています。令和7年度はインバウンド対応に特化した事業に対して支援を実施します。

イ 補助対象

美ヶ原温泉、扉温泉、崖の湯温泉、浅間温泉、横田温泉、乗鞍高原のりくら温泉郷、上高地温泉、坂巻温泉、中の湯温泉、さわんど温泉、白骨温泉、奈川温泉、新奈川温泉、渋沢温泉、穴沢温泉、竜島温泉

ウ 補助内容

(ア) 温泉地の魅力創出・観光誘客に資すること

(イ) 事業費 45 万以上、補助率 2/3（限度額 100 万円～300 万円）

エ 令和6年度実施状況

温泉地名	実施内容	交付額(千円)
浅間温泉	ガイドブック作成事業	2,930
美ヶ原温泉	四季のイベントでおもてなし事業	1,396
扉温泉	インフルエンサープロモーション事業	1,000
のりくら温泉郷	協会サイトリニューアル事業	2,000
穴沢温泉	2024 信州穴沢温泉松茸山荘松茸まつり	475
白骨温泉	モデルツアー事業	967
上高地・中の湯・坂巻温泉	PR番組制作事業	425
合計		9,193

(9) 宿泊税導入事業

ア 趣旨

観光ビジョンが目指す「あなたと“いきたい”まち」の実現に向け、松本市ならではの国際文化観光都市としての魅力を高め、国内外からの来訪を促進し、地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興施策に要する費用に充てるため、令和8年6月に導入を目指すものです。

イ 令和6年度の実施状況

令和6年10月 第1回松本市観光振興のための財源確保検討委員会開催

- ・ 松本市における新たな財源確保の必要性
- ・ 長野県（仮称）宿泊税の制度設計概要
- ・ 松本市独自課税の必要性
- ・ 税の用途の方向性

11月 第2回松本市観光振興のための財源確保検討委員会開催

- ・ 松本市の宿泊税の用途について
- ・ 宿泊税の制度設計について

令和7年2月 第3回松本市観光振興のための財源確保検討委員会開催

- ・ 提言書案を協議

3月 松本市観光振興のための財源確保検討委員会が市長へ「松本市観光振興のための財源確保に関する提言書」を提出

市内宿泊事業者を対象に、計3回宿泊税意見交換会を開催

ウ 今後の取組み

令和8年6月の導入に向け、松本市宿泊税条例案を提出するとともに、宿泊事業者に対する宿泊税導入に伴うシステム改修の補助事業等の検討を進めます。

2 観光関係団体補助

(主なもの)

名 称	構 成	団体の予算額 (R7)	市の負担金 又は補助金
(一社)松本観光 コンベンション協会	1市30団体114企業	千円 188,000	千円 90,440
浅間温泉観光協会	浅間温泉旅館協同組合他27団体	10,097	2,930
日本アルプス観光連盟	4市2村2企業	7,300	3,290
美ヶ原観光連盟	2市1町17団体	12,697	3,741

3 (一社)松本観光コンベンション協会

松本市の観光の一層の振興を図るため、平成21年に観光協会とコンベンションビューローを統合して、一般社団法人松本観光コンベンション協会を設立しました。この組織は、組織の独立と職員の専任化、民間活力の導入により、行政、観光団体、事業者が一体となり松本市の観光振興を推進する中核的な団体として設立したものです。

(1) 設立 平成21年6月

(2) 観光コンベンション協会あり方検討経過

協会の法人化から15年が経過し、その間、旅行需要の変化や観光業界を取り巻く様々な環境変化があったことから、協会の今後のあり方について検討する「あり方検討会議」を令和4年10月から令和5年2月までの間に計5回開催し、令和5年3月に市長へ提言書が提出されました。

令和5年度 あり方検討会議から引き続き、改革推進委員会を立ち上げ、協会のより良い方向性を検討

令和6年度 引き続き改革推進委員会を開催、専門人材として管理部長が着任

(3) 今後の取組み

令和7年度に着任した事業本部長を中心に、引き続き令和5年度策定の観光ビジョンに明記した市と協会の役割分担にのっとり改革を推進します。

4 日本アルプス観光連盟

日本アルプス観光連盟は、南は塩尻から北は大町市に至るまでの、日本アルプス沿いの市村及び企業で構成する広域的な観光連盟です。

(1) 設立 昭和29年11月18日

(2) 構成団体 松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、山形村、朝日村、アルピコ交通(株)、

アルプスあづみの公園管理センター（4市2村2企業）

(3) 今後の取組み

北アルプスエリアの自然景観や、食、歴史文化の魅力をより多くの人々に発信するため、SNS、WEB広告、イベント出展等での観光PRに取り組みます。

5 城下町松本フェスタ事業

国宝松本城太鼓まつり、光と氷の城下町フェスティバル（イルミネーション、氷彫フェスティバル）開催の他、美ヶ原高原直行バスの運行を行います。

(1) 第36回国宝松本城太鼓まつり

- ア 開催日 令和6年7月27日（土）、7月28日（日）
- イ 会場 松本城二の丸御殿跡特設ステージ（メイン）
松本城大手門枳形跡広場（サブ）
- ウ 実績 7,047人（2日間合計、サブ会場含む）

(2) 光と氷の城下町フェスティバル

- ア 松本市イルミネーション2024-2025
 - (ア) 期間 令和6年12月14日（土）～令和7年2月16日（日）
 - (イ) 場所 国宝松本城、大名町通り、千歳橋 他
 - (ウ) 実績 172,905人（松本城プロジェクションマッピング）

イ 国宝松本城氷彫フェスティバル2025

- (ア) 開催日 令和7年1月23（木）～26日（日）
- (イ) 会場 松本城公園他、花時計公園など市街地5か所
- (ウ) 実績 51,385人（街中含む）

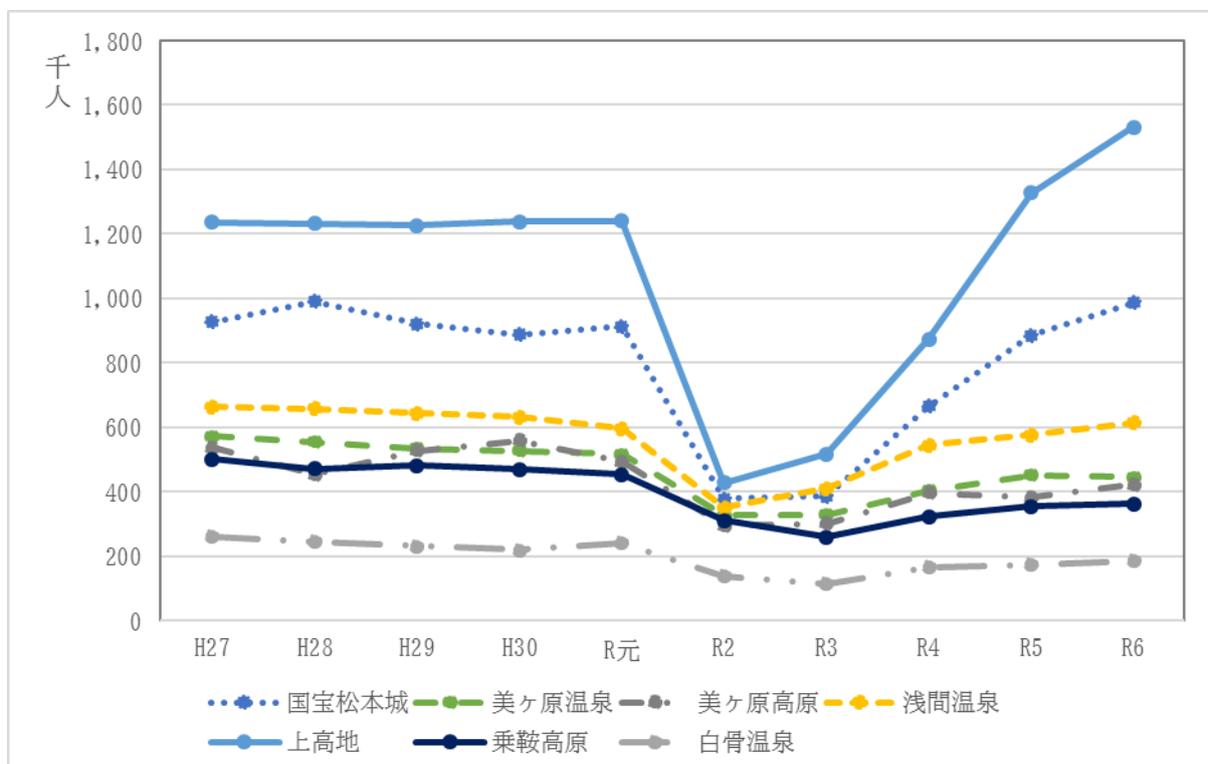
(3) 美ヶ原高原直行バスの運行

- ア 運行区間 松本駅アルプス口～美ヶ原自然保護センター
- イ 運行期間 令和6年6月1（土）～9月29日（日）の土・日・祝日
令和6年7月16日（火）～8月30日（金）の平日 ※いずれも1日2往復
- ウ 実績 4,626人（1便あたり16.1人）

6 観光地利用者数

(単位：千人、延べ人数)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
国宝松本城	927	989	921	888	912	378	385	665	885	986
美ヶ原温泉	572	554	535	526	516	327	328	404	452	445
浅間温泉	664	658	644	632	596	350	410	545	576	614
美ヶ原高原	537	454	526	559	492	295	301	396	383	421
美鈴湖	66	64	76	74	62	46	27	52	53	54
扉温泉	101	101	104	103	94	82	80	82	76	69
福寿草の里	41	36	53	50	48	13	16	18	41	24
奈川温泉	36	34	32	30	33	22	21	27	27	25
奈川高原	97	85	94	92	86	66	67	95	86	80
上高地	1,237	1,233	1,226	1,238	1,241	427	517	873	1,327	1,530
乗鞍高原	501	471	481	470	453	311	260	322	354	361
白骨温泉	261	244	231	220	241	137	113	166	173	186
くだもの 道祖神の里	94	121	127	130	134	59	61	80	87	91
竜島温泉	75	71	73	65	67	33	44	47	54	54
小計	5,209	5,115	5,123	5,075	4,974	2,546	2,628	3,771	4,573	4,941
長野県	93,314	89,576	87,096	87,102	86,011	51,476	52,666	75,444	80,247	85,149



7 松本駅客数

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	実数	一日当たり	実数	一日当たり	実数	一日当たり
JR	4,997千人	13,690人	5,597千人	15,292人	8,852千人	24,252人
私鉄	1,199千人 (1,535千人)	3,284人 (4,205人)	1,298千人 (1,701千人)	3,546千人 (4,647人)	1,363千人 (1,737千人)	3,734人 (4,758人)
計	6,196千人	16,974人	6,895千人	18,838人	10,215千人	27,986人

参考：()内の人数は、上高地線全駅における利用客数

8 三城いこいの広場

松本市観光開発審議会による答申を踏まえ、昭和55年から三城開発に着手し、雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）事業を取り入れ、昭和58年7月、松本勤労者野外活動施設（三城いこいの広場）が完成しました。その後、平成15年3月に雇用・能力開発機構からセンターハウス等を譲渡されました。美ヶ原高原観光の拠点として、家族連れ、グループで楽しめるレクリエーション施設です。

- (1) 位置 松本市大字入山辺字山辺山北側 8961 番地 1598
- (2) 活動施設総面積 約 203,800 m²
- (3) 総事業費 3億6,680万円（内、雇用促進事業団事業1億5,000万円）
- (4) 主要施設 センターハウス（食堂、売店、会議室、シャワー室）、トリムアスレチック、オートキャンプ場、デイキャンプ場、遊歩道、多目的広場、炊事場、便所、駐車場
- (5) 利用料 オートキャンプ場（1泊1サイト） 5,400円
キャンプ場（1泊） 大人 1,500円、小人（小学生）1,000円
- (6) 管理運営 指定管理者（有限会社美ヶ原高原荘）
- (7) 利用状況 4年度 8,290人、5年度 8,695人、6年度 8,964人

9 美ヶ原温泉駐車場

美ヶ原地域における円滑な道路交通を確保するための拠点駐車場として、観光客や周辺飲食店の利用者に利用されています。

- (1) 位置 松本市大字里山辺 88 番地 2
- (2) 面積 6,600 m²
- (3) 駐車台数 普通車 123 台（バス 14 台）
- (4) 事業費 1億4,900万円
- (5) 工期 昭和48年度～50年度
- (6) 供用開始 昭和50年9月
- (7) 使用料 普通車 100円/時間（超過50円）、大型車 310円/時間（超過260円）
大型車 10,500円/月、大型車以外 3,500円/月
- (8) 管理運営 指定管理者（美ヶ原温泉旅館協同組合）

(9) 利用状況 4年度 11,080台、5年度 14,854台、6年度 4,505台

10 美ヶ原温泉テニスコート

美ヶ原温泉における観光客等の健康増進や温泉利用の促進を図るための施設として、学生の合宿等でも利用されています。

- (1) 位置 松本市大字里山辺字清水田 1230番
- (2) 面積 4,123.98㎡
- (3) コート面 砂入り人工芝コート 5面
- (4) 管理棟 26.5㎡（更衣室、洗面所、器具庫）
- (5) 事業費 5,856万円
- (6) 工期 昭和59年12月1日～昭和60年3月18日
- (7) 財源内訳 県補助 2,300万円（魅力ある温泉づくり事業）
一般財源 3,556万円
- (8) 供用開始 昭和60年4月
- (9) 使用料 1時間 1,040円/1面、午前使用 3,450円/1面、午後使用 4,920円/1面
- (10) 管理運営 指定管理者（美ヶ原温泉旅館協同組合）
- (11) 利用状況 4年度 5,270人、5年度 5,243人、6年度 4,696人

11 浅間温泉会館（ホットプラザ浅間）

平成21年7月に浅間温泉地区の観光拠点としてリニューアルオープンしました。大浴場・露天風呂・サウナがあり、ゆったりと癒される温泉です。また、玄関前には足湯も設置され、温泉を気軽に楽しめます。

- (1) 位置 松本市浅間温泉3丁目16番2号
- (2) 面積 2,619.83㎡
- (3) 延床面積 842.92㎡
- (4) 建物構造 木造一部鉄筋コンクリート造2階建
- (5) 施設内容 コミュニティ施設（木造）：1F ロビー・ギャラリー他、2F 大広間
浴場施設（男女別浴室）：脱衣室・浴室（大浴場・サウナ・露天風呂）
- (6) 事業費 当初建設時 1億9,366万円（内、露天風呂1,600万円）
- (7) 工期 当初建設時 昭和61年10月1日～昭和62年3月25日
（露天風呂：昭和63年8月～11月）
改修事業 平成21年4月～6月
- (8) 供用開始 昭和62年4月
- (9) 営業内容 開館時間 10時～24時（最終入館23時）
休館日 毎週火曜日（休日の場合は翌日振替）
利用料 大人 750円、小人 400円（小・中学生）
- (10) 管理運営 指定管理者（浅間温泉旅館協同組合）
- (11) 利用状況 4年度 96,901人、5年度 109,056人、6年度 116,028人

12 ふれあい山辺館

環境省のふれあいやすらぎ温泉地整備事業計画に基づき、温泉を楽しみながら自然観察、体験学習ができる美ヶ原温泉地活性化の拠点となる複合温泉入浴施設です。

建物の内外観は、温泉地の歴史と街並みに調和する和風仕上げで、1階は、伝統ある「白糸の湯」温泉を使用し、露天風呂も備えた日帰り公衆入浴施設、2階は、そば打ち体験実習ができる研修室と会議や展示、研修、映画観賞などに利用できる展示室を備えています。

- (1) 位置 松本市大字里山辺 85 番地 1
- (2) 面積 966.98 m²
- (3) 延床面積 515.20 m²
- (4) 建物構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- (5) 施設内容 1 階：入浴施設（男女別、内風呂・露天風呂）、脱衣所、エレベーター
2 階：研修室、展示室
- (6) 事業費 3 億 9,215 万円
- (7) 工期 平成 14 年 6 月 26 日～平成 15 年 3 月 20 日（山辺館の新築工事）
平成 15 年 5 月 13 日～6 月 25 日（外構・設備工事）
- (8) 供用開始 平成 15 年 7 月
- (9) 営業内容 開館時間：4～ 9 月 午前 6 時～午後 10 時、
10～3 月 午前 6 時 30 分～午後 10 時
休館日：毎月第 1・3 火曜日（休日の場合は翌日振替）
利用料：大人 400 円、小人 200 円（小学生）、
回数券 11 枚綴 4,000 円、23 枚綴 8,000 円
研修室 1,040 円／時間、展示室 1,040 円／時間
- (10) 管理運営 指定管理者（ふれあい山辺館運営共同体）
- (11) 利用状況 4 年度 146,958 人、5 年度 152,317 人、6 年度 148,171 人

13 長野県美ヶ原自然保護センター

美ヶ原高原を訪れる観光客に美ヶ原の自然や人文の特徴をわかりやすく解説するとともに、八ヶ岳中信高原国定公園の利用指導や情報提供を行い、自然保護と環境教育の普及・啓発を図るための施設として長野県が建設し、松本市が県から委託を受け、美ヶ原観光連盟に再委託し管理・運営を行っています。

- (1) 位置 松本市大字入山辺、上田市武石上本入
- (2) 敷地面積 1,486 m²
- (3) 建築面積 629 m²
- (4) 建物構造 木造平屋建て
- (5) 施設内容 運用スペース：展示室、レクチャールーム工作室、工作室
管理スペース：管理人室、事務室、ボランティアルーム、倉庫
- (6) 運営内容 開館期間：4 月下旬～11 月中旬

開館時間：午前 9 時 30 分～午後 4 時

休館日：水曜日及び一部火曜日

使用料：無料

(7) 利用状況 4 年度 5,954 人、5 年度 6,999 人、6 年度 6,159 人

14 梓川地域休養施設（松香寮）

梓川地域休養施設は、市民のコミュニティ活動の振興、健康の増進、休息・休養、交流の活性化を目的に大浴場、グラウンド、キャンプ場、野外バーベキューハウス等が整備されています。

(1) 位置 松本市梓川倭 4204 番地 1

(2) 敷地面積 16,688 m²

(3) 建物面積 1,451.26 m²

(4) 施設内容 松香寮：浴室（男女別）、休息室、潤いの室（2 部屋）、交歓ホール、
交流ホール、談話室 ※隣接の「梓水苑」と施設を共有

野外活動施設：キャンプ場、オートキャンプ場、バーベキューハウス、バーベキュー棟

運動広場：グラウンド

(5) 事業費 3 億 9,300 万円

(6) 供用開始 昭和 61 年 3 月

(7) 営業内容 営業時間：通年

利用料

施設区分	利用の単位	金額（円）
松 香 寮	休息室	1 回 4,000
	潤いの室/交歓ホール	1 回 3,000
	談話室	1 回 2,000
	交流ホール	1 回 6,000
	浴 室	大人 1 回 500 小人 1 回 250
屋外活動施設	バーベキューハウス	4 歳以上 200 中学生以上 400
	屋外バーベキュー施設	4 歳以上 100 中学生以上 200
	キャンプ（1 泊）	4 歳以上 500 中学生以上 1,000
	オートキャンプ （1 サイト 1 泊）	4 人 1 台まで 4,000 追加 4 歳以上 500 追加中学生以上 1,000
運 動 広 場	グラウンド	全面 2 時間 1,040 半面 2 時間 520

(8) 管理運営 指定管理者（エア・ウォーター梓川地域開発共同体）

- (9) 利用状況 4年度 75,011人、5年度 76,173人、6年度 78,446人

15 梓水苑

梓水苑は、松香寮に併設された市民の研修及び交流の促進を図ることを目的に設置された宿泊施設です。

- (1) 位置 松本市梓川倭 4262 番地 1
 (2) 敷地面積 6,011.64 m²
 (3) 建物面積 1,361.16 m²
 (4) 施設内容 洋室 10 室、和室 4 室（収容人数 58 名）、レストラン（50 名）
 ※隣接の「松香寮」と施設を共有
 (5) 事業費 6 億 2,000 万円
 (6) 供用開始 平成 5 年 4 月
 (7) 営業内容 営業期間：通年

利用料

区 分	利用の単位	金額（円）
1 人	1 泊	25,000
ふるさとの間	1 回	3,000

- (8) 管理運営 指定管理者（エア・ウォーター梓川地域開発共同体）
 (9) 利用状況 4年度 21,717人、5年度 27,239人、6年度 24,664人

16 竜島温泉せせらぎの湯

竜島温泉せせらぎの湯は、上高地や乗鞍方面を訪れる観光客や地域住民に利用されている日帰り入浴温泉施設です。

- (1) 位置 松本市波田3452番地
 (2) 延床面積 783.98m²
 (3) 供用開始 温泉入浴施設 平成12年5月
 温泉自動販売機 平成 9年4月
 (4) 営業内容 営業時間：午前 10 時～午後 10 時（最終入館午後 9 時）
 休館日：毎週月曜日（休日の場合は翌日振替）
 使用料：大人 620 円、小人 310 円（小・中学生）、温泉スタンド 10010 円
 (5) 管理運営 指定管理者（株奥原造園）
 (6) 施設内容 せせらぎの湯：浴室（露天付）、脱衣室、無料休憩室（48 畳）、事務室等
 交流館：有料休憩室（44 畳）、食事処、厨房、売店等
 温泉スタンド（削深 1,336.5m、ポンプ深度 481m）
 (7) 利用状況 4年度 47,854人、5年度 53,740人、6年度 54,754人

17 まつもと市民芸術館

- (1) 設置目的 市民福祉の増進と市民自らが文化芸術を創造し、享受できる場を提供することにより、本市の文化芸術の振興を図るため
- (2) 位置 松本市深志3丁目10番1号
- (3) 構造・面積 鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨及び鉄筋コンクリート造 地上7階地下2階建、敷地面積8,995.76㎡、延床面積19,184.37㎡
- (4) 開館 平成16年8月29日
- (5) 総事業費 約140億円
- (6) 休館日 通年開館
- (7) 利用時間 午前8時30分から午後10時まで
- (8) 施設内容 主ホール（大ホール750～1,800席、実験劇場360席）、小ホール（固定240席、バルコニー48席）、オープンスタジオ、スタジオ2、会議室50席、オープンスペース（最大約50席）他
- (9) 管理運営 （一財）松本市芸術文化振興財団を指定管理者に指定。令和7年度の当初予算額は、管理運営委託料（人件費含む）451,560千円、事業費補助金800,000千円
- (10) 利用状況

区分		令和6年度	令和5年度	増減
主ホール	利用可能日数	302日	283日	19日
	利用日数	213日	223日	△10日
	利用率	70.5%	78.8%	△8.3%
	来館者数	88,209人	102,515人	△14,306人
小ホール	利用可能日数	310日	287日	23日
	利用日数	224日	218日	6日
	利用率	72.3%	76.0%	△3.7%
	来館者数	18,646人	20,249人	△1,603人
スタジオ	来館者数	12,726人	15,356人	△2,630人
見学他	来館者数	47,601人	63,225人	△15,624人
計	来館者数	167,182人	201,345人	△34,163人

18 音楽文化ホール

- (1) 設置目的 市民の音楽文化の振興と福祉の増進を図るため
- (2) 位置 松本市大字島内4351番地
- (3) 構造・面積 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋一部2階 敷地面積20,325.96㎡ 延床面積4,449.62㎡
- (4) 開館 昭和60年10月6日（パイプオルガンは昭和62年10月6日設置）
- (5) 総事業費 約15億円
- (6) 休館日 月曜日（休日のときは翌平日）、12月28日～1月3日
- (7) 利用時間 午前9時から午後10時まで
- (8) 施設内容 メインホール693席（うち、12席は車椅子スペース4席分として使用可）、小ホ

ール180席（うち、収納型移動観覧席84席）、練習室3室、喫茶室

- (9) 管理運営 (一財)松本市芸術文化振興財団を指定管理者に指定。令和7年度の当初予算は、管理運営委託料54,590千円、事業費補助金30,000千円

- (10) 利用状況

区分		令和6年度	令和5年度	増減
メインホール	利用可能日数	260日	278日	△18日
	利用日数	228日	258日	△30日
	利用率	87.7%	92.8%	△5.1%
	利用人数	42,825人	44,299人	△1,474人
小ホール	利用可能日数	299日	298日	1日
	利用日数	288日	286日	2日
	利用率	96.3%	96.0%	0.3%
	利用人数	15,870人	14,196人	1,674人
練習室等	利用可能日数	299日	299日	0日
	利用日数	279日	283日	△4日
	利用率	93.3%	94.6%	△1.3%
	利用人数	10,515人	9,475人	1,040人
計	利用人数	69,210人	67,970人	1,240人

19 鈴木鎮一記念館

- (1) 設置目的 名誉市民・鈴木鎮一氏の住居の保存を図るとともに、鈴木鎮一氏に関する資料等を展示公開することにより、広く文化の向上に資するため
- (2) 位置 松本市旭2丁目11番87号
- (3) 構造・面積 木造瓦葺平家建 敷地面積789.86㎡ 延床面積252.20㎡
- (4) 開館 平成8年4月12日
- (5) 総事業費 約1億3,400万円
- (6) 休館日 月曜日（休日のときは翌平日）、12月29日～1月3日
- (7) 利用時間 午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）
- (8) 展示内容 ピアノ、勲章、表彰状、賞状、写真、書籍、指導用教材など
- (9) 管理運営 (公社)才能教育研究会を指定管理者に指定。令和7年度の当初予算額は、管理委託料3,090千円

- (10) 入館状況

区分		令和6年度	令和5年度	増減
開館日数		306日	313日	△7日
入館者数	個人	1,580人	1,275人	305人
	団体	39団体 950人	40団体 953人	△1団体 △3人
	計	2,530人	2,228人	302人

20 波田文化センター

- (1) 設置目的 市民の文化芸術の振興と福祉の増進を図るため
- (2) 位置 松本市波田 10106 番地 1
- (3) 構造・面積 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 地下 1 階 地上 4 階
敷地面積 9,808.43 m² 延床面積 4,510.07 m²
- (4) 開館 平成 7 年 4 月 1 日
- (5) 総事業費 約 33 億円
- (6) 休館日 毎週月曜日、祝日の翌日、12 月 29 日～1 月 3 日、毎月第 4 金曜日
- (7) 利用時間 午前 9 時から午後 10 時まで（12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までは、午前 9 時から午後 5 時まで）
- (8) 施設内容 ホール 固定席 260 席（他 2 階立見席 50 席）、野外ステージ、練習室 1 室、会議室 3 室、ハイビジョンシアター 1 室、展望室 1 室、喫茶室
- (9) 管理運営 （一財）松本市芸術文化振興財団を指定管理者に指定。令和 7 年度の当初予算額は、管理運営委託料 35,070 千円
- (10) 利用状況

区 分		令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
アクトホール	利用可能日数	283 日	286 日	△3 日
	利用日数	92 日	92 日	0 日
	利用率	32.5%	32.2%	0.3%
	利用者数	9,105 人	7,909 人	1,196 人
練習室	利用可能日数	283 日	286 日	△3 日
	利用日数	148 日	152 日	△4 日
	利用率	52.3%	53.1%	△0.8%
	利用者数	1,911 人	1,862 人	49 人
その他施設等	利用者数	4,710 人	3,310 人	1,400 人
計	利用者数	15,726 人	13,081 人	2,645 人

21 世界遺産登録推進事業

(1) 事業目的

国宝松本城を様々な脅威から保護、保存し、次世代へ継承するため、世界遺産登録をめざしていますが、この前提となる国内の世界遺産暫定一覧表に記載されることを当面の目的とします。

(2) 事業概要

ア 普及啓発事業

「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会（平成 13 年 7 月設立。事務局：文化振興課、信濃毎日新聞社）が中心となって、世界遺産登録に向けての普及啓発に取り組んでいます。

- ・松本城クイズ、松本城親子見学ツアーの実施
- ・見学会及び講演会の開催
- ・松本城写生大会、展覧会への協賛
- ・国宝松本城絵画コンクールへの協賛

- ・地区普及啓発事業
- ・3市市民交流会
- ・「松本城の日」(11月10日)関連事業

イ 調査研究事業

関係機関や専門家を交えワーキンググループ会議を開催し、「顕著な普遍的価値の証明」等の学術研究を進めています。また、他の国宝の城を有する市と情報交換に努めています。

(3) 主な経過

平成18年度 暫定一覧表への登録をめざし、文化庁へ提案書を提出。「継続審議案件」となる。

平成19年度 再提案書と「姫路城を中心とした日本の近世城郭群」(シリアル・ノミネーション)の研究を進めることの検討状況報告書を文化庁へ提出

平成20年度 彦根市、犬山市との3市で「国宝四城近世城郭群研究会」を設置
文化庁世界遺産特別委員会ワーキンググループから「カテゴリーI b※」に該当という審議結果を受ける。

※ カテゴリーI b

提案地方公共団体を中心に、当面、主題に関する学術的な調査研究を十分に行い、主題及びこれに基づく資産構成に関して一定の方向性が見えた段階で、関係地方公共団体により作業を進めるべきもの

平成28年度 「(仮称)国宝四城世界遺産登録推進会議準備会」(松本市、犬山市)を「近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会」(松本市、犬山市、松江市)へ移行

平成29年度 日本イコモス国内委員会理事等との意見交換会を実施

平成30年度 松本市・犬山市・松江市の3市長で文化庁に要望書を提出

令和元年度 ICOFORT 国際会議2019 in 瀋陽の学術セッションにて活動内容を発表
3県(長野県、愛知県、島根県)3市合同勉強会を初開催

令和2年度 松本市長が姫路市長を表敬訪問し、世界遺産登録に向け協力を依頼

令和3年度 3市(松本市・犬山市・松江市)世界遺産担当部長が彦根市長と面談
3県3市(長野県・愛知県・島根県・松本市・犬山市・松江市)の6者と文化庁との対面による協議を初開催

平成20年9月文化庁から示され審議結果「カテゴリーI b」への課題解決に向け、長野県と共同で文化庁へ「近世城郭の天守群」提案書を初提出

令和4年度 海外専門家をオンライン招聘し「第2回近世城郭群国際意見交換会」を開催

3市長(松本市・犬山市・松江市)が姫路市長を表敬訪問し、国宝5城の連携強化を確認

松本市長・松江市長が犬山市長を表敬訪問し、3市の連携強化を確認

令和5年度 世界遺産登録への機運醸成のため、3市合同での天守床磨きを初実施

3市長(松本市・犬山市・松江市)と専門家の意見交換会を初開催

令和6年度 長野県と共同で「近世城郭の天守群」提案書(改訂版)を文化庁へ提出

(4) 今後の取組み

今後予定される国内暫定一覧表見直しに向け、国宝5城による「近世城郭の天守群」提案書の磨き上げを行うとともに、引き続き調査研究を実施します。彦根城に係る今後の動向や文化庁の暫定一覧表改定の動きを注視しながら、関係県市での視察や勉強会等による連携・協力を進め、国宝5城によるシリアル・ノミネーション登録に向けた取組みを継続します。

22 東アジア文化都市事業

日本・中国・韓国の3カ国において、文化芸術による発展を目指す都市が行う様々な文化芸術プログラムを通じて、国際文化交流を深める文化庁のプロジェクト「東アジア文化都市」を令和8年(2026年)に松本市で開催します。

(1) 開催期間：令和8年1月～12月

(2) 事業内容

ア 開幕・閉幕式典

イ ディレクターによるコア事業の実施

ウ 民間主体のイベントと実行委員会が共同で企画運営や経費負担を行う事業

エ 民間が実施する取り組みに対する助成やロゴマーク使用認証事業

オ 市主催の公的事業との連携

カ 多様な文化の相互理解により友好関係を深めるための国際交流事業

(1) 今後のスケジュール(予定)

令和7年11月 日中韓文化大臣会合(中国)

令和8年1月 プレイメント開催(開幕まで)

5月 開幕イベント開催

8月 コア開催期間

12月 閉幕

23 国際音楽祭事業

(1) 目的

「音楽とスポーツ都市宣言」を掲げ、国際都市・音楽都市・学びの都市を標榜する本市にとっての本格的な実践活動として「サイトウ・キネン・オーケストラ」を主体とした「国際音楽祭」を1992年から開催しています。

(2) 事業概要

ア 事業名：「2024 セイジ・オザワ 松本フェスティバル」

(ア) 主催：公益財団法人サイトウ・キネン財団

セイジ・オザワ 松本フェスティバル実行委員会

(イ) 共催：長野県、松本市

(ウ) 期間：8月9日(金)～9月4日(水) 27日間

(エ) 内容

a 公式公演：オーケストラコンサート3プログラム6公演、室内楽3公演、
室内楽勉強会1公演、OMFオペラ1公演 計11公演

期 日	名 称	会 場	鑑賞者数
8月9日(金)	OMF室内楽勉強会 ～木管アンサンブル～	松本市あがたの森文化会館	250人

8月10日(土)	オーケストラ コンサート Aプログラム 1	キッセイ文化ホール (長野県文化会館)	1,650人
8月11日(日)	オーケストラ コンサート Aプログラム 2	キッセイ文化ホール (長野県文化会館)	1,601人
8月12日(月・休)	ふれあいコンサートI	松本市音楽文化ホール (ザ・ハーモニーホール)	620人
8月16日(金)	オーケストラ コンサート Bプログラム 1	キッセイ文化ホール (長野県文化会館)	1,783人
8月17日(土)	オーケストラ コンサート Bプログラム 2	キッセイ文化ホール (長野県文化会館)	1,848人
8月18日(日)	ふれあいコンサートII	松本市音楽文化ホール (ザ・ハーモニーホール)	520人
8月21日(水)	オーケストラ コンサート Cプログラム 1	キッセイ文化ホール (長野県文化会館)	1,545人
8月22日(木)	オーケストラ コンサート Cプログラム 1	キッセイ文化ホール (長野県文化会館)	1,560人
8月24日(土)	ふれあいコンサートIII	松本市音楽文化ホール (ザ・ハーモニーホール)	650人
8月25日(日)	OMFオペラ プッチーニ： 「ジャンニ・スキッキ」	キッセイ文化ホール (長野県文化会館)	1,400人
鑑 賞 者 合 計			13,427人

b 特別公演

期 日	名 称	会 場	鑑賞者数
主催公演			
2月13日(木)	松本公演	松本市音楽文化ホール (ザ・ハーモニーホール)	650人
2月19日(水)	東京公演	すみだトリフォニーホール	992人
共催公演			
2月14日(金)	岡山公演	岡山シンフォニーホール	1,200人
2月15日(土)	広島公演	ウッドワンさくらびあ	774人
2月16日(日)	滋賀公演	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール	1,467人
2月18日(火)	神奈川公演	ミューザ川崎 シンフォニーホール	1,130人
2月20日(木)	愛知公演	東海市芸術劇場	623人

2月22日(土)	徳島公演	あわぎんホール	730人
2月24日(月・休)	茨城公演	水戸市民会館グロービスホール	1,110人
鑑賞者合計			8,676人

c 若手音楽家・青少年育成事業

期 日	名 称	会 場	鑑賞者数
8月26日(月) 27日(火)	子どものためのオペラ (4公演)	まつもと市民芸術館	61校 4,609人
9月2日(月) 9月3日(火) 4日(水)	子どものための音楽会 (6公演)	長野県伊那文化会館 キッセイ文化ホール (長野県文化会館)	166校 7,969人
鑑賞者合計			12,578人

d その他事業

期 日	名 称	会 場	鑑賞者数
8月24日(土)	OMF スクリーンコンサート	エコールみよた/御代田町 松川村公民館/松川村 大町市文化会館/大町市 川上村文化センター/川上村	250人 212人 250人 90人
8月28日(水)	特別出前コンサート	長野県立信州医療センター (須坂)	70人
9月1日(日) 9月14日(土) ~11月7日(木)	スクリーンコンサート in 中国・台湾	Breeze Cinemas (台北市、高雄市) 遼寧大学芸術学院(中国)、国立 臺北藝術大學(台湾)ほか	206人 1,370人
鑑賞者合計			2,448人

e 関連事業(松本市主催事業)

期 日	名 称	会 場	鑑賞者数
7月16日(金) ~9月5日(木)	フェスティバル展	八十二銀行松本営業部ウインド ーギャラリー MIDORI 松本 キッセイ文化ホール (長野県文化会館)	-
8月3日(土)	ようこそ楽都 de ハーモニ ー	信毎メディアガーデン	434人

8月1日(木) ～9月4日(水)	サイトウ・キネン・オーケストラ 40年の軌跡	松本市立博物館	-
8月5日(月)	歓迎吹奏楽パレード ドラムメジャー講習会	キッセイ文化ホール (長野県文化会館)	17人
8月10日(土)	温ったか出前コンサート	ゆめの里 和田	50人
8月11日(日)	ウェルカム ストリート・ライブ	イオンモール松本	551人
8月18日(日)	歓迎吹奏楽パレード 合同演奏会	伊勢町～本町～松本城公園 ※合同演奏会は、国宝松本城二 の丸御殿跡で開催	38,500人
8月25日(金)	街角スクリーンコンサート	松本城公園※降雨中止 上土劇場	- 130人
8月31日(土)	特別スクリーンコンサート	久屋大通公園メディアヒロバ (名古屋市) ※台風中止	-
8月31日(土)		姫路キャスパホール(姫路市) ※台風中止	-
9月1日(日)		湘南台文化センター(藤沢市)	220人
10月14日 (月・祝)		豊中市立文化芸術センター (豊中市)	290人
鑑 賞 者 合 計			40,192人

f 小澤征爾総監督メモリアル事業

期 日	名 称	会 場	鑑賞者数
8月17日(土)	小澤征爾総監督 感謝の会 ーその生涯を祝福してー	キッセイ文化ホール (長野県文化会館)	1,750人
8月17日(土)	「小澤征爾総監督感謝の会」 特別スクリーンコンサート	信毎メディアガーデン 国宝松本城二の丸御殿跡	200人 300人
8月18日(日)	小澤征爾総監督の生前の姿 を大型モニターで上映	国宝松本城二の丸御殿跡	-
9月1日(日)	小澤征爾の日	キッセイ文化ホール (長野県文化会館)	1,300人
8月21日(水) ～9月1日(日)	小澤征爾ー松本での日々ー	松本市美術館	-
鑑 賞 者 合 計			3,550人

(3) 組織

- ア 公益財団法人サイトウ・キネン財団（平成4年5月1日設立、平成22年6月公益財団認可）
我が国の交響管弦楽及びオペラ等音楽的総合舞台芸術の普及振興を図るため、サイトウ・キネン・オーケストラによる音楽祭を開催するとともに、音楽芸術の国際交流の促進を図り、もって我が国の創造的音楽芸術活動の発展に寄与する事を目的に設立
- イ セイジ・オザワ 松本フェスティバル実行委員会（平成4年5月11日設立）
サイトウ・キネン・オーケストラによる音楽祭の開催、音楽芸術・音楽文化の国際交流の促進、音楽芸術・音楽文化に関する出版及び情報サービス、その他目的を達成するために必要な事業を行うことを目的に設立。平成27年度「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」から小澤征爾総監督の名前を冠した「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」に名称を変更
- ウ 国際音楽祭推進課（平成4年4月15日設置。平成11年3月31日までは国際音楽祭推進室）
フェスティバル及び松本市が主催する関連事業を円滑に進めるために設置
- エ 松本市国際音楽祭推進団体協議会（平成4年7月6日設立）
市民あげてフェスティバルを支援し、円滑な事業推進を図るための市民組織として設置

24 美術館

松本市美術館は、市民の芸術文化の振興をはかり、文化の薫り高い豊かな市民生活に資するため、より広い世界の美術・文化を媒介し、新たな美術を育む創造の母胎となり、市民が心をひらく学びの森として、地域に根ざす総合美術館を目指しています。

(1) 沿革

美術館の建設については、古くは大正末期に市民の美術愛好家による建設運動が起こり、その後、昭和46年度の第一次基本計画に美術館建設計画が登場して以降、基本計画策定の都度、位置づけされてきました。しかし、社会情勢や財政事情によりなかなか実現には至らず、ようやく平成5年に（仮称）松本市美術館基本構想策定委員会が設置され、松本市にふさわしい具体的な美術館像の検討が始まりました。

(2) 経過

平成 8年6月	建設候補地を中央4丁目旧警察署跡地に決定
平成 9年3月	（仮称）松本市美術館基本構想策定
平成10年3月	（仮称）松本市美術館基本計画策定
平成10年6月	プロポーザル方式により、宮本忠長建築設計事務所に実施設計を委託
平成11年7月	実施設計完了
10月	新築工事起工
平成14年3月	新築工事竣工
平成14年4月	開館
平成20年4月	松本市梓川アカデミア館を博物館から移管。附属施設とする。
平成24年4月	松本市美術館開館10周年
平成29年4月	松本市美術館開館15周年
令和 3年4月	大規模改修工事のため休館
令和 4年3月	大規模改修工事竣工

- 令和 4 年 4 月 リニューアルオープン
- (3) 位置 松本市中央 4 丁目 2 番 22 号
- (4) 敷地面積 10,185.92 m²
- (5) 規模・構造 鉄筋コンクリート造 3 階（一部 4 階）
 建築面積 3,495.62 m²
 延床面積 7,741.87 m²

(6) 施設の内容

- ・展示部門（企画展示室、常設展示室、記念展示室ほか） 2,583.18 m²
- ・教育普及部門（市民アトリエ、講座室、版画室ほか） 920.04 m²
- ・調査研究部門（学芸員室ほか） 348.27 m²
- ・収蔵部門（収蔵庫、一時保管庫ほか） 705.43 m²
- ・管理共用部門（ホール、事務室ほか） 3,184.95 m²
- ・駐車場 普通車 83 台 大型車 4 台

(7) 収蔵作品数

ア 収集方針

「郷土ゆかりの作家」・「山」・「音楽」・「松本の自然、風土」に係る作品を中心に収集しています。

イ 収蔵作品数 2,576 点（令和 7 年 3 月 31 日現在）

- (8) 全体事業費 約 105 億円
- (9) 竣工 平成 14 年 3 月 15 日（金）
- (10) 開館 平成 14 年 4 月 21 日（日）
- (11) 観覧料等

ア 常設展示

- 個人 一般 700 円（電子チケット）、800 円（窓口）
 大学生 350 円（電子チケット）、400 円（窓口）
- 団体 一般 630 円
 大学生 310 円

（団体扱いは 20 人以上、高校生以下及び 70 歳以上の松本市民は無料）

イ 特別展示

展覧会ごとに設定

(12) 利用状況

- ア 観覧者数 令和 4 年度 168,074 人 令和 5 年度 217,768 人 令和 6 年度 235,286 人
- イ 施設利用者数 令和 4 年度 60,797 人 令和 5 年度 73,780 人 令和 6 年度 84,784 人
- ※「映画監督 山崎貴の世界」展はコレクション展と別の観覧券であったことから、両方購入した場合は入場者数が二重計上されていたため、合計人数は実入場者の数とした。

(13) 展示公開

ア 令和 6 年度の特別展

展 覧 会 名	会 期
手塚治虫 ブラック・ジャック展	4 月 13 日(土)～ 6 月 2 日(日)
北欧の神秘 - ノルウェー・スウェーデン・フィンランドの絵画	7 月 13 日(土)～ 9 月 23 日(月祝)

生誕150年 香取秀真展	10月12日(土)～12月1日(日)
ロートレック展 時をつかむ線	令和7年1月18日(土) ～令和7年4月6日

イ 令和7年度の特別展

展覧会名	会期
第10回 老いるほど若くなる	4月26日(土)～6月1日(日)
ロイヤル コペンハーゲンと北欧デザインの煌めき	7月12日(土)～9月23日(火祝)
石井柏亭展	10月11日(土)～12月7日(日)
サンリオ展	令和8年1月21日(水) ～令和8年3月29日(日)

ウ コレクション展示

(ア) 拡大特集展示「草間彌生 魂のおきどころ」

コレクション展示室のすべてを使用し、松本時代の初期作品から近作シリーズ「わが永遠の魂」に至るまでを紹介する拡大特集展示を行います（一部展示替え有り）。

(イ) 記念展示室等

上條信山及び田村一男の各記念展示室における展示、池上百竹亭コレクション展示室では、作家の顕彰をする展示のほか、収蔵品を紹介するテーマ展示を合わせて開催（それぞれ年4回内容入替）

(14) 教育普及事業

ア 美術関連講座、ワークショップ等の開催

イ 特別展と連携した講演会、ギャラリートーク

ウ 学校との連携

エ 出前講座の実施

オ 美術館友の会等との連携

(15) 松本市梓川アカデミア館

梓川地区の歴史と文化遺産を今に伝える資料展示と、美術の生涯学習の拠点として市民に親しまれ、生きがいや潤いのある市民文化の醸成を図ることを目指しています。

ア 沿革

平成元年 2月	旧梓川村においてふるさと創生事業について提言を公募し、文化施設の建設を決定
平成元年 9月	建設工事起工
平成2年 10月	建設工事竣工
平成3年 1月	開館
平成9年 4月	施設管理を（社）梓川ふるさと振興公社に委託
平成12年 10月	開館10周年記念式典開催
平成17年 3月	展示場を増設、竣工
平成17年 4月	松本市に合併。博物館の所管となる。
平成18年 4月	指定管理者制度導入（社団法人梓川ふるさと振興公社）

- 平成 20 年 4 月 美術館へ所管替
 平成 29 年 4 月 施設管理及び事業運営を（一財）松本市芸術文化振興財団に委託
 令和 2 年 12 月 駐車場用地取得
- イ 所在地 〒390-1701 松本市梓川倭 566-12
- ウ 構造・規模 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 1,617.89 ㎡
- エ 施設の内容
- | | |
|---------------------------------|----------|
| (ア) 展示部門（第 1・2 ギャラリー、第 1～3 展示室） | 707.56 ㎡ |
| (イ) 収蔵部門（収蔵庫） | 104.17 ㎡ |
| (ウ) 管理共用部門（事務室、ホールほか） | 806.16 ㎡ |
| (エ) 駐車場 | 普通車 53 台 |
- オ 開館 平成 3 年 1 月 21 日
- カ 観覧料 個人 高校生以上 200 円 小中学生 100 円
- キ 令和 6 年度 企画展示

展 覧 会 名	会 期
コレクション展示「高山晃展」	4 月 27 日(土)～5 月 26 日(日)
コレクション展示「画僧 上野玄春展」	8 月 10 日(土)～10 月 27 日(日)
企画展「上條喜美子展 IN FOREST. IN MEMORY.」	9 月 28 日(土)～10 月 27 日(日)
学都松本推進事業 未就学児のための美術ワークショップ 「アートの ABC」作品展示	12 月 4 日(水)～12 月 15 日(日)
松本市内小中学生 人権啓発ポスター展	令和 7 年 1 月 4 日(土)～1 月 19 日(日)
第 24 回信州梓川賞展	令和 7 年 2 月 1 日(土)～3 月 2 日(日)

ク 令和 7 年度 企画展示

展 覧 会 名	会 期
コレクション展示「洞澤今朝夫 Soul and Body」	5 月 17 日(土)～6 月 22 日(日)
夏休み昆虫展	7 月 19 日(土)～8 月 11 日(月)
画歴 30 周年企画展「カミジヨウミカ カラフルユメハムテキ」	8 月 30 日(土)～10 月 19 日(日)
コレクション展示「ACADEMEIA COLLECTION I」	10 月 11 日(土)～11 月 16 日(日)
松本市内小中学生 人権啓発ポスター展	12 月下旬から 1 月上旬
第 25 回信州梓川賞展	令和 8 年 1 月 31 日(土)～3 月 15 日(日)

ケ 利用状況

- (ア) 観覧者数 令和 4 年度 1,783 人 令和 5 年度 1,529 人 令和 6 年度 2,188 人
 (イ) 施設利用者数 令和 4 年度 11,337 人 令和 5 年度 11,038 人 令和 6 年度 9,666 人

25 博物館

(1) 経過

松本市立博物館は、明治 39 年に松本尋常高等小学校内に開館した明治三十七八年戦役記念館を前

進施設としています。同記念館が昭和6年に市の管理となり、昭和12年に松本城二の丸に移転、戦時による閉館時期もありましたが、昭和23年に松本市立博物館として開館しています。その後、時代の変遷とともに、施設の改修や市内に15の分館を設置するなどの発展を重ね、令和5年10月には、二の丸から三の丸に新築移転した新しい松本市立博物館が開館しました。

- (2) 所在地 〒390-0874 松本市大手 3-2-21
- (3) 構造・規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、耐火建築物（地上3階建て）
延床面積 7,774.86㎡ 建築面積 2,972.42㎡
敷地面積 4,114.97㎡
- (4) 収蔵資料 考古・歴史・民俗・美術・民芸その他の分野にわたり約11万点の資料を収蔵し、コレクションとして国指定重要有形民俗文化財のコレクションの他に「胡桃沢コレクション」、「奥村コレクション」などがあります。
- ◇重要文化財に指定された物件（昭和34年12月18日指定）
孔雀文磬 1面
- ◇重要有形民俗文化財に指定された物件
七夕人形コレクション 45点（昭和30年4月22日指定）
民間信仰資料コレクション 293点（昭和34年5月6日指定）
農耕用具コレクション 79点（昭和34年5月6日指定）

(5) 博物館活動

ア 常設展

(ア) 常設展示室

「お城のあるまち」「にぎわう商都」「開かれた盆地」「ともにある山」「伝えてきた心」「生きる力」「変わりゆく社会」「継いでつなげて」の8つのテーマにより松本を伝える展示構成です。

(イ) 子ども体験ひろばアソビバ！

体験と遊びにより、発見の喜びと学びに出会う子ども展示室です。

イ 特別展・企画展

展覧会名	会期
収蔵品展「戸田家臣団－松本藩最後の武士団－」	令和6年4月20日(土)～6月17日(月)
特別展「生物多様性と松本 すぐとりにあるワンダーランド」	令和6年7月6日(土)～9月2日(月)
国立科学博物館巡回展「和食 日本の自然 人々の知恵」	令和6年10月5日(土)～12月8日(日)
特別展「年越し新春刀剣展～我が家の名刀・刀装具～」	令和6年12月20日(金)～ 令和7年1月20日(月)
特別展「春を待つ涅槃図」	令和7年2月1日(土)～3月3日(月)

ウ 講演会・講座など

演題	講師	年月日
収蔵品展「戸田家臣団－松本藩最後の武士団－」展ギャラリートーク	担当学芸員	令和6年4月20日(土)、 5月11日(土)、6月16日(日)

甲冑着付け体験	博物館職員	令和6年4月27日(土)～ 4月29日(月)、 5月3日(金)～5月6日(月)
講演会「松本藩主の謎と真実－松平丹波守を知っていますか－」	信州大学人文学部教授 山本英二氏	令和6年5月18日(土)
武家地散策「家臣たちが暮らした場所」	担当学芸員	令和6年5月25日(土)、 5月26日(日)
講演会「松本市のアリとくらす虫たち・その魅力と現状」	昆虫学者 小松貴氏	令和6年7月20日(土)
講演会「生物多様性研究最前線」	信州大副学長・理学部教授 東城幸治氏	令和6年8月17日(土)
自然観察会「国蝶オオムラサキを見よう！～アルプス公園・蝶の観察会～」	担当学芸員	令和6年7月13日(土)
自然観察会「空飛ぶ宝石を探そう！～8月はハチの観察会～」	担当学芸員	令和6年8月3日(土)
特別展「生物多様性と松本 すぐとなりにあるワンダーランド」ギャラリートーク	担当学芸員	令和6年7月27日(土)、 8月10日(土)
講演会「ヤマの和食、サトの和食－塩とタンパク室をどのように入手したのか－」	ふじのくに地球環境史ミュージアム 館長佐藤洋一郎氏	令和6年10月5日(土)
講演会「信州、松本の食の知を知り、味わう」	長野県立大学健康発達学部教授 中澤弥子氏	令和6年10月6日(日)
和食展ギャラリートーク	信州大学農学部教授 松島憲一氏	令和6年10月27日(日)
親子でおやき作り体験	入山辺地区 原田京子氏	令和6年11月16日(土)
出汁、お茶の飲み比べ体験	担当職員	令和6年11月30日(土)
座談会「刀匠に聴く」	刀匠 宮入法廣氏	令和7年1月12日(日)
特別展「年越し新春刀剣展～我が家の名刀・刀装具～」ギャラリートーク	担当学芸員	令和7年1月11日(土)、 1月13日(祝)
刀剣よろず相談所	日本美術刀剣保存協会長野県南支部会員	令和7年1月11日(土)～ 1月13日(祝)
涅槃図の絵解き	長野郷土史研究会副会長・長野の絵解きを広める会代表 小林玲子氏	令和7年2月1日(土)、 2月15日(土)
早春の行事食 やしょうま作り	入山辺地区 百瀬清子氏ほか 2名	令和7年2月11日(火)

ミニ展示 涅槃会とお供えもの		令和7年2月1日(土)～3月3日(月)
特別展「春を待つ涅槃図」展ギャラリートーク	担当学芸員	令和7年2月8日(土)、2月22日(土)

エ 市民学芸員の会

平成24年度に発足した市民学芸員の会を平成30年度に再発足しました。会員は、松本市立博物館・松本市立考古博物館・松本市歴史の里で博物館事業に参加しました。またテーマ毎の学習グループを多数発足し、現地学習を行いました。

オ 博物館実習

受入大学 7大学 受入人数 10人

カ 職員の派遣

依頼に応じて、大学・公民館・各種研究会主催学習へ職員を講師として派遣しました。

キ その他

No.	内 容	月 日
1	松本市農業農村支援センター農産物販売	令和6年10月12日(土)～10月14日(月)
2	マルシェ	令和6年11月2日(土)、11月3日(日)
3	風穴の里物販	令和6年11月27日(水)～11月29日(金)

(6) 松本まるごと博物館構想

市民の学習機会の充実と文化財のさらなる活用を推進するため、新たな博物館像を目指して、平成12年に松本まるごと博物館構想を策定しました。

この構想は、博物館が収蔵資料に限らず、市域に点在する歴史・文化遺産、自然環境も貴重な宝として捉える視点を示したものです。以後、市域全体を活動範囲として、「屋根のない博物館」をキャッチフレーズに事業を展開しています。

また、構想に基づいて友の会設立や市民学芸員制度導入を行い、市民ガイド養成など、博物館の枠を越えて地域で活動する人材を養成し、市民協働を進めてきました。

(7) 松本市基幹博物館整備事業

平成28年6月 市議会議員協議会で、松本市大手門駐車場敷地を基幹博物館の建設予定地とし、施設規模(延床面積)を7,000㎡～8,000㎡とすることが了承される。

平成29年3月 松本市基幹博物館施設構想及び建設計画を策定。

平成29年7月 公募型プロポーザル方式により建築・展示設計者を選定し設計に着手。

平成30年2月 基幹博物館建設特別委員会で建設予定地の拡張が了承される。

平成30年度 実施設計を進めるとともに、建設予定地の既存施設解体や、地歴調査、周辺地域の地下水影響調査等の各種調査を実施するなど、建設に向けて具体的な取り組みを行う。

平成31年4月 概ね1年をかけて建設地の埋蔵文化財調査を実施

令和元年度 実施設計が完了。総合評価落札方式により施工者を選定。議会議決を経て3月に工事着手

令和2年9月 展示製作業務について議会議決を経て業務着手

令和4年度 7月に建築工事竣工。11月に展示製作業務が完了。12月に議会議決を経て指定管理者を指定

- 令和5年度 10月7日松本市基幹博物館開館。新たに設置したアソシエイトプロデューサーと連携しながら、博物館事業や人づくり等の仕掛けを進めた
- 令和6年度 周辺建物に対して建設時の工損補償を実施
- (8) 観覧者数 令和4年度 - 令和5年度 68,673人 令和6年度 81,093人
(令和3年4月1日～令和5年10月6日 移転新築に伴い休館)
- (9) 観覧料 個人 一般 500円 大学生 250円
団体 一般 400円 大学生 200円
(団体扱いは20人以上、高校生以下及び70歳以上の松本市民は無料)

(10) 分館

ア 国宝旧開智学校校舎

- (ア) 所在地 〒390-0876 松本市開智2-4-12
- (イ) 構造・規模 木造2階建棧瓦葺(寄棟大壁造、中央部八角塔屋附)管理事務所
延床面積 1,283.58㎡
◇国宝に指定された物件(令和元年9月30日指定)
旧開智学校校舎 1棟
◇附(ついたり)指定
建築関係文書 56冊 図面 7葉
- (ウ) 収蔵資料 江戸末期から現代までの教育資料、建築資料等約11万点
- (エ) 常設展 教育関係資料及び建築関係資料約120点を展示しています。
- (オ) 観覧者数 令和4年度 — 令和5年度 — 令和6年度 36,520人
(令和3年6月1日～令和6年11月8日 耐震対策工事・防災設備整備工事のため休館)
- (カ) 観覧料 個人 一般 電子600円、紙700円 小・中学生 300円
団体 一般 540円 小・中学生 270円
(団体扱いは20人以上、未就学児及び70歳以上の松本市民は無料)

イ 松本民芸館

- (ア) 所在地 〒390-0221 松本市里山辺1313-1
- (イ) 構造・規模 木造2階建瓦葺モルタル塗り 土蔵造2棟 収蔵庫 延床面積 432.82㎡
- (ウ) 収蔵資料 人々の生活の中で生まれた民芸品約6,800点
- (エ) 常設展 約1,000点を展示しています。
- (オ) 観覧者数 令和4年度 11,963人 令和5年度 10,557人 令和6年度 9,827人
- (カ) 観覧料 個人 一般 500円
団体 一般 450円
(団体扱いは20人以上、中学生以下及び70歳以上の松本市民は無料)

ウ 旧山辺学校校舎

- (ア) 所在地 〒390-0221 松本市里山辺2932-3
- (イ) 構造・規模 木造2階建 延床面積 623.77㎡
◇県宝に指定された物件(昭和60年11月21日指定)
旧山辺学校校舎 1棟
- (ウ) 収蔵資料 昔の教科書、農具、民具など約4,000点

- (エ) 常設展 学校関係の資料や地域に関する資料約 100 点を展示しています。
- (オ) 観覧者数 令和 4 年度 5,621 人 令和 5 年度 4,539 人 令和 6 年度 4,984 人
- (カ) 観覧料 無料

エ 松本市立考古博物館

- (ア) 所在地 〒390-0823 松本市中山 3738-1
- (イ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 1,036.58 m²
- (ウ) 収蔵資料 埋蔵文化財発掘調査によって出土した考古資料約 37,000 点
- (エ) 常設展 縄文から平安時代の考古資料約 1,800 点を展示しています。
- (オ) 観覧者数 令和 4 年度 5,648 人 令和 5 年度 4,023 人 令和 6 年度 4,120 人
- (カ) 観覧料 無料

オ 松本市はかり資料館

- (ア) 所在地 〒390-0811 松本市中央 3-4-21
- (イ) 構造・規模 木造 2 階建瓦葺 3 棟 土蔵造 延床面積 330.80 m²
◇市登録文化財に指定された建造物（令和 6 年 3 月 25 日指定）
旧竹内度量衡店店舗兼主屋西棟 1 棟
旧竹内度量衡店店舗兼主屋東棟 1 棟
旧竹内度量衡店蔵座敷 1 棟
- (ウ) 収蔵資料 近世から現代に至るはかりの資料約 1,300 点
- (エ) 常設展 「測る」「計る」「量る」道具と、その関連資料を約 120 点展示しています。
- (オ) 主催展 企画展「工芸の五月」／「季節展示 松本の七夕」/企画展「今昔はかり展」
／「季節展示 押絵雛」
- (カ) 観覧者数 令和 4 年度 8,722 人 令和 5 年度 9,601 人 令和 6 年度 8,605 人
- (キ) 観覧料 無料

カ 松本市旧司祭館

- (ア) 所在地 〒390-0876 松本市開智 2-6-24
- (イ) 構造・規模 木造 2 階建 延床面積 202.73 m²
◇県宝に指定された物件（平成 17 年 3 月 28 日指定）
松本市旧司祭館 1 棟
- (ウ) 観覧料 無料

キ 旧制高等学校記念館

- (ア) 所在地 〒390-0812 松本市県 3-1-1
- (イ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 3 階建 延床面積 1,190.48 m²
- (ウ) 収蔵資料 全国の旧制高等学校及び松本高等学校の資料、図書を含め約 18,000 点
- (エ) 常設展 約 1,100 点を展示しています。
- (オ) 主催展 企画展「ひらいたかこの“マンボウ先生”表紙絵展」／企画展「第 61 回あがた美術会作品展」／企画展「戦時下の旧制高等学校」／企画展「生誕 100 年記念辻邦生展—小説家の原点・松本」／特別展「信州大学図書館特別展」
- (カ) 観覧者数 令和 4 年度 8,124 人 令和 5 年度 9,854 人 令和 6 年度 9,502 人
- (キ) 観覧料 無料

ク 窪田空穂記念館

- (ア) 所在地 〒390-1242 松本市和田 1715-1
- (イ) 構造・規模 木造の一部2階建 空穂生家 生家離れ 収蔵庫 記念館 延床面積 752.94 m²
- (ウ) 収蔵資料 窪田空穂の著書、原稿など約 5,000 点
- (エ) 常設展 窪田空穂の作品や遺愛品、短歌に関する資料約 300 点を展示しています。
- (オ) 主催展 「まつもとの七夕・2024」／「空穂と源氏物語－古典文学の世界」と「最新収蔵資料公開展」展示コーナー／作品展「松本の子どもの短歌・2024」
- (カ) 観覧者数 令和4年度 1,940 人 令和5年度 1,954 人 令和6年度 1,573 人
- (キ) 観覧料 無料

ケ 重要文化財馬場家住宅

- (ア) 所在地 〒399-0023 松本市内田 357-6
- (イ) 構造・規模 ◇延床面積 739.59 m² (526.79 m²・松本市所有分、212.80 m²・個人所有分)
◇土地面積 12,297.24 m² (5,050.47 m²・松本市所有分、7,246.77 m²・個人所有分)
- ◇重要文化財に指定された建造物及び土地（平成8年12月10日指定）
- ・建造物 6 棟
（松本市所有 4 棟）

主屋	310.30 m ²
表門及び左右長屋	72.94 m ²
中門	4.52 m ²
文庫蔵	70.03 m ²
 - （個人所有 2 棟）

隠居屋	97.20 m ²
奥蔵	115.60 m ²
 - ・土地 12,297.24 m²（祝殿、土塁、竹垣、井戸を含む）
- ◇附（ついたり）指定
茶室・旧小屋部材 1 点・銘札 1 枚・祈祷札 2 枚
- ◇市重要文化財に指定された建造物（平成6年3月31日指定）
- ・建造物 1 棟（松本市所有）

灰部屋（旧うまや）	20.00 m ²
-----------	----------------------
- ◇指定外の建造物
- ・建造物 1 棟（松本市所有）

旧ひきや（管理事務所）	49.00 m ²
-------------	----------------------
- (ウ) 収蔵資料 建築資料・生活資料・養蚕資料・農耕資料など約 170 点
- (エ) 常設展 重要文化財指定に関わる建築資料のほか、生活資料など約 100 点を展示しています。
- (オ) 主催展 季節展示「端午の節句」／季節展示「七夕人形が揺れる縁側」／季節展示「坪庭の秋」／季節展示「内田地区の御柱」／季節展示「ひなまつり」
- (カ) 観覧者数 令和4年度 3,998 人 令和5年度 3,495 人 令和6年度 3,577 人
- (キ) 観覧料 無料

コ 松本市歴史の里

- (ア) 所在地 〒390-0852 松本市島立 2196-1
- (イ) 構造・規模 重要文化財 旧松本区裁判所庁舎 715.47 m² (以下延床面積)
松本市重要文化財 工女宿宝来屋 263.69 m²
登録有形文化財 旧昭和興業製糸場 175.55 m² (ボイラー建屋を除く)
木下尚江生家 124.21 m²
旧松本少年刑務所独居舎房 207.02 m²
展示・休憩棟 395.10 m²
管理・トイレ棟 223.8 m²

◇重要文化財に指定された物件

旧松本区裁判所庁舎 (平成 29 年 11 月 28 日指定)

附 正門、松本裁判所建築日記簿及び松本裁判所建築明細簿

- (ウ) 収蔵資料 司法関係資料など約 13,000 点
- (エ) 常設展 生活用具や家具などにより、歴史的な建物内部の情景を再現しています。
- (オ) 主催展 建築講座パネル展「松本のたてもの 2024 ～続・文化住宅と暮らし～」
- (カ) 観覧者数 令和 4 年度 8,758 人 令和 5 年度 8,966 人 令和 6 年度 9,899 人
- (キ) 観覧料 無料

サ 松本市時計博物館

- (ア) 所在地 〒390-0811 松本市中央 1-21-15
- (イ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 4 階建 延床面積 1,046.37 m²
- (ウ) 収蔵資料 16 世紀から 20 世紀初頭の古時計約 800 点、時計関係資料約 250 点、その他蓄音機、SP レコード盤
- (エ) 常設展 本田コレクションを中心とした古時計を動態展示しています。
- (オ) 主催展 夏季特別展「美しき古時計とクラフト時計の世界」
- (カ) 観覧者数 令和 4 年度 23,917 人 令和 5 年度 26,185 人 令和 6 年度 31,890 人
- (キ) 観覧料 個人 一般 500 円 小・中学生 200 円
団体 一般 450 円 小・中学生 180 円
(団体扱いは 20 人以上、未就学児及び 70 歳以上の松本市民は無料)

シ 松本市山と自然博物館

- (ア) 所在地 〒390-0861 松本市蟻ヶ崎 2455-1
- (イ) 構造・規模 鉄筋コンクリート 2 階建塔屋 5 階地下 1 階
延床面積 2,175.41 m² (市 993.01 m²、国 743.81 m²、供用 438.59 m²)
- (ウ) 収蔵資料 自然及び登山関係資料約 30,000 点
- (エ) 常設展 身近な自然資料、登山関係資料約 850 点を展示しています。
- (オ) 観覧者数 令和 4 年度 38,099 人 令和 5 年度 33,184 人 令和 6 年度 32,960 人
※上記の観覧者数は、展望台及び 2 階無料展示エリアの観覧者数を含みます。
- (カ) 観覧料 無料

ス 松本市高橋家住宅

- (ア) 所在地 〒390-0876 松本市開智 2-9-10
- (イ) 構造・規模 木造平屋

延床面積 118.56㎡

(ウ) 主催展 企画展「松本の武家住宅の七夕」／企画展「武家住宅でひな祭り」

(エ) 観覧者数 令和4年度 2,596人 令和5年度 2,204人 令和6年度 2,372人

(オ) 観覧料 無料

セ 松本市四賀化石館

(ア) 所在地 〒399-7416 松本市七嵐 85-1

(イ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 759.57㎡

(ウ) 収蔵資料 ◇県天然記念物に指定された物件

反町のマッコウクジラ全身骨格化石（シガマッコウクジラ）（平成17年3月28日指定）

シナノトド化石（アロデスムス）（昭和60年11月21日指定）

◇松本市特別天然記念物に指定された物件

大型鰐脚類の陰茎骨化石、アロデスムス頭骨の化石（平成28年3月23日指定）

シガウスバハギの化石（令和3年12月27日指定）

他約1,000点

(エ) 常設展 1階はシガマッコウクジラ・シナノトドの化石ほか四賀地区中心に新生代の化石と地層を展示。2階は、古生代・中生代の化石と鉱物標本、希少動物の剥製を展示しています。

(オ) 観覧者数 令和4年度 8,558人 令和5年度 8,067人 令和6年度 7,811人

(カ) 観覧料 無料

ソ 松本市安曇資料館

(ア) 所在地 〒390-1520 松本市安曇 3480-2

(イ) 構造・規模 鉄骨造2階建（地上2階、地下1階） 延床面積 591.48㎡

(ウ) 常設展 安曇地区に関係の深い歴史、民俗資料を中心に展示しています。

(エ) 観覧者数 令和4年度 804人 令和5年度 957人 令和6年度 934人

(オ) 観覧料 無料

26 松本城の管理・活用

(1) 概要

松本城は築城されてから430年余りの年月を、日本アルプスの山々を背景に、当時の姿のまま佇んでいます。現存する国宝5城の一つとして、松本市民の誇りであり、心のよりどころであると同時に、日本を代表する文化財、国内外から多くの観光客が訪れる観光都市・松本の中核を担う文化観光施設として、高い関心を集めています。

(2) 松本城の管理・運営

国宝松本城天守と本丸庭園を有料区域として、また、周辺の松本城公園（二の丸）及び開智駐車場を関連施設として管理・運営しています。

松本城天守は、平成26年から28年に実施した天守耐震診断において、おおむね震度6強から7

の大地震動時の耐震性能が不足していることが判明し、乾小天守の入場制限及び天守への入場者制限のため、警備、避難誘導員の配置等を実施しています。

(3) 年間観覧者数（有料及び無料観覧者・行事参加者等の合計）

4年度 735,013人 5年度 897,422人 6年度 984,549人

(4) 観覧料

（令和7年4月1日改定）

観覧料	区分	一般	小・中学生	備考
個人	電子チケット	1,200円	400円	・団体扱いは20人以上 ・未就学児は無料 ・電子チケットは日時指定券 （購入後の変更及びキャンセルはできません）
	紙券（当日券）	1,300円	400円	
団体	電子チケット	1,080円	360円	
	紙券（当日券）			
松本市民	70歳以上の松本市民は無料で入場できます。 69歳以下の松本市民は本丸庭園内は無料、天守入場には観覧料が必要です。			

※公開期間：年中無休（12月29日から31日を除く）

※開場時間：午前8時30分から午後5時まで（春季及び夏季時間延長あり）

(5) 観光宣伝事業

観光客向けの観覧案内パンフレットを作成し、券売所で配布しています。日本語の他に8か国語（英語、フランス語、スペイン語、中国簡体字、中国繁体字、タイ語、韓国語、ロシア語）を用意しています。また、記憶に残る体験を観覧者へ提供することを目的に、本丸庭園内に歴史衣装を着用した「国宝松本城おもてなし隊」を配置し、記念撮影や観光案内等のおもてなし事業を実施しています。

平成26年には、専用の松本城ホームページを開設し、観覧案内やイベント情報、松本城に関する様々な情報を掲載しています。天守への入場が混雑した場合は入場の目安時間、運営する開智駐車場の混雑状況、桜の時期には開花情報をリアルタイムに発信しています。

令和3年6月に開設した公式インスタグラムはフォロワー数が4万3千人（令和7年6月現在）を超え、国内城郭公式アカウントでは最多となるなど、日々の情報を発信するツールとして松本城の認知度を高めています。また、本丸庭園と黒門脇にライブカメラ2台を設置して、国内外にお城の魅力や現在の混雑状況をリアルタイムに発信しています。

(6) 松本城の活用

松本城公園を中心に、市民、観光客が集うエリアとして、様々なイベントに活用しています。また、観光誘客宣伝のテレビや映画のロケ、プロカメラマンによる写真撮影など、多くの撮影が行われています。

ア 令和7年度 主要事業及び関連事業等（一部予定）

時期	事業内容	会場
4/4(金)～13(日)	国宝松本城夜桜会※2日間延長	本丸庭園
5/1(木)	松本市市制記念日（市民無料開放）	本丸庭園・天守
5/10(土)	国宝松本城雅楽公演	二の丸御殿跡

5/18(日)	国宝松本城松本藩古流砲術演武	二の丸御殿跡
7/26(土)~27(日)	国宝松本城太鼓まつり	二の丸御殿跡
8/8(金)	国宝松本城薪能(観世流)	二の丸御殿跡
11/3(月)~10(月)	国宝松本城Week	本丸庭園他
12/1(日)~13(土)	冬囲い、門松作飾り、すす払い、しめ縄飾り	松本城内等
冬季	松本城イルミネーション 国宝松本城氷彫フェスティバル 国宝松本城天守ナイトツアー	松本城公園 松本城天守
1/1(木)~3(土)	国宝松本城新春祝賀特別公開	本丸庭園
1/26(月)	第72回文化財防火デー 国宝松本城消防総合訓練	本丸庭園

イ 行為許可申請に基づく撮影許可件数

内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
観光誘客宣伝の撮影(テレビ・映画ロケ)	90	95	79
プロカメラマンによる撮影(婚礼・七五三等)	67	33	42

27 松本城の整備

(1) 沿革

松本城天守は今から430年余り前、石川数正・康長父子によって築城され、小笠原、戸田、松平、堀田、水野、戸田(再)の6家23代の城主を経て明治維新に至りました。明治4年の廃藩後、天守を除く主要建造物が破却され、墨塀の大部分を失い、天守も売却されましたが、有志の努力によって買いもどされ国の所有となって残りました。

明治36年から大正2年にかけて天守の大修理が行われ、さらに昭和25年から昭和30年には国の直轄事業として天守の解体復元が行われました。その後の整備は、昭和35年に黒門(一の門)の復興再建、昭和60年には6年の歳月を経て二の丸御殿跡の平面復元を行い、史跡公園として整備をしました。

平成元年11月に黒門枳形二の門(高麗門)と袖塀を復元し、さらに平成2年から太鼓門枳形の復元に着手し、平成11年3月に完成しました。平成18年からは西総堀土塁の整備に着手し、平成22年3月に竣工しました。また、平成24年度以降継続して南・西外堀の史跡松本城への追加指定に取り組み、平成29年度に事業用地のうち民有地部分の史跡追加指定が完了しました。

(2) 指定

区分	国 宝	史 跡
指定対象	天 守 五重六階本瓦葺木造 乾小天守 三重四階本瓦葺木造 渡 櫓 二重二階（一部地階） 本瓦葺木造 辰巳附櫓 二重二階本瓦葺木造 月見櫓 一重一階（一部地階） 本瓦葺木造	本丸跡地 園地 二の丸跡地 園地（含松本城公園） 堀跡地 内堀、外堀 堀跡地 総堀 堀跡地 総堀、土塁
指定年月日	（国宝保存法） 文化財保護法 昭和 11.4.20 昭和 27.3.29	（史跡名勝天然紀念物保存法） 文化財保護法 昭和 5.11.19 昭和 25. 8.29 （以下、追加指定） 昭和 45. 1.17 平成 19. 2. 6 平成 25. 3.27 平成 26. 3.18 平成 27. 3.10 平成 28. 3. 1 平成 29.10.13

(3) 松本城の整備

史跡松本城の整備は昭和 52 年に策定した 16 項目からなる「松本城中央公園整備計画」を基に進められ、困難な 4 項目を残し終了となりました。

その後、平成 11 年 9 月「史跡松本城整備研究会」の調査研究と指導・助言を仰ぎ、18 項目に厳選した「松本城およびその周辺整備計画」を策定しました。

そして、史跡松本城の今後の整備に関する方向性や手順を明確にするため、史跡松本城保存活用計画等の内容を反映した、「史跡松本城整備基本計画（第 1 期）」を令和 6 年 3 月に策定しました。

今後、この計画に基づき史跡松本城の整備を計画的に進めます。

ア 南・西外堀復元事業

(ア) 事業概要

松本城南・西外堀の復元は、幕末期の姿に基づいた南・西外堀の復元を進めるものです。

平成 29 年度に実施した土壌汚染調査の結果では、事業用地の一部に自然由来と推定される土壌汚染が確認され、平成 30 年度に事業方針を堀復元から平面整備へと変更しましたが、平成 31 年 4 月の土壌汚染対策法改正を踏まえ、水をたたえた堀の復元に向けた調査・研究を進めます。

(イ) 経過

昭和 51 年度 「松本城中央公園整備計画」で外堀復元の基本方針を決定

平成 11 年度 「松本城およびその周辺整備計画」を策定

平成 18 年度 南外堀の発掘を実施

平成 19 年度 西外堀の発掘を実施

平成 20 年度 関係地権者に個別意向調査を実施

平成 21 年度 史跡範囲を決めるための測量調査を実施

- 平成 22 年度 地元説明会を 5 回開催し、南・西外堀復元計画及び内環状北線（先線）の整備計画の素案を提示
- 平成 23 年度 権利関係者等に対して権利調査及び意向調査を実施
歴史的風致維持向上計画策定（大臣認定）
「松本城南・西外堀復元に係る事業計画」を策定
- 平成 24 年度 都市計画公園区域変更
南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定
- 平成 25 年度 事業用地取得を開始（令和 6 年度末 用地取得率 100%）
- 平成 29 年度 史跡松本城の追加指定について民地部分が 100%史跡指定となる
- 平成 28 年度 史跡松本城保存活用計画を策定
- 平成 30 年度 事業方針を堀復元から平面整備へと変更
- 令和 2 年度 市議会 6 月定例会において、堀復元のための調査、研究を進める考えを表明
- 令和 3 年度 南外堀の発掘調査を開始
- 令和 4 年度 文化庁に「水をたたえた堀」に復元整備することを協議し、了承
- 令和 5 年度 史跡松本城整備基本計画を策定
基礎資料を得るための発掘調査を継続し、往時の堀形状を確認
- 令和 6 年度 発掘調査等により、往時の堀範囲及び堀形状を概ね確認

(ウ) 今後の取組み

「水をたたえた堀の復元」に向けた事業主管は、松本城整備課が、復元整備に伴う発掘調査は文化財課が担当し、事業を進めます。令和 7～8 年度は、基本設計に着手します。

イ 国宝松本城天守耐震対策事業

(ア) 事業概要

国宝松本城天守の地震時の安全性を確保するため、国の「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に基づき、平成 26～28 年度の 3 か年で実施した松本城天守（5 棟）の耐震診断結果を基に、耐震構造補強内容を検討のうえ、耐震対策工事基本計画を策定し、耐震補強工事を実施するものです。

(イ) 経過

- 平成 26 年度～28 年度 国宝松本城天守耐震診断を実施し、大地震動時の耐震性能が不足していることが判明
- 平成 29 年度～ 国宝松本城天守耐震対策基本計画策定に着手し、当面の安全対策として天守内への入場制限や警備員を配置
- 令和元年度～ 耐震に係る石垣の取扱いは、国の指針を待たず、松本市独自の調査方法による検討に着手
- 令和 2 年度～3 年度 天守の耐震補強内容検討に必要な基礎データを取得するための天守台内部地盤及び石垣等の調査及び調査結果の解析・集約
- 令和 4 年度 石垣の耐震対策補強案を検討
- 令和 5 年度 耐震補強の史跡への影響について、有識者会議、及び文化庁との協議を実施
- 令和 6 年度 耐震補強（案）検討のため、天守台等発掘調査を実施

(ウ) 今後の取組み

これまでの取組成果を基に、天守と石垣の一体的な耐震補強案の作成を進め、国宝松本城天

守耐震対策専門員会及び史跡松本城整備委員会で検討を行い、耐震対策基本設計に着手します。

ウ 国宝松本城天守防災対策事業

(ア) 事業概要

フランスのノートルダム大聖堂や沖縄県の首里城の火災を受け、松本城天守耐震対策工事への影響を考慮しながら、既存防災設備の見直し・更新、新たな防災設備の設置を計画的に行い、防災に対する取組みを強化するものです。

(イ) 経過

- | | |
|--------|--|
| 令和2年度 | 防災設備の更新・新設に係る実施設計を実施 |
| 令和3年度～ | 自動火災報知設備やスプリンクラー等自動消火設備、屋内外消火設備等の更新・新設と、設備設置に伴う発掘調査の実施 |
| 令和4年度 | スプリンクラーに接続するポンプ室や貯水槽などの送水設備の新設や、電気配管、配水管の敷設、受電設備の改修を実施 |
| 令和5年度 | 昭和30年頃に設置した既設ポンプ室と既設配管の改修を実施 |
| 令和6年度 | 既存防火水槽内部の防水改修工事等を実施し、工事報告書を刊行 |

(ウ) 今後の取組み

防災設備の更新・新設事業を実施し、事業が完了しました。天守の躯体にかかわるものは、天守耐震対策工事にあわせ実施します。

エ 黒門・太鼓門耐震対策事業

(ア) 事業概要

地震時の来場者の安全確保を目的に、平成30年度に実施した耐震診断結果を基に、文化庁や有識者と相談・協議を行い、耐震対策を行うものです。

なお、耐震補強工事は大地震動時の被害が大きい太鼓門から先行して実施し、黒門は、天守耐震対策工事の実施時期と調整しながら、太鼓門耐震補強工事完了後、来場者に不都合が生じないよう事業を進めます。

(イ) 経過

- | | |
|-----------|---|
| 平成30年度 | 松本城黒門・太鼓門の耐震診断を実施し、大地震動時の耐震性能が不足していることが判明 |
| 令和2年度 | 黒門・太鼓門耐震対策基本計画を策定 |
| 令和3年度 | 太鼓門耐震対策の実実施設計を実施 |
| 令和4年度 | 太鼓門の一の門、二の門の耐震補強工事を実施 |
| 令和5年度～6年度 | 太鼓門の袖壁の耐震補強、漆喰補修工事を実施 |

(ウ) 今後の取組み

引き続き太鼓門袖壁の耐震補強と一の門及び袖壁の漆喰補修工事を実施し、令和7年度の事業完了を目指します。

オ 堀浄化対策事業

(ア) 事業概要

松本城の堀（内堀、外堀、総堀）の堆積物除去（浚渫）や水質の浄化により、歴史的な景観及び快適な公園環境の維持向上を図るものです。

(イ) 経過

- | | |
|--------|------------------|
| 平成25年度 | 松本城天守南西側の内堀の浚渫工事 |
|--------|------------------|

平成 30 年度～令和 2 年度 堀の堆積物、水量、水質等の基礎データを取得するための松本城堀総合調査の実施

令和 2 年度 松本城の堀に適した浚渫工法確認のための実証実験（3 工法・約 900 m³）を実施

令和 3 年度 令和 2 年度に実施した実証実験の結果等を基に、松本城の堀に適した堆積物除去（浚渫）の工法を選定

令和 4 年度 全面的な堀浚渫のための実施設計

令和 5 年度 内堀東部の 3, 480 m³を浚渫

令和 6 年度 内堀南西部の 8, 165 m³の浚渫に着手

(ウ) 今後の取組み

令和 11 年度の堀浚渫事業の完了を目指します。令和 6 年度及び 7 年度は、内堀南西部を一体的な工区とし、深度（上層と下層）で分けて実施しています。

カ 歴史資料保存事業・学びと研究事業

松本城を後世に残し伝えるために必要な資料を収集したうえで、調査・研究・保存と周知を進めます。また、それらの成果を活用しながら、松本城を身近に感じてもらうために「松本城の歴史・子ども勉強会」「松本城講座 城と火縄銃」「学校・企業への出前講座」などの学びの機会を提供します。

28 松本市内の指定・登録等文化財状況

○令和 7 年 5 月 1 日現在

(単位：件)

種別	指定別	国	県	市	合計
	有形文化財	建造物	11	5	26
絵画・彫刻・工芸品		7	11	52	70
書跡・典籍・古文書		2	0	10	12
考古資料		0	3	11	14
歴史資料		0	1	33	34
無形文化財		0	0	0	0
民俗文化財	有形民俗文化財	3	0	5	8
	無形民俗文化財	0	1	25	26
記念物	史跡	3	4	19	26
	名勝	1	2	10	13
	天然記念物	2	9	40	51
小計		29	36	231	296
登録有形文化財		78	—	7	85
選択無形民俗文化財		2	1	—	3
合計		109	37	238	384

※ 重要美術品 2 件を国の有形文化財に含めています。

※ 件数は、同一の物件につき、2 つの区分に重複して指定が行われている場合（例えば、史跡及び天然記念物という指定の場合など）、それぞれの種別につき 1 件として数えたものです。

13 スポーツ

1 社会体育

(1) 社会体育の方針

市民一人ひとりが性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、スポーツを「する」「みる」「ささげる」という様々な形で、参画することを通して「豊かさ」と「幸せ」を実感できるまちを目指します。

(2) スポーツ教室等の開催

ア 松本市主催

- (ア) シニア健康教室（定員 70 人）年 3 期、各期 10 回
- (イ) 親子体操教室（定員 50 組）年 2 期、各期 10 回
- (ウ) ちょこっと運動タイム（定員なし、月 2 回程度通年）

イ 松本市スポーツ協会主催

競技別スポーツ教室（卓球、弓道、なぎなた、ソフトテニス、テニス、社交ダンス、スキー、バドミントン、ゴルフ、エアロビクス・ヨガ、ダンススポーツ、スポーツ吹矢）

ウ 各地区スポーツ（体育）協会・スポーツ協会自主事業

各地区の実情に応じた各種スポーツ大会を開催

(3) パラスポーツ普及啓発事業

ア 教室型事業

- (ア) パラスポーツ体験会（定員は種目により 10～30 人程度、月 1 回程度）
- (イ) パラ☆スポくらぶ（個人練習スペース定員 30 人、月 1 回程度）

（協力：サンスポートまつもと・中信教育事務所・松本市スポーツ推進委員協議会・長野県理学療法士会）

- (ウ) パラ☆スポフェスティバル（年 1 回）（協力：各種団体等）

イ 松本市パラスポーツ人材バンク（協力：長野県障がい者スポーツ指導者中信地区協議会）

ウ パラスポーツ研修会（年 1 回）

エ パラスポーツ用具貸出の実施

オ 障がい者スポーツ活動補助金の交付

カ パラスポーツ指導員資格取得補助金の交付

(4) スポーツ大会等の開催 R6 実績 ※以下、中止は競技人口の減少や会場の都合等によるもの

ア 第 67 回市民スポーツ大会

春 31 種目(2 種目中止)、夏 1 種目、秋 31 種目(3 種目中止)、冬 2 種目

イ 第 14 回金沢市・松本市スポーツ交流大会（ソフトテニス 7 月）

ウ 令和 6 年度鹿児島市・松本市スポーツ交流事業（バドミントン 7～8 月）

エ 松本山雅フェスティバル 2024（7～8 月）県外チームも対象に U-11, U-13 で実施

オ 2024 ファミリースポーツカーニバル（9 月）

カ 第 41 回市長杯争奪球技大会（軟式野球、ママさんバレーボール、卓球、ゲートボール、マレットゴルフ、ソフトバレーボール 10～11 月）

キ 第 42 回姫路市・松本市姉妹都市親善スポーツ交歓大会（サッカー 11 月）

ク 第 22 回松本クロスカントリー大会 (12 月)

(5) スポーツ大会への助成 R6 実績

全国大会 1 件、ブロック大会 6 件、交流事業 1 件

ア 2024 全国小学生テニス選手権大会北信越地区予選大会 (6 月)

イ 第 69 回全国高等学校軟式野球選手権大会北信越大会 (7 月)

ウ 第 51 回全日本レディースソフトテニス個人戦大会 (8 月)

エ 第 31 回全国クラブチームサッカー選手権北信越大会 (8 月)

オ 2024JOC ジュニアオリンピック第 45 回全日本ジュニア選抜室内テニス選手権北信越地区予選大会 (10 月)

カ JFA 第 25 回全日本 O-60 サッカー大会北信越大会 (10 月)

キ JFA 第 19 回全日本 O-70 サッカー大会北信越大会 (10 月)

ク 第 53 回藤沢市・松本市定期交歓サッカー大会 (12 月)

(6) 学校体育施設開放事業

ア 開放校 小学校 26 校 中学校 17 校 計 43 校

イ 登録団体人員 338 団体 5,711 人 (R7.4.1 現在)

学校体育施設の開放に関する規則を定め、各開放校に管理指導員 (利用団体の代表者) を置いて使用調整を行っています。

ウ 設備改修

学校屋外運動場の照明設備をはじめ、老朽化した学校体育設備を計画的に改修し、利便性の向上に努めています。

平成 28 年度 明善小学校屋外トイレ撤去工事

平成 29 年度 山辺中外トイレ改修工事

令和 2 年度 今井小学校バックネット張替工事

令和 3 年度 旭町中学校グラウンド照明安定器の補強工事

令和 4 年度 山辺中学校外トイレ改修工事

令和 5 年度 梓川小学校グラウンド照明取替・制御盤復旧工事

令和 6 年度 清水・筑摩野・菅野・旭町中学校グラウンド照明取替工事

(7) 育成指導・支援

ア 市スポーツ推進委員 87 名 }
イ 市スポーツ協会 (83 団体) } 等の有効的活用を図り各種スポーツ教室の開催、クラブ育成を推進

ウ 地区公民館体育事業の推進協力

エ ラジオ体操推進

オ スポーツ少年団育成

カ スポーツ団体育成補助

キ 全国大会等出場者祝金交付事業

ク 事業の共催・後援

ケ パラスポーツ研修会※再掲

(8) 松本マラソンの開催

ア 松本マラソン 2024

(ア) 開催日時 令和 6 年 11 月 10 日 (日) 午前 8 時 15 分スタート

(イ) 種目 マラソン (42.195 km)・ファンラン (10 km)・ファミリーラン (1.8 km)

※フルマラソンのコースを一部「快良」し、日本陸上競技連盟公認コースを取得

- (ウ) 定員 マラソンの部 6,000人 ファンランの部 1,500人 ファミリーランの部 300組
- (エ) 制限時間 6時間
- (オ) 大会テーマ
「魅せたい三ガク都がここにある ～シンカが続く ようこそ快良コースへ～」
- (カ) 参加料 マラソン12,000円、ファンラン一般4,000円・中高生3,000円
ファミリーラン2人組3,300円、3人組4,400円
- (キ) 主催 松本マラソン実行委員会、(一財)長野陸上競技協会
- (ク) 共催 松本市、信濃毎日新聞社、松本商工会議所

イ 松本マラソン 2025

不正な会計処理が行われていた事から、不正発生の経過や原因の検証を実施するため中止

(9) 女子野球タウン推進事業

(一社)全日本女子野球連盟と連携し、女子野球を普及発展するための環境整備と地域振興につながる事業を展開し、全国から注目される女子野球タウンを目指していきます。

ア 令和6年度

- (ア) 第2回松本ローズカップ 2024
 - a 開催日時 令和6年9月28日(土)、29日(日)
 - b 会場 信州グリーンローズスタジアム四賀
 - c 出場校 全国7地域リーグより代表1チーム及び地元枠1チーム
 - d 参加者 231人
- (イ) 女子野球教室
 - a 開催日時 令和7年3月20日(木・祝)午後2時～4時
 - b 会場 信州グリーンローズスタジアム四賀
 - c 対象 小中学生女子野球経験者
 - d 参加者 26人(小学生21人、中学生5人)

イ 令和7年度

- (ア) 第3回松本ローズカップ 2025
 - a 開催日時 令和7年9月27日(土)、28日(日)
 - b 会場 信州グリーンローズスタジアム四賀
 - c 出場校 全国7地域リーグより代表1チーム及び地元枠1チーム
- (イ) 女子野球教室・野球体験会
- (ウ) 女子野球PRイベント
- (エ) 松本市と女子野球のコラボ商品

(10) 市民スポーツ振興基金

市民スポーツ振興基金を活用し、市民スポーツの振興を図ります。

(11) プロスポーツの振興

プロスポーツと連携した事業を行い、市民のスポーツへの関心喚起・観戦機会の充実、にぎわい創出及び地域経済の活性化につなげ、活力あるまちを目指します。

ア プロスポーツ支援

- (ア) 松本山雅FC
 - a ㈱松本山雅へ1,000万円を出資(平成23年3月)
 - b ㈱松本山雅へ1,000万円を増資(平成24年3月)
 - c Jリーグクラブライセンス制度対応支援
 - d 練習会場の確保(かりがねサッカー場の優先使用)
 - e アルウィン改修に係る県要望及び県・松本山雅の関係調整
- (イ) VC長野トライデンツ

- a ホームタウンパートナー協定締結（令和3年10月）
- b 試合会場の確保（エア・ウォーターアリーナ松本（松本市総合体育館）の優先使用）
※令和6年はエア・ウォーターアリーナ松本改修工事のため優先使用無し

(ウ) 信濃グランセローズ

試合会場の確保（セキスイハイム松本スタジアム及び信州グリーンローズスタジアム四賀の優先使用）

(エ) 信州ブレイブウォリアーズ

試合会場の確保（エア・ウォーターアリーナ松本（松本市総合体育館）の優先使用）
※令和6年はエア・ウォーターアリーナ松本改修工事のため優先使用無し

イ 賑わい創出及び地域活性化

(ア) 松本山雅FC「ホームタウンデー」の実施

(イ) 松本山雅FC「松本市・鹿児島市 文化・観光交流都市デー」の実施

(ウ) VC長野トライデンツ「松本市民デー」の実施

(12) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備

第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会が2028年に長野県で開催されます。松本市では国民スポーツ大会の総合開・閉会式の他9競技、全国障害者スポーツ大会4競技の開催が予定されているため、大会開催に向けた準備を進めます。

H29 2027年の第82回国民体育大会開催地に長野県が内々定
長野県知事へ主会場誘致等の要望（松本広域3市5村、3市体協）

30 総合開・閉会式会場が松本平広域公園の陸上競技場に決定
競技会場第1次選定決定（陸上競技）

R元 競技会場第2次選定決定（サッカー他5競技）
長野県が松本平広域公園陸上競技場の整備方針（現地建替え）を決定

2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により鹿児島県での開催が延期され、長野県での開催も1年延期の2028年（令和10年）開催に変更

3 競技会場第6次選定決定

4 各競技会場の中央競技団体視察

5 公開競技会場第2次選定決定（ゲートボール・エアロビック）

6 松本市準備委員会設立

7 松本市準備委員会を松本市実行委員会へ改組

(13) 中学部活動地域移行

令和7年度末までに休日部活動を、令和8年度末までに平日部活動を地域へ移行することを目標とし、その実現に向けて地域クラブの創設や生徒の参加促進、指導者の確保と資質・能力の向上などに積極的に取り組みます。これらの取り組みを通じて、スポーツ環境の整備を推進し、子どもたちが主体的に活動を選択できる環境を整えるとともに、地域社会の中で多様なスポーツ活動に触れる機会の創出に努めます。

R4 地域移行プロジェクトチーム（部活動設置種目9団体から委員選出）の立上げ、5回開催

R5 プロジェクトチーム会議4回開催、モデル事業の実施、公認スポーツ指導者資格取得補助事業の実施、「中学生が参加できるスポーツ団体一覧」の公表

R6 プロジェクトチーム会議4回開催、公認スポーツ指導者資格取得補助事業、地域クラブ創設支援補助事業、プロスポーツ連携事業（派遣コーチング、指導者研修）

R7 プロジェクトチーム会議3回開催、公認スポーツ指導者資格取得補助事業、地域クラブ創設支援補助事業、プロスポーツ連携事業（派遣コーチング、指導者研修）、スポーツ医学に基づいた研修

(14) ドミニカ共和国スポーツ交流事業

ア 趣旨

令和6年6月に駐日ドミニカ共和国大使館と締結したドミニカ共和国との交流に関する意向確認書に基づき、スポーツ分野の交流を実施するものです。

イ 概要

(ア) 種 目 硬式野球

(イ) 時 期 令和8年1月22日（木）～1月28日（水）6泊7日

(ウ) 場 所 ドミニカ共和国（サントドミンゴ市 ほか）

(エ) 訪問者 27名（中学生15名、役員7名、職員5名）

(オ) 内 容 在ドミニカ共和国日本大使館表敬、親善交流試合、指導者交流、ウィンターリーグ観戦、メジャーリーグアカデミー施設見学、学校訪問、中古野球道具の贈呈等

ウ 予算額

18,240,000円

2 市民体育施設

(1) 社会体育施設の整備

松本市スポーツ推進計画の基本目標「スポーツ活動の環境整備」に基づき、市民が気軽に利用できる安全で安心なスポーツ施設の環境を整えることにより、市民生活のライフステージに応じた生涯スポーツの定着を目指しています。

ア 社会体育館大規模改修事業（平成19年度～継続中）

寿台体育館をはじめ、23施設の床面改修工事や耐震補強等工事、屋根雨漏り改修工事（屋内体育施設耐震化事業と一体的に実施）

イ 屋内体育施設耐震化事業（平成28年度～令和4年度）

体育館、屋内運動場等の非構造部材耐震化工事を実施

ウ 総合体育館改修事業（平成25年度～継続中）

雨漏り改修工事・冷温水ポンプインバーター化工事・空調機用温度自動制御機器更新工事・空調設備改修工事 監理・大型映像装置改修工事・トイレ洋式化工事・内装改修工事・エアコン改修工事、非構造部材耐震化及び内装改修工事等

エ 波田扇子田運動公園移設整備事業（令和元年～継続中）

用地測量・基本設計・倉庫解体工事・整備計画の基本設計・地質調査・実施設計、公園用地として整備する土地の取得、国との公共補償の協議を完了し、各工事に着手

オ 波田中央運動広場の移転事業（令和4年～継続中）

市立病院の移転建設地が波田中央運動広場に決定したことを受け、波田保健福祉センター南側の隣接地を同運動広場移転候補地として用地測量を実施

カ 国民スポーツ大会関係施設改修事業（令和5年～継続中）

令和10年に予定されている、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会のうち、本市開催種目における市有スポーツ施設の改修

開催種目：陸上、サッカー、バレーボール、なぎなた、自転車、軟式野球、テニス他

競技会場：松本平広域公園陸上競技場、松本市サッカー場他3施設、エア・ウォーターアリーナ松本、スカイロードサイクリングスタジアム松本、浅間温泉庭球公園他1施設、セキスイハイム松本スタジアム他1施設

(2) 社会体育施設の種類の種類

施設名	所在地	規模	開場年月
市民プール	今井	競泳プール（公認）50m×21m 8コース、 補助プール25m×18m	S50.6
市民変形プール	今井	スライダープールスライダー2連15m 水面積50㎡ 変形プール水面積320㎡	S54.6
沢村市民プール	沢村 2丁目	競泳プール25m×18m 8コース 幼児プール15.6m×18m	S60.9
庄内屋内プール	出川 1丁目	競泳プール（公認）25m×14m 5コース リハビリ用5m×5.5m ジャグジー	H18.4
四賀 B&G 海洋センター	穴沢	上屋付プール25m×13m 6コース 幼児プール 11m×8m	H6.6
波田 B&G 海洋センター	波田	屋内、競泳プール25m×13m 6コース 幼児プール10m×5m ジャグジー	H8.6
エア・ウォーターアリーナ松本（総合体育館）	美須々	敷地面積約55,000㎡ 延床面積12,630.38㎡ 鉄筋コンクリート造・地上3階（一部鉄骨造） ・メインアリーナ 広さ 65m×39m（競技有効面積） 競技種目 バスケットボール・バレーボール・テニス各3面、ハンドボール2面、卓球36台、バドミントン12面、体操男女1式、柔道6面、フットサル2面、空手4面 ・サブアリーナ 広さ 37m×30m（競技有効面積） 競技種目 バスケットボール1面、バレーボール2面、テニス1面、卓球10台、バドミントン4面、体操 ・第1トレーニング室 広さ 272㎡ 機器 トレーニング機器、21種41台 ・第2トレーニング室 広さ 188㎡	H3.8
芳川体育館	野溝東 2丁目	延床面積971.298㎡ バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン4面、テニス1面、卓球2F2台	H8.4
島内体育館	島内	延床面積1,146.9㎡ バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン4面、テニス1面、フットサル1面	H14.4
庄内体育館	出川 1丁目	延床面積976.46㎡ バスケットボール1面、バレーボール1面、バドミントン3面、フットサル1面、テニス1面、卓球3台	H18.4
芝沢体育館	和田	延床面積1,102.57㎡ バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン4面、卓球2F2台、フットサル1面	S55.5
神林体育館	神林	延床面積997.21㎡ バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン4面、卓球2F1台	S59.4
里山辺体育館	里山辺	延床面積1,204.22㎡ バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン4面、テニス1面、卓球2F2台	S60.4

施設名	所在地	規模	開場年月
鎌田体育館	両島	延床面積 940.41 m ² バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン4面、テニス1面、卓球2F2台	S61.1
今井体育館	今井	延床面積 504.13 m ² バスケットボール1面、バレーボール1面、バドミントン3面	S63.2
島立体育館	島立	延床面積 940.39 m ² バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン6面、テニス1面、卓球1F4台 2F1台	H2.4
寿体育館	寿豊丘	延床面積 960.62 m ² バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン3面、テニス1面、卓球2F2台	H3.4
南部体育館	芳野	延床面積 2,245.42 m ² バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面、テニス2面、卓球20台	H1.4
寿台体育館	寿台6丁目	延床面積 1,231.47 m ² バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン3面、テニス1面、卓球2F2台	S57.9
松本臨空工業団地体育館	和田	延床面積 929.76 m ² バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン4面	H3.10
岡田体育館	岡田町	延床面積 960.13 m ² バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン4面、テニス1面、卓球2F2台	H5.4
本郷体育館	浅間温泉1丁目	延床面積 960.04 m ² バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン4面、テニス1面、卓球2F2台	H9.4
中央体育館	中央1丁目	延床面積 965.228 m ² バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン4面、テニス1面、卓球6台	H11.4
内田体育館	内田	延床面積 960.6 m ² バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン4面、テニス1面、卓球2台	H12.3
四賀体育館	会田	延床面積 1,152 m ² バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面、テニス1面	S56.3
安曇体育館	安曇	延床面積 1,165 m ² バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン3面、卓球5台	S47.11
乗鞍体育館	安曇	延床面積 1,288 m ² バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン3面、卓球6台	S55.6
奈川木曾路原体育館	奈川	延床面積 1,426.43 m ² バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン6面	S62.3
奈川寄合渡体育館	奈川	延床面積 675.97 m ² バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン2面	S51.12
梓川体育館	梓川梓	延床面積 2,557.05 m ² バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面、テニス1面、卓球1F18台 2F3台、柔道2F1面、剣道2F1面	S52.11
波田体育館	波田	延床面積 3,803.45 m ² バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面、剣道場、柔道室、卓球室4台、身障者老人体育室	S52.4
あがた運動公園芝生広場	県1丁目	芝生面積 10,656 m ² ウォーキングコース 370m	H24.4
あがた運動公園多目的広場	県1丁目	面積 20,452 m ² サッカー1面、少年サッカー2面 フットサル2面、野球1面、ソフトボール1面	H25.4
並柳運動広場	並柳4丁目	敷地面積 9,073 m ² 野球1面、ソフトボール1面	S50.4
内田運動広場	内田	敷地面積 18,472 m ² 野球1面、ソフトボール2面、夜間照明設備	S51.4

施設名	所在地	規模	開場年月
横田運動広場	横田	敷地面積 8,930 m ² 野球1面、ソフトボール1面	S51.4
入山辺運動広場	入山辺	敷地面積 4,428 m ² 野球1面、ソフトボール1面、夜間照明設備	S56.4
芝沢運動広場	和田	敷地面積 6,128 m ² 野球1面、ソフトボール1面、少年サッカー1面	S57.4
寿運動広場	寿北6丁目	敷地面積 12,782 m ² 野球1面、ソフトボール1面	S63.11
笹賀運動広場	笹賀	敷地面積 10,507 m ² 野球1面、ソフトボール1面	H5.4
今井運動広場	今井	敷地面積 11,043 m ² 野球1面、ソフトボール1面、サッカー1面	H6.8
岡田運動広場	岡田町	敷地面積 14,500 m ² 野球(軟・大人)2面(硬・中学生)1面、ソフトボール2面、サッカー1面	H6.8
和田運動広場	和田	敷地面積 11,258 m ² 野球1面、ソフトボール1面、サッカー1面	H6.8
山辺運動広場	里山辺	敷地面積 13,550 m ² 野球1面、ソフトボール1面、サッカー1面、	H14.10
島立運動広場	島立	敷地面積 17,912 m ² 野球(軟・大人)2面(硬・中学生)1面、ソフトボール2面、サッカー1面	H15.4
錦部運動広場	七嵐	敷地面積 8,276 m ² 野球1面、ソフトボール1面	H25.4
奈川木曾路原運動広場	奈川	敷地面積 10,700 m ² 野球1面、ソフトボール1面、サッカー1面	S57.10
番所運動広場	安曇	敷地面積 9,228 m ² ソフトボール1面	S53.11
波田下島運動広場	波田	敷地面積 11,823 m ² 野球1面、ソフトボール1面	S55.10
波田中央運動広場	波田	敷地面積 9,076 m ² 野球(軟・小学生)2面(軟・大人)1面、ソフトボール2面、サッカー1面	S58.10
波田扇子田運動公園	波田	敷地面積 61,667 m ² サッカー(少年)1面、テニスコート(屋外)5面、3on3コート2面、アリーナ(テニスコート2面、フットサル1面、ゲートボール2面)	H11.3
新村運動広場	新村	敷地面積 約9,200 m ² 野球1面 ソフトボール1面 サッカー1面	S57.4
神林運動広場	神林	敷地面積 約9,000 m ² 野球1面 ソフトボール1面	S58.4
稲倉運動広場	三才山	敷地面積 約5,800 m ² 野球1面 ソフトボール(中学生まで)1面 サッカー1面	H9.4

施設名	所在地	規模	開場年月
セキスイハイム 松本スタジアム (野球場)	浅間温泉 1丁目	敷地面積 約 42,000 m ² グラウンド面積 13,694 m ² 内野：クレー 左右翼線 98.0m 外野：芝生 中堅線 122.0m 本塁後方 19.4m 内野スタンド 建築面積 7,793 m ² 、延床面積 8,989 m ² メインスタンド 指定席 2,279 席、特別席 22 席 一般内野席長椅子 指定席 11,942 席 身障者席 12 席 (左右各 6 席) 外野スタンド 面積 4,550 m ² (うち観客席 3,300) 芝生席 自由席 10,000 席 夜間照明設備 照明灯 6 基、1 基 69 灯、多段階制御 照明 (全点灯時) バッテリー間 2,500LUX 内野 1,500LUX、外野 750LUX ウォーキングコース 670m	H3.7
信州グリーンローズスタジアム四賀 (四賀球場)	会田	敷地面積 30,465 m ² 野球 1 面、ソフトボール 1 面 (ゲートボール・グラウンドゴルフ可)	R2.4
松本市 サッカー場	今井	敷地面積 17,199 m ² サッカーコート 105m×68m 1 面 人工芝	H5.4
信州グリーンフィールドかりがね (かりがねサッカー場)	惣社	敷地面積 約 36,000 m ² サッカーコート 105m×68m 1 面 (天然芝) サッカーコート 105m×68m 1 面 (人工芝・夜間照明設備) 多目的広場	H27.4
沢村庭球場	沢村 2丁目	敷地面積 5,762 m ² 砂入り人工芝 4 面	S54.5
開智公園運動場	開智 2丁目	敷地面積 3,167.83 m ² クレーコート 4 面	S42.4
新村庭球場	新村	敷地面積 2,000 m ² クレーコート 2 面	S59.4
浅間温泉庭球公園	浅間温泉 1丁目	敷地面積 10,754 m ² 砂入り人工芝 20 面 夜間照明設備 6 面	S63.4
松本臨空工業 団地庭球場	和田	敷地面積 5,353 m ² 全天候型 4 面	H2.4
乗鞍テニスコート	安曇	敷地面積 2,361 m ² 全天候型 4 面	S57.6
奈川木曾路原 庭球場	奈川	敷地面積 3,788 m ² 全天候型 6 面	S56.4
美須々屋内運動場	美須々	敷地面積 4,476.80 m ² (砂入り人工芝) テニス 4 面	H1.12
南部屋内運動場	野溝東 2丁目	敷地面積 5,695.485 m ² (砂入り人工芝) テニス 4 面	H11.2

施設名	所在地	規模	開場年月
陸上競技練習場	岡田松岡	敷地面積 12,186 m ² トラック 400m×6レーン (クレー:4レーン、全天候:2レーン) 投てき 槍投・砲丸投・円盤投・ハンマー投 跳躍 走幅跳・走高跳・棒高跳・三段跳	H6.7
柔剣道場	中央 4丁目	敷地面積 5,883 m ² 、延床面積 2,029.81 m ² 鉄筋コンクリート3階建 1階 トレーニング室 2階 柔道場(正式競技2面) 3階 剣道場(正式競技2面)	S51.4
弓道場	中央 4丁目	建築面積 1,957 m ² 、延床面積 2,140.01 m ² 近的(28m 12人立)、遠的(60m 5人立)	H20.4
スカイロードサイ クリングスタジア ム松本(美鈴湖自 転車競技場)	三才山	敷地面積 33,142 m ² 競争路 1周 333.333m 最大斜度 36度	H27.7
庄内トレーニング ルーム	出川 1丁目	延床 130,78 m ² 機器 トレーニング機器 14種 25台 フリーウエイト	H18.4
馬術競技場	今井	敷地面積 18,472 m ² 馬場馬術場(70m×30m)、覆馬場(906 m ²)、夜間照明設備、 障害馬術場(100m×70m)、厩舎(馬房 22頭 延900 m ²)	H5.4
四賀屋内ゲートボ ール場	会田	敷地面積 2,030 m ² ゲートボール4面	H16.7
波田屋内ゲートボ ール場	波田	敷地面積 942 m ² ゲートボール1面	H3.4
波田上川原マレット ゴルフ場	梓川上野	敷地面積 11,756 m ² ホール数 18ホール	H6.3
波田中沢マレット ゴルフ場	波田	敷地面積 34,664 m ² ホール数 18ホール	H7.3
波田リバーパーク	波田	面積 22,058 m ² マレットゴルフ 18ホール、キャンプサイ ト 10面	H3.3

14 交 通

1 信州まつもと空港

(1) 趣 旨

信州まつもと空港の利用しやすいダイヤ編成、既存路線の充実や国内・国際線の新規路線の開設について、国や県等に積極的に要望するとともに、就航先都市における誘客活動や地元利用促進に地元市として積極的に取り組みます。また、地元4地区（和田、神林、笹賀、今井）の空港周辺環境の整備等を推進し、県の主体的かつ自発的な対応を、地元と協調しながら要請していきます。

(2) 施設概要

種類・等級	第3種・C級	滑走路	2,000m×45m
位 置	松本市大字空港東	エプロン	小型ジェット機用3バース、小型機用11バース
面 積	約60ha	駐車場	正面駐車場約300台 第2駐車場約220台
着地帯	2,120m×150m	対象機種	ERJ170・175型旅客機等

(3) 主な経過

平成 6年 7月 26日	ジェット化開港
22年 6月 1日	JAL撤退後、FDAが札幌新千歳線、福岡線を就航
23年 7月 15日	FDAネーミングライツお披露目。4号機観光大使任命
10月 1日	FDAスポンサー支援事業開始
24年 6月 30日	エアポートシャトルバス運行開始
25年 10月 1日	JAL大阪線の運航を1カ月限定で再開
27年 3月 29日	FDA福岡便が複便化（記念セレモニー開催）
28年 6月 10日	長野県が、信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針を発表
29年 4月 19日	約2年ぶりとなる国際チャーター便の運航（韓国便）
12月 24日	ネーミングライツ事業としてFDA11号機へ愛称を命名
30年 8月 8日	FDAが札幌丘珠線を就航（8月31日までの限定運航）
令和 元年 10月 27日	FDAが神戸線を通年運航にて新規就航
3年 7月 2日	信州まつもと空港の運用時間を延長する条例案が県議会にて可決
8月 27日	FDAが神戸線を複便化
4年 3月 27日	FDAが札幌丘珠線の運航期間を拡大し、夏ダイヤで通期運航化
12月 2日	信州まつもと空港ジェット化開港利用者400万人達成
5年 10月 29日	FDAが札幌新千歳線の冬ダイヤを一部期間増便
6年 9月 12日	開港30周年記念として国際チャーター便が4年8か月ぶりに就航

(4) 利用者の推移

利用状況（チャーター便含む。）

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
利用者	75,990人	130,056人	228,537人	259,436人	257,562人
利用率	41.4%	46.7%	66.2%	72.6%	71.3%

就航率	98.7%	98.8%	98.1%	98.4%	98.9%
-----	-------	-------	-------	-------	-------

(5) 今後の取組み

- ア 県を主体とした、全県的かつ具体的な利用促進策の実施
- イ 地元地区との協定書に基づく離着陸回数の増に向けた事前協議の推進
- ウ 定期便の維持・拡充に向けた航空会社への働きかけ
- エ 離発着回数の増加に伴う騒音対策、地元地区の地域振興に向けた取組み
- オ 県に対し、空港利用者の利便性を向上する施設整備の推進について働きかけ

2 自転車の利用促進

(1) 趣旨

自動車から自転車への転換を促し環境負荷の少ないまちづくりを目指し、シェアサイクルの普及促進やサイクルツーリズムの推進による県内外からのサイクリストの誘客、市民の自転車利用の推進を図るものです。

(2) 主な事業

ア シェアサイクル事業

平成31年3月に導入したシェアサイクル事業は、令和6年度に利用箇所を1か所閉鎖し、1か所増設しました。利用箇所は前年度と変わらず37か所です。令和6年度の利用回数は、約22%増の71,788回となりました。

イ 幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業

子育て世帯の経済的負担の軽減と環境にやさしい電動アシスト付自転車の安全な利用普及の促進を目的として、幼児同乗用電動アシスト付自転車の購入費の一部を補助しています。

年度	申請数	補助額
R5	37件	1,110,000円
R6	46件	1,380,000円

ウ 松本駅サイクルステーション整備事業

主に輪行[※]するサイクリストを対象に、自転車の組立や解体・着替え等ができる施設を松本駅お城口駅前広場に設置しました。令和6年度は10月下旬から46日間設置し103名の利用がありました。

※ 自転車を分解して専用の袋に入れ公共交通機関を利用して移動すること。

エ 松本市サイクリストに優しい宿認定事業

サイクリストが安心して快適に宿泊できる環境を整備した宿泊施設を、松本市サイクリストに優しい宿として認定する制度を開始し、令和6年度は19件の施設を認定しました。

オ 松本市観光サイクリングルート整備事業

市民のレジャーとしての自転車利用促進とサイクリストの誘客、滞在期間延長を図るため、市内の観光スポットを巡るサイクリングルート（絶景めぐりルート）約30キロメートルに、ルート案内の路面標示を設置しました。

(3) 今後の取組み

サイクルツーリズム推進として、新たにe-BIKEのレンタルの実証実験やサイクリストの受

入環境を整えたお店等をサイクリングオアシスに認定する制度を創設するとともに、プロモーション動画を制作し、国内外に発信しサイクリストの誘客を図ります。

3 交通安全対策

(1) 市民運動の推進

松本市交通安全対策委員会を中心に、県松本地域振興局・警察署・交通安全協会と連携し、市民総ぐるみによる交通安全運動を進めています。

(2) 交通安全教育の推進

松本市交通安全指導員を配置し、幼稚園・保育園及び地域高齢者クラブ等を対象に交通安全教室を開催しています。

(3) 主な事業

ア 交通安全教室実施状況

年 度	R4	R5	R6
回 数	205 回	218 回	229 回
子供向け	9,923 人	12,271 人	10,503 人
高齢者向け	1,619 人	1,802 人	2,091 人
その他	265 人	168 人	260 人
合 計	11,807 人	14,241 人	12,854 人

イ 事故防止安全用品の配布

新入学児童交通安全ランドセルカバー、保育園等への啓発物品の配布

ウ 自転車運転免許証交付事業

市内小学校4年生を対象に、自転車運転免許証を交付し、安全意識の向上を図っています。

年 度	R4	R5	R6
実施校	30 校	26 校	28 校
交付数	2,052 人	1,853 人	1,904 人

エ スケアードストレイト交通安全教室（高校生対象）

交通事故現場を再現して恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぎ、交通ルールを遵守することの大切さを体感させる交通安全教育を市内高校の協力をいただき、生徒を対象に実施しています。

R4		R5		R6	
松本深志高校		松本第一高校		松本国際高校	
松本筑摩高校		梓川高校		美須々ヶ丘高校	
合	松商学園高校	合	松商学園高校	合	松商学園高校
同	エクセラン高校	同	※雨天のため一	同	エクセラン高校
開		開	校開催	開	松本工業
催		催		催	

オ 交通マナー向上対策の推進

(ア) 主な対策内容

広報活動としては、「広報まつもと」や市ホームページへ交通安全記事掲載の他、機会を捉え、リーフレット等の配布を行っています。また、季別交通安全運動に関係機関・団体と協力し、啓発活動を行う他、日常的に街頭啓発活動を行い、自動車運転者や自転車利用者の交通マナー向上を呼びかけています。

(イ) 今後の課題

交通マナーの向上については、市民一人ひとりへの交通安全意識を高める粘り強い取り組みが必要であり、今後、さらに関係機関・団体と連携をとり、事業を継続していきます。

カ 第11次松本市交通安全計画

交通安全対策基本法及び松本市交通安全基本条例に基づき、令和3年度から令和7年度までの第11次松本市交通安全計画を定め、交通実態に即した効果的な交通安全施策を進めていきます。

キ 自転車ヘルメット等着用促進事業

令和5年4月に施行された改正道路交通法により、全年齢で自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

自転車に関係する交通事故の大多数を占める高校生のヘルメット着用を促進するため、高校生に対して自転車ヘルメット購入の一部を補助しています。

令和6年度は、自転車事故のうち死者・重傷者数が多い高齢者に対しても自転車ヘルメット購入の一部を補助しました。

年度	項目	申請数	補助数	補助額
R5	市内の高校に通う生徒（市外在住者含）	13校	2,262人	6,786,000円
	市外の高校に通う生徒（市内在住者のみ）	20人		55,600円
R6	市内の高校に通う生徒（市外在住者含）	14校	1,158人	3,474,000円
	市外の高校に通う生徒（市内在住者のみ）	18人		48,300円
	市内在住高齢者（65歳以上）	1,114人	962人	2,770,800円

(4) 今後の取り組み

交通事故ゼロを目指し、警察署や交通安全協会など関係機関と連携して、街灯啓発活動等を行います。

交通安全指導員を中心に、幼稚園・保育園及び地域高齢者クラブ等を対象に、交通安全教室を開催して、交通ルール・マナーの向上を図ります。

4 自転車の安全利用対策

(1) 自転車駐車場の整備・管理運営

ア 趣旨

自転車をより効率的に活用するため、秩序ある適正な自転車駐車場を整備し、自転車による市街地の回遊を促し、交通渋滞の解消や市街地の賑わい創出を図ります。

イ 経過

平成15年度 松本駅周辺の放置自転車対策の一環として、860台収容可能な松本駅北自転車駐車場（北棟）を増設

16年度 長期間使用料（3カ月・6カ月・1年）の割引制度を導入

- 18 年度 指定管理者による管理運営開始
- 19 年度 JR 平田駅の開業に伴い、平田駅前広場無料自転車駐車を設置
- 21 年度 松本駅アルプス口自転車駐車を供用開始
- 24 年度 松本駅お城口広場整備事業に伴い再整備したお城口広場自転車駐車を設置
- 令和 3 年度 中条自転車駐車場整備工事を実施

自転車駐車場利用状況（令和 6 年度）

自転車駐車場		区分	種別	収容台数	年間平均利用率
有料	松本駅お城口広場	一時	自転車	209 台	99.02%
			原付	10 台	120.53%
	松本駅北	定期	自転車	1,752 台	86.48%
			原付	24 台	22.92%
	松本駅アルプス口	定期	自転車	303 台	86.66%
			原付	15 台	12.78%
		一時	自転車	105 台	57.39%
			原付	10 台	26.54%
無料	村井駅（仮設）			250 台	79.90%
	中条	自転車		313 台	57.50%
		原付		36 台	25.10%
	南松本駅			250 台	96.80%
	北松本駅前広場			390 台	60.40%
	島内駅			108 台	40.50%
	島高松駅			54 台	84.00%
	平田駅前広場			390 台	60.00%

(2) 放置自転車対策

ア 趣旨

放置自転車等の指導・警告・撤去により、安全で快適なまちづくりを目指します。

イ 経過

昭和 56 年 2 月 「松本市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例」を制定

平成 13 年頃～ 松本駅周辺に放置自転車が増加傾向

17 年度 関係条例を改正し、放置自転車対策を強化

18 年度 「放置自転車整理区域」を拡大

ウ 現状

松本駅周辺放置整理区域内及び市営自転車駐車場内の放置自転車等について、適正な駐車啓発活動を継続的に実施したことで、放置自転車等の撤去台数が減少しています。

エ 放置自転車の撤去、返還、処分

放置整理区域等の放置自転車の撤去、返還を行い、保管期限の過ぎた自転車は処分等を行って

います。

放置自転車整理状況

(単位：台)

年度	撤去			返還	処分等
	放置整理区域	市営自転車駐車場	合計		
R4	82	287	369	179	375
R5	95	309	404	199	254
R6	116	244	360	142	201
対前年増減数	21	△65	△44	△57	△53
増減率	22.1%	△21.0%	△10.9%	△28.6	△79.1

(3) 自転車通行空間整備事業

ア 趣旨

自転車利用促進に向けて、自転車通行空間の整備が望まれる一方で、自転車レーンの整備は約6kmに留まっており、ネットワーク化が不十分な状況でした。また自転車関連事故は、中心市街地やその周辺地区で多く発生しています。

この様な状況を受け、令和3年に自転車通行空間のネットワーク路線を選定し、自転車が連続的に通行可能となるように整備することとしました。

イ 経過

平成18年度～ 自転車通行空間を自転車レーンにより整備

令和3年度 自転車通行空間のネットワーク路線を選定

4年度～ 自転車通行空間を矢羽根マークにより整備

※ 矢羽根マークは、自転車が通行すべき位置と方向を示したもので、自転車を車道左側へ誘導すること・歩行者との事故を減らすこと・自動車ドライバーへの注意喚起の3つを目的としています。

ウ 整備状況

令和5年度までに23.4kmを整備し、令和6年度には6.3kmを整備し、全体計画48.3kmのうち令和6年度までに61%整備しました。

エ 今後の進め方

自転車空間のネットワーク計画に基づき、整備を行っていきます。

(4) 今後の取組み

自動二輪車の駐車場不足の対策として、既存の市営自転車駐車場のうち、受入れが可能な施設において、受入れを検討します。

5 交通安全施設の整備

(1) 交通安全施設整備事業

交通事故防止のため、市内の市道における交通安全施設（道路反射鏡、ガードレール、区画線、注意看板）について、町会や個人等の要望箇所を受け整備を行っています。

年度	区画線	防護柵	反射鏡
R4	34,985m	14m	40カ所

R5	37,292m	133m	40カ所
R6	56,626m	124m	62カ所

(2) 今後の取組み

引き続き、交通事故防止のため、交通安全施設の整備を行います。

6 都市計画道路の見直し

(1) 都市計画道路の見直し

ア 目標

社会情勢の変化に対応し、長期未着手路線の見直しを行うとともに、集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくりを推進するための路線網の形成を図るものです。

イ 経過

- 平成22年度 「松本都市圏総合都市交通計画」を策定（長野県）
「松本市総合都市交通計画（都市計画道路の見直し）」を策定・公表し、
市民へ周知
- 23年度～ 都市計画道路見直し案の課題等検討
- 27年度 松本市次世代交通政策実行計画（総合交通戦略）策定
- 令和元年度 松本朝日線及び城山新井線の一部区間廃止
- 2年度 出川浅間線の一部区間廃止、末広線の全線廃止
- 4年度 大村上金井線、宮渕新橋上金井線、小池浅間線、女鳥羽川北岸線、女鳥羽川南岸線の一部、逢初鎌田線の全線を廃止
博労町栄町線（本庄1丁目）を都市計画決定
- 5年度 松本市都市計画審議会都市計画道路見直し部会を設置し、合計2回開催
- 6年度 松本市都市計画審議会都市計画道路見直し部会で合計4回開催

ウ 今後の進め方

2回目の見直し方針に基づき、地元及び関係機関協議を実施し、現道を含めた都市計画道路の整備の方向性を整理し、必要な都市計画変更手続きを実施します。

(2) 都市計画道路の整備率

年度	R2	R3	R4	R5	R6
計画延長(m)	115,520	114,960	108,330	108,330	108,330
整備延長(m)	49,203	49,760	50,010	50,010	50,010
整備率(%)	42.6	43.3	46.2	46.2	46.2

7 松本市総合交通戦略の推進

(1) 概要

過度な自家用車依存の社会から歩行者・自転車・公共交通の優先へ転換し、脱炭素社会の推進や人中心の交通まちづくりを実現するため、地域特性に応じた適切な交通手段をかしこく選択できる移動環境とそれをシームレスにつなぐ交通体系を構築する施策を推進します。

(2) 主な経過

平成 27 年 10 月	松本市次世代交通政策実行計画（松本市総合交通戦略）を策定
31 年 3 月	シェアサイクル運用開始
令和 3 年 9 月	松本市総合交通戦略を改定、松本地域公共交通計画及び自転車活用推進計画を策定
4 年 3 月	国が松本市総合交通戦略を都市・地域総合交通戦略要綱に基づき認定
4 月	タウンスニーカーでQRコード方式による交通キャッシュレス決済の実証実験を開始
9 月	平田駅パークアンドライド駐車場に有料化設備機器更新工事と合わせ、交通系ICカードをはじめとした電子マネー等のキャッシュレス決済を導入
5 年 8 月	平田駅パークアンドライド駐車場で、舗装補修に合わせ区画線を引き直し、駐車区画台数を33台増やし、利用者の利便性を向上
11 月	QRコード方式による交通キャッシュレス決済本格運用を全路線で開始
6 年 2 月	クレジットタッチ決済による交通キャッシュレス決済の機能拡充
3 月	一部路線のバス乗り場を松本バスターミナルから松本駅お城口広場に再配置し運行を開始
7 年 2 月	地域連携ICカードシステムの導入事業者を選定
3 月	大庭駅パークアンドライド駐車場に有料化設備機器更新工事と合わせ、交通系ICカードをはじめとした電子マネー等のキャッシュレス決済を導入 中心市街地再設計検討会議が市長へ提言

(3) 今後の取組み

- ア 子育て支援や利便性の向上を目的とした運賃政策、交通キャッシュレス化の推進及び市が推進するエコ通勤等を通じて、更なる公共交通の利用促進に取り組みます。
- イ 中心市街地の通過交通を抑制し、歩行者や公共交通を優先した交通によるにぎわい創出のため、補助制度により広く実施団体を募り、事業の面的な拡大を図ります。
- ウ 自転車を安全・快適に利用できるよう、まちなかの自転車通行空間や駐輪環境を整備し、自動車から自転車利用への転換を推進します。
- エ シェアサイクルが公共的な交通手段の1つとして利用されるよう、設置場所の更なる充実に取り組みます。
- オ 中心市街地再設計検討会議の提言を受け、松本駅周辺交通ターミナル機能強化の構想策定に向け、検討会議での合意形成を図りながら取組みを進めます。

8 公共交通

(1) 概要

地域公共交通を地域インフラと位置づけ、交通不便者の生活に必要な移動を確保するとともに、効率的で利便性の高い地域公共交通の実現に向け、市が主体的に取り組むものです。

(2) 主な経過

平成 19 年度 地域新交通システム検討委員会を設置（計 4 回開催）、検討委員会が「松本市地域新交通システムへの提言」を市長へ提出

- 20 年度 松本市西部地域公共交通協議会及び松本市四賀地域公共交通協議会を設置、松本市西部地域公共交通総合連携計画を策定
- 21 年度 西部地域コミュニティバス実証運行を開始
松本市四賀地域公共交通総合連携計画を策定
- 22 年度 市営バス四賀線、四賀地域バスの実証運行を開始
- 23 年度 市営バス奈川線の実証運行等を開始（上限 500 円運賃導入）
南部循環線の実証運行を開始
- 24 年度 南部循環線ルート・ダイヤを見直し（松本駅アルプス口へ乗入れ）
第 1 回バスと電車の交通ひろばを花時計公園で開催（26 年度まで 3 回開催）
- 25 年度 松本大学において公共交通に係るアンケート調査を実施
- 26 年度 松本市地域公共交通協議会が、地域公共交通優良団体国土交通大臣表彰を受賞
市内小学校で「バスの乗り方教室」を実施（11 月まで）
内田地区循環バス実証運行の実施
地域公共交通網形成計画の基礎資料とする住民移動実態調査を実施
- 27 年度 西部地域コミュニティバス 30 万人乗車達成記念式典を実施
松本市地域公共交通網形成計画を策定
- 28 年度 バス事業者から路線廃止の申入れを受け、地域主導型公共交通事業により、代替交通として、ほしみ線、中山線の運行を開始
- 29 年度 地域主導型公共交通事業により、入山辺線の運行を開始
市が実施主体となる松本周遊バス「タウンズニーカー」運行開始
- 30 年度 地域主導型公共交通事業により、浅間・大村線の運行を開始
- 令和 元年度 長野県公式アプリ「信州ナビ」にバスロケーションシステムを追加
- 2 年度 市営バス四賀線と四賀地域バスを統合
地域主導型公共交通事業により、島内川東乗合タクシーの運行を開始
- 3 年度 官民連携による路線バス運行制度及び交通ネットワークの設計を開始
- 4 年度 官民連携への移行に向けて、具体的な運行ルートや運行水準の設定及び交通事業者とダイヤ等を調整し路線等を再編
- 5 年度 官民連携による新しい運行制度・事業スキームとなる公設民営バス「ぐるっとまつもと」（以下「ぐるっとまつもと」）へ移行
アルピコ交通㈱と 5 年間のエリア一括長期運行協定を締結
A I デマンドバス「のるーと松本」の実証運行を開始
- 6 年度 「ぐるっとまつもと」に係る運賃政策等の検討を開始
村井駅待合・学習スペース（及び図書館サービスポイント）を開設
ボランティア輸送等補助事業を開始
A I デマンドバス「のるーと松本」の本格運行開始を決定（令和 7 年 4 月から）

(3) 今後の取組み

ア「ぐるっとまつもと」については、引き続き、利用状況、地域の要望及び評価検証結果等を踏まえ、更に効率的で効果的な運行に取り組めます。

イ 地域公共交通活性化再生法の改正を受け、令和 3 年度に策定した松本市・山形村・朝日村を計画区域とする松本地域公共交通計画に基づき、地域の持続可能性を担保し、1 市 2 村が目指すま

ちの実現に寄与する地域公共交通のり・デザインの実現を目指します。

ウ 上高地線の大規模改修は、事業費が多額であること、年次計画に従って実施する必要があることから、予算の確保など、国・県等による補助制度の適正かつ計画的な運用について、市として積極的に要望を行います。

エ 公共交通を安定的に維持・確保するため、市民、事業者、行政が、それぞれの役割を十分に理解し、更なる利用促進等に取り組みます。

9 渋滞対策事業

(1) 概要

松本市総合交通戦略を推進し、幹線道路、都市計画道路、交差点改良（右折レーンの設置等）について計画的に整備を進め、モビリティ・マネジメントによる自動車の総量抑制を図るなど、関係機関と連携し、ソフト・ハード両面による渋滞対策を進めます。

(2) 主な経過

中心市街地の幹線道路及び国道 19 号を中心に渋滞が発生している状況

令和 2 年 8 月～9 月 渋滞アンケート調査を実施

3 年 1 月～2 月 渋滞箇所現地調査を実施

6 月 渋滞調査結果を公表

3～6 年度 時差出勤やテレワークによる通勤時間帯の交通量ピークを分散する
取組みを市内企業と実施

(3) 今後の取組み

ア 渋滞箇所の道路整備事業について、国・県等関係機関と連携し、早期事業着手・完了を図ります。

イ 渋滞交差点の信号サイクルの調整や信号機の運用等について、警察と連携し対応を検討します。

ウ 市民に対し、時差出勤やテレワーク（在宅勤務）等の通勤時間帯の交通量のピーク分散が渋滞緩和につながることを幅広く周知し、実施を促します。

エ 案内標識により車両誘導を行うなど中心市街地への車両流入抑制を図ります。

15 建設

1 市道の状況

本市には高速道路 1 路線、国道 5 路線、県道 36 路線、市道 6970 路線があります。

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

年月日	市道実延長	改良済		舗装延長		
		延長	改良率	単年度	累計	舗装率
29.4.1	2,312,238m	1,611,365m	69.7%	1,871m	2,166,938m	93.7%
30.4.1	2,317,236	1,617,690	69.8	5,105	2,172,043	93.7
31.4.1	2,321,373	1,623,880	70.0	4,493	2,176,536	93.7
2.4.1	2,324,414	1,630,901	70.2	3,239	2,179,775	93.8
3.4.1	2,326,215	1,635,042	70.3	1,841	2,181,616	93.8
4.4.1	2,328,025	1,638,596	70.4	2,032	2,183,648	93.8
5.4.1	2,328,523	1,641,303	70.5	842	2,184,490	93.8
6.4.1	2,328,933	1,643,918	70.6	611	2,185,101	93.8
7.4.1	2,331,936	1,648,735	70.7	3,519	2,188,620	93.8

2 市道認定等取扱路線数

区分	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度	
	路線数	延長								
認定	21	2,151m	21	2,309m	13	1,309m	17	1,186m	28	3,623m
変更	1	153	1	145	0	0	0	0	8	4,633
廃止	0	0	0	0	0	0	1	43	1	80

3 私道舗装整備状況

年度	件数	延長	面積	金額
29	2	112m	422 m ²	2,991 千円
30	6	311	791	5,186
元	3	94	319	3,000
2	3	123	411	2,980
3	1	98	402	2,970
4	3	166	518	2,990
5	2	199	512	2,769
6	3	174	424	2,805

4 市営住宅の概要

(1) 管理戸数及び応募状況

年 度	団 地 数	管 理 戸 数	応 募 状 況		
			申 込 数	入 居 数	倍 率
元	60	2,898	195	119	1.64
2	60	2,815	165	79	2.09
3	60	2,782	164	92	1.78
4	60	2,692	228	120	1.90
5	59	2,691	215	109	1.97
6	58	2,669	274	135	2.30

※管理戸数の減少については、耐久性能のない住居の撤去を行ったためです。

(2) 建設戸数（着工）

年 度	市 営 住 宅	
	公 営 住 宅	特定公共賃貸住宅
27	21 戸	0 戸
28	15	0
29	27	0
30	48	0

(3) 建替等建設計画

公営住宅

令和 5 年度に締結した「県営住宅寿団地」の建替えに伴う協働事業に関する協定に基づいて、入居者の移転事業を開始し、24 世帯の移転を完了しました。

5 国道 19 号松本拡幅の整備促進

(1) 計画概要

ア 計画区間：塩尻市境～島内平瀬口交差点先までの間

イ 計画内容：4 車線、L=11.6 km、W=30.0m（一般部）、32.0m～46.0m（立体部）

ウ 事業費：約 180 億円 [ただし、事業化された渚 3 丁目～宮渕本村間(1.6 km)の事業費]

(2) 経過

平成 10 年 3 月	4 車線化の都市計画決定
10 年度	渚から宮渕本村間が事業化（L=1.6 km）
13 年度	事業化区間の設計協議及び用地測量を実施
～16 年度	
17 年 6 月	事業化区間を 4 工区に分け、着手順の設定
17 年度～	用地買収に着手
26 年 3 月	第 1 工区の渚 1 丁目交差点付近の工事が一部完成。上り車線の右折レーンが 2 車線化

28年3月	第1工区、第2工区の渚1丁目交差点から田川小学校前までの歩車道、電線共同溝工事が完了し、暫定供用
28年度～ 30年度	国の用地国債制度により、松本市土地開発公社が用地先行取得を実施 渚2丁目交差点周辺 歩道の暫定供用
令和4年度～	落合橋橋梁工事着手 落合橋橋台及び橋脚工事、道路拡幅工事の実施
令和5年度	歩道橋上部工に着手
令和6年度	落合橋西側歩道橋上部工完成（歩道橋長62.3m）
令和6年度末	事業化区間用地取得率 約62%

(3) 今後の取組み

- ア 区間の用地買収と事業の促進、調整を行います。
- イ 事業の進捗を図るため、予算確保を国へ要望していきます。
- ウ 令和7年度は、落合橋西側歩道橋の整備の他、買収済区間の一部工事を実施します。
- エ 国との調整により、事業区間の残用地の用地交渉を図り、事業の早期完了を目指します。

6 中部縦貫自動車道及び国道158号の整備促進

(1) 計画概要等

- ア 中部縦貫自動車道（松本波田道路）
 - ・事業区間：島立（松本JCT（仮称））～波田（波田IC（仮称））間
 - ・事業内容：L=5.3km 盛土区間 W=20.5m 橋梁区間 W=19.5m
- イ 中部縦貫自動車道（波田～中ノ湯間）
 - ・計画区間：波田～中ノ湯間
 - ・事業内容：L=約27km
- ウ 追加インターチェンジ
 - ・（仮）和田IC① 接続位置：一般県道新田松本線に接続（和田地区和田町地籍）
事業内容：進入路部分 L=約240m W=14.5m
 - ・（仮）新村IC② 接続位置：主要地方道松本環状高家線に接続（和田地区蘇我地籍）
事業内容：進入路部分 L=約150m W=14.5m
新設道路部分 L=約750m W=13.0m
- エ 国道158号奈川渡改良
 - ・事業区間：奈川（奈川渡ダム）～安曇（小白川）間 L=2.2km W=10.5m
- オ 国道158号狸平バイパス
 - ・事業区間：安曇（三本松トンネルから稲核間） L=1.5km W=9.0m
- カ 波田渋滞対策道路
 - ・事業区間：島々～三溝新田間 L=4.6km W=16.0m

(2) 経過

昭和62年度	中部縦貫自動車道が高規格幹線道路に位置付け（第四次全国総合開発計画）
平成3年度	中部縦貫自動車道（松本市～波田町）の基本計画決定
平成11年3月	松本波田道路及び波田渋滞対策道路の都市計画決定
13年度	松本波田道路事業及び波田渋滞対策道路事業が中断

23年8月	国が国道158号奈川渡改良を権限代行として事業着手
24年度	県が波田渋滞対策道路の工事説明会を開催し工事に着手
26年9月	国が国道158号奈川渡改良の工事説明会を奈川、安曇地区で開催し、工事用道路から工事に着手
11月～	国が松本波田道路の幅杭設置測量、用地測量に着手
28年3月	国道158号奈川渡改良の大白川トンネル工事に着手
29年4月	県が国道158号狸平バイパスに事業着手
30年4月	市が、松本波田道路の「追加インターチェンジ2か所設置」に向け、今後関係機関協議を進める方針を決定
31年3月～	国が松本波田道路の個別用地交渉を開始
2年3月	国道158号奈川渡改良の大白川大橋工事に着手
令和2年度	市が追加インターチェンジの土質調査・詳細設計を実施
2年7月	国、県、市で第1回中部縦貫自動車道（波田～中ノ湯間）整備検討会を開催
3年1月	国が松本波田道路の本線一部工事に着手
3月	国道158号奈川渡改良の大白川トンネル本体完成
令和3年度	市が追加インターチェンジの地質調査・用地測量を実施
3年7月	県が狸平トンネル工事に着手
4年3月	松本波田道路の扇子田高架橋（仮称）橋台下部工事が完成
令和4年度	市が追加インターチェンジの用地測量・補償算定調査・費用便益分析等調査を実施
4年6月	国、県、市で第2回中部縦貫自動車道（波田～中ノ湯間）整備検討会を開催
5年5月	国道158号奈川渡改良の大白川大橋架設完了
7月	松本波田道路の芝沢小学校西側ボックスカルバート2基工事7号・8号函渠が完成
8月	松本波田道路の扇子田高架橋（仮称）が架設完了
6年6月	松本波田道路の新村高架橋（仮称）橋台が完成
8月	狸平バイパスの狸平トンネル貫通
11月	国が和田地区にて松本波田道路の水路付替え工事開始
7年3月	国道158号奈川渡改良の新入山トンネル工事に着手
6年度末	松本波田道路 用地取得率 約94% 波田渋滞対策道路 完成区間 L=約3.9km

(3) 今後の取組み

ア 松本波田道路は、事業進捗に向け関係機関と協力し、予算拡充に向け国等への要望活動を実施します。また、用地買収及び本線工事が円滑に進むよう、引き続き国と連携し地元調整等を行います。

イ 中部縦貫自動車道波田～中ノ湯間（先線計画）は、国・県と協力して先線ルートやアクセス位置の検討を進め、計画段階評価への早期移行を目指します。

ウ 追加インターチェンジは、本線への連結申請手続等を進め、用地取得等の事業進捗を図ります。

また、インターチェンジ周辺の将来の土地利用について関係機関と協議検討を進めます。

エ 新入山トンネルの工事にあたっては、地元及び観光事業者等と調整の上、観光繁忙期等に配慮した交通規制や渋滞対策の実施により工事を進めます。

オ 国道 158 号狸平バイパスの早期完成について、国、県へ要望します。

カ 波田渋滞対策道路の早期完成について、県へ要望します。

7 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進

(1) 計画概要

松本糸魚川連絡道路は、長野県松本市から新潟県糸魚川市に至る延長約 100 km の地域高規格道路です。松本糸魚川連絡道路の整備により、長野県内の圏域間及び県外からの交通や物流を円滑にし、災害時には、広域的な避難路や緊急輸送路として、地域の防災性を高める道路網を構築します。

(2) 経過

平成 10 年 6 月	計画路線に指定
20 年 10 月	県が（仮称）「豊科北 IC」を起点とする「豊科北ルート」を最適案として公表
23 年度	県が小谷村雨中地区（2 km）を事業化
29 年 4 月	県が白馬村白馬北工区を事業化
11 月	新潟県が新潟県内の一部区間（小滝～糸魚川 IC）のルート帯を決定
31 年 2 月	県が安曇野市内のルート案を再検討する考えを表明
4 月	糸魚川市山本一上刈間が松糸・今井道路として新規事業化
2 年 2 月	県が大町市街地区間の最適ルート帯として西ルート帯を選定（1～2 km 幅）
8 月	県が安曇野市新設区間の最適ルート帯として A ルート帯を決定（50m 幅）
3 年 6 月	県が安曇野市新設区間の A ルート帯について、これまでの 50m 幅から 9.5 m 幅まで絞り込んだルート線案を提示
7 月	県が安曇野市新設区間名を安曇野道路に決定
9 月	安曇野道路が都市計画決定
4 年 4 月	安曇野道路が新規事業化
6 年 1 月	県が大町市街地区間の最適ルート帯として C ルート帯を選定（100m 幅）

(3) 今後の取組み

ア 大町市街地区間の最適ルート帯について地元合意形成と事業化が図られるよう県に働きかけます。

イ 未指定区間における調査区間指定と調査区間における整備計画への早期格上げを要望します。

8 歩行空間あんしん事業

(1) 目標

快適で歩きやすい歩行空間を確保するため、波打ち歩道の改修などを中心に、市民生活に直結した道路環境の整備を進めます。

(2) 主な事業概要

- ア 波打ち歩道の改修
- イ 側溝の蓋掛けなどによる路肩整備

(3) 現状の分析と今後の課題

波打ち歩道改修は、平成 19 年から事業を行い、令和 6 年度末までに、計画延長 14.2 k mのうち、10,190m (71.8%) の改修が終了しています。

地域住民と一体となって、問題点や要望等を検討しながら道路環境整備を進めます。

9 幹線道路の整備推進

(1) 目標

コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、都市基盤となる幹線市道の整備を計画的・効率的に進めます。

(2) 経過及び現状

第 7 次道路整備五箇年計画 (R5~R9) に基づき、道路網の効果的な整備を計画的に進めています。

ア まちなか幹線道路網の整備

内環状北線 (白板~大手) は平成 16 年度に完成し、松本城南・西外堀復元事業と一体的に整備を進めていた、外堀大通り (大手 2 丁目~松本城交差点) も令和 5 年度に完成し、対面通行化しました。また、県施行の内環状南線 (中条) は、令和 3 年度に完成し、現在、東先線となる博労町栄町線の整備を進めています。

中条白板線は松本駅アルプス口周辺に加え、巾上工区が令和 5 年度に完成し、現在、白板工区 (白板橋) の整備を進めています。

イ 中環状線の整備

市道 7003 号線 (島立) は、令和 5 年度に供用となり、現在、市道 7553 号線 (月見橋) の整備を進めています。

宮渕新橋北小松線 (城西) は、事業化の検討を進めています。

ウ 外環状線の整備

出川浅間線は、並柳から薄川までと惣社の一部区間が完成しています。現在、薄川から惣社までの区間を北小松工区、小松町工区に分けて整備を進めています。

エ 東西・南北幹線の整備

環状線とともに道路網を形成する幹線道路整備を進めています。現在、市道 5005 号線 (島立橋から月見橋間)、小池平田線 (逢初) の整備を進めています。その後、駅前大通りまでの小池平田線 (深志) の事業化を予定しています。

オ 拠点に関連した道路整備

長野県施行の南松本駅南側踏切立体交差化事業に関連した南松本駅石芝線西工区 (芳野)、芳野双葉線南工区 (芳野)、市道 5295 号線などが完成しています。残る南松本駅石芝線東工区は、県事業の進捗に合わせ事業化を検討します。

(3) 今後の進め方

着実な整備を推進し、幹線道路網の効果発現を図ります。

10 奈良井川流域河川整備

(1) 事業主体 長野県

(2) 経過及び現状

県は、奈良井川流域の現況流下能力や過去の災害等を踏まえ、危険度が高い田川の中流域（庄内地区から芳川地区）及び薄川の下流域（田川合流から上流 700m）を早期に改修できるようにするため、田川の下流域（薄川合流から奈良井川合流）から優先的に整備をしており、田川の中流域については、改修の一環として護岸の根継ぎや橋梁の架替えにより河床を下げ、田川へ流入する河川・水路からの溢水に伴う災害防止を図っています。

(3) 今後の取組み

県は、新たな松本圏域河川整備計画が策定されるまでは、昭和 57 年に策定された奈良井川全体計画に基づいて河川改修を計画的に進めています。

市は、内水溢水被害を防ぐため、奈良井川、田川、薄川の河床掘り下げの促進と、堆積土砂撤去や立木等の伐採など「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の集中的な取組みを国・県に要望します。

11 土地利用

(1) 松本市都市計画マスタープラン

ア 目標

合併による市域の拡大や、超少子高齢型人口減少社会などの社会情勢の変化に対応するため、松本市都市計画マスタープランに掲げる集約連携型都市の構築に向け、長期的展望にたち、秩序ある土地利用の誘導による良好な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ります。

イ 経過

平成 11 年 5 月 都市計画基本方針を策定

18 年度 周辺 4 村との合併による市域の拡大、社会情勢の変化による見直しに着手

19 年度 全体構想、地域別構想の検討

20 年度 全体構想(案)、地域別構想(案)の作成及び都市計画マスタープラン(案)の作成

22 年 3 月 都市計画マスタープラン改定

23 年度 旧波田町との合併による市域拡大による見直しに着手

25 年 3 月 都市計画マスタープラン改定

全体構想へ波田地区の位置付け、波田地域別構想の追加及び時点修正

26 年度 都市計画マスタープランの市民評価を実施

29 年 3 月 立地適正化計画（都市機能誘導区域）を策定

31 年 3 月 立地適正化計画に居住誘導区域等を追加（一部改定）

令和元年度 都市計画マスタープランの見直しに着手

4 年 3 月 都市計画マスタープラン改定

6 年度 立地適正化計画の見直しに着手

ウ 今後の取組み

松本市都市計画マスタープランにおいて位置付けた各拠点における都市機能の維持・形成・誘

導を図るために、関係課との協議を行い手法の検討を進めます。

(2) 市街化区域及び市街化調整区域

ア 目標

無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）とに分けて、段階的かつ効率的な市街化を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進します。

イ 経過

昭和46年 5月	新都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）による区域区分告示（市街化区域 2,262ha、市街化調整区域 24,168ha）
55年 3月	第1回区域区分定期見直しにより、市街化区域 455ha増の変更
平成2年 8月	第2回区域区分定期見直しにより、市街化区域 958ha増の変更
8年 8月	第3回区域区分定期見直しにより、市街化区域 20ha増の変更
12年 8月	第4回区域区分定期見直しにより、市街化区域 69ha増の変更
16年 5月	第5回区域区分定期見直し（一般保留の決定のみ）
22年 11月	第6回区域区分定期見直しにより、市街化区域 22ha増の変更
26年 2月	村井東田地区を市街化区域に編入し、市街化区域 5ha増の変更
11月	松本都市計画区域と波田都市計画区域を統合し、波田地区を市街化区域と市街化調整区域に区分
令和4年 5月	第7回区域区分定期見直しにより市街化区域 25.8ha増の変更

都市計画区域の状況

単位：ヘクタール（令和7年4月1日現在）

行政区域	都市計画区域名	都市計画区域	都市計画区域内訳		都市計画区域外
			市街化区域	市街化調整区域	
97,847 (100%)	松本	30,191 (30.86%)	4,034 (4.12%)	26,157 (26.74%)	67,656 (69.14%)

ウ 今後の取組み

将来人口のすう勢から、人口フレームによる市街化区域の拡大は今後見込めませんが、工業フレームによる市街化区域の拡大は見込めるため、工業ビジョンや松本波田道路追加インターチェンジ整備計画等を踏まえ、松本市都市計画マスタープランと整合がとれた適正な区域区分の設定ができるよう、計画的に土地利用の検討を進めます。

(3) 用途地域

ア 目標

健全な都市形成と都市全体における合理的な機能配分を行うため、市街化区域に用途地域を設定して規制と誘導により、快適で健康かつ能率的な都市環境の実現と土地利用の増進を図ります。

イ 経過

昭和13年 3月	市街地建築物法の適用により用途地域を指定
48年10月	新都市計画法の制定・建築基準法の改正により、8種類の用途地域に変更
平成8年 4月	都市計画法・建築基準法の一部改正により、12種類の用途地域に変更
17年 3月	波田都市計画区域の用途地域指定

- 25年度まで 市域の拡大、区域区分の変更等により、用途地域を28回変更
- 26年度 波田地区において、都市計画区域の統合と区域区分に合わせ、平成17年に指定した用途地域を見直し
- 28年9月 村井駅周辺の一部について用途地域を変更
- 31年3月 惣社地区の一部用途地域を変更
- 令和元年11月 都市計画道路の見直しに伴い白板地区の用途地域の一部を変更
- 4年5月 大字島内、大字和田、波田、村井町南4丁目の一部区域に関し、区域区分の見直しに伴い用途地域を変更
- 4年6月 都市計画道路の見直しに伴い、里山辺地区西部周辺の用途地域の一部を変更

松本都市計画区域の用途地域

単位：ヘクタール（令和7年4月1日現在）

第1種低層住居 専用地域		第2種低層住居 専用地域		第1種中高層 住居専用地域		第2種中高層 住居専用地域		第1種住居地域		第2種住居地域	
505 (12.5%)		31 (0.8%)		681 (16.9%)		229 (5.7%)		900 (22.3%)		401 (9.9%)	
準住居地域	近隣商業地域	商業地域		準工業地域	工業地域		工業専用地域		計		
30 (0.7%)	114 (2.8%)	167 (4.1%)		576 (14.3%)	163 (4.0%)		237 (5.9%)		4,034 (100.0%)		

※構成比(%)は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない

ウ 今後の取組み

松本市都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、必要な区域においては、現況の土地利用に即し都市機能誘導に適する用途地域への変更を行い、計画的な土地利用の誘導を図ります。

12 緑の基本計画

(1) 目的

ゼロカーボンの推進、治水等の防災、まちなかの回遊性向上につながるみどり（緑・水・土等）を、様々な主体が連携して保全・整備し、持続可能なまちを実現する。また、管理・活用を通して、みどりを身近に感じる豊かな暮らしを実現することで、ウェルビーイングの向上を図ります。

(2) 経過

- 平成5年度 緑のデザインマニュアル策定
- 9年度 松本市緑の基本計画策定（基準年平成7・目標年平成27）
- 14年度 波田町緑の基本計画策定（基準年平成14・目標年平成33）
- 26年度 松本市緑の基本計画改定
- 27年度 緑のデザインマニュアル改定
- 28年度 景観計画区域内行為届出書に緑化の割合導入
- 令和3年度 信州まちなかみどり宣言
- 令和5年度 緑被率調査実施

(3) 今後の取組み

「緑の基本計画」及び「緑のデザインマニュアル」を継続して広く周知しながら、快適でうるおいのある都市空間の形成に、市民、事業者、行政が一体となって取組みます。

中間評価を実施し、目標の達成状況を確認し、まちなかのグリーンインフラとしての機能が効果的に活用される都市づくりの視点を加え、必要に応じて計画の見直しを検討します。

13 グリーンインフラ推進事業

(1) 目的

自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進めるため、松本城、松本駅及びあがたの森を結ぶトライアングルエリアを対象として、松本まちなかグリーンインフラアクションプランに基づき、具体的なグリーンインフラの活用に向けた取組みを進めます。

(2) 経過

令和 3 年 4 月	県が「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」を公表
7 月	県、松本市、長野市、上田市及び飯田市の 4 市がグリーンインフラ推進の「信州まちなかみどり宣言」を共同宣言
5 年 3 月	市が「松本まちなかグリーンインフラアクションプラン」を策定
6 年 10 月	くつろぎ空間創出を目的として、外堀大通りと松本駅お城口広場にベンチを設置
7 年 3 月	あがたの森通りの歩行環境を考えるため、県と連携し、住民参加のワークショップ開催

(3) 今後の取組み

ア グリーンインフラの積極的な活用による魅力あるまちづくりを進めるため、アクションプランの施策を実施し、その取組みを市民へ発信していきます。

イ あがたの森通りは、県・市が連携し、地元関係者が参加するワークショップを通して、街路樹を含む歩行空間のデザイン検討を進めます。

14 空き家対策

(1) 目標

近年増加傾向にある空き家への対応については、庁内関係課と連携しながら、管理不全な空き家の対策と、活用可能な空き家の積極的な活用により、市民の生活環境の保全及びまちの活性化を図ります。

(2) 経過

平成 24 年度	第 1 回空き家対策庁内課長会議の開催 空き家・空き地調査の実施
26 年度	「空き家リスト」作成のための資料収集及びアンケート調査 松本市空家等及び空地の適正管理に関する条例施行（環境保全課）
27 年度	「空き家リスト」作成のための資料収集（合併地区）
28 年度～	県が進める「信州まちなかりノバージョン推進事業」により天神地区の空き家見

- 学会を開催
- 29年度 空き家対策の強化を図るため、10月から都市政策課に総合相談窓口を設置
- 30年度 松本市空家等対策協議会を設置及び松本市空家等対策計画の策定
- 令和元年度 松本市空き家バンクの開設（都市政策課）
- 2年度 空き家に関する補助制度の制定及び特定空家等に1件認定
- 3年度 空き家対策事業、空き家バンクに関する業務及び空き家の総合相談窓口を住宅課へ移管
- 空き家バンクの媒介に関する協定の締結及び略式代執行の実施
- 4年度 空き家バンクに関する業務を移住推進課へ移管
- 松本市空家等及び空地の適正管理に関する条例の一部改正（緊急安全措置の追加）
- 5年度 松本市空家管理事業者登録・紹介制度実施要綱策定
- 特定空家等に1件を認定し、法に基づく勧告及び命令を実施
- 6年度 相続人のいない空家等1件に所有者不明土地・建物管理命令の申立

(3) 管理不全の空き家・空き地相談件数

(単位：件)

年度	元	2	3	4	5	6
相談件数	138	128	142	150	151	156

(4) 今後の進め方

空き家の発生を未然に防ぎ、有効な活用の推進を通じた魅力あるまちづくりを実現するため、法務、不動産、建築等に関する学識経験者、地域住民等で構成した空家等対策協議会で協議を行い、空家等対策計画に基づき空家等対策を進めます。さらに、管理が不十分な空き家・空き地に対しては、所有者等に適切な管理を促します。

また、空き家の利活用を促進するため、空き家所有者に対し空き家バンクへの登録を促すことで、市内の空き家数の抑制に資するとともに、移住・定住の促進を後押しします。

15 住まいのゼロカーボン推進事業

(1) 目的

住宅への創エネ、蓄エネ、省エネ設備の設置に要する経費に対して補助金を交付し、住まいのゼロカーボンを推進します。

(2) 経過

- 平成13年4月 松本市住宅用太陽光発電システム等設置補助金を創設
- 29年6月 松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金を創設
- 30年4月 松本市住宅用太陽光発電システム等設置補助金を松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金に統合
- 令和3年4月 受付・交付事務が環境・地域エネルギー課から住宅課へ移管
- 6年4月 全ての事務が環境・地域エネルギー課から住宅課へ移管

(3) 補助金交付実績（令和6年度）

住宅用温暖化対策設備設置補助金 1,886件 165,150千円

16 都市公園

(1) 目標

市民の潤い、やすらぎ、ふれあいの場として、また、災害時における一時集合場所等としての役割を果たすために、都市の景観や地域の特性、住民の要望を配慮しながら、緑の基本計画に基づいて総合的、体系的な整備を図ります。

(2) 都市公園の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	都市計画公園		条例公園 (注)		合計		備考
	公園数 (カ所)	面積 (h a)	公園数 (カ所)	面積 (h a)	公園数 (カ所)	面積 (h a)	
街区公園	27	6.57	61	10.49	88	17.06	市民 1人当たり 公園面積 14.67㎡
近隣公園	7	12.50	4	4.27	11	16.77	
地区公園	3	16.10	1	18.80	4	34.90	
総合公園	2	81.61	—	—	2	81.61	
広域公園	1	100.90	—	0.40	1	101.30	
特殊公園	1	47.00	1	6.80	2	53.80	
都市緑地	8	25.32	46	15.50	54	40.82	
合 計	49	290.00	113	56.26	162	346.26	

(注) 都市計画決定していない条例公園

17 市街地整備事業

(1) 新市街地の整備

ア 目標

新市街地において、地域の特性を活かしながら、良好な都市環境を備えた市街地形成を進めます。

イ 現状

平成29年に「松本市土地区画整理事業助成要綱」を一部改正し、技術援助項目を縮小するとともに、今後新たに設立する組合への補助金は廃止しました。

組合設立の認可を受けて事業化した42地区(233.7h a)全ての事業が令和3年度に完了しました。

ウ 今後の取組み

立地適正化計画の居住誘導区域との整合を図り、良好な戸建て住宅の形成を進めます。

(2) 地区計画の推進

ア 目標

土地区画整理事業などにより計画的に整備が進められている地区、開発予定地区及び既存集落における良好な居住環境の確保、あるいは公共施設整備の不十分な地域における公共施設の計画的な整備と居住環境の向上を目的として、地区関係者の合意のもとに地区計画を策定し、建築行為の誘導、規制をすることにより、良好な市街地の維持・形成の推進を図ります。

イ 現状

令和4年度までに松本都市計画地区計画（松本市決定）の決定がされた地区は、41地区約333.3haです。

ウ 今後の取組み

既存集落など適正な土地利用の整序を図っていくべき区域を中心に、地元関係者の協力を得ながら地区計画を策定し、魅力ある住みよいまちづくりを進めます。立地適正化計画に位置付けた都市機能の維持・誘導や郊外部のコミュニティ維持を目的として、緩和型地区計画の導入や、市街化調整区域における地区計画制度の活用について検討を進めます。

18 景観形成事業

(1) 景観計画及び景観条例

ア 目的

松本市における良好な景観の形成を総合的に図り、本市の自然環境や歴史的・文化的資源を生かした景観の整備を積極的に推進し、快適でより美しいまちづくりを目指します。

イ 経過

昭和60年度	第4次基本計画に基づき松本市都市美観整備計画を策定
63年度	都市景観形成モデル都市の指定
平成4年度	松本市都市景観条例を施行
12年度	松本城周辺高度地区を都市計画決定
14年度	松本市公共案内サイン基本計画を策定
19年度	松本市景観計画を策定、松本市都市景観条例を全部改正
20年度	松本市景観条例を施行
21年度	松本市景観計画デザインマニュアルを作成
25年度	合併4地区及び空港東地区の高さ制限追加
27年度	松本景観計画に波田地区を追加
29年度	景観事前協議制度導入
令和元年度	景観計画の手引き策定
4年度	松本市景観計画、景観計画デザインガイドラインを改定
6年度	松本市景観計画見直しに着手（重点地区の指定等）

ウ 今後の取組み

景観事前協議制度の運用や、松本にふさわしい景観の保全・形成を図るため、松本市景観計画やデザインガイドラインに沿った景観誘導を図ります。松本駅東地区及び旧開智学校周辺地区を景観計画における景観重点地区指定に向けて、松本市景観計画の改定を進めます。松本駅東地区は、中心市街地再設計検討会議の提言を踏まえ、魅力あるまちづくりを推進します。

(2) 屋外広告物条例

ア 目的

屋外広告物は景観を構成する重要な要素であることから、景観計画の地域特性に応じた屋外広告物の表示、設置にルールを定め、良好な景観への誘導を図ります。

イ 経過

- 平成 18 年 7 月 「松本市屋外広告物条例」制定への取組みを決定
- 18、19 年度 屋外広告物の現地調査
- 21 年 2 月 松本市屋外広告物条例施行
- 4 月 松本市既存屋外広告物改修事業補助金交付要綱施行
- 25 年 4 月 既存不適格屋外広告物に関する経過措置を見直し、条例を一部改正
補助対象要件の見直しに伴い、松本市既存屋外広告物改修事業補助金交付
要綱の一部を改正
- 27 年 4 月 適用区域に波田地区を追加
- 30 年 1 月 屋外広告物の安全点検義務付けのため、条例を一部改正
- 令和 3 年度 中核市移行に伴い、屋外広告業の登録に関して県から権限移譲
(松本市屋外広告物条例の全部改正)

ウ 今後の取組み

良好な景観の保全と形成に寄与するため、屋外広告物条例の一層の周知を図り、許可申請を促します。

(3) 景観賞

ア 目的

松本の風土と歴史的環境に調和した景観の形成に寄与し、又は景観を向上させる創造的な諸施設及び景観形成の向上に貢献している団体又は個人を表彰することにより、景観に対する市民意識の高揚を図るものです。

イ 経過

平成元年度から実施し、令和 6 年度までに 301 件を表彰しています。

ウ 今後の取組み

景観賞の表彰、景観形成に関する研究・啓発・周知を推進し、市民の景観に対する関心を高めるための新たな施策について検討、実施します。

19 建築確認

(1) 建築確認申請等状況

(単位：件)

年 度	建築物	工作物	昇降機	計画通知	変更確認	計
4 年度	26	8	0	29	6	69
5 年度	30	1	2	25	5	63
6 年度	21	1	1	28	3	54

年 度	中間検査	完了検査	指定確認検査機関 報告書審査 (計画変更含む。)
4 年度	6	54	1,222
5 年度	3	41	1,125
6 年度	9	45	1,197

(2) 建築許可申請状況 (単位：件)

年 度	法第 43 条	法第 85 条	その他	計
4 年度	64	10	0	74
5 年度	58	10	0	68
6 年度	68	10	1	79

(注) 「法」とは建築基準法のことです。

(3) 承認、指定申請状況 (単位：件)

年 度	仮使用承認	道路位置指定
4 年度	9	13
5 年度	10	5
6 年度	8	4

(4) 違反建築物の状況 (単位：件)

年 度	手続違反・確認前着工	その他	計
4 年度	4	3	7
5 年度	3	0	3
6 年度	4	4	8

20 都市計画法に基づく開発許可件数

(単位：件)

年 度	法第 29 条	法第 43 条	規則第 60 条証明	完了検査	その他
4 年度	60	159	80	61	31
5 年度	45	157	65	48	21
6 年度	39	163	71	43	20

(注) 「法」とは都市計画法、「規則」とは都市計画法施行規則のことです。

21 道路構造物定期点検事業

(1) 目標

橋梁等の大型道路構造物について、点検要領に基づいた5年に1回の定期点検を実施し、道路交通の安全を確保するとともに、修繕等の必要な措置を適切に判断するための記録として活用します。

(2) 対象構造物

ア 橋梁	993 橋
イ 道路トンネル	1 箇所
ウ 大型カルバート	2 箇所
エ 横断歩道橋	6 箇所

(3) 今後の取組み

新技術の活用や点検技術者の育成により、効果的なメンテナンス体制の構築を進めます。

22 道路構造物長寿命化修繕事業

(1) 目標

道路構造物定期点検の結果を反映した長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型の修繕と計画的な更新により、将来的な財政負担の軽減を図りながら、道路交通の安全を確保します。

(2) 経過

ア 修繕計画

平成 24 年度	橋梁長寿命化修繕計画策定
30 年度	大型構造物に関する個別の長寿命化修繕計画策定
30 年度	橋梁長寿命化修繕計画更新
令和 4 年度	大型構造物に関する個別の長寿命化修繕計画更新
令和 5 年度	橋梁長寿命化修繕計画更新

イ 実施状況

平成 20 年～ 令和 3 年度	工事 橋梁 78 橋 横断歩道橋 3 か所
令和 4 年度	工事 月沢橋外 21 橋 島内横断歩道橋 設計 開智橋歩道橋外 5 橋
5 年度	工事 開智橋歩道橋外 15 橋 並柳横断歩道橋 設計 深志橋外 11 橋
6 年度	工事 沢渡橋外 6 橋 設計 正沢大橋外 5 橋 島内横断歩道橋

(3) 今後の取組み

老朽化する道路構造物の増加に対応するため、予防保全型の修繕と計画的な更新を進めるとともに、新技術の導入によるコスト縮減を検討します。

23 村井駅周辺整備事業

(1) 目標

村井駅は、南部地域の交通拠点として、東西自由通路の新設に併せて老朽化した駅施設を改修するほか、駅周辺環境を整備し、利用者の利便性や安全性の向上を図り、交通結節点機能の強化を目指します。

(2) 経過

平成 19 年度	基礎調査（駅総点検・実態調査）
21 年度	地元関係町会等による村井駅周辺整備準備会を設立
27 年度	関係市議会議員による勉強会の発足
28 年度	地元検討組織（東口、西口部会）を設置
29 年度	村井駅整備基本計画策定
30 年度	村井駅整備推進協議会を発足、J R 東日本と基本協定締結

- 令和元年度 アンケート調査により駅舎デザインを決定
- 2年度 JR東日本と東西自由通路及び駅舎整備工事の施行協定締結
- 3年度 駅施設ほか交通広場等の事業用地取得、東西自由通路及び駅舎整備工事に着手
- 6年度 東西自由通路新設及び駅舎改築、東口交通広場の一部が完成

(3) 今後の取組み

交通広場やアクセス道路等周辺施設の事業用地を取得し、整備を進めます。

24 波田駅周辺整備事業

(1) 目的

波田駅周辺は病院・支所・学校・商業施設等、地域の生活を支える施設が集約し、西部地域の重要な交通結節点となっているため、一体的な整備によりその機能強化を図るとともに、利便性や安全性の向上を目指します。

(2) 経過

令和3年9月 市議会市立病院建設特別委員会において、市立病院の波田中央運動広場への移転に伴い、周辺道路対策、波田駅周辺の再整備等について検討することを協議し、了承を得る。

5年3月 「波田駅周辺整備基本計画」を策定

7年3月 都市再生整備計画（波田駅周辺地区）を策定し公表

(3) 今後の取組み

市立病院建設計画と整合を図り、波田駅周辺整備を推進します。

25 林道整備事業

(1) 目的

豊かな観光資源や森林の有する多面的機能を十分に発揮するため、林道美ヶ原線（美ヶ原スカイライン）、林道奈川安曇線の整備を進めます。

(2) 経過及び現状

ア 林道美ヶ原線（美ヶ原スカイライン）

令和5年度から、地方創生道整備推進交付金を取り込み、路肩施設の局部改良を進めています。

また、「松本市美ヶ原再生計画」に基づき、美鈴湖から武石峠までの区間で舗装補修も進めています。

イ 林道奈川安曇線

令和5年度から、地方創生道整備推進交付金を取り込み、法面改良等の整備を進めています。

また、県単林道事業として、路肩施設の局部改良も進めています。

(3) 今後の進め方

「松本市美ヶ原再生計画」に基づき、令和9年度までに林道美ヶ原線（美ヶ原スカイライン）の路肩施設の局部改良と舗装補修を進めます。

「松本市森林整備計画」に基づき、計画的に林道整備を進めます。

16 上下水道

水道

1 水道事業の沿革

大正9年12月に近代水道創設認可を受け、大正10年12月、島内青島の湧水を水源とする計画給水人口6万人の水道布設工事に着手し、大正12年9月に一部給水を開始しました。

その後、昭和29年の近隣13か村合併による簡易水道の統合を経て、人口増加や市民生活向上による水需要急増に対処するため、拡張事業を繰り返し進めてきました。昭和48年には、日最大給水量が計画水量を上回る状況がみられたことから、新たな安定水源を確保するため、昭和49年2月に、長野県企業局と松塩水道用水供給事業協定を締結し、昭和57年度から松塩水道用水の受水を開始しています。現在、本市が保有する7か所の自己水源と合わせ、効率的な水運用を行っています。

平成10年4月からは、下水道事業の公営企業化に伴い、水道・下水道事業の組織を統合し「上下水道局」として新たにスタートしました。

平成17年4月には、四賀村、梓川村、安曇村及び奈川村、平成22年3月には波田町と合併し、松本市の水道事業は、松本地区、四賀地区、梓川地区及び波田地区の4事業となりました。

平成25年4月から、松本地区において耐震化事業に着手し、災害対応病院及び医療救護所への給水ルートを含めた主要水道施設の耐震化を進めています。

さらに、平成27年4月には、安曇・奈川地区等の簡易水道事業を統合しました。

平成29年3月、将来にわたってサービスの提供を安定的に維持することが可能となるよう、経営の基本計画として松本市水道事業経営戦略を策定、平成30年3月には、長期的な経営視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体に渡って効率的かつ効果的に維持管理をするため、松本市水道事業アセットマネジメント（資産管理計画）を策定しました。

また、今後の厳しい経営見通しを踏まえ、専門家や使用者の意見等を経営に反映し、さらなる効率化と見える化を図るため、平成31年3月に松本市上下水道事業経営審議会を設置しました。

そして、省エネルギー化や水道施設の再生可能エネルギーを有効活用するため、令和元年には、松塩水道用水の本山浄水場からの高低差を利用した小水力発電設備を寿配水地に設置し、発電を開始しています。

令和3年3月、SDGsの推進と水道DXを新たな視点に加えた第2期松本市水道ビジョンを策定し、ドローンやウェアラブルカメラの導入による技術基盤の強化、また、キャッシュレス決済やWEB照会システムを導入し、ICT活用による水道サービスの向上に取り組んでいます。

令和5年9月、給水開始から100年を迎え、まつもと水道100周年記念式典等の記念事業を開催しました。

近年の人口減少と節水型機器の普及に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人手不足等の課題に対応するため、改正水道法では、広域連携による基盤強化を図ることとされたことから、令和6年3月、県企業局と水道用水受水事業者（松本市、塩尻市、山形村）で松塩地域水道事業広域化研究会を設置し、広域連携の可能性について研究をすすめています。

2 事業の概要

(令和6年度末現在)

	松本地区	四賀地区	梓川地区	波田地区	合 計
行政区域内人口	200,284人	3,806人	13,765人	15,165人	233,020人
現在給水人口	199,640人	3,770人	13,657人	15,053人	232,120人
年間総配水量	24,816,945m ³	578,107m ³	1,816,838m ³	1,534,151m ³	28,746,041m ³
1日平均配水量	67,992m ³	1,584m ³	4,977m ³	4,203m ³	78,756m ³
年間有収水量	21,764,840m ³	357,619m ³	1,345,087m ³	1,448,330m ³	24,915,876m ³
計画取水量 (認可値)	松塩水道用水 63,000m ³ /日 自己水源7か所 19,057m ³ /日 計 82,057m ³ /日	水源6か所 (2,360m ³ /日)	水源21か所 (7,844m ³ /日)	水源5か所 (8,911m ³ /日)	水源39か所 (101,172m ³ /日)

※行政区域内人口の合計は、松本市人口統計の合計と一致しない。

3 取水状況

(各年度末現在) (単位：m³・%)

区 分	4年度		5年度		6年度			
	年間取水量	構成比率	年間取水量	構成比率	年間取水量	構成比率	対前年比	
合 計	28,702,751	100.0	28,932,727	100.0	28,746,041	100.0	99.4	
松塩水道用水	22,916,986	79.8	22,880,164	79.1	22,896,535	79.7	100.1	
自己水源	深井戸	2,229,672	7.8	2,365,037	8.2	2,374,467	8.3	100.4
	浅井戸	566,286	2.0	812,488	2.8	587,285	2.0	72.3
	その他	2,989,807	10.4	2,875,038	9.9	2,887,754	10.0	100.4

※その他（表流水、伏流水、湧水、ダム水）

4 有収水量及び原価等

	4年度	5年度	6年度
給水収益(A)(千円)	3,744,620	3,547,382	3,901,125
販売原価(B)(千円)	4,460,658	4,394,251	4,375,404
年間有収水量(C)(m ³)	25,153,159	25,001,290	24,915,876
1m ³ 当たり供給単価 A/C(円)	148.87	141.89	156.57
1m ³ 当たり給水原価 B/C(円)	177.34	175.76	175.61

※水道料金負担軽減事業（令和4年10月から令和5年1月、令和5年10月から令和6年3月、令和7年2月から同年3月）を実施したことに伴い、令和4年度、令和5年度及び令和6年度の給水収益及び供給単価が減少しています。

5 水道事業比較損益計算書

(単位：千円)

区 分	4 年度	5 年度	6 年度
1 営業収益	4,023,898	3,820,746	4,167,294
2 営業費用	4,871,754	4,793,640	4,797,990
営業利益	△847,856	△972,894	△630,696
3 附帯事業収益	19,546	19,903	20,064
4 附帯事業費用	10,553	10,778	16,230
5 営業外収益	999,795	1,152,216	741,151
6 営業外費用	143,593	145,836	107,854
経常利益	17,339	42,611	6,435
7 特別利益	743	10,459	6,542
8 特別損失	2,619	2,310	2,137
当年度純利益	15,463	50,760	10,840
前年度繰越利益剰余金	348,169	363,632	344,393
その他未処分利益剰余金変動額	0	20,899	0
当年度未処分利益剰余金	363,632	435,291	355,233

※端数調整のため、計が一致しない場合があります。

※水道料金負担軽減事業（令和4年10月から令和5年1月、令和5年10月から令和6年3月、令和7年2月から同年3月）を実施したことに伴い、営業収益が減少し、営業外収益が増加しています。

6 水道料金及び分担金

(1) 水道料金

準備（基本）料金		水 量 料 金				
口径	1 か月につき	種別・用途別		水量区分	1 m ³ につき	
13 mm	858 円	専 用 給 水 装 置	一般用	口径 25 mm 以下	10 m ³ 以下の部分	71.5 円
20 mm	2,090 円				10 m ³ を超え 20 m ³ 以下の部分	115.5 円
25 mm	3,850 円				20 m ³ を超える部分	176 円
30 mm	8,250 円					
40 mm	14,300 円		口径 30 mm 以上		176 円	
50 mm	22,000 円			浴場営業用		55 円
75 mm	52,800 円			臨時給水		440 円
100 mm	90,200 円	共用給水装置			71.5 円	
150 mm	198,000 円					

(2) 分担金

令和元年10月1日改定

水道メーター口径	松本地区	四賀地区	梓川地区	波田地区	安曇地区
13 mm	31,400 円	110,000 円	110,000 円	123,200 円	110,000 円
20 mm	83,800 円	165,000 円	176,000 円	246,400 円	165,000 円
25 mm	167,600 円	275,000 円	330,000 円	491,500 円	286,000 円
30 mm	293,300 円	385,000 円	429,000 円	814,600 円	440,000 円
40 mm	565,700 円	660,000 円	638,000 円	1,630,500 円	704,000 円
50 mm	838,100 円	1,100,000 円	1,067,000 円	2,364,700 円	990,000 円
75 mm	2,095,200 円	2,200,000 円	2,145,000 円	4,730,600 円	1,870,000 円
100 mm	4,190,500 円		4,290,000 円		2,750,000 円

7 松本地区水道施設耐震化事業

(1) 経過と現状

松本市周辺には、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると予想される活断層があることから、大規模地震が発生した場合でも、水道施設への被害を最小限に抑えるとともに、被災時に水道水が早期に供給できるよう、主要な水道施設について耐震化整備を行います。

(2) 事業の概要

- ア 事業年度 平成25年度から令和21年度
 イ 事業内容 配水地及び減圧槽15か所、水源地2か所、基幹管路及び重要給水施設配水管約23km

8 マイクロ水力発電事業

(1) 経過と現状

令和元年度から稼働している「寿配水地小水力発電所」に続き、未利用の再生可能エネルギーの活用を模索し、上水道施設の高低差を利用した水力発電を行うことで、温室効果ガスの一つであるCO₂削減を図り、低炭素社会の実現を目指します。

(2) 事業の概要

- ア 事業年度 令和2年度から令和7年度
 イ 事業内容 令和3年度 上水道施設の発電可能性調査を実施
 令和4年度 基本設計、事業方針決定（岡田第2配水地に決定）
 令和5～7年度 設計施工一括発注方式により契約締結
 実施設計、機器製作、現場施工
 令和8年度～ 発電開始（予定）

下 水 道

9 下水道事業の沿革

松本市の下水道は、昭和 25 年 11 月に宮渚処理区の事業認可(144ha)を受け、松本城周辺の市街地を中心に公共下水道事業に着手、昭和 29 年 5 月に排水を開始し、昭和 34 年 8 月には宮渚浄化センターで汚水処理を開始しました。さらに、南部地区の市街化区域内における下水道整備区域の拡大を図るため、昭和 57 年 5 月に両島処理区の事業認可(258ha)を受け、昭和 59 年 6 月管渠工事に着手し、昭和 63 年 10 月両島浄化センターで汚水処理を開始しました。以来、処理区の拡大に合わせ浄化センターの整備を進めてきました。

市街化調整区域の下水道整備は、昭和 61 年 11 月に特定環境保全公共下水道の事業認可(26ha)を受け、昭和 62 年 1 月管渠工事に着手し、順次整備区域の拡大を図ってきました。

このような下水道の整備の進展とともに、事業の効率的運用と施設の適正な管理を目指し、平成 10 年 4 月から地方公営企業法を適用し、水道事業と組織統合しました。

松本地区における事業区域内の整備は平成 12 年度末に概成し、平成 17 年 4 月に周辺 4 村と、平成 22 年 3 月に波田町と合併したことにより、本市の下水道事業区域は、松本・四賀・安曇（上高地）・梓川及び波田の 5 地区、6,161ha となりました。

現在は施設の長寿命化及び耐震化に重点を置き進めております。

また、ゼロカーボン推進に向け、再生可能エネルギーの有効利用として、汚泥消化過程で発生する消化ガスを燃料とした発電施設整備を進めてきました。

宮渚浄化センターでは平成 28 年度末に消化ガス発電施設の増設工事が完了して、現在 4 基の発電機が稼働して場内利用をしています。

両島浄化センターでは平成 27 年 2 月から消化ガス発電を始め、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電をしています。

さらに、宮渚浄化センターでは令和 2 年度及び令和 6 年度に、新たに太陽光発電設備を設置し、発電した電気を場内利用することで、地球温暖化防止対策に効果を発現しています。

今後も引き続き、浄化センター施設の消化ガス発電および太陽光発電による再生可能エネルギーの活用を推進し、長期展望のもと経営効率化に努めていきます。

10 事業の概要

(令和6年度末現在)

	松本地区	波田地区	四賀地区	安曇地区	梓川地区	合計
行政区域内人口	200,284人	15,165人	3,806人	1,244人	11,984人	233,020人
排水可能人口	199,027人	14,879人	947人	22人	11,937人	226,812人
年間総処理水量	36,741,695 m ³	1,308,914 m ³	91,092 m ³	166,484 m ³	1,039,711 m ³	39,347,896 m ³
1日平均処理水量	100,662 m ³	3,586 m ³	250 m ³	702 m ³	2,849 m ³	108,049 m ³
年間有収水量	24,155,925 m ³	1,315,384 m ³	79,035 m ³	136,859 m ³	1,022,879 m ³	26,710,082 m ³
処理場・処理能力	宮沢浄化センター 82,200 m ³ /日 両島浄化センター 32,850 m ³ /日 (計) 115,050 m ³ /日	波田浄化センター 5,400 m ³ /日	四賀浄化センター 630 m ³ /日	上高地浄化 センター 1,400 m ³ /日 稼働日数240日	犀川安曇野 流域下水道安曇野 終末処理場 (松本市 ・安曇野市)	

※ 行政区域内人口の合計には、奈川地区の537人を含む。

11 下水道事業比較損益計算書

(単位：千円)

区 分	4年度	5年度	6年度
1 営業収益	5,235,449	4,301,167	4,906,995
2 営業費用	5,828,573	5,980,002	5,863,160
営業利益	△593,124	△1,678,835	△956,165
3 附帯事業収益	79,350	76,378	70,201
4 附帯事業費用	52,122	43,322	29,682
5 営業外収益	1,885,173	2,621,901	2,062,955
6 営業外費用	372,342	367,532	278,828
経常利益	946,935	608,590	868,481
7 特別利益	9,311	130	12,094
8 特別損失	2,680	3,740	8,402
当年度純利益	953,566	604,980	872,173
前年度繰越利益剰余金	407,778	461,344	396,324
その他未処分利益剰余金変動額	361,942	288,317	90,791
当年度未処分利益剰余金	1,723,286	1,354,641	1,359,288

※下水道使用料負担軽減事業（令和5年10月から令和6年3月、令和7年2月から同年3月）を実施したことに伴い、営業収益が減少し、営業外収益が増加しています。

12 水洗化状況

(令和6年度末現在)

処理区域内人口 (A)	水洗化人口 (B)	水洗化率 (B)÷(A)
226,812人	224,466人	99.0%

13 下水道受益者負担金及び受益者分担金

(1) 下水道受益者負担金

・負担区における単位負担金及び負担区設定年度

負担区	単位負担金	負担区設定年度	公告年月日・公告番号
中央負担区	130円	昭和46年度	昭和46年6月30日・第69号
浅間・白板負担区	130円	昭和54年度	昭和54年7月11日・第126号
北部負担区	230円	昭和54年度	昭和54年7月11日・第127号
北部第2負担区	340円	昭和61年度	昭和61年8月20日・第196号
南部負担区	360円	昭和63年度	昭和63年9月8日・第330号
南栗負担区	460円	昭和63年度	昭和63年9月8日・第330号
西部負担区	360円	平成3年度	平成4年2月28日・第110号
南部第2負担区	360円	平成3年度	平成4年2月28日・第110号
西南負担区	460円	平成3年度	平成4年2月28日・第110号
西部第2負担区	380円	平成5年度	平成6年2月22日・第72号
東西負担区	490円	平成5年度	平成6年2月22日・第72号

- ・負担率 事業費の5分の1
- ・納付期間 年4回で5年間(延20回)
- ・徴収開始 昭和46年度

波田処理区

負担区	面積割	均等割	条例制定日
第1～4負担区	340円	200,000円	平成6年9月21日

- ・納付期間 年4回で5年間(延20回)
- ・徴収開始 平成6年度

(2) 下水道受益者分担金

処理区	面積割	均等割	条例制定日
四賀処理区	—	370,000円	平成10年12月22日
梓川処理区	270円	420,000円	平成10年12月21日

- ・納付期間 四賀地区 接続時に納入
梓川地区 年4回で5年間(延20回)
- ・徴収開始 四賀地区 平成11年度
梓川地区 平成11年度

14 水洗便所等築造資金融資あっせん事業

- (1) 水洗便所の早期普及を促進し、環境衛生の向上を図るため、昭和39年度から水洗便所等築造資金貸付基金を制定し、その基金の運用により市が直接水洗便所築造資金の貸付を行ってきました。
- (2) 平成3年6月にこの制度を廃止し、新たに水洗便所等築造資金融資あっせん制度を制定し、金

融機関による融資あっせん制度に改め、平成8年7月から融資額の引上げを行いました。

(3) 平成17年4月から四賀処理区においても本制度を適用し、梓川処理区、波田処理区においては、別条例で同様の融資あっせんを行ってきました。

(4) 平成23年4月からは、融資金額及び償還回数を見直し、関係要綱の統合を行いました。

- ・融資限度額 80万円
- ・利子 全額利子補給
- ・返済期間 60カ月以内
- ・返済方法 元金均等月賦償還
- ・取扱金融機関
(松本市内) 長野県信用組合、松本信用金庫、
松本ハイランド農業協同組合

15 下水道使用料

(1) 松本地区

種別	料金	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)	摘要	
		汚水排水量	金額			
一般	水道水給水及び井戸水給水の場合	10m ³ 以下	1,452円	11m ³ ~30m ³	169.4円	井戸水給水の場合は動力揚水によるもので認定
				31m ³ ~50m ³	198円	
				51m ³ ~100m ³	214.5円	
				101m ³ ~300m ³	231円	
				301m ³ 以上	248.6円	
	井戸水給水の場合	家族等4人まで	3,146円	1人につき	781円	家事専用で動力によらないもの
	公衆浴場	1m ³ につき	20.9円	—		井戸揚水の場合は認定

(2) 四賀地区

種別	料金	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)
		汚水排水量	金額	
一般汚水		10m ³ 以下	3,564円	136.4円

(3) 安曇（上高地）地区

区分	基本料金		汚水等量料金 (1m ³ につき)	
	排水人口	金額	汚水等量	金額
排除使用者等	1 人	5,236円	3,000m ³ まで 3,001m ³ 以上	240.9円 419.1円
	2 人～ 4 人	10,472円		
	5 人～ 9 人	20,944円		
	10 人～ 12 人	26,180円		
	13 人～ 39 人	68,090円		
	40 人～ 79 人	94,281円		
	80 人～ 99 人	125,708円		
	100 人～ 109 人	188,562円		
	110 人～ 119 人	199,045円		
	120 人以上	225,236円		
投入使用者等	1 人	2,090円	1m ³ につき	15,714.6円
	2 人～ 4 人	5,236円		
	5 人～ 19 人	15,708円		
	20 人～ 39 人	20,944円		
	40 人以上	26,180円		

(4) 梓川地区

料金 種別	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)	
	汚水排水量	金額		
一般汚水	10m ³ 以下	1,760円	11m ³ ～30m ³	220円
			31m ³ ～50m ³	231円
			51m ³ ～100m ³	242円
			101m ³ ～300m ³	253円
			301m ³ 以上	264円
一時使用			1m ³ につき	264円

(5) 波田地区

料金 種別	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)	
	汚水排水量	金額		
一般用	10m ³ 以下	2,057円	11m ³ ～20m ³	178.2円
			21m ³ ～30m ³	184.8円
			31m ³ ～40m ³	202.4円
			41m ³ 以上	220円
一時使用			1m ³ につき	220円

16 浄化センター

(令和6年度末現在)

区 分	宮渕 浄化センター	両島 浄化センター	四賀 浄化センター	上高地 浄化センター	波田 浄化センター
処理能力(事業計画) (日最大・m ³ /日)	82,200	43,800	630	1,400	5,400
現在処理能力 (日最大・m ³ /日)	82,200	32,850	630	1,400	5,400
進捗率(%)	100	75	100	100	100
処 理 方 式	標準活性汚泥法		オキシデーショ ンディッチ法	回 分 式 活性汚泥法	オキシデーショ ンディッチ法

17 農業集落排水事業・小規模集合排水処理事業の概要

安曇地区の農業集落におけるし尿、家庭雑排水等処理する施設を整備し、農村の生活環境を改善して快適な生活と公共用水域の水質保全を図るため、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業を実施しています。

供用開始後20年以上が経過しているため、島々地区農業集落排水処理施設は令和2年度から令和3年度、大野田地区農業集落排水処理施設は令和4年度から令和5年度に機能強化工事を実施しました。令和6年度から令和7年度は、稲核地区農業集落排水処理施設の機能強化工事を実施します。

また、令和6年度から地方公営企業会計に移行し、事務の所管が上下水道局となりました。

施設概要

(令和6年度末現在)

区 分	農業集落排水処理施設			小規模集合 排水処理施設
	大野田	島々	稲核	野沢
供用開始年月	H10年4月	H8年4月	H12年11月	H12年4月
計画人口	590人	810人	520人	70人
処理人口	194人	220人	154人	9人
年間総処理水量	20,548 m ³	21,997 m ³	12,444 m ³	730 m ³
年間有収水量	54,989 m ³			730 m ³
管路施設	2,257m	3,104m	2,018m	85m
中継ポンプ		3基	2基	1基
処理能力	160 m ³ /日	219 m ³ /日	141 m ³ /日	19 m ³ /日

18 農業集落排水事業比較損益計算書

(単位：千円)

区 分	4 年度	5 年度	6 年度
1 営業収益			10,365
2 営業費用			64,383
営業利益			△54,018
5 営業外収益			55,371
6 営業外費用			4,000
経常利益			△2,647
7 特別利益			4,160
8 特別損失			300
当年度純利益			1,213
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			1,213

※令和 6 年度から地方公営企業法を全部適用しています。令和 5 年度以前は会計制度の相違により、損益計算書を作成しておりません。

※令和 6 年度は、農業集落排水使用料負担軽減事業（令和 7 年 2 月から 3 月）を実施しています。

19 施設使用料

基本料金	1月当たり	1,650円	
排水量による料金	1m ³ ~25m ³	1 m ³ につき	110円
	26m ³ ~	1 m ³ につき	88円

17 病 院

1 病院管理運営

病院局が経営する松本市立病院は、西部地域の基幹的な病院として、又、四賀の里クリニックは、四賀地区の医療拠点として、それぞれ地域性や特色を活かしながら、住民の健康管理及び地域医療の充実を図っています。

(1) 松本市立病院の概要

ア 病院運営方針

(ア) 病院の理念

地域の皆様から信頼され、全職員が患者さんとともに歩み、患者さん中心の、「満足と安心」・「権利と安全」に配慮した医療を実践します。

(イ) 病院の基本方針

- a 松本医療圏の基幹病院の一つとして、松本西部地域を中心に急性期医療と回復期医療を提供します。
- b 全人的包括医療を実践するとともに、新しい命の誕生から人生の終末期まで幅広く地域の皆さんを支えます。
- c へき地医療支援や感染対策、災害救急医療、予防医療等の政策医療を担う自治体病院として、保健や福祉と連携し、地域の皆さんの健康を守ります。

(ウ) 経営強化プランの策定

令和6年2月に「松本市立病院経営強化プラン」を策定し、令和9年度末の新病院開院に向けて、経営基盤の強化に取り組んでいます。

イ 概 要

区 分	内 容
開設年月日	昭和23年10月1日
診療科目	内科、小児科、外科、整形外科、産科、婦人科、脳神経外科、泌尿器科、麻酔科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、放射線科、リハビリテーション科、循環器内科、消化器内科、人工透析内科、糖尿病内科、内分泌内科、呼吸器内科、乳腺外科、肛門外科、消化器外科、形成外科、ペインクリニック整形外科、救急科（救急総合診療科）、歯科口腔外科
病床数	199床（一般病床193床・2類感染症病床6床）
診療日・時間	平日診療 午前8時30分～午後5時15分
職員体制	医師、薬剤師、看護師、助産師、保健師、介護福祉士、看護補助者、臨床検査技師、診療放射線技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、事務員、診療情報管理士、社会福祉士

ウ 6年度利用者数

区 分	利用者数	構 成 比	1日平均数	診 療 日 数
外 来	82,102人	55.8%	337.8人	243日
入 院	65,119人	44.2%	178.4人	365日
救急搬送受入	1,354人	—	3.7人	365日
分 娩 数	138件	—	0.4件	365日
ドック・健診	6,540人	—	26.9人	243日

エ 病院建設について

昭和60年に建築され、老朽化・狭あい化が課題となっている市立病院の移転建替に向けた取り組みを行うため、令和4年3月に「松本市立病院建設基本計画」を策定しました。

同年8月から着手した松本市立病院建設基本設計は令和5年11月に完了し、令和6年9月からは松本市立病院建設工事実施設計業務を進めています。

オ 新興・再興感染症対策

第2種感染症指定医療機関として、新型コロナ対策後も引き続き感染症対策に取り組みます。

- (ア) 県、市保健所、市医師会、市内医療機関等の関係機関と連携し、フェーズに合わせた感染症病床の確保
- (イ) 感染管理の認定医師による後遺症症状のある患者への対応を継続

(2) 松本市四賀の里クリニックの概要

ア 運営方針

四賀地区住民のよりどころとなる地域医療の拠点として、市内の病院、介護施設と連携し、総合的にきめ細かく患者のニーズに対応します。また、地域に信頼され、親しまれる医療機関を目指します。

イ 概 要

区 分	内 容
設 置 年 月 日	平成30年4月1日
診 療 科 目	内科・外科
診 療 日 ・ 時 間	平日診療 午前8時30分～午後5時15分
職 員 体 制	医師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師、薬剤助手、運転手、事務員

ウ 6年度利用者数

区 分	利用者数	構 成 比	1日平均数	診 療 日 数
外 来	8,923人	100.0%	37.2人	240日

(3) 病院事業比較損益計算書

(単位：千円)

区 分	4 年度	5 年度	6 年度
1 病院医業収益	4,262,568	4,542,440	4,751,372
2 訪問看護事業営業収益	52,237	46,215	49,896
3 診療所医業収益	175,543	154,303	141,030
4 病院医業費用	4,769,509	4,761,105	4,893,608
5 訪問看護事業営業費用	50,763	54,588	57,323
6 診療所医業費用	229,021	210,846	206,487
医 業 利 益	△558,945	△283,582	△215,121
7 病院医業外収益	1,158,058	770,986	383,053
8 訪問看護事業営業外収益	257	62	76
9 診療所医業外収益	58,493	71,298	79,829
10 病院医業外費用	177,841	171,902	179,857
11 診療所医業外費用	8,138	7,242	6,747
経 常 利 益	471,885	379,621	61,233
12 特別利益	0	0	0
13 特別損失	1,572	0	0
当年度純利益	470,314	379,621	61,233
前年度繰越利益剰余金	272,260	742,574	1,122,195
その他未処分利益剰余金変動額	0	0	0
当年度未処分利益剰余金	742,574	1,122,195	1,183,428

※端数調整のため、計が一致しない場合があります。

18 教 育

「学都松本」

「学都松本」の推進について

教育委員会は、平成19年の市制施行100周年を機に、先人が築いてきた思いや財産を大切に引き継いでいくため、新たな世紀の目標として「学都松本」の実現を掲げました。令和3・4年度には、新たに「教育大綱」・「第3次教育振興基本計画」を策定し、子どもを主人公に、子どもも大人も生涯を通じて学び続け、「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を実現するため、各種事業を推進しています。

「学都松本」のシンカ

「子どもを主人公とし、その学びを地域社会全体で支えること」を学都松本の根本に据え、先人達が築き上げてきた礎のもと、「学都松本のシンカ」に挑んでいきます。

学 校 教 育

1 市立学校

(令和7年5月1日現在)

区 分	校 数	在 籍 者 数
小 学 校	28校(30校)	10,930人(10,936人)
中 学 校	19校(22校)	5,525人(5,546人)
組 合 立 中 学 校	1校	395人

(注) ()は、分校を含む

2 市立以外の学校

(令和7年5月1日現在)

区 分	校 数	在 籍 者 数
小 学 校	国 立	1校 423人
	私 立	2校 303人
中 学 校	国 立	1校 447人
	私 立	2校 209人
中 等 教 育 学 校	私 立	1校 535人
盲 学 校	県 立	1校 24人
ろ う 学 校	県 立	1校 20人
松 本 養 護 学 校	県 立	1校 274人
寿 台 養 護 学 校	県 立	1校 159人
高 等 学 校	県 立	7校(1)〔1〕 4,386人(332)〔863〕
	私 立	5校〔2〕 2,878人〔1,508〕
短 期 大 学	私 立	2校 519人
大 学	国 立	1校 3,782人(教養部除く)
	私 立	2校 2,134人

(注) ()内は定時制

〔 〕内は通信制

3 児童・生徒数等の推移

(各年5月1日現在)

区分 年度	小 学 校			中 学 校		
	校 数	児童数	教員数	校 数	生徒数	教員数
R5	28(30)	11,553 (11,566)	787 (790)	19(22)	5,673 (5,690)	475 (489)
R6	28(30)	11,162 (11,172)	784 (787)	19(22)	5,628 (5,645)	484 (497)
R7	28(30)	10,930 (10,936)	780 (782)	19(22)	5,525 (5,546)	484 (497)

(注) ()は、分校を含む

4 特色ある学校づくり

(1) 小規模特認校

ア 事業目的

豊かな自然環境と小規模であることを活かした特色ある教育を推進する学校を、小規模特認校に指定し、通学区域に関係なく市内のどこからでも区域外就学を認める制度です。児童生徒の選択肢を豊かにするとともに、小規模校の学校規模を維持し、多人数での活動や多様な意見に触れられる機会の創出を図ります。

イ 令和6年度実績

(ア) 小規模特認校制度による就学者数 11名

(イ) 通学支援利用者 延べ150名

(2) 松本デュアルスクール

ア 事業目的

松本市の自然豊かな環境や都会とは異なる文化の中で、多様な考え方を持つ仲間とともに学ぶことで、転入・受入双方の児童生徒の学びを一層深めます。さらに、都会で暮らす子育て世代が一時的な移住や二拠点生活を通して、本市の自然豊かな暮らしや文化を体験することにより、移住促進に繋がります。

イ 令和6年度実績

(ア) 問い合わせ数 32件

(イ) 見学者数 17世帯(20名の児童生徒)

(ウ) 制度利用者 9世帯(11名の児童生徒)

(3) 教職員研修

ア 事業概要

令和3年度の中核市への移行により、市独自の教職員研修を実施することが可能になったことから、令和4年度に教育研修センターを設置して教職員研修計画を策定し、令和5年度から独自の研修を実施しています。

イ 令和6年度実績

(ア) 研修実施回数 延べ72回

(イ) 研修参加人数 3,544人

(4) リーディングスクール Matsumoto サポート事業

ア 事業概要

多様性・創造性・主体性ある教育活動の実現に向け、学びの改革にチャレンジする意欲あふれる小中学校（リーディングスクール）を支援するため、市独自に、令和5年度からアドバイザーの派遣のほか、人的支援（加配教員の配置）や財政支援（研修・視察費の計上）を実施しています。

イ 令和6年度実績

リーディングスクール実践校 8校

中山小学校、寿小学校、明善小学校、清水中学校、筑摩小学校、鎌田中学校、筑摩野中学校、開成中学校

(5) 山間地校の新たな学び支援事業

ア 事業概要

安曇小中、大野川小中及び奈川小中の山間地校6校が連携し、児童生徒及び教職員が混ざり合いながら、主体的・協働的な学びに取り組む学校づくりを進めます。

イ 令和6年度実績

(ア) 令和6年8月に学校および行政関係者による「山間地校の新たな学びプロジェクト会議」を立ち上げ、3地区6校が連携してつくる魅力ある学校のあり方について協議

(イ) 県教育委員会の進めるウェルビーイング実践校TOCO-TON事業に応募し、採択

(ウ) 3地区6校の職員が一堂に会し、願う学校の連携の在り方を検討

(エ) 3地区6校の子どもたちが一堂に会し、共に活動・対話する機会を開催

5 学都松本寺子屋事業

(1) 事業目的

学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供し、地域の大人が子どもたちを支える仕組みを整え、子どもたちの学習習慣の定着や基礎学力及び自己肯定感の向上を図ります。

(2) 主な事業内容

ア 学都松本寺子屋事業交付金

子どもたちに学習支援や体験学習等を行う団体に交付金を交付します。

イ 寺子屋先生・寺子屋サポーター登録制度

教員OBや学生、地域の大人など、子どもたちを応援したい大人を募集し、面談等を行ったうえで先生又はサポーターとして登録された方を必要な団体へ繋げます。

(3) 令和6年度実績

ア 実施団体 11団体

イ 延べ実施回数 418回

ウ 延べ参加者数 3,498人

エ 延べ支援者数 1,795人

6 中学校部活動地域移行推進事業

(1) 事業目的

中学校の部活動を地域のスポーツ・文化芸術活動へと展開するため、文化観光部、スポーツ部及び教育委員会が連携して推進体制を整備し、地域クラブの創設・運営支援、指導者の確保・育成、活動場所の確保などを一体的に進めます。これにより、少子化が進む中でも、生徒が継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保し、部活動の教育的意義を継承しながら、新たな価値の創出を図ります。

(2) 主な事業内容

ア 地域クラブ創設支援補助金

要件を満たした地域クラブに対し、活動開始時に必要となる諸経費を支援するため、補助金を交付します。

※ 令和7年度から予算及び執行はスポーツ部に移管しました。

イ 地域クラブマネジメント支援

地域クラブの自立かつ持続可能な運営に向けて、サポートデスクを設置し、地域クラブの運営団体・指導者・生徒に対して伴走型の支援を行います。

ウ 地域クラブ活動参加費補助金

就学援助受給世帯を対象に、国のガイドラインに準拠した活動を行う地域クラブへ参加する生徒の参加費の一部を補助します。

エ 教育的意義に関する研修

学校支援室指導主事が講師となり、中学生との関わり方や安全管理に関する研修を実施します。

(3) 令和6年度実績

ア 受給団体	13 団体
イ 地域クラブ創設	41 団体
ウ 受給者数	3 人
エ 実施回数	4 回

7 学校施設整備事業

(1) 事業目的

児童生徒がより良い環境の中で、学校生活をおくることができるよう、老朽化した学校施設を改修し安全安心な教育環境の整備充実を進めます。

国の「インフラ長寿命化計画」の策定を受け、学校施設についても大規模改造から延命事業へ転換し、築40年経過した建物を今後30年から40年使用するため構造体の延命化とインフラ設備の更新を行う「松本市学校施設個別施設計画」を令和3年3月に策定しました。

(2) 主な事業内容

ア 長寿命化改良事業（改築事業を含む）

単位：千円

学校名	事業内容	事業費	着工予定年月	竣工予定年月

高綱中学校	実施設計（3期）	27,720	R6年5月	R7年3月
丸ノ内中学校	基本計画・基本設計	36,300	R7年3月	R8年3月
高綱中学校	第1期工事 第2期工事	2,979,260	R6年9月 R7年9月	R7年9月 R9年1月
波田小学校	第1期工事 第2期工事		R5年9月 R7年9月	R7年7月 R9年3月
菅野小学校	第3期工事		R7年3月	R8年2月
梓川小学校	第3期工事		R6年9月	R7年9月

イ 学校トイレ整備事業

単位：千円

学校名	事業内容	事業費	着工予定年月	竣工予定年月
中学校2校	トイレの改修工事1校 多目的トイレ整備工事	209,660	R7年5月	R8年2月
小学校6校	多目的トイレ整備工事	140,390	R7年7月	R7年11月

ウ 学校施設整備事業

単位：千円

学校名	事業内容	事業費	着工予定年月	竣工予定年月
田川小学校	受水槽設備改修工事	38,190	R7年7月	R7年11月
開智小学校	自火報設備更新工事		R7年6月	R7年12月
小学校3校	防火設備改修工事		R7年7月	R7年12月
松島中学校	受水槽他更新工事	59,350	R7年5月	R7年12月
中学校4校	防火設備改修工事		R7年7月	R7年12月

エ 空調整備事業

単位：千円

学校名	事業内容	事業費	着工予定年月	竣工予定年月
小中学校2校	空調設備新設工事	92,400	R7年6月	R7年12月

オ 学校施設LED化事業

単位：千円

学校名	事業内容	事業費	着工予定年月	竣工予定年月
中学校9校	校舎照明のLED化	237,520	R7年6月	R14年3月

*準備期間を含めた7年間の債務負担

カ 学校屋外運動場整備事業

単位：千円

学校名	事業内容	事業費	着工予定年月	竣工予定年月
梓川中学校	屋外運動場整備実施設計	14,220	R7年5月	R7年9月
	屋外運動場整備工事	73,920	R7年10月	R8年3月

8 松本市美ヶ原少年自然の家

- (1) 位置 松本市入山辺 8,961 番地 1,358
- (2) 構造・規模 鉄骨造平屋建〔研修棟 766.29 m²・炊飯棟 80 m²〕
- (3) 収容人員 139 名
- (4) 開所 平成 9 年 6 月 1 日
- (5) 総事業費 213,450 千円
- (6) 竣工 平成 9 年 3 月 31 日
- (7) 利用期間 4 月 25 日～10 月 31 日
- (8) 使用料 大人（高校生以上）の宿泊に限り 730 円/1 人
- (9) 利用状況 令和 6 年度利用人数 1,402 名

9 特別支援学級

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

区分	知的障害			自閉症・情緒障害			病 虚 弱			難 聴 他		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数
小学校	25	48	275	25	87	612	1	1	2	2	2	5
中学校	17	27	162	17	47	285	1	1	5	2	2	3
計	42	75	437	42	134	897	2	2	7	4	4	8

10 私立学校補助

(1) 私立高等学校等運営費補助金

- ・定額補助 松本市内設置校（6校）1校当たり年額 100万円
- ・生徒数割補助 松本市に住所を有する生徒1人当たり 3,700円
（令和7年度予算額 14,700千円 対象8校2,303人）

(2) 私立学校校舎等建築事業補助金

ア 学校の種類

高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校（学校法人が設置したものに限る。）

イ 対象経費

校舎及び体育館の新築、増改築事業又は、改修事業に要する経費のうち、土地買収費、教材購入費等を除外した経費。ただし、建築費は 100 万円以上とします。

ウ 補助額

(ア) 国庫補助ありの場合（国の建築単価×建築面積－国・県等補助金）×10%以内

(イ) 国庫補助なしの場合（事業費－その他特定財源[寄付金除く]）×1/3

(ウ) 限度額

補助金の交付を受ける年度を含め過去5年度間に補助金交付を受けていない場合1,000万円。

過去5年度間に補助金交付を受けている場合は、2,000万円から既に交付を受けた補助金の額を控除した額。ただし、1,000万円を超える場合は、1,000万円とします。

(3) 私立高等学校等教育用設備整備事業補助金

ア 学校の種類

高等学校、中等教育学校（後期課程）

イ 対象経費

直接教育の用に供する設備の購入に要する経費で、国の補助事業の対象となるもの。ただし、当該経費の総額が100万円以上のものとします。

ウ 補助額

対象経費から国庫補助金相当額を控除した額の4分の1以内の額。ただし、1校当たり年額200万円を限度とします。

11 不登校児童生徒支援事業

(1) 事業目的

長期欠席（不登校）の児童生徒やその保護者及び学校に対して、学習指導や教育相談等を通して、児童生徒の一人ひとりの自立への援助を行います。

(2) 事業内容

ア 山辺教育支援センター、鎌田教育支援センター、波田教育支援センター、寿教育支援センター、オンライン教育支援センター（令和6年10月開所）を設置。計17名の指導員体制で支援

イ 学校教育課学校支援室に不登校支援アドバイザー2名を配置し、学校訪問等を通して、教職員や保護者に対する助言・指導や相談支援を行います。

ウ 児童生徒への日常的支援に加え、市の福祉関係機関や関係するNPOとの連携を図るとともに、保護者・学校(教師)に対して研修会や懇談会を実施します。

エ 令和6年度教育支援センター利用実績

	山辺教育支援センター	鎌田教育支援センター	波田教育支援センター	寿教育支援センター	オンライン教育支援センター	計
小学生	41	11	32	20	14	118
中学生	20	30	19	17	27	113

計	61	41	51	37	41	231
---	----	----	----	----	----	-----

※ オンライン教育支援センターは令和6年10月28日開所

12 「自立支援教員・学力向上推進教員」配置事業

(1) 事業目的

長期欠席（不登校）やいじめ、学習・学級不適應などの児童生徒に、生活習慣指導や学習習慣指導を行うことを通して、将来の社会的自立に向けた援助や、学力向上のためのきめ細やかな指導を行い、児童生徒一人ひとりの伸びる力をさらに伸ばしていけるように基礎・基本の定着を図ります。

(2) 事業内容

ア 「自立支援教員」計42名

小学校25校に26名、中学校16校に16名を配置し、長期欠席（不登校）等の児童生徒の多様な居場所づくりや新たな不登校を生まない取組み、ひきこもり防止にかかわる指導・援助活動を行います。

イ 「学力向上推進教員」

市立中学校16校に「学力向上推進教員」を16名配置

- ・「学力向上推進教員」配置教科（人数）・配置校
- ・山間小規模中学校1校に「山間小規模校中学校学力向上推進教員」を1名配置

(3) 総事業費（令和7年度予算額）

215,218千円

13 特別支援教育支援員配置事業

(1) 目的

障がいがある児童生徒について、個々の状況に応じた支援を行うとともに、安定した学級運営の維持を目的に、特別支援教育支援員を配置します。

(2) 事業内容

身体に障がいがあり医療的ケア・介護的ケア・安全確保を要する児童生徒へのケアなど、学習・生活支援を行います。

(3) 総事業費（令和7年度予算額）

62,994千円

14 A L T（英語指導助手）配置事業

英語を母国語とする英語指導助手（A L T）を各小中学校に配置しています。

小学校中学年は外国音声に慣れ親しませながら、言語や文化について体験的に理解を深め、コミュニケーション能力の素地を養います。小学校中・高学年では、身近なことについての基本的な表現によって「聞く」「話す」に加え、積極的に「読む」「書く」の態度の育成を含めたコミュニケーション

能力の基礎を養います。

中学校では文法訳読に偏ることなく、互いの考えや気持ちを英語で伝え合う学習を主に、身近な話題についての理解や表現、簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養います。

(1) A L Tの主な職務内容

- ア 英語又は外国語活動の授業に関する指導業務及び授業の企画補助及び提案
- イ 授業で使用する教材の作成補助及び提供
- ウ 学校行事や特別活動等の教育活動における外国語指導及び児童生徒との交流
- エ 教諭等に対する研修の援助及び研究活動に対する助言等

(2) A L Tの人数と受け持ち学校数

- ア 人数 18名（小学校10名、中学校8名[小中併設校含む]）
- イ 学校数 28 小学校・20 中学校（鉢盛中学校を含む）

(3) 総事業費（令和7年度予算額）

76,040 千円

15 トライやるエコスクール事業

(1) 目的

特色ある学校づくりの一環として、地域の歴史、文化、自然など特色ある素材の活用を図りながら、活力ある学校の創出を目指すとともに、学校教育における環境教育の充実を図ります。

(2) 事業内容

- ア 農作物の栽培、動物の飼育、交流学習、読書指導などそれぞれの学校の特色ある取組みを支援します。
- イ 地域の方を指導者として招き、歴史、文化、伝統工芸、福祉、スポーツなどを児童生徒に学習、体験させることにより、豊かな人間性を培うとともに変化に富んだ教育活動の創造を図ります。
- ウ 「小中学校環境教育支援事業」を活用し、環境に関する体験活動や知識・情報の習得などの実践を行います。

(3) 総事業費（令和7年度予算額）

小学校 7,230 千円 中学校 8,460 千円

16 学校教育情報化推進事業

子どもたちの情報活用能力の育成、教科指導におけるICTの活用及び校務の情報化を図るため、国のGIGAスクール構想に基づき整備した学習用の1人1台端末や校内の無線LAN環境の運用をはじめ、授業現場で必要なICT環境の整備を進めています。

特に、学習用1人1台端末は、令和8年2月末で機器リース期限が到来することを踏まえ、国補助金を活用した区市町村共同調達による端末更新を進めています。

(1) ICT機器の整備状況（令和7年3月31日現在）

名称等	1校当たりの設置状況	
	小学校	中学校
学習用端末 (タブレット端末) 計 18,879 台	1台/児童1人	1台/生徒1人
遠隔学習配信用機器 ・Webカメラ 計 220 台	1セット/学年	1セット/学年
・マイクスピーカー 計 773 台	1セット/学級	1セット/学級
モバイルWi-Fi ルーター 計 700 台	学習用端末利用に際し、インターネット通信環境がない家庭の利用等に配備	学習用端末利用に際し、インターネット通信環境がない家庭の利用等に配備
大型提示装置 (電子黒板等) 計 1,042 台	1台/普通教室、 特別支援学級 5台/特別教室	1台/普通教室、 特別支援学級 6台/特別教室
図書館端末 計 116 台	2台	2台
校務用端末 計 1,710 台	1台/教職員1人	1台/教職員1人

・その他ICT機器

学習等で用いる周辺機器類（書画カメラ、デジタルカメラ、学習素材投影装置等）を全小中学校に配備しています。

(2) ICT支援員の配置状況

令和2年度まで 1名

3年度から 計11名（4校当たり1名を配置）

7年4月現在 計13名

(3) 校務の情報化

ア 統合型校務支援システム（令和3年度から全小中学校で運用）

県市町村の共同調達により、教職員が「連絡掲示板」や「学籍管理（児童生徒名簿、出席簿、成績処理等）」や「帳簿作成（通知表、指導要録等）」等の機能を活用しています。

イ 学校と保護者とのコミュニケーションシステム（令和4年度から全小中校で運用）

保護者に対する「お便り配信」、学校に対する「欠席連絡」等、学校と保護者との双方向の情報伝達に係るICT化を実施しています。また、オンライン配信が可能な配布物（給食の献立表、教育関連行事、アンケート等）は、教育委員会の一斉配信に移行するなど、校務の効率化や負担軽減を引き続き進めています。

(4) 上記(1)から(3)までのほか、市立学校における「新しい時代の学び」や「未来思考の新たな学び」を研究、実践するDX推進モデル校のICT環境整備や情報活用に向けた検討を進めています。

(5) 総事業費（令和7年度予算額）

小学校 527,610千円 中学校 336,030千円

17 市立特別支援学校設置検討事業

(1) 概要

インクルーシブ教育の推進のため、障がいのある児童生徒が身近な地域で学べることを目指し、地域の小中学校に併置する形で市立特別支援学校設立を進めています。

(2) 取組状況

ア 令和5年度の知事と市長の意見交換以降、研究を開始し、市立特別支援学校の設置検討を開始し、令和6年度には市民対象の「特別支援教育フォーラム」を開催し、理解促進を図りました。

イ 令和7年4月に、教育委員会に特別支援学校設置準備室を設置し、有識者や市民の意見聴取を行いながら、令和11年度の市立特別支援学校開校に向け、具体的な学校の在り方の検討を進めています。

(3) 総事業費（令和7年度予算額）

190千円

18 学校給食

松本市の学校給食は、5か所の学校給食センター（西部、東部、梓川、波田、四賀）と、安曇、大野川、奈川小中学校の給食施設により、学校給食法に基づき安全安心で質の高い給食を児童・生徒に提供しています。また、老朽化した施設・設備について早急に解消できるよう、学校給食センターの再整備に向けた取組みを進めています。

(1) 学校給食センター再整備事業

ア 経緯

波田（昭和46年開設）及び梓川（昭和63年開設）学校給食センターは老朽化が著しく建替えるの必要があり、また西部学校給食センターは建設から24年が経過し、大規模な修繕が必要となっています。

イ 再整備基本方針（令和4年11月策定）

令和3年度から学校給食センター全体の再整備に向けて複数のプランについて検討を重ね、同年6月からの「再整備の基本的な考え方」についての住民説明会（7回開催）を経て、同年11月に「松本市学校給食センター再整備基本方針」を策定しました。

【再整備基本方針】

(ア) センター方式での再整備

- a 最大調理能力6,000食の高機能中規模センターを適地に2施設建設（将来的に西部・梓川・波田は廃止）
- b 東部学校給食センターの大規模改修（新学校給食センターと同等機能）
- c 高機能調理機を導入し効率的な調理を実施

(イ) 質の高い学校給食の実現

- a 現在の梓川・波田センターと同様のきめ細かい給食提供を行うため1,500食4ラインによる調理
 - b 調理時間の短縮により、手作り作業時間を増やし、メニューを多様化
 - c 1ラインの調理食数を1,500食にすることで地場産品の使用増
 - d 栄養士増員による、食育の充実及びアレルギー対応食の早期提供
- (ウ) 直営による運営
安全・安心な給食の提供を継続（公設・公営）

ウ 再整備基本計画（令和6年5月策定）

基本方針に基づき、再整備基本計画を策定しました。

(ア) 基本性能

- a 令和10年度の児童・生徒数の推計から、18,000食の提供食数が必要と想定
- b 効率的な調理動線や手作りを補助する高機能調理機器の導入等により、学校給食摂取基準を満たしたバラエティーに富んだ献立の実現
- c 温室効果ガス排出量削減のための環境負荷低減機能や、ICTによる食育ができる施設機能を検討
- d 炊飯施設を設置し、主食の献立の多様化や手作り調理の充実

(イ) 事業スケジュール等

a 第1新学校給食センター

令和10年4月の稼働を目指します。令和7年度は、実施設計業務、造成工事及び上水道工事を行い、令和8年度に建設工事に着手します。

※ 建設候補地の選定（令和5年度）

波田・梓川学校給食センターを廃止することから、波田・梓川地区での建設を最優先に検討しましたが、市街化区域の工業系用途地域又は工業団地内では、必要な敷地面積等を確保できる適地がなかったため、農地を含め複数の建設候補地について調査検討しました。

検討の結果、インフラの整備が比較的容易であることなどから、梓川小学校西側の公有地及び隣接する農地を建設用地として選定しました。

b 第2新学校給食センター

令和12年度以降の稼働を目指します。令和7年度は、建設候補地を選定し、建設に向けた具体的な事務を進めます。

c 東部学校給食センター

令和13年度以降の稼働を目指し、大規模改修を行います。

(2) アレルギー対応食提供事業

平成11年1月から、児童・生徒の原因食品に合わせたアレルギー対応食を提供しています。

「松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱」及び「松本市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に沿って、安全なアレルギー対応食を提供するとともに、個々の児童・生徒の症状等の特徴を情報共有し、食物アレルギーに対する正しい理解を深めるため、保護者との個別懇談会を毎年行っています。

対応食提供者数

(令和7年3月31日現在)

センター名	西部	東部	梓川	波田	四賀
提供人数	67人	50人	12人	12人	3人

(3) 給食の状況

ア センター給食

(令和7年5月1日現在)

センター名	場所	敷地面積	延床面積	建物構造	対象校	給食数	給食費 (保護者負担額)
西部 (H13.4)	野溝西 3-6-1	6,969.21 m ²	4,010.23 m ²	鉄骨造 2階建	小学校 11校 中学校 6校	7,743食	小学校 280円/食 中学校 330円/食
東部 (H21.8)	原 7-1	7,705.90 m ²	4,062.46 m ²	鉄骨造 2階建	小学校 11校 中学校 7校	7,525食	
梓川 (S63.12)	梓川梓 755	1,140.55 m ²	820.55 m ²	鉄骨造 平屋建	小学校 1校 中学校 1校	1,104食	
波田 (S46.4)	波田 10286-1	波田小学校 敷地内	546.35 m ²	鉄骨造 平屋建	小学校 1校 中学校 1校	1,346食	
四賀 (H25.4)	会田 1113	四賀小学校 敷地内	393.00 m ²	鉄骨造 平屋建	小学校 2校 (うち私立1校) 中学校 1校	302食 (うち私立 87食)	

イ 安曇・大野川・奈川小中学校

(令和7年5月1日現在)

施設	場所	建物面積	築年	給食数	給食費 (保護者負担額)
安曇小・中学校	松本市安曇 964	150 m ²	S43	88食	小学校 280円/食 中学校 330円/食
大野川小・中学校	松本市安曇 3886-1	196 m ²	H6	55食	
奈川小・中学校	松本市奈川 2281	65 m ²	S44	34食	

※ 給食費（保護者負担額）は、公費補助後の額（公費補助額：小学校 44円/日、中学校 57円/日）

ただし、私立学校は公費補助対象外

※ 給食費：パン・米飯・牛乳・給食原材料費分

社会教育

19 社会教育関連施設

(令和7年4月1日現在)

区分	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	
博物館	松本市立博物館	大手3丁目2番21号	32-0133	32-8974	
	分館	国宝旧開智学校校舎	開智2丁目4番12号	32-5725	32-5729
		松本民芸館	里山辺1313番地1	33-1569	33-1569
		旧山辺学校校舎	里山辺2932番地3	32-7602	32-7602
		松本市立考古博物館	中山3738番地の1	86-4710	86-9189
		松本市はかり資料館	中央3丁目4番21号	36-1191	36-1191
		松本市旧司祭館	開智2丁目6番24号	32-5725	32-5729
		旧制高等学校記念館	県3丁目1番1号	35-6226	33-9986
		窪田空穂記念館	和田1715番地1	48-3440	48-4287
		重要文化財馬場家住宅	内田357番地6	85-5070	85-5070
		松本市歴史の里	島立2196番地1	47-4515	48-0813
		松本市時計博物館	中央1丁目21番15号	36-0969	36-0973
		松本市山と自然博物館	蟻ヶ崎2455番地1	38-0012	38-0012
		松本市高橋家住宅	開智2丁目9番10号	33-1818	33-1818
		松本市四賀化石館	七嵐85番地1	64-3900	64-4239
松本市安曇資料館	安曇3480番地2	94-2134	94-2612		
地区公民館等	松本市中央公民館	中央1丁目18番1号	32-1132	37-1153	
	〃 第一地区公民館	〃	32-1550	32-1550	
	〃 第二地区公民館	本庄2丁目3番23号	39-3601	39-3602	
	〃 第三地区公民館	中央4丁目7番28号	36-7040	35-6344	
	〃 東部公民館	女鳥羽2丁目1番25号	36-8565	36-8551	
	〃 城北公民館	開智2丁目3番39号	38-0120	38-0121	
	〃 大手公民館	大手3丁目8番1号	39-5711	39-5712	
	〃 安原地区公民館	旭2丁目11番13号	39-0701	39-0702	
	〃 城東公民館	元町3丁目7番1号	34-0191	34-0192	
	〃 白板地区公民館	城西1丁目6番17-3号	35-7740	36-5497	
	〃 田川公民館	渚3丁目2番7号	27-3840	27-3841	
	〃 庄内地区公民館	出川1丁目5番9号	24-1811	24-1812	
	〃 鎌田地区公民館	両島5番50号	26-0206	27-2957	
	〃 松南地区公民館	芳野4番1号	26-1083	25-5337	
	〃 中山公民館	中山3746番地1	58-5822	85-1016	
	〃 島内公民館	島内4970番地1	47-0264	40-1264	
	〃 島立公民館	島立3298番地2	47-2049	40-1258	
	〃 新村公民館	新村2179番地7	48-0375	40-1625	
	〃 和田公民館	和田2240番地31	48-5445	40-1259	
	〃 神林公民館	神林1557番地1	58-2039	85-1159	
	〃 笹賀公民館	笹賀2929番地	58-2046	85-1146	
	〃 芳川公民館	野溝東2丁目10番1号	58-2034	85-1057	
	〃 寿公民館	寿豊丘424番地	58-2038	85-1099	
	〃 寿台公民館	寿豊丘649番地1	58-6561	86-7964	
〃 岡田公民館	岡田町517番地1	46-2313	45-1001		
〃 入山辺公民館	入山辺1509番地1	32-1389	37-0258		
〃 里山辺公民館	里山辺2943番地1	32-1077	37-0640		

	// 今井公民館	今井 2231 番地 1	59-2001	59-1004
	// 内田公民館	内田 2203 番地 1	58-2494	85-1071
	// 本郷公民館	浅間温泉 2 丁目 9 番 1 号	46-1500	45-1014
	// 松原地区公民館	松原 39 番地 1	57-2322	85-3103
	// 四賀公民館	会田 1001 番地 1	64-3112	64-2933
	// 安曇公民館	安曇 2741 番地 1	94-2301	94-2918
	// 奈川公民館	奈川 3301 番地	79-2121	79-2903
	// 梓川公民館	梓川梓 2285 番地 1	78-3000	78-3942
	// 波田公民館	波田 4417 番地 1	92-2268	92-7111
図書館施設	中央図書館	蟻ヶ崎 2 丁目 4 番 40 号	32-0099	37-1148
	南部図書館	芳野 4 番 1 号	26-1083	25-5337
	あがたの森図書館	県 3 丁目 1 番 1 号	32-1761	33-9986
	鎌田図書館	両島 5 番 50 号	26-0341	27-2957
	寿台図書館	寿豊丘 649 番地 1	58-7167	86-7964
	本郷図書館	浅間温泉 2 丁目 9 番 1 号	46-1262	45-1014
	中山文庫	中山 3533 番地 1	58-5666	58-5671
	島内図書館	島内 4970 番地 1	48-2711	48-2712
	空港図書館	今井 4237 番地 1	86-8460	86-8461
	梓川図書館	梓川倭 562-1	76-2070	76-2071
	波田図書館	波田 10106 番地 1	92-7503	92-7505
	村井駅サービスポイント	村井町南 1 丁目 36-14	32-0099	37-1148
	四賀公民館図書室サービスポイント	会田 1001 番地 1	(中央図書館)	(中央図書館)
	社会教育文化施設等	あがたの森文化会館	県 3 丁目 1 番 1 号	32-1812
教育文化センター		里山辺 2930 番地 1	32-7600	32-7604
池上百竹亭		丸の内 10 番 31 号	32-0141	32-0141
青少年ホーム		芳野 4 番 1 号	26-1083	25-5337
ふれあいパーク乗鞍		安曇 4855 番地 100	93-1122	93-1122
奈川文化センター夢の森		奈川 3301 番地	79-2121	79-2903
Mウイング文化センター		中央 1 丁目 18 番 1 号	32-1132	37-1153

20 教育文化センター

- (1) 位置 松本市里山辺 2930 番地 1
- (2) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 3 階建（一部地下 1 階、塔屋 2 階）延床面積 4,135.45 m²
- (3) 建設費 1,338,700 千円
- (4) 竣工 昭和 58 年 6 月 30 日
- (5) 開館 昭和 58 年 10 月 1 日
- (6) 利用状況

年度	総利用者数	左 の 内 訳		使用料	観覧料
		会議室等利用者数	観覧者数		
4	17,272	9,958	7,314	1,112 (千円)	1,058 (千円)
5	20,370	11,164	9,206	1,313 (千円)	886 (千円)

6	19,540	11,502	8,038	390 (千円)	1,073 (千円)
---	--------	--------	-------	----------	------------

※ 教育文化センター主催事業関連の利用者数・観覧者数は除く。また、科学展示室は無料開放のため、観覧者数から除く。

(7) 施設内容

ア 科学博物館（休館日：月曜（祝日の場合はその翌日）・12月29日～1月3日）

自然科学を主に扱う博物館（科学展示室、プラネタリウム、天体観測室）

(ア) 科学展示室

科学の原理等をテーマにした展示（休館日を除き毎日一般公開）

(イ) プラネタリウム

一般投映（土・日曜日・祝日）、特別投映（学校、社会教育団体等の希望で随時投映等）及び星空の投映と楽器の生演奏、日本浮世絵博物館や松本城等とのコラボレーション企画、星空プログラミング（番組制作講座）を開催

(ウ) 天体観測室

星空散歩（星の観望会）、太陽観測の開催

イ 視聴覚センター

プログラミングやロボティクス、データサイエンス等のICT関連講座を開催

ウ 教育支援センター

(ア) 山辺教育支援センター

不登校児童生徒の相談や支援

(イ) オンライン教育支援センター（令和6年10月～）

オンラインを活用して居場所や社会とのつながりを提供

エ 松本市教育会

松本市内教育団体の活動に会議室を提供

(8) 主催事業・講座

ア アルプスタディ（教文学習）

市内の小学校5年生、中学校1年生等を対象とした科学やプログラミングに関する体験学習

イ 市民講座

天体観測、サイエンス☆ラボ、ICT関連講座等大人から子どもまで参加し、身近に科学を体験することのできる実践講座

ウ 探究パック

学校や公民館等の要望に基づき、探究的な学びのサポートをするもの。授業づくりの支援や講座の受け入れ、プログラミング関連等の各種教材の貸出しを実施

エ その他

信大連携サイエンスカレッジ、星空音楽館、星空コンサート、ラボメンバーズ企画等

(9) 教育文化センター再整備事業

令和6年度は、実施設計に着手し、空調更新関連を主とした、工事の基本的な内容について検討しました。令和7年度は、実施設計の2年目として、工法、工事範囲及び期間等について具体的に検討を進め、実施設計の完成を目指します。

(10) セイコーエプソン株式会社との連携事業

セイコーエプソン株式会社と教育分野において連携し、プロジェクターによる映像の投影等が学習にもたらす効果について実践検証を進め、教育の質の向上を図るものです。教育文化センターの各種事業等で映像を活用します。

21 生涯学習推進事業

本市では、地区公民館、町内公民館、地区福祉ひろばなどをはじめとするコミュニティ施設で、その役割や機能に応じた学習活動が展開されています。社会環境の変化に対応した生涯学習を推進するため、令和4年6月に改訂した松本市教育振興基本計画「生涯を通じた学びを保障する学都松本」を生涯学習の指針として、コミュニティ活動施設、関係機関等と十分に連携をとりながら事業を進めています。

さらに、子どもたちを地域全体で見守り育てる「地域とともにある学校づくり」を目指し、地区の特性を生かしながら、学校、家庭、地域の連携・協働によるコミュニティ・スクール事業を展開しています。

(1) 松本市出前講座「いい街つくろう！パートナーシップまつもと」の実施

市民と市職員がパートナーとなり、市民が主役となる街づくりを進めるため、平成16年12月から市の政策や業務など市民生活に密着したテーマに関する出前講座を実施し、市民の要望に応じて担当職員が地域へ出向いています。また、講座のメニューには、市や公共的機関が行っている業務や政策など、144の講座を用意しています。

(2) 地区公民館の整備

中央公民館のほか35地区の地区公民館について、個別施設計画に基づく中間補修及び大規模改修等による施設の長寿命化等の整備を進めます。

本年度の主な整備事業

施設名	事業内容	本年度事業費	着手年月	完了予定年月
Mウイング (中央公民館)	建築主体(第4期)工事	3,130千円	R7年8月	R7年11月
	電気設備(第4期)工事	88,330千円	R7年8月	R8年3月
	機械設備(第4期)工事	79,310千円	R7年8月	R7年11月
新村公民館	建築主体工事(増築)	59,180千円	R7年8月	R8年3月
	電気設備工事(増築)	6,369千円	R7年8月	R8年3月
	機械設備工事(増築)	10,736千円	R7年8月	R8年3月
奈川公民館	公民館解体工事	14,900千円	R7年11月	R8年8月

※ Mウイング(中央公民館)は、第1期から第4期まで4か年で実施。

(3) 生涯学習情報の提供、啓発等

ア 生涯学習情報誌「学びの森いんふおめーしょん」の発行(年3回)

イ 地域の指導者・団体に係る情報を登録した「生涯学習ファイル」の充実

(4) コミュニティ・スクール事業の展開

ア 公民館が学校と地域を結ぶコーディネーター役となり、地域全体で子どもを育てる意識向上を図ります。

イ 身近な地域で大人に見守られ、安心して豊かな感性や感受性を育み、地域の特性を生かした様々

な体験を積み重ねることで、変化が激しく予測がしにくいこれからの時代をたくましく生き抜いていく子どもたちを育成し、将来の担い手育成につなげます。

ウ 学校の負担軽減や、地域・保護者・子ども・学校関係者のニーズにあった連携・活動を加速させるため、令和5年度から大野川小・中学校、令和7年度から四賀小・会田中学校、筑摩小学校をそれぞれモデル校として、国制度のコミュニティ・スクール事業（学校運営協議会・地域学校協働本部・地域学校協働活動推進員の設置）の取組みを行っています。

(5) 地区公民館フリースペース開放事業の実施

ア 地区公民館に学習・活動をするためのフリースペースを開設し、学生が集い学ぶ場として令和6年8月から7地区(庄内・第三・城東・白板・島内・芳川・寿)で事業を開始しました。

イ 公民館をフリースペースとして開放することを切り口に、若者と公民館の接点を生み出し、放課後や休日の学生の居場所を創出するだけでなく、地域住民・団体との交流や若者の積極的な公民館利用へつなげ、「多世代が交流する公民館」への変革を進めます。

ウ 令和6年8月から令和7年3月まで、総数2,306人の利用がありました。

22 あがたの森文化会館

(1) 位置 松本市県3丁目1番1号

(2) 構造・規模 木造2階建本館及び講堂2棟 延床面積 3,611.11㎡
竣工 本館大正9年8月、講堂大正11年8月

(3) 施設内容 ・ホール(300人) 大会議室4室 中会議室8室 小会議室5室
・開館時間 午前9時～午後10時(日曜日は午前9時～午後5時)
・休館日 月曜日、国民の祝日(祝日が日曜日、月曜日に当たる時は月・火曜日休館)、12月29日～翌1月3日

(4) 開館 昭和54年10月1日(あがたの森文化会館)

(5) 重要文化財指定 平成19年6月18日 名称:旧松本高等学校 本館、講堂

(6) 利用状況

年度	総利用件数	総利用者数	減免利用件数	使用料
4	3,309件	29,237人	2,809件	2,809千円
5	3,335件	29,237人	2,741件	2,540千円
6	4,477件	38,865人	3,666件	3,636千円

※ 令和4・5年度は耐震補強工事に伴い、本館北棟と南棟一部に貸館の制限がありました。また、令和5年度は外壁塗装工事に伴い、8月～2月に講堂の貸館に制限がありました。

(7) 重要文化財旧松本高等学校校舎整備事業

平成22年度に実施した耐震予備診断の結果において、基準値を満たさない項目があったため、文化庁が定めた「重要文化財(建造物)耐震診断指針」に沿い、耐震補強工事を進めました。平成26・27年度に耐震基礎診断を実施。平成28年度は壁の耐力度試験を行い、データに基づいた補強案を作成しました。

また、重要文化財旧松本高等学校保存活用計画策定委員会を設置し、建物の保護と活用の方針を検討し、防災計画を含めた保存活用計画を策定(平成28年度)しました。平成29年度は文化庁指導のもと、「糸魚川-静岡構造線断層帯」を起因とする地震動を考慮した追加の耐震基礎診断を実施

し、その結果を踏まえた耐震補強工事の実施設計を行いました。

平成30年度から6か年の計画で耐震補強工事（講堂Ⅰ～Ⅲ期、本館Ⅰ～Ⅳ期）に着手し、工区毎に部分休館をしながら工事を進め令和5年度に工事を完了し、令和6年度に耐震補強工事報告書を作成・刊行し耐震対策事業を完了しました。併せて令和3年度から外壁塗装工事を開始し、令和5年度に本館北棟・講堂を実施し、外壁塗装改修事業を完了しました。

また、令和3年度耐震補強工事において、床下の蒸気配管保温材からアスベストが検出されたため、利用者等の安全性を考慮し、4年度までに蒸気配管（保温材を含む。）をすべて撤去しました。

令和7年度は、防災対策事業や保存修理工事などの整備事業を実施するために、保存活用計画の見直しを行い、第Ⅱ期計画を策定します。

23 池上百竹亭

- (1) 位置 松本市丸の内10番31号
- (2) 概要 池上喜作氏の遺族から建物の寄贈を受けたことを契機に、住居、茶室、庭園等を整備し、生涯学習施設・文化施設として広く施設の提供を行うことにより、教育文化活動振興の場として活用されています。

今後は、松本城近傍の立地条件を活かし、観光施設としての活用に向け検討を進めてまいります。

- (3) 構造・規模
- ・敷地面積 1,038.74 m²
 - ・整備内容
 - 建物 居宅 木造平屋建 122.60 m²
 - 茶室 木造平屋建 16.52 m²
 - 庭園 茶庭として整備 95.75 m²
 - 日本庭園として整備 216.00 m²
- (4) 施設内容
- ・和室3室、茶室、勝手場、事務室、庭園
 - ・開館時間 午前9時～午後9時
 - ・休館日 月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、当該日以後の休日に当たらない最初の日）
12月29日～翌1月3日

- (5) 建設費 49,330千円
- (6) 竣工 平成8年1月31日
- (7) 開館 平成8年7月1日
- (8) 利用状況

年度	開館 日数	利用 日数	利 用 内 訳				使用料 円
			公的団体等 件	文化団体 件	そ の 他 件	総 数 件	
4	313	204	9	137	109	255	289,240
5	309	213	23	149	103	275	286,480
6	309	233	22	135	96	253	151,720

- (9) 管理運営 平成19年度から指定管理者制度を導入

- ・平成 19～22 年度 (社) 松本地域シルバー人材センター
- ・平成 23～28 年度 (一社) 梓川ふるさと振興公社
- ・平成 29 年度～令和 6 年 12 月 (公社) 松本地域シルバー人材センター
- ・令和 7 年 1 月～ 直営による管理

24 ふれあいパーク乗鞍

- (1) 位置 松本市安曇 4855 番地 100
- (2) 概要 旧安曇村時代に一般廃棄物最終処分場を当地に建設するにあたり、その影響を少しでも緩和し、地域のコミュニティ形成の一助とする目的で建設されました。
- (3) 構造・規模
- ・敷地面積 11,997 m²
 - ・整備内容 建物 鉄骨造平屋建 979.15 m²
- (4) 設備内容
- ・多目的ホール、カルチャー教室、調理室、和室、事務室、団らんホール、屋根付広場、自転車置場、駐車場
 - ・開館時間 午前 9 時～午後 9 時
 - ・休館日 12 月 29 日～翌 1 月 3 日
- (5) 建設費 318,627 千円
- (6) 竣工 平成 15 年 3 月 31 日
- (7) 開館 平成 15 年 4 月 1 日
- (8) 利用状況

年度	利用件数			利用者数			使用料 円
	有料	無料	総数	有料	無料	総数	
	件	件	件	人	人	人	
4	8	147	155	141	1,677	1,818	22,950
5	14	203	217	172	2,596	2,768	18,720
6	13	241	254	168	2,563	2,731	22,880

- (9) 管理運営 平成 20 年度から指定管理者制度を導入
指定管理者 ふれあいパーク乗鞍管理委員会

25 公民館

- (1) 中央公民館 (Mウイング文化センター)

ア 構造・規模 鉄骨造、地上 7 階、延面積 8002.90 m² (第一地区公民館・女性センター・多文化共生プラザ・中央保健センター・第一地区福祉ひろばを含む。)

イ 竣工期日 平成 11 年 4 月 12 日

ウ 施設内容 ホール (360 人) レクリエーション室 大会議室 中会議室 5 室 中視聴覚室 小視聴覚室 2 室 特別室 4 室 (工作室、保育室、料理実習室、和室)、図書室・談話室・展示コーナー・学習スペース

- (2) 地区公民館 (35 館)

「社会教育 17 社会教育関連施設一表」のとおり

(3) 中央公民館及び地区公民館の事業（令和5年度）

- ア 世代別学習活動・・・青少年・成人・高齢者対象講座
- イ 人権平和学習・・・日本語講座、人権教育講座、人権教育指導者養成講座、平和問題学習
- ウ 男女共同参画学習・・・男女共同参画学習講座、家庭教育講座、子育て講座
- エ 健康事業・・・体育・レクリエーション活動、健康学習、食育講座
- オ 地域・人づくり学習・・・コミュニティスクール事業、地域づくり講座・懇談会
- カ 福祉学習・・・福祉ひろばとの連携講座、地域福祉学習講座
- キ 文化活動・・・歴史文化講座、芸術文化祭、文化活動グループの作品展
- ク 広報活動・・・公民館報、公民館だよりの発行、学習情報の提供
- ケ 町内公民館への支援等・・・町内公民館長研修会、振興業務委託、整備補助金
- コ その他・・・学習相談及び学習グループ等の育成、公民館研究集会

(4) 利用状況

年 度	名 称	利 用 件 数 (件)	利 用 人 数 (人)
4	中央公民館 (Mウイング文化センター)	4,378	103,338
	地 区 公 民 館	46,681	453,433
	計	51,059	556,771
5	中央公民館 (Mウイング文化センター)	4,818	112,538
	地 区 公 民 館	50,410	538,689
	計	55,228	651,227
6	中央公民館 (Mウイング文化センター)	4,865	157,108
	地 区 公 民 館	54,975	568,662
	計	59,840	725,770

26 町内公民館支援

(1) 町内公民館の活動

町内公民館は、各町会の自主的活動の場として、規模・施設内容とも多様ですが、それぞれ地域性を生かした学習、文化、スポーツ活動を実施しています。

その自主性を尊重しながら、より効果的な充実等をはかるため、町内公民館長の研修会等を通じて活動の支援を進めています。

(2) 市内 484 町会のうち 426 町会に町内公民館施設があります。

(3) 整備補助金

ア 一般建設費

区 分			捕 助 内 容			備 考	
			補助対象経費の算出	補助率	限度額		
建物	新築	単独町会等	実際の整備費	2/3	万円 1,000	未設置町会等が新築する場合	限度額まで交付を受けた場
				1/2	1,000		

	複数町 会等		2/3	1,000 × 当該 町会等の数	複数の未設置町会等が新築し、共有の 公民館を設置する場合（未設置町会等 と既設置町会等が新築し、共有の公民 館を設置する場合の未設置町会等を 含む。）	合、新築 及び改 築につ いては 10年、 その他 の区分 につい ては5 年を経 過しな ければ 次の補 助対象 となら ない。		
			1/2	1,000 × 当該 町会等の数	複数の既設置町会等が新築し、共有の 公民館を設置する場合（未設置町会等 と既設置町会等が新築し、共有の公民 館を設置する場合の既設置町会等を 含む。）			
			改 築	単独町 会等	同上		1,000	
				複数町 会等			1,000 × 当該 町会等の数	未設置町会等と既設置町会等が改築 し、共有の公民館を設置する場合
			増 築	単独町 会等	同上		600	新、改築時に補助金の交付を受けてい る場合の限度額は、400万円とする。
				複数町 会等			600 × 当該町 会等の数	未設置町会等と既設置町会等が増築 し、共有の公民館を設置する場合
	改修			2/3	500			
	既 設 建 物 取 得	単独町 会等	取得価格又は 基準価格×延 床面積のい ずれか低い額	2/3	1,000		未設置町会等が既設建物を取得する 場合	
				1/2	800		既設置町会等が買い増しにより既設 建物を取得する場合で、既に補助金の 交付を受けているときの限度額は、 400万円とする。	
		複数町 会等		2/3	1,000 × 当該 町会等の数		複数の未設置町会等が既存建物を取 得し、共有の公民館を設置する場合 （未設置町会等と既設置町会等が取 得し、共有の公民館を設置する場合の 未設置町会等を含む。）	
1/2				800 × 当該町 会等の数	複数の既設置町会等が既存建物を取 得し、共有の公民館を設置する場合 （未設置町会等と既設置町会等が取 得し、共有の公民館を設置する場合の 既設置町会等を含む。）			
土 地	単独町 会等	（適正な敷地 面積又は取得 面積のいづ れか小さい面 積）×（取得 価格又は基準 価格のいづ れか低い額	2/3	1,000	1館につき、1回のみ申請とする。			
	複数町 会等			1,000 × 当該 町会等の数	複数の未設置町会等が共有の公民館 を設置する場合で、共有の敷地を取 得するとき			

※ 既設置町会等の2館目以後の町内公民館に係る限度額は、定められた限度額に0.8を乗じて得た額とします。

イ 単独福祉関連・耐震補強整備費

捕 助 内 容				備 考
補助対象となる工事	補助対象経 費の算出	補助率	限 度 額	

1 福祉関連整備 (1) 玄関 スロープ設置工事 (2) トイレ 洋式化工事、洗面台の設置工事、車いすスペース確保のための改修工事 (3) 台所 厨房機器の改修工事 (4) 階段 エレベーターの設置工事、階段の改修工事 (5) その他 長野県福祉のまちづくり条例(平成7年長野県条例第13号)第10条第1項に規定する特定施設整備基準を満たす工事で、建物の主体に係るもの 2 耐震補強整備 耐震診断に基づく耐震補強工事	実際の整備費	2/3	万円	限度額まで交付を受けた場合、5年を経過しなければ、次の補助対象とならない。
			500	

ウ 借上料

区 分		捕 助 内 容		
		補助対象経費の算出	補助率	限度額
借地	平成7年4月1日以降の借地契約により新規に公民館を設置するもの	近傍路線価×借地面積×1.3/100と実際の契約額のいずれか低い方の額	契約年度を含む3ヵ年10/10 上記以降1/2	万円/年 5
	上記以外のもの		1/2	
借家	平成7年4月1日以降の借家契約により新規に公民館を設置するもの	(建物評価額+近傍路線価×建築基準法上必要な面積)×1.3/100と実際の契約額のいずれか低い方の額	契約年度を含む3ヵ年10/10 上記以降1/2	5
	上記以外のもの		1/2	

(備考) 複数の町会等が借地又は借家する場合の補助金の限度額は、1年間につき5万円×当該町会等の数とします。

エ 解体除却費

捕 助 内 容				備 考
補助対象となる工事	補助対象経費の算出	補助率	限 度 額	
既存建物等の取壊しに要する工事費	実際の整備費	1/2	万円 200	限度額まで交付を受けた場合、5年を経過しなければ、次の補助対象とならない。
			200×当該町会等の数 (複数の町会等が共有する公民館の整備を行う場合)	

(4) 振興業務委託の実績

公民館活動の振興を図るため市内35地区内の各町内公民館に業務委託をしました。

年度	件数	委託料(千円)
6	475	14,667

27 中央図書館

明治24年5月に開智書籍館の名称で創設され、大正10年2月、松本市立図書館として発足しました。平成3年10月新中央図書館としてオープン、南部、あがたの森、鎌田、寿台、本郷、中山文庫、

島内、空港、梓川、波田の10分館を設置しています。

(1) 中央図書館の規模

建築面積 1,932.25㎡ 延床面積 4,831.64㎡
 構造 鉄筋コンクリート造3階建
 竣工 平成3年9月25日
 総事業費 1,956,000千円

(2) 令和7年度予算額（人件費を除く）

図書館費 351,870千円
 うち資料整備事業費 87,910千円

(3) 中央図書館及び各分館の概要 (令和6年度末現在)

館名	住所	開設年月	蔵書数 (冊)	年間貸出 (冊)	調査件数 (件)
中央図書館	蟻ヶ崎2-4-40	大正10年2月	706,179	601,254	4,083
南部図書館	芳野4-1	平成2年5月	77,637	243,571	1,039
あがたの森図書館	県3-1-1	昭和54年10月	25,329	74,906	953
鎌田図書館	両島5-50	平成2年4月	34,559	72,789	245
寿台図書館	寿豊丘649-1	平成5年4月	30,183	71,384	710
本郷図書館	浅間温泉2-9-1	平成11年4月	38,785	92,132	2,276
中山文庫	中山3533-1	平成13年4月	171,569	39,895	398
島内図書館	島内4970-1	平成13年5月	37,537	76,717	808
空港図書館	今井4237-1	平成14年4月	49,505	84,261	262
梓川図書館	梓川倭562-1	平成24年5月	57,531	69,494	503
波田図書館	波田10106-1	平成7年4月	102,024	89,675	333
計			1,330,838	1,516,078	11,610

※ 図書館システム更新のため、令和6年9月12日から9月25日まで全館休館

(4) 団体貸出

団体名	年間貸出冊数(冊)	施設・団体数(団体)
読書会	362	1
高齢者施設	1,544	5
児童施設	9,075	21
学校	1,568	7
地区公民館	8,435	14
市施設等	1,998	3
計	22,982	51
(障害者等家庭配本)	(2,932)	(45人)

(5) 子どもの読書活動の推進

子どもが読書に親しめる環境づくり、子どもの読書活動の普及・啓発及び子どもと本をつなぐ人材の育成、家庭・地域・団体・学校・施設等の連携体制づくりを進めています。

(6) 松本市図書館未来プランに基づく事業の推進

令和4年10月に策定した松本市図書館未来プランに位置付けられた施策の柱及び具体的な取組みに沿って事業を推進し、基本理念「出会う つながる ガク都の広場」を具現化するための取組み

を推進します。

(7) 図書館からの情報発信

市民に図書館をより身近に感じていただき、図書館の利用促進を図るため、図書館からの情報発信を行っています。

平成 24 年 12 月 図書館ホームページの開設

平成 25 年 4 月 「図書館だより」を月 1 回発行

平成 26 年 4 月 FMまつもとの「まつもと日和」に月 1 回出演（第 2 木曜日）

平成 28 年 4 月 Facebook ページ「松本市図書館～アルプスの山々に囲まれた～」を開設

令和 5 年 4 月 X（旧 Twitter）アカウントを開設

令和 7 年 8 月 LINE アカウントを開設

(8) 図書館利用者サービスの充実

ア 中央図書館では、夏期期間の土・日曜日及び休日の開館時間の延長を実施しているほか、平成 30 年 4 月から中央図書館の休日の翌日振替休館を廃止して利用者サービスの充実を図りました。

イ 平成 30 年度に図書館ホームページをリニューアルし、松本市図書館、松本市美術館コレクション、まつもとの文化財、松本まるごと博物館収蔵品、全国遺跡報告総覧（松本市が発行した資料）、松本市文書館収蔵目録検索等を横断検索できる外部サイト『松本市の地域資料検索「まつサーチ」』を開設しました。

ウ 令和 4 年 8 月から県と市町村による協働電子図書館「デジとしょ信州」へ参加し、令和 5 年 10 月から、視覚に障がいがある方のためのアクセシブルライブラリーの利用登録を開始しました。令和 6 年 3 月から図書館利用者カード新規登録、再発行、更新（有効期間の更新、登録内容の変更）、デジとしょ信州の利用登録について電子申請で受付を開始しました。

エ 令和 6 年 10 月から村井駅 2 階待合・学習スペース及びサービスポイントを開設、令和 6 年 11 月から四賀公民館図書室にサービスポイントを開設し、予約資料の受け取りと返却を可能としました。

19 広域消防

1 消防の概要

高速交通網の発達や都市化の進展などに伴い、災害が複雑・多様化する中で、平成5年4月1日、当時の松本地域19市町村(現在8市村)を一体化した松本広域消防局が発足し、常備消防体制と非常備消防体制との連携による、安全・安心な地域社会の実現に向けた消防施策を推進してきました。

社会情勢や住民ニーズの変化に対応した消防・救急・救助体制の充実や住民の安心で安全な暮らしを確保するために必要な予防体制の強化を進めるとともに、大規模災害や特殊災害時における危機管理体制の整備に努めています。

消防署の現有勢力(松本広域消防局中松本市管内分)

消防団の現有勢力

(令和7年4月1日現在)

(令和7年4月2日現在)

区 分	消 防 署							消 防 団					
	職 員 数	は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車	消 防 ポ ンプ 車	救 急 車 (ドクターカー兼)	そ の 他 の 車 両	分 団 数	団 員 数	消 防 ポ ンプ 車	積 載 車	小 型 動 力 ポ ンプ	指 揮 広 報 車
総数	人 270	台 2	台 1	台 1	台 16	台 10	台 55	分団 39	人 1,675	台 28	台 92	台 48	台 2
消防局 (囑託を除く)	47	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-
丸の内消防署	24	1	-	-	1	1	5	-	-	-	-	-	-
〃 庄内出張所	14	-	-	-	1	1	3	-	-	-	-	-	-
芳川消防署	22	-	-	-	2	1	6	-	-	-	-	-	-
〃 神林出張所	13	-	1	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-
渚消防署	35	1	-	1	3	2	5	-	-	-	-	-	-
本郷消防署	22	-	-	-	2	1	5	-	-	-	-	-	-
〃 山辺出張所	13	-	-	-	1	-	4	-	-	-	-	-	-
梓川消防署	22	-	-	-	2	1	3	-	-	-	-	-	-
〃 安曇出張所	14	-	-	-	1	1	3	-	-	-	-	-	-
明科消防署	22	-	-	-	1	1	4	-	-	-	-	-	-
山形消防署	22	-	-	-	2	1	3	-	-	-	-	-	-

2 火災の概要

令和6年中の松本市における火災の概況は、出火件数は56件で前年に比較して1件増加、死者は10人で7人増加、損害見積額は176,500千円で122,826千円(228.8%)増加となっています。

年	火災 件数	罹災世帯			焼損面積		死傷者		損害見積額(千円)
		全損	半損	小損	建物㎡	林野a	死者人	傷者人	
4	62	9	3	28	2,026	11	2	11	170,943
5	55	7	2	15	1,174	360	3	5	53,674
6	56	12	2	20	2,636	810	10	11	176,500

3 救急活動状況

令和6年中の松本市における救急活動状況は、救急出動件数が12,716件、搬送人員が11,789人と前年に比較して、件数で453件(3.5%)増加、搬送人員で394人(3.3%)増加しています。

なお、1日に35件の割合で救急隊が出動し、市民の20人に1人が救急車により病院に搬送されたこととなります。

年	総 数	火 災	交 通	労 働 災 害	一 般 負 傷	急 病	そ の 他	搬送人数			不 搬 送 (件)
								計(人)	男(人)	女(人)	
4	11,818	43	700	70	1,734	8,032	1,239	11,045	5,603	5,442	845
5	12,263	44	685	83	1,777	8,424	1,250	11,395	5,761	5,634	950
6	12,716	50	668	85	1,898	8,713	1,302	11,789	6,013	5,776	995

4 ドクターカー運用状況

救急現場で医療処置を行うことにより、傷病者の救命を図ることを目的として、昭和57年6月から運用を開始し、24時間体制で信州大学医学部附属病院高度救命救急センターと相澤病院救命救急センターの医師が搭乗し、運用しています。

また、松本広域圏の医療機関、県の関係機関及び市町村で構成する「松本広域圏救急・災害医療協議会」に「ドクターカー等管理運営委員会」を置き、円滑な運用を図っています。

令和6年中のドクターカー運用状況は、出動件数が50件、搬送人員が30人と前年に比較して、件数で5件(11.1%)増加、搬送人員で8人(36.3%)増加となっています。

年	総数	火災	交通	労働災害	一般負傷	急病	その他	搬送人数			不搬送(件)
								計(人)	男(人)	女(人)	
4	27	1	7	2	4	3	10	19	9	10	8
5	45	-	6	3	2	9	25	22	16	6	23
6	50	-	6	-	7	12	25	30	21	9	15

5 危険物施設数

消防法別表に定める指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取り扱う製造所等の許可施設は 875 施設です。

総数	製造所	貯蔵所							取扱所			
	製造所	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	第一種販売	第二種販売	一般
875	1	69	78	19	254	-	190	8	132	1	3	120

6 防火対象物数・消防同意数

消防法第7条による消防同意件数は 250 件、また消防法施行令別表第1に掲げる防火対象数は 10,703 対象物です。

区分	丸の内消防署	庄内出張所	芳川消防署	神林出張所	渚消防署	本郷消防署	山辺出張所	梓川消防署	安曇出張所	明科消防署	山形消防署	合計
防火対象物数	1,620	988	1,796	1,081	2,551	788	701	329	372	135	342	10,703
消防同意数	42	42	35	23	63	12	16	5	1	-	11	250

7 消防水利の状況

国の消防水利の基準に基づき、消防水利を必要に応じて整備しています。

合計	消火栓		防火水槽		その他指定水利等
	公設	私設	公設	私設	
8,285	6,812	60	1,322 (※)	91	152

※20トン以上の防火水槽数

8 中高層建築物状況

都市環境の整備、空間有効利用等から本市においても都市化が進み、建築物の中高層化が進展し、その使用形態も複雑化している現況から、これら中高層建築物の火災に対応できる装備の充実を図るとともに訓練強化に努めています。

階別	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計
総数	1,913	432	248	122	55	29	20	28	6	4	5	6	9	2,877